

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・矢野達雄 (アイウエオ順)

一 はじめに

二 陪審公判一覧表

- 1 京都 京都地方裁判所における陪審公判一覧表
- 2 奈良 奈良地方裁判所における陪審公判一覧表
- 3 大津 大津地方裁判所における陪審公判一覧表
- 4 和歌山 和歌山地方裁判所における陪審公判一覧表

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

- 1 京都 京都地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 2 奈良 奈良地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 3 大津 大津地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
- 4 和歌山 和歌山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

- 1 京都 (一) 説示・問書
- 2 奈良 (一) 問書・答申
- 3 和歌山 (一) 説示・問書・(二) 問書・答申

五 刑事判決書

- 1 京都
 - ① 京都地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月一六日判決
 - ② 大審院殺人上告事件昭和四年七月二〇日判決
 - 2 京都地方裁判所強盗殺人未遂被告事件昭和四年六月一日判決
 - 3 京都地方裁判所放火被告事件昭和四年七月八日判決
 - 4 京都地方裁判所放火被告事件昭和五年二月一二日判決
 - 5 京都地方裁判所殺人未遂被告事件昭和五年三月一〇日判決
 - 6 大審院殺人未遂上告事件昭和五年七月五日判決
- 2 奈良
 - ① 奈良地方裁判所殺人未遂被告事件昭和四年一月二五日判決
 - ② 奈良地方裁判所放火被告事件昭和四年二月七日判決
 - ③ 奈良地方裁判所殺人被告事件昭和五年五月三日判決
 - 3 大津
 - ① 大津地方裁判所強姦致傷被告事件昭和五年七月一九日判決

- ② 大津地方裁判所殺人被告事件昭和二年八月九日判決
- ② 大審院殺人上告事件昭和十三年一月二十四日判決
- ② 京都地方裁判所殺人被告事件昭和十三年五月九日判決
- ② 大阪控訴院殺人控訴事件昭和十四年三月一八日判決
- ② 大審院殺人上告事件昭和十四年七月一〇日判決

4 和歌山

- ① 和歌山地方裁判所殺人及尊属殺人未遂被告事件昭和四年二月一八日判決
- 六 新聞報道に見る陪審公判

1 京都

(一) 陪審法の実施に関する報道・(二) 陪審公判に関する報道(以上、「修道法学」第三八巻第一号)

2 奈良

(一) 陪審法の実施に関する報道・(二) 陪審公判に関する報道(以下、「修道法学」第三八巻第二号)

3 大津

(一) 陪審法の実施に関する報道・(二) 陪審公判に関する報道

4 和歌山

(一) 陪審法の実施に関する報道・(二) 陪審公判に関する報道

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想

1 京都

(一) 弁護士の感想

2 奈良

(一) 弁護士の感想

3 和歌山

(一) 判検事の感想・(二) 弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

1 京都

(一) 判事の閲歴・(二) 検事の閲歴・(三) 弁護士の閲歴

2 奈良

(一) 判事の閲歴・(二) 検事の閲歴・(三) 弁護士の閲歴

3 大津

(一) 判事の閲歴・(二) 検事の閲歴・(三) 弁護士の閲歴

4 和歌山

(一) 判事の閲歴・(二) 検事の閲歴・(三) 弁護士の閲歴

九 おわりに・「追記」

六 新聞報道に見る陪審公判(続き)

2 奈良

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日大和版」昭和三年一月七日

模擬裁判や講演と映画で

陪審制度を民衆に知らす

裁判所の宣伝計画

我が国司法制度に一新紀元を画する陪審裁判は、いよいよ本年十月一日から実施に内定している。

奈良地方裁判所では、所要陪審員候補者を奈良県下各市町村に割当て、各市町村では昨年九月一日現在により陪審員候補者を選び、資格者名簿に本づき、これが候補者一万九千二百九十八名を抽籤で選定し、それら本人に通知し、名簿は裁判所へ備へつけられ陪審員の人事関係は客年中に大体完了し、陪審法廷の建築は、四月の年度変り早々着工することになってゐる。かくして、選定された陪審員候補者は、陪審に附すべき刑事事件が起つた場合、裁判所長の行ふ抽籤により三十六名が選定され、公判期日に呼出され、さらにそ

の中から十二名が選ばれて陪審裁判に参与するのである。

資格者調査にあたって、資格条件の読み書きをなし得るものについて、各町村によって見解が相違し、調査の乱雑なものもあって一様でないやうで、また陪審員候補者に選定されながら、こんな役目はご免被りたいと申出る者や反対に名簿洩れに不服を申立てたものがあり、郡部の農村へゆくと陪審法など皆目わからず、候補者に選定された通知書をうけ、警察や裁判所の呼出状と同一視し、悪いことをした覚えはないと怒り出すものもあり、いたるところで悲喜劇を繰返してゐるとの話である。

奈良裁判所では、実施前のいまからこんなことでは、さきが思ひやられるので、各市町村代表者に、引切りなしに訓示、徹底をはかつてゐるが、さらに一般民衆に法を徹底せしめるため、各判検事、弁護士ら聯合で狩出し、県下を巡回して、模擬陪審裁判の実演、講談、活動写真などで、大童の宣伝をやるべく準備に着手したと。

2 「大阪朝日大和版」昭和三年三月二日

大法廷を壊して陪審と普通法廷

ちかく建設にきまる

判検事ら総出で巡回講演

陪審裁判は、今秋十月から実施されるが、奈良地方裁判所では、遅れてゐた陪審法廷の建築に取り掛るべく、今月中に設計書の到着をまつて着工するはずである。位置は、現在の第一大法廷を壊して、新に二階の陪審廷と普通法廷を建設することに決定した。

さらに、裁判所では、陪審員を訓育するため、近く県下千九百余名の陪審員を集めて、法義の解釈趣旨その他について指導講習させ、四月ごろからは、判検事、弁護士らを総狩出しで、県下各地を巡回講演活動写真会を開く膳立てで、一般民衆に徹底せしめ、また陪審員をして実演をさせ、一般に公開することになつてゐる。

3 「奈良新聞」昭和三年五月二日

裁判官大異動

陪審制度実施から

今秋十月から実施される陪審制度で、当面の問題としてもっとも重要視されてゐる、陪審裁判長の人選については、全国的な目下司法省の頭痛の種となつてゐるが、その解決策としていよく近く全国検事長、控訴院長の臨時会同が司法省で行はれることとなつた。その会同において、如何なる人物がもっとも陪審裁判長としてふさわしき人たちであるかといふ大体の標準の決定を見る模様で、その決定をもたらしめて散会した。各司法官が帰庁の上、それかく検事正、地方裁判所長等と協議をなした上、最適な判官連へ白羽の矢を立て、陪審裁判長に据えるわけで、そのためには少くとも全国四百名以上の判官の異動を見るべく、我裁判所制度施行以来の空前の異動と云はれてゐる。

最初の陪審裁判長は、この画期的な新制度を成功不成功に導く試金石に擬せられてゐるので、裁判上にも老練なる経験者を任すべく、最初の案としては地方裁判所長か少くとも勅任級にする議があつたが、それも予算の関係上実現しない模様であるが、その趣旨が人

選に当って取りきめられる模様である。

尚、全国各地方裁判所とも一の陪審法廷でも、二部以上の新なる刑事部を設けねばならぬ関係があるので、その結果裁判官、検事もにはかに不足を見ることとなるので、今度の大異動を機会に、新に百余名の判事と四十六名の検事、百五十名の書記、雇などを任命補充することに内定を見た模様である。(東京電話)

4 「大阪朝日大和版」昭和三年七月二十八日

陪審法実施、愈よ十月一日から

裁判長は久保田所長

わが国司法制度に一新紀元を画すべき陪審法は、いよく十月一日から実施に決定した。奈良地方裁判所では、陪審法廷の工事着々進み、八月末竣工の予定であるが、陪審判事は増員されず、久保田所長みづから陪審裁判長として裁判することに決定した。

5 「奈良新聞」昭和三年七月二十八日

司法官会議(第二日目)

司法官会議第二日目は、今二十七日午前九時より、本省大会議室に開会。

牧野大審院長演述に次で、小山検事総長の訓示あり、更に豊島、嘉山両大審院部長の演述ありて、午前の会同を終り、十一時三十分より総理大臣官邸の午餐会に臨んだが、席上田中首相の訓示あり、午後は二時より、再び本省会議室に会同、陪審選任の手續方法等につき協議した。

6 「奈良新聞」昭和三年七月二十九日

司法官会議(第三日)

司法官会議第三日は、二八日午前九時より、神田一ツ橋学士会館に於て開会、同日は特に今秋実施される陪審法に関する諸問題を主とする会同なるを以て、司法当局では一層その完璧を期するため、在野法曹界の意見をも参酌する必要ありとなし、全国より各弁護士会長を招致し、司法官との会同協議会を催したるが、席上原法相の挨拶があった。

司法官招待

原法相は、昨二十八日午後六時より、帝国ホテルに目下会同のため上京中の全国各控訴院長、同検事長、各地方裁判所長、同検事正並に会同参列の本省各高等官及び全国の各弁護士会長等約三百余名を招待し、晚餐会を催した。

7 「大阪朝日大和版」昭和三年八月四日

地方裁判所で陪審裁判を開く

久保田裁判所長帰来談

わが国司法制度に一新紀元を画する陪審法は、いよく十月一日から実施に勅定され、これが準備会議ともいふべき、全国司法官会同に出席した、久保田奈良地方裁判所長の帰来談には、

今回の会議は、一〇月一日から実施に決定した、陪審法の実行についての協議であった。初日の二十六日は、畏くも天皇陛下には司法官に赤坂離宮で御陪食を賜はり、各控訴院長、検事長から言上した司法事務につき御下問あらせられ、司法事務に御造詣深きに恐懼した。この会同には、北は樺太、南は朝鮮、台湾から出席参列し、最初の陪審法実施準備の大会議だった。なほ、訓令として、陪審裁判は、支部で行はず必ず地方裁判所で行ふことになった。

所長と検事正が法廷にでる

加藤検事正帰来談

また、加藤同検事正は語る、

二十六日御陪食の光栄に浴し、有難く恐懼した。会議は、主として陪審法実施の準備に関する事で、二十八日には一橋学士会館で、所長、検事正と各地弁護士会長との会同があり、陪審法について協議した。また、当地方裁判所では、とくに陪審部を置かず、原則として所長が裁判長、検事正が立会検事となり、法廷に出ることになった。それから、検事正ばかりの思想調査に関する特別会議があり、思想に起因する犯罪を嚴重に調査取締る

ことになった。しかし、これがため本県では、とくに思想検事を置かぬが、検事正、検事らが、徹底的に調査する方針だ。

8 「大阪朝日大和版」昭和三年八月二八日

陪審員候補者

市町村割当てきまる

奈良地方裁判所管内県下の明年度陪審員候補者数は、二十七日、左の如く各市町村に割当た。各市町村では、九月一日現在で資格者を調査するものである。なほ、本県は他管内に比し陪審にかゝる事件が多いので、陪審候補者も非常に多い。各郡市割当決定数は、

奈良九〇△添上一一一△生駒一七〇△山辺一〇七△磯城一五八△宇陀八四△高市一〇二

△北葛城一三〇△南葛城五九△宇智五四△吉野一五七△合計一、一九二一

候補者の訓育

屢報——陪審法は、十月一日から実施されるので、奈良地方裁判所では陪審法廷、宿舍の工事を進め、来月中旬までに竣工する。一方、最も心痛の種である、陪審員候補者の訓育、法の徹底については、時々印刷物や訓令、解釈などに努めてきたが、さらに、あと一ヶ月に迫つてゐるので、法廷完成後陪審模擬裁判を開いたり、判検事が出張して陪審員に法規の稽古をさせたり、一層の努力をかけて最後の訓育に努めることになった。なほ、来

月三日から三日間、司法省で開かれる全国陪審裁判長会議には、高野部長判事が出席する。

9 「奈良新聞」昭和三年八月二八日

陪審員候補者

奈良地方裁判所の本年度陪審員候補者の各郡市割当数は、左の通りである。

奈良市九十名 ▲添上百十一名 ▲生駒百十七名 ▲山辺百七名 ▲磯城百五十八名 ▲宇陀八十四名 ▲高市百二名 ▲北葛城百三十名 ▲南葛城五十九名 ▲宇智五十四名 ▲吉野百五十七名

10 「大阪朝日大和版」昭和三年九月一四日

司法記念日に法衙を公開して

陪審員候補者らに巡覧さす

司法省では、国民裁判たる陪審法実施当日の十月一日を、「司法記念日」と制定するに決し、十三日奈良地方裁判所へも訓令があった。奈良裁判所では、訓令により陪審法廷が来る二十五、六日ごろ完成するのをまつて、一日から二日間に分ち、県下の陪審員候補者千二百余名をはじめ県市町村会議員、官公吏、市町村長ら約二千名を招き、実施当日は執務を休んで所内を公開し、新法廷、宿舍などを巡覧せしめるほか、久保田所長の講演あり、陪審法の趣旨徹底をはかることになってをり、招待者には新陪審法廷の絵葉書を贈呈することになった。

11 「奈良新聞」昭和三年九月一四日

十月一日は司法記念日

陪審法首途の来る十月一日、かしこくも聖上陛下には、司法部への初行幸として大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸仰出されることになったので、司法省ではこの光栄ある日を司法部の記念日として、永久に国民の心に記憶せしむべく計画中であつたが、十二日その具体案を得て、全国地方裁判所長あてに、それぐ、訓令を發した。

それに依ると、十月一日は我国の「司法記念日」と名づけて、全国裁判所は総て執務を休み、各地方裁判所では、管内の陪審員候補者をはじめ貴衆両院議員、府県会町村会議員、市町村長、その他官公吏全般を招待して、平素したしまぬ法廷内部の巡覧を請ふ年中行事とし、本年は特に陪審実施記念として、新装の陪審法廷の絵葉書を贈与するほか、講演会を催し司法権尊重の思想を養はうといふ。但し、東京のみは、当日行幸があるので、本年に限りこの催しが二三日遅れるが、斯くして、今まで敬遠せられ疎んぜられてゐた司法裁判を、国民に近づけ親ませやうといふ計画である。

12 「奈良新聞」昭和三年九月一七日

我が国法制上未曾有の革命

一般国民が裁判に参与することは

愈々来る一〇月一日より実施されるといふので、奈良地方裁判所では、近く陪審法の実施準備協議会を開く事になって居るが、陪審法について同裁判所では、次の如く語って居る。

一般国民が裁判に参与するといふ事は、我国法制の上に於ける未曾有の一大革命であつて、同法の善用悪用は、国民の覚醒如何により決せられるものと思つて居る。

而して、陪審法とはどんなものかと云ふことは、講演、パンフレット、映画等をもつて機会ある毎に高調宣伝して来ので、県下は既によく理解して居る事であらうが、我国の陪審法は、明治四十五年七月十六日臨時法制審議会に於てその調査を可決され、越えて大正十二年四月十八日法律第五十号を以て本年度から実施を公布されたもので、この制度は、ギリシヤは紀元前七世紀頃にヘリエアと名づけ人民の中から三十歳以上の公民六千人を選びおのゝ十組に分れ裁判所を構成し、ローマではコンジッティ即ち市民議会と名づけ裁判をやつた古い歴史を持つてゐる。

13 「大阪朝日大和版」昭和三年九月三〇

あすから陪審法実施

三日間裁判所開放

我国司法制度に一新紀元を画する「陪審法」は、あす十月一日から実施される。本県下の陪審事件を審理する奈良地方裁判所では、かねて法の趣旨徹底や、陪審員の準備訓練に大童で努め、また工費四万五千円をもつて陪審法廷、同宿舍、附属建物の新築を急いで居

たが数日前完成したので、陪審記念日たる明一日から三日間、開設以来始めての試みとして、新法廷を始め庁内を解放し、陪審員候補者、市町村長、官公署員、その他学校生徒一般に縦覧せしめ、判検事、弁護士らが説明、講演をする。なほ、奈良地方裁判所における陪審裁判長は、原則として久保田所長、立会検事は加藤検事正の両長官自らが当り、支部区裁判所では陪審に附されず、必ず地方裁判所にて審理さるべきものである。

陪審法実施に就て

久保田裁判所長談

陪審法といふ刑事裁判に関する特別法が、十月一日から施行される。これは、我国裁判制度に一大変化を及ぼすべき画期的法律である。かの普選法とともに、大正の御代における幾多立法中、国民の公権に重大な影響を及ぼす異彩あるものであるから、この両法をもつて先帝が国民に遺し給へる二大法制と申しても過言であるまい。

世人は、普選をもつて陪審法以上重大なる法制上の変化の如く思ふかも知れぬが、これは従来存した選挙権の範囲を一層拡張したものに過ぎない。然るに、陪審法は我国開關以來始めて生れた素人の裁判干与といふ新制度、すなはち国民に司法権の行使に参与する権利義務を生ぜしめるものであるから、普選以上の法制史上の一大出来事といつてよい。私は、過去数ヶ年間官命によりこれが準備事務に従事し來つた關係上、実施に際会して感慨に堪へず、国家のため光輝ある前途を祝福すると同時に、今後実務家として新裁判制度運用の局に当るので、一層責任の加はりたることを痛感するのである。

陪審法実施についての所感

加藤検事正談

陪審法は、専門の裁判官のほかに素人の国民が裁判手続に加はり裁判が行はれるのであって、司法裁判に国民の参与を認め、断罪に民意を加味し、一層裁判の信頼を博し威信を發揮する制度で、実に我国司法制度上の画期的革新である。本法実施にあたり切に望むのは、国民は克く裁判の本質を理解され、特に将来陪審を構成さるべき陪審員諸氏は、裁判手続の最も重要な公判手続に参与して犯罪構成の有無を評議せられ、その決議答申が裁判所の事実判断の資源たるべき重大な職務を自覚されて、一に威武に恐れず、二には感情に制せられず、三には利害に迷はず、四には俠氣に駆られず、五には名聞に捉はれず、六には政策を弄せず、七には予断の弊に陥らず、極めて虚心坦懐に自己の良心に従ひて、裁判官と同様の意気を持ち、真に公平無私の心をもって、事に膺らるべきことの覚悟を望むのである。これがためには、国家は陪審員を公務員として待遇し、もし職務の執行を妨害するものあらば公務執行妨害罪をもって処罰し、その職務の執行を保証してゐる、さらに万一請託者あらば陪審法に依つて罰せられ、賄賂を收受するにおいては刑法流職罪により処罰される。実施に際し、切に全国民の協力を望む次第である。

14 「奈良新聞」昭和三年九月三〇日

陪審法の実施に就て(上)

奈良地方裁判所長 久保田美英 談

◇陪審法といふ刑事裁判に関する特別法が、明一日より愈々施行されることになり、所謂陪審裁判なるものを眼前に見得る時節が到来した。此法律は、大正十二年四月十八日法律第五十号として公布せられたもので、実に我国裁判制度に一大変化を及ぼすべき画期的法律である。かの普選法、即ち衆議院議員選挙法の改正と共に大正の御代に於ける幾多立法中、国民の公権に重大なる影響を及ぼす異彩あるものであるから、此兩者を以て先帝が国民に遺し給へる二大法制と申しても決して過言であるまい。世人は普選を以て陪審法以上重大なる法律上の変化の如く思ふかも知れぬが、彼は従来存した選挙権の範囲を一層拡張したものに過ぎない、新しい制度の確立ではない。然るに陪審法は、我国の開闢以来未だ曾てなかった素人の裁判干与と云ふ新制度、云ひ換れば国民に司法権の行使に参与する権利義務を生ぜしめるものであるから、普選以上の法制史に於ける一大出来事と申してよい。

◇斯の如く陪審法は、新しい制度であるが上に、従来我國民は、兎角裁判の方面には無関心であり、裁判に付いての知識も普及されてゐない現状であるから、此新法律を急速に実行することは到底不能のことであるのみならず、当局者たる判事検事は勿論在野法曹も新法に慣れないため、研究の余裕を与ふるの要があったから、凡そ五ヶ年の後に実施することを計画せられた。よつて、大正十三年の頃より、司法当局は愈々其準備を進め、或は判検事を海外に派遣して陪審裁判を視察せしめ、内にありては陪審制度を一般に理解せしむるため、小冊子を汎く民衆の間に頒布し又は陪審映画、模擬裁判、講演等の方法により、

極力此制度の本旨を宣伝することに努め来りたが、月日は流るゝ如く予定の施行期も迫り、昨年陪審法の一部の施行として陪審員資格者及候補者名簿の作成事務が開始せられ、市町村長が此事務の実行を始め、今年明日より此法律全部が愈々実施せらるゝことになった。自分は、過去数年間官命により如上準備事務に従事し来つた關係上、此実施に際し感慨に堪へず、国家のため新法の円満なる運用と光輝ある前途を祝福すると同時に、今後実務家として此新裁判制度運用の局に当ること故、一層責任の加はりたる事を切に感ずる次第である。

◇陪審法は、陪審裁判の手續を定めた法律であり、又陪審員の資格及び其選定に関する法律である。陪審裁判とは何ぞ、素人が裁判に干与することである、法律の素養ある裁判官と常人即ち法律に素人の国民とが協力して裁判することを云ふのである。此常人干与の程度如何によつては、或は参審といひ又は狭義の陪審といふ、陪審なる名称は素人の裁判干与の形式を見て命名せるものである、詳言すれば審とは審理なり、法廷に於ける取調べなり、陪とは御陪食の陪又は陪席判事の陪と用法を同じふし、副ふ又は増すの義、即ち立会参与を意味す。されば、陪審とは、審理に立合といふこと参与する事である。抑も、陪審法上、陪審員とは一人々々の此立会人をいひ、陪審とは十二名の評議体即ち陪審員の全体を指称することを注意すべし。斯る素人の裁判といふ制度の由来は、今茲に詳述することを略し、所謂陪審制度の沿革を略言する。

15 「奈良新聞」昭和三年九月三〇日

裁判の本質を理解され度い

陪審法実施に當つて

加藤検事正語る

陪審法は、愈々明一日から実施される事となつたが、右に就て加藤検事正は、左の如く所感の一端を述べられた。

陪審法も愈々本日より実施せらるゝことになりました。斯法は専門の裁判官の外に、素人であるところの国民が裁判手續に加はつて裁判が行はるゝのであつて、司法裁判に国民の参与を認め、断罪に民意を加味し、因つて以て層一層裁判の信頼を博し、其威信を發揚せんとする制度であるので、之の実施は實に我国同法制度上の画期的革新であります。

惟ふに陪審制度の美果を收めんとするには、裁判檢察の処に當る者の法の運用宜しきを得るに在ることは素より言ふを要せぬことでありますが、之と同時に国民が裁判檢察の本質を理解し、陪審員たることの重大なる職責を自覺して、誠心誠意裁判に協力せらるゝことに俟たねばならぬことであります。

我国陪審法は、諸外国の短を去り長を採り、如何にも完備したる法律でありますけれども、之が実績を挙ぐると否とは、正に懸つて運用の如何にあるのであります。英、米其他欧州大陸の陪審の実績は、必ずしも良果を収め得るとのみ申されぬのであります、若し充分の用意なくして実施に膺ることありとせば、折角の立派な制度が出来ましても、其成績を挙ぐることが出来ないばかりでなく、却て其弊害に苦しみ遂には裁判の威信を失墜することにならぬとも限らぬのであります。

切に望むところは、国民はよく裁判の本質を理解せられ、特に将来陪審を構成せらるべ

き陪審員諸君は、裁判手続の最も重要な公判手続に参与して、犯罪構成の有無を評議せられ、其評決答申が裁判所の事実判断の資源たるべき、重大なる職務を自覚せられて、一には威武に恐れず、二には感情に制せられず、三には利害に迷はず、四には俠気に駆られず、五には名聞に捉はれず、六には政策を弄せず、七には予断の弊に陥らず、極めて虚心坦懐に自己の良心に従ひて、裁判官と同様の意気を持ち、真に公平無私の心を以て、事に膺らるべき事の覚悟を望むのであります。

之が爲には、国家は陪審員を公務員として待遇し、若し其職務の執行を妨害するものありとせば、公務執行妨害罪を以て処罰し、其職務の執行を保証して居ります。更に、万一請託等を為すものあらば、其の請託者は陪審法によって罰せられ、賄賂を收受するに於ては、刑法流職罪によって処罰せらるゝのであります。実施に際して、切に国民の協力を望んで止まない次第であります。

16 「奈良新聞」昭和三年九月三〇日

出来上がった陪審法廷

屢報、予て建築中であつた奈良裁判所の陪審法廷は、予定の如く今三十日を以て全部完成なり、明一日から三日間、一般の縦覧に供するが、此の新築建物の構造を摘記すれば、陪審法廷と普通法廷の二室に別れ、其の間は中庭になり、陪審法廷の入口の前には、証人控室あり、普通法廷の西側に続いて会議室、中庭を隔つて陪審員控室、評議室（陪審員の）あり、廊下の西側南端から合議室、判事室、事務室、普通判事室で、其の西側は予審

室に別れてゐる。更に、陪審員の宿舍は、階下は物置、浴室、湯沸場、小便室、廊下を隔つて事務室、応接室、食堂、談話室あり、北側の西端から寝室二間、宿直室、南側二室の同様寝室になつてゐる。尚、此の外に娯楽室等があつて、退屈しのぎのために将棋其他の設備もある。

17 「奈良新聞」昭和三年一〇月一日

陪審法の実施に就て(二)

奈良地方裁判所長 久保田美英 談

此制度は、夙に英国のみに発達したものである。英国は、立憲政治の本家たると同時に陪審の本家なり。同国特殊の歴史国情は、かゝる政治法律の制度を凡そ六百年前より発達せしめ、百年前既に相当進歩の域に達したのである。人民の国政干与、従つて自治主義の発展は、英国の立憲政体と陪審制とを大成したのである。

而して、欧州の他の各国は、久しく専制政治の下にありて、人民の生命財産自由の保護全からず、仏国大革命により英国の政体と同時に裁判制度殊に陪審制度は、人民の自由の守り本尊として仏国に輸入せられた。但し、英国は民事裁判にも陪審を用ゐる事あるが、仏国は専ら刑事裁判に陪審制度を採用した。此風潮は、当時欧州の他の各国を風靡し、競ふて立憲制と共に陪審制を採用した。其後独立した北米合衆国も、母国同様陪審制を保持した。然し、仏国流の陪審制と英、米流の陪審制との間に若干差異の存することは勿論であるが、共通の現象は刑事の裁判に於ける有罪無罪の判断即ち事実の認定は陪審員たる素

人の判断に任ずことである。玄人の判事は、陪審の有罪と認めたものに付き刑罰を定める、即ち裁判に分業が行はれるが、陪審と裁判権とを包括して一の裁判所を構成する組織をとることは各国に通有する現象である。

翻つて我日本を見るに、古来人民の裁判干与の事例を聞かず、維新後裁判所が設けられ、憲法実施後司法権は完全に独立したが、未だ陪審制要求の声一般国民の間になかりしが、明治四十一年に此制度を採用すべしとの建議案が初めて衆議院に現れ両院を通過したが、未だ立法に着手せられず、原内閣当時即ち大正八年七月に臨時法制審議会が設けられ、朝野の学者実務家等を集め、陪審制法案要則二十一ヶ条：（不明）：後は司法省の委員会にては陪審法案を起草し、大正十一年第四十五議会に法案が提出されたが議了するに至らず、翌十二年一部修正の上第四十六議会に亦提出せられ、大議論の後両院を通過し、同年四月前述の如く法律となつて公布せられたのである。

此の如き一大新制度を開始する重大立法が、頗る短期間に出来上つたことは注目すべきことであつた。我国に陪審法を採用すべしと主張せる者の中には、外国流の陪審裁判の制を直輸入すべし全然範を外国に採るべしとの論者もあつたが、枢密院其他に於て種々研究論議された結果、我国の国体殊に憲政上に於ける司法権所在の明規と我国情とに鑑み、幾多の新機軸を案出して、今日の陪審法を立法した。則ち、我国の陪審法は、他国の陪審制とは幾多特異の点を有するのである。今其特長を概言すれば、

一、陪審は裁判法の一部に非ず、裁判所は裁判官たる判事の処で、構成する陪審は一の審議機関であるが、犯罪の有無に付き終局的決定権をもたぬ、其評議は裁判官を羈束せぬこと

二、国民には、陪審裁判と普通の裁判、即ち裁判官のみの裁判との何れを採るやの、選択の自由を与へる所の任意陪審の制であつて、欧米の如き犯人の自白なき限り一定の犯罪は必ず陪審の裁判を受くべしとの強制なきこと等である。

兎に角、我日本は此特長ある陪審制を採りたる以上は、其運用の円満制度の美果を収めされば外国に対し面目を失ふことと思ふ。欧米人中には、曾て我国民が果して立憲政治の運用に適するや否やを疑ひしと同様、陪審法につきても同様の懸念をなすものがある。折角新法が実施されても、其効果が挙がらず、却つて弊害が生じ、国民が此制度に満足せぬ様なことありては、此大法制を：（不明）：へる先帝に対し申訳なき次第であるから、官民一致此新制度の健全なる発展運用に心を致すべきである。

18 「奈良新聞」昭和三年一〇月二日

東京電話

聖上陛下裁判所行幸

陪審法の開設せらるゝ日、十月一日の司法記念日に、天皇陛下には特にかしこき思召しを以て、東京地方裁判所に行幸あらせられた。御名を以て正邪を裁く司法の府に、したしく聖駕をまげさせらるゝは始めての御事で、千古不滅の法典に光輝ある一頁を挿入する光榮ある此日、裁判所では今朝から玄閑には塵一つ止めぬまで清められ、原法相、濱田小原両次官、磯部参与官を始め、泉二行刑局長以下各局長、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正以下三百余名の高等官が、

早朝から登庁して奉迎準備を整へ、斯くて天皇陛下には、午前十時宮城御出門、陸軍様式御通常服にて自動車にめさせ、珍田侍従長御搭乗、一木宮相、奈良武官長供奉、略式鹵簿にて十時五分裁判所に御着、前後諸員の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて三階大審院長室の仮御座所に入御、御小憩中、原法相以下親勅任官に賜謁後、牧野大審院長、小山検事総長から状況を言上、終つて種々の裁判所記録を御覧になり、記録は菊花御紋章と共に天皇の名に於てと印刷ある判決原本及天皇の名に於てと朱書ある判決書を始め、近藤勇処刑届、大村益次郎謀殺事件記録、坂本龍馬殺害者今井信郎判決書、佐賀騒動記録の一部、江藤新平自筆書簡二通、明治六年岩倉右大臣襲撃事件記録、西南戦争事件記録等騒然たりし明治維新前後の裁判所記録及我国最初の変態陪審たる明治六年四月京都府知事参事事件に対する参座記録並に仏国人ボアソナード起案の仏文旧刑法草案等を御興深く御覧、引續いて参考書陳列所に正歩を進められ、各刑務所囚人の製作にかゝる工芸品を御巡覧の上、大審院法廷、控訴院法廷、陪審法廷を順次御覧、此の時職員に列立拝謁を賜ひ、予審廷前通過の際は法聖ボアソナード翁の胸像前にて同翁及御雇外国法学者について、原法相から御説明申上げ、終つて陪審員宿舎を御覧後、目下板舟並に京成二大疑獄事件にて多忙を極むる検事局に御成り、鹽野検事正の御先導にて御視察、之で裁判所を隈なく御巡覧あらせられ、御座所に入御、御小憩の後十一時四十分所員奉迎の中に御機嫌美はしく御帰還遊ばされた。

19 「奈良新聞」昭和三年一〇月二日

陪審法の実施に就て(四)

奈良地方裁判所長 久保田美英 談

◆陪審員として公判に立会ふことに定つた十二名の陪審員は、公判の事実調に関与する。先づ、検事は被告人に何々の犯罪ありと主張すると、裁判長は之に對する被告人の弁解を聞き、被告人が犯罪を認めるときは陪審は無用なれば退廷し、裁判は普通の手続でやる、被告人が犯罪を否認すると裁判長の訊問により、事件の争点即ち被告人の言ふ所と検事の主張する所との差異が判明する、そこで証拠調が行はれる。陪審事件では、素人の陪審員が事件の記録を読んで居らぬ故、重要な証人は公判に呼び出され、陪審員の面前で直接取調べられる、鑑定人の尋問其他の証拠も又直接提出される、陪審員は是等の取調の時わからぬことがある、自ら被告人証人等を訊問することが出来る。

◆証拠調が済めば、検事と弁護士とが、たがひに事実及証拠調について意見を述べる。最後に裁判長は、陪審員に對し事実上法律上の争点を説明し、証拠として提出せられたものに付き要約す。これは陪審員の事件の判断を指導補成する為である、然し何れの証拠は信用すべきものなり、何れの証拠は信用すべからず、と言ふ様な証拠の価値につきては寸毫も裁判長の意見は漏らされぬ。之れは陪審員をして証拠の判断を自由になさしめる為である。最後に裁判長は、陪審に對し問を發す。之れは書面に認められて陪審員に交付せらる。問とは、被告人が検事の主張する如き犯罪を為したりや否やを問ふのが普通であるが、或場合には此犯罪なしとするも、他の何々の犯罪ありやと問ふこともある。此問に答へることが陪審の本務である以上、問書交付までは公判廷に於ける陪審の関与の大体である。そこで陪審員は、一同評議室に引さがり、問に對する各自の意見を述べ罪の有無を決定す

る。陪審員は問に対しては、其結論即ち有罪なりや又問の如き罪を認めず即ち無罪なりやのみを表明すればよい、各自の結論の理由、即ち自分が何れが証拠により有罪と信ずるや又何故に無罪と決定するやを説明するの要なし、但し事由を述べ相互の意見を交換しても差つかへない、たゞ決を採るときは問に対し然りと答ふべきや然らずと答へるかの二点により之を定めるのである、

◆斯くの如く陪審の評議がきまれば、陪審員の中より陪審長にえらばれた人から、公判廷に於て陪審其他の訴訟関係人全部出廷の上、裁判長に答申する。即ち、問書に評議の結果を簡単に記入して差出し、書記朗読し陪審は退廷する。裁判所が答申を可とするときは、陪審の任務は完全に終了し、其の以後は陪審の立会なくして裁判をつゞけ判決を下す。若し、裁判所が答申を不当とするときは、一時公判を止め、更に日を改め他の陪審を招集し前同様の手続をとるのである。即ち、有罪無罪何れにせよ、陪審の答申と裁判所の所見とが一致した場合に初めて、陪審裁判の事実調が完了し有罪無罪がきまるので、一致のない限り事件は片付かぬ。然し、恐らくは二回以上陪審を更迭する如きことは多くあるまい。

◆以上述べたる如く、陪審は被告人の罪の有無を判断する任務のみ負ふものであり、有罪の場合に、法の定むる刑の中如何なるもの又は如何なる程度のもの、被告人に科すべきや陪審の関与せない所で、是れは従来の裁判同様裁判官のみが判定する。陪審員が被告人に罪ありや否やを決する任務を行ふことは、相当困難な事と思ふ。殊に、往々法律上の問題もあらはれる故、陪審員が事件の真相をつかみ又問題に対し適當の解決をつけるには、審理の際充分の注意を払ひ熱心に事件を考察せねばならぬ。勿論陪審事件とは、裁判官は極力陪審が事件を了解する様に苦心して取調をするも、若し陪審員が取調中に他の事

を考へたり又は他目をなしたりして不注意に公判に立会ふ場合には、裁判官の苦心努力も何の甲斐もない。陪審員が、証言や鑑定の内容を忘れたり、甲乙の証拠を混交したりするならば、到底自己独立の判断は出来ない。理想を云へば、陪審員は公判の最初より事件の争点を明かに為し、各証拠調毎に之を信用し得べきや否やを考慮し、論告弁護の当否を参酌し、裁判長の説示により、自己の判断すべき要点を確にするならば、評議に際し独立したる自己の意見を決定し得るならん。然らざれば、検事の論告を聞けば之を正当と思ひ、其後弁護人の弁論を聞けば忽ち之れ又理由ありとし、其適否の判断つかず、有罪無罪何れの結論をとるやにつき迷ふこととなり、折角公判廷に干与しながら、遂に其任務を全うすることが出来ないこととなるべし。

◆次に陪審員の心得るべきことは、其任務なる有罪無罪の判定に当り、公平無私、誠実潔白にして正義を旨とすべき事である。凡そ犯罪は、我々の国家社会の共同生活の安全秩序の維持を破壊する悪行なれば、国権を以て之を処罰(注、「し、犯罪」と挿入すべき)を犯して居るに拘らず其事が発覚せず又発覚しても処罰せられぬ様ならば、犯罪続出し良民は安んじて生活出来ず国家の維持も六ヶ敷事になる。故に、若し有罪の証拠充分ならば、之を罪あるものと判定するは、国家社会のため万人の利益のためなり。然し、ある被告人が、真実罪を犯した事なく又は罪を犯した証拠充分でないのに、之を有罪なりと判定する如き事あらば、之れ無辜を罰する結果を生じ、等しく同胞たるものゝ名誉を損じ自由財産生命に害を及ぼす事となるべし。かくては、個人の利益を害する事甚だしく国家社会の基本たる正義人道に反すべし。さすれば、有罪無罪の判断を為す任務を負ふ陪審員は、此両面の利益を常に念頭に置き、至誠公に奉ずる考へで、苟くも証拠充分であれば敢然として有罪の意見

を発表すべく、後難を恐れたり同業、同党派、隣人、知友等の私心私情より犯人憐憫の念より事実をまげて無罪の意見を立つるは甚だ不正不当の事である。

◆又之れに反し、被告人に対する悪評、従来の怨恨、政争の反感、業務上の反感等により被告人を憎悪するの余り、証拠充分ならざるに有罪の意見を表明する如きことは、之れ又陪審員の職権を濫用するものにして、正義の許さざる所である。

故に、陪審員の心得べきことは、事件の判断に当りては、専ら良心に従ひ誠実公明に其知能を尽し、事の真相を看破し其所信を勇敢に表明するにあり。従つて、他人の言論や世間の風評に動かされぬことが至要なりと思ふ。各国陪審裁判に於て、多数の誤判の出づるのは、多くは感情に動かされ誤りたる同情に支配せらるゝ為めなりと聞く、されば我陪審制施行の初めに際し、此点を特に陪審員たるべき人に伝へられんことを切望す。

20 「奈良新聞」昭和三年一〇月二日

司直当局光栄

法治国民感激

(一) 天皇陛下には一日を以て親く裁判所に行幸あらせられ、裁判所の事務を御視察あらせられると共に司法裁判の上に御沙汰を賜つたと拝聞する。これ、たゞに司直当局の光栄なるのみならず、同時に法治国民の総てが等しく感激すべき盛事であると信ずる。立法、行政、司法の三権の分立が確保せられて以来、立法院には毎次の議会で親臨せられて勅語を賜ひ、行政部については常に万機を親裁せられるのみでなく、産業、教育、軍事等の各方

面においても、機会ある毎に行幸の御沙汰ありて、勅語または勅旨を賜るを例としたが、司法裁判所に行幸あらせられるのは、正に今回を以て初とするのであるから、それだけ光栄と感激とを深くするのは無論である。

(二) 憲法に「司法権は天皇の名において法律の定むる処に依り裁判所之行ふ」とある如く、司法裁判の事は統治権の上に重要な位置を占めて居るが、従来裁判所に行幸の事なかりしは、憲法上司法権が裁判所に委任されて居り、裁判所は委任の範囲において、裁判の公正が完全に維持されて居るとの御信頼があったからに外ならぬと思ふ。しかも、時代の進運と民智の發達とは、司法事務の進歩を要求すること切なるものあり、現に司法裁判上一紀元を画すべき陪審法の施行をも見るに至つたので、それを機会として親く裁判所に行幸あらせられ、関係職員と一般国民とに対して司法の重要性を知らしめらるゝ大御心に出でたものと拝察するのである。さきに、大審院において夫妻の貞操義務は同一なりとの新判例が下さるゝや、特に判決当事者たる横田大審院長を御前に召され親く法理の基く処を聞き召された事あり、ただこの一事を回想するのみを以てしても、司法事務の進歩に御留意のほどが拝察せられ、従つて今回行幸の次第も決して偶然にあらざるを知るのである。

(三) 故に、前例なき行幸を仰ぎたる裁判所としては、聖慮の由つて来る処を拝察し、裁判の公正を厳格に維持する以上、其の構成を時代の進歩の上に拡充し、苟くも司法委任の重要性にもとるなきを期すると共に、国民の信頼をますゝ深からしめなければならぬ。同時に、その檢察事務についても又苟くも厳正公平を疑はしめ又はそれによつて人権を侵害する如き不当法の事なからしむるを期せなければならぬ。幸にして、我国には未だ裁判の公正を疑ふものはないが、その檢察事務については時に或は厳正公平を疑はしむるもの

決して絶無なりとはしない憾があるから、特に此際に注意を喚起する必要を感ずるのである。同時に司法事務の不規律についても、一言注意を喚起せなければならぬ、夫は国法に忠実なる国民は証人または参考人として指定時間に厳格に出頭するに拘らず、判検事の職務が不規律なるため貴重なる時間を空費せしめる事甚だしきものあり、これ等はやがて裁判所に対する信頼観念を傷つける原因となる恐れなしとしないから、今回の行幸を機会として、此の不規律を一掃するの用意に出でんことを望む。

(四)同時に、一般国民に対してもまた、今回の行幸が陪審法実施の当日をえらばれたるに鑑み、聖慮の程を拝察して、陪審制度の発達につとめんことを望まざるを得ない。云ふまでもなく、陪審法は国民を司法事務に参与せしむるものであつて、国民としての権利上の一大躍進である。無論、陪審権は、単に事実の認定に止まり、そして事実の認定は裁判にあらずとはいへ、事実の認定は直に裁判々決の基礎となるものであるから、国民は与へられたる陪審権を尊重し、事実の認定についてまた公正と厳格とを完全に維持し、国家の与へたる権限についてあくまで忠実ならんことを期すべく、これ実に行幸の聖旨に副ひ奉る所以である。

21 「大阪朝日大和版」昭和三年一〇月二日

陪審員候補者打揃つて參觀

裁判所開放の第一日

民衆参与の裁判たる陪審法はいよいよ一日から実施された。奈良地方裁判所では、陪審

記念日のきのふから開放して縦覧を許した。第一日は、最初の陪審員候補者一千余名——さまざまの階級者——が、洋服和服姿で早朝来詰めかけ、十数回に分れて陪審、普通法廷、評議室、事務室、宿舍などを縦覧、久保田所長以下判検事、弁護士ら総出で説明や陪審の講演に大童はとなり、候補者は陪審法の知識と実際を見聞した、午後は県下市町村長、警察署長、市内官公署長、有力者、庁員家族ら三百名も同様縦覧し、祝宴が開かれ、大賑はひを呈した。今二日は、午前は市町村陪審掛主任、警察、刑務所関係職員、寺院住職、学校長ら、午後は県下中等学校生徒に開放する。

来年の候補者

明年度の陪審員資格者の調査は、九月一日現在で行ひ、名簿の作成を終り、一日から八日まで、県下各市町村で一般に縦覧せしめる。これが終ると、奈良地方裁判所長から、各市町村に割当られた千百九十二名の候補者を抽籤で決定し、十一月三十日まで、候補者名簿を作成、裁判所長あてに提出する。これで、来年中の候補者がきまり、第二回の陪審員となるわけである。

22 「奈良新聞」昭和三年一〇月三日

各殿下台臨

陪審法廷

一日、畏くも聖上陛下は、陪審法実施と共に我国司法裁判の实情を御覧あらせられたが、伏見宮博恭王、梨本宮守正王、東伏見宮大妃三殿下に、未だ裁判の实情を御覧あらせられた事がないので、予てより御台覧の思召を有せられてゐたが、陪審法実施を好機として、二日午前十時、各殿下にはそれ〴〵裁判所へ御成遊ばされ、原法相、小原次官、田中所長等の御先導で、新装の陪審大法廷を始め、大審院、控訴院、地方裁判所各法廷、予審廷をいとも御熱心に御覧あらせられ、原法相、小原次官より詳細に御説明申上げて、十一時半各殿下は何れも御機嫌麗しく御帰還遊ばされたが、午後一時よりは、各関係警察署長並に知名の士四百余名は、何れも小原次官以下の説明で陪審法廷その他を詳細に見学した。

23 「奈良新聞」昭和三年一〇月三日

陪審法の実施に就て(五)

奈良地方裁判所長 久保田美英 談

◆陪審法の実施に依り、国民は国家の重要事務たる裁判に直接参与する制度が創始せられた以上は、此制度の光輝ある前途を期待せねばならぬ。外国人中には、日本の新制度の前途を疑ふものもありと聞くが、国家の面目よりするも、官民一致斯制度の有終の美を収めねばならぬ。

◆陪審法実施と共に、裁判官は新に重大な任務が加重された。それは、今迄は自己の判断を下すに足る程度に於て事件の取調を為せばよろしかつた裁判に、経験なき素人の陪審が新に参与する以上は、此等素人が事件をよく了解し、相当の判断を下し得る様に、審理の法曹は、何れも協力し大に努力して、此新制度を運用し好果を収めねばならぬ。具在朝在野の法曹は、何れも協力し大に努力して、此新制度を運用し好果を収めねばならぬ。

◆他方国民は、従来會て経験せない裁判関与と云ふ新任務に従事せねばならぬ。而も、此任務は、事物の裁断や法意の理解と言ふ様な精神的の仕事であつて、才能の働きを要する相当困難なものである。啻に、頭を使はねばならぬのみならず、長時間法廷に立会又は評議するから身体の苦痛をともしなふものであるが、国家は時勢の進運にともしなひ、巨額の国費を要するに拘らず、国民の爲め此制度を断行した事と法律が陪審の良心と才能、健全なる常識と奉公の至誠とに信頼し、一国維持の基本たる正義の府、即ち裁判所に於て民意を代表せしむる爲め、陪審員として招集することゝに鑑みれば、陪審員の任務の至重名譽の職分であることが分るから、陪審員は以上の制度の精神と職分を了解し、国家のため多少の私的不利益や迷惑は之を堪忍し、奉公の至誠を以て其任務に就かれない。

◆斯の如き民衆参与の裁判の制度は、国民一般が之を擁護し、之に熱心でなければ到底永く好績を続け難いものである。国民が、此折角与へられた裁判関与の榮譽と権利とを軽視し、此関与を厄介なものとして考へ、裁判所の招集を回避する途を考ふる様に冷淡なことでは、斯法の前途は憂ふべし。陪審員以外の国民も、絶へず陪審員が實際如何に裁判に関与するや、相当の判断するやに留意注目すると同時に、陪審員に対し其労を謝し其公務の遂

行に敬意を表すべきである。かくて、一般に此裁判制度は汎く国民の理解を得、延いて一般の進運を見るのである。

◆民衆に対する裁判の智識の普及は、目下の急務である。言論機関たる新聞紙、其他教育家、宗教家、行政官府等、国民指導の局に当らるゝ人々が、裁判に関する智識の普及に協力せられんことを希ふ。此普及がなければ、国民の陪審裁判に対する如上の熱心は到底望まれない、又斯制度の光輝ある前途を期待し難いのである。

24 「奈良新聞」昭和三年一〇月六日

短評 陪審法実施

多年国民の翹望せる陪審法は、愈々実施され、茲に国民は始めて民意を司法権に反映するに至った。国民としては、洵に空前の慶事で、而も之を国政の上より観るときは、立法、司法、行政共に其権利を完全に獲得したのであるから、啻に民権に於て遺憾なきのみならず、其責任も亦甚だ大なるに至った。惟ふに、陪審制度は、我国にありて創始であるのみならず、海外と雖も先進国を除いては、未だ陪審制度を採用して居らない。啻以て此の制度は、立憲国の普選と共に、国民としては尊重すべき権利である。陪審者たるべき有資格者は、全国を通じて百五十万人あるとのことだ、此等の人々は、法の命ずる処に抛り、やがて其呼び出しを受け、刑事公判の法廷に列席して、被告の犯罪を聴取し、然る後評議して申告するのであるから、其人は法律上の専門的智識がなくも、極めて事物を公平に判断し得るの常識があれば、それで以て事の足りることだ。しかし、此の常識といふことは、

却々以て問題だ、只夫れ物は始めより完全を期し得るべきでない、現に普選々々と多年騒いだ普選も愈々実施して見ると、いやはや存外であつて、選挙に関する理解力の一般有権者に低級なるは、今更のやうに驚かしめてあつたが、併しそれが其の智識思想が低級といふのであつて、之がため普通選挙を是非するには当らない。陪審制度も、矢張りそれで最初は到る処へマな評議を遂げ、之が為め司直吏を累はすことがあつても、それは不慣れ未熟に原因するので、陪審法の罪ではないのだ。兎に角、法律が既に実施された以上は、国民全体は能く法の精神意義を解して、之が意思を裁判の上に反映せしむることに、誠意と真摯とを發揮すべしだ。

25 「奈良新聞」昭和三年一〇月二八日

市、明年度

陪審員抽籤

市、本年度九月一日現在を以て選定した、明年度陪審員資格者は、千五百七十一人にし、之が候補者九十人の抽籤は、来月五日午後一時より市役所楼上に於て、角振町宇野菊次郎、福智院町今西清兵衛、浄言寺町高村辰吉の三名立会の下に行ふと。

26 「奈良新聞」昭和三年一〇月三〇日

郡山町の陪審員

郡山町に於ける明年度陪審員の抽籤は、昨二十九日午前九時より、同町役場に於て行った結果、左の如く決定した。

尾西三藏▲瀬憲次郎▲葉本庄次郎▲淺沼茂市郎▲大西重治▲矢田主小三郎▲東浦毅▲安田述吉▲赤井久義▲吉川美一▲松本益太郎▲豊田富藏▲野口多藏▲上田伊一郎▲吉田菊太郎▲大橋壤▲今谷竹松▲檻尾重平▲井野榮太郎▲谷村市次郎▲八木勝太郎▲勝山政治郎▲大西松次郎▲谷野辨藏▲山田庄五郎▲藤村駿吉▲樽口富藏▲吉田吉次郎▲小柳英治郎▲辻田彌三松

27 「奈良新聞」昭和三年一月七日

市陪審員候補者決定

昭和四年度市の陪審員候補者の抽籤は、五日午後一時より市役所楼上に於て今西清兵衛、宇野菊治郎、高村辰吉、市側より大國市長以下係員立会で行った結果、左記九十名が当籤した。

森田捨吉、中島由太郎、井原成治、宮本米三郎、森竹次郎、生島小一郎、奥谷増治郎、勝田茂八、徳田彌之助、飯田庄治郎、深井藤次郎、松原佐治郎、吉川龜治郎、鳥井善九郎、岡本徳次郎、木村清吉、藤林房吉、植田松治郎、木本源吉、前川鶴造、中村宇吉、石澤吉鷹、日吉新七、松田清吉、中村周次郎、山本元吉、杉本正太郎、河野睦則、松石辰三郎、鈴木信吉、中村傳藏、吉田佳三郎、松井五郎、廣岡虎吉、白井和助、中井檜吉、杉本卯吉、植原善吉、望月照夫、春田庄太郎、吉澤良吉、福村庄一郎、豊田音吉、井藤末吉、今西卯

之助、島瀬左右鷹、川邊安治郎、廣瀬芳松、山脇賢治、塚本龜松、齋藤勝、永井彌重郎、松石源次郎、森川小治郎、今久保清吉、小畑喜兵衛、佐々木恒情、伊賀芳松、辻井源吉、石破戦之助、西田米藏、多田丑藏、岩城吉藏、山田久吉、松本竹松、岡本松三郎、碓壽市、森口檜藏、松島須三、山口梅吉、扇田利家、森田清一、關甚吉、小林好三、脇田長一、笹川一郎、井倉芳松、生駒利三郎、廣岡善三郎、荒木直造、白井龜三郎、味岡定七、中村勝馬、外島源治郎、石原文治郎、京谷正義、辰巳増治郎、秋月隅太郎、乾善兵衛、吉村長弘

28 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二〇日

陪審の稽古

奈良地方裁判所では、陪審裁判開廷の日が近づいたので、十九日午後二時から、新陪審法廷で判検事、書記らの部署を決め、弁護士も加はって、抽籤による陪審員選定の構成手続や陪審裁判当日の稽古を行った。

29 「奈良新聞」昭和四年一月二〇日

所長さんが裁判長となり

書記さんまで総出で

陪審裁判の予習

陪審法実施に伴ひ、之が手続きから取扱ひ方に関する予備知識の研究は幸、久保田所長

は、欧米各国の該制度を視察し来れる新智識者なるより、下僚の人達は既に今日までに、大体の智識を体得したるも、未だ實際問題に接したることなきため、同裁判開廷の場合取扱ひ上へまなことあつてはならぬといふ周到なる要意から、昨日午後一時半から、今度新築された陪審法廷に於て、仮設的の被告人を拵ゑ、判検事は勿論係り書記もズラリ列席し、久保田所長は自ら裁判長となつて、正式な陪審法廷を開き、検事は検事、被告は被告、書記は書記、陪審員は陪審員の役目を夫々一順、予行演習をやつた。

傍聴席には、峰本、中西、松田の三弁護士が列んで熱心に傍聴してゐた、此は来る廿二日、奈良地方裁判所最初の陪審裁判に附せられる、北葛城郡□村大字□ノ□の殺人未遂被告事件の弁護士である処から、此も参考のため予行演習に加はつた訳らしい。而して、事件の内容は、被告OM爲吉(五二)が予て同村OD小治郎(四三)の妻タミと姦通してゐたのを発見されたので、昨年十月三十一日夜小治郎方に忍び入り、鉈を以て小治郎を殺害せんと、僅に右手首に傷を負はせ目的を達し得なかつたもので、被告は何処までも殺意を否認して居るので、遂に陪審裁判に附せられたものである。

(二) 陪審公判に関する報道

① 殺人未遂被告事件昭和四年一月二五日判決

1 「奈良新聞」昭和四年一月二二日

本県最初の陪審裁判は

愈々今日午前九時半から

□ノ□の殺人未遂

本県最初の陪審裁判であり、全国中所長が自ら裁判長となつて行ふ、初めての陪審裁判は、本紙既報の如く、愈々今二十二日午前九時半から、当裁判所の陪審法廷に於て開廷さるゝ、立会検事は加藤検事正、陪席は高野部長、岡本判事の兩名で、被告は北葛城郡□村大字□□□OM爲吉(五二)に係る殺人未遂事件である。招集された陪審員三十六名中、遠い地方陪審員は昨夜から当市に來り宿屋に投宿する者もあり、之等陪審員は今朝午前九時迄に裁判所に登庁する事になつてゐるから、陪審裁判構成手続は九時半頃から行はれ、約半時間位で終了、引続き裁判長の訊問に移り、正午休憩、午後零時五十分頃再開される予定で、本件は比較的單純であるから、陪審員の詰めもなく、午後六時頃全部の完了を見る模様である。尚、当日は大阪控訴院長等の特別傍聴、裁判所員其他補充陪審員の傍聴もあるから、さなきだに狹隘である法廷は、一般傍聴人に制限を加へられ、抽籤或は傍聴券を發行して制限する事になつてゐる。

2 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二二日

けふ開かれる本県最初の陪審公判

□□の殺人未遂事件に変更

本県最初の陪審事件として注目されてゐた、□□町TM善太郎の放火事件公判は、審理の都合上後廻しとなり、自分が私通した姦婦の夫に切付けた男、北葛城郡□□村大字□□OM爲吉(五十二)にかゝる殺人未遂事件の公判が、本件最初の陪審裁判として、今二十二日

午前九時から、新装の奈良地方裁判所陪審法廷で、久保田所長みずから裁判長となり、峰本、中西、松田の三弁護士列席のもとに開廷されることに決定した。裁判所では、県民参与の裁判への第一ページを飾る意義深き公判なので非常に緊張して、十九日には既報の如く模擬的の予習を行ひ、法の徹底に苦心を重ねてきた。また、すでに裁判員候補者三十六名を抽籤で決め、それぞれ出頭の通告を發し準備全く成った。本日出頭する、この三十六名のうちから、法廷に列して参与する十二名の陪審員と若干の補充員が、抽籤によって選定される、これが構成手続きで、非公開裡に行はれる。かくて、構成が終ると、いよいよ陪審公判が開廷されるのである。

姦婦の夫を鉦で傷けた

殺意の有無が問題

初陪審の組上にのせられた殺人未遂事件の内容は、「被告爲吉はかねて同村OD小次郎の妻たみと私通してゐたことが露見したので、昨年姦婦の夫小次郎を殺害せんと決意し、昨年十月三十一日夜、鉦を携へて小治郎方へ忍び入り、打ちのめさんとして小治郎の首に傷を負はせ殺害の目的を達し得なかつた」といふ嫌疑であり、被告は予審でも準備手続でも殺害を否認してきたもので、殺意の有無が事件の本核で、陪審員がどう判断し答申するかど興味を持ってみられる。なほ、最初の陪審公判であり、事件が事件だけに、本日は傍聴人が殺到するだらうと見て、傍聴券を發行すると。

第二回は二月五日開廷

別項の如く後廻しとなった、第二回の陪審裁判——吉野郡□□町TM善太郎(四十九)にかゝる放火事件の陪審公判は、二月五日午前九時から、奈良地方裁判所で開廷されることに決定した。

3 「奈良新聞」昭和四年一月二三日

本県下最初の陪審裁判開廷さる

事件は□ノ□の殺人未遂

被告は殺意を否認

陪審法実施されて百ヶ日、既に大分県を皮切として各地に開かれる事十数回に及び、良結果を見せて居るが、本県最初の陪審裁判は、既報の通り昨二十二日午前十時十五分より当地方裁判所に於て、久保田裁判長自ら陣頭に立ち、高野部長、岡本判事が陪席で開廷された。

事件は、北葛城郡□□村大字□ノ□農兼車夫賭博前科一犯OM爲吉(五二)が、同大字OD小治郎の妻タミと姦通せるを小治郎に発見された上、小治郎夫婦の大阪に転居せんとするを聞知し、小治郎を殺害せんとして鉦を以て斬付けたが、僅に治療一週間の負傷を負はしたといふ殺人未遂事件である。

準備公判は、旧臘末非公開のうちに済まされ、同時に本県下一千四百余名の陪審員資格

者のうちから、抽籤で選ばれた三十六名の陪審員候補に対し招集状は発せられ、裁判所も最初のことゝて、裁判長としては久保田裁判長が当り、陪席判事には高野部長、岡本判事、立会検事には加藤検事正が参与することゝなり、証人六名へも同時に招集状を發して公判当日を待った。

斯て、二十二日となるや、陪審員は早朝から続々と裁判所に詰めかけ、裁判所では午前八時から玄關西側に受付所を設け、書記数名がつきゝりで一人々々を控所に案内し、事故欠席二名を除いて、全部揃ったのが同八時四十分。陪審員は、奈良市の四名をはじめ県下各地に亘り、六十才以上の白髪の老人もまじり、大部分は木訥さうな田舎人で、服装もまぢくで着流しの者もあれば紋付袴の人もある。

午前九時四十五分頃、裁判長、陪席判事、立会検事など公判廷に入れば、被告入口の方からは被告OMが編笠姿で二名の看守に引かれて入廷、ついで陪審員三十四名も法廷につき、非公開のうちに構成手続をとり、山片周太郎、前省吾、栗本久吉、飯田平一郎、關甚吉、辰巳増治郎、藤田角三郎、岡本富作、森仙藏、山本善三郎、田中又治郎、日吉新七の正陪審員十二名と松井五郎、永尾松次郎の補充員二名を選定して、一先づ引上げ、

十時五分から、傍聴者の入場を開始したが、早朝から多数押しかけ、五十枚の傍聴券は瞬く間になくなったと云ふ盛況。

斯くて、午前十時十五分愈々最初の陪審公判の幕は、切つて落された。陪審員席に並んだ十二名からは、咳一つも出ず、向ひ側には峰本、中西、松田の三弁護士が居並ぶ、又特別傍聴人として谷田大阪控訴院長、荒井大阪、東神戸、大久保大津の各裁判所長、大野京都監督判事、一般傍聴席に勝田奈良署長、鳥原、井上検事、寺田監督判事等の顔も見え、

さなくとも狭い席は満員の盛況で、木綿綿入れに同羽織を着流した被告は、足袋さへ破れて被告席にうなだれ控て居るが、今日まで見受けなかつた淋し気である。

裁判長 陪審員一同に対し、公判に干与せられる労を謝するが、国家の為と御自覚あつて、本日の任務を果されたい、と陪審員の責務を説明し、懇々と注意する処あり。自己の為でない国家の為であるから、公明正大の心を以て臨まれたい、私心を挟み事実の認定を誤るが如き事あつてはならない、自分の良心の命ずる儘に公正な判断をされたいと結び、陪審員の宣誓を行ひ、

立会検事加藤検事正は、おもむろに口を開いて、公訴事実を、「被告は、予て居大字OD小治郎の妻たみと私通し居たる処、昭和三年十月三十日夜小治郎方納屋に於てたみと密会せるを小治郎に発見せられ、且つ同夜小治郎方でたみ共に大阪市に転居する相談を為せるを聞きし、事茲に至りたる上は、日頃愛着せるたみと關係を断念する外なきより、懊惱の末自暴自棄に陥り、一層小治郎を殺害せんことを決意し、翌三十一日午後十一時過ぎ自宅に於て飲酒の上、鉈を携帯して小治郎方に到り、同家裏口に於て小治郎と出会したるより、矢庭に右鉈を振上げて同人に斬り付けんとしたるも、近隣のTM久太郎等に制止せられたる為め、小治郎に対し左小指に治療約一週間を要する創傷を負はしめたるのみにて、殺害の目的を遂げざりしものなり」と述べ、愈々犯罪事実の審理に入る。

先づ、被告の家庭の事情、前科調べがあつて、

裁判長 OD小治郎方へ忍び込み、鉈を以て小治郎を殺さうとしたのは事実か。

答 何等殺す気はありませんでした、と劈頭殺意を否認し、

問 たみと關係したのはいつ頃か。

答 何時か日は覚えて居ない、夏頃だっただらう。

問 姦通の事を発見された頃は。

答 二人で納屋に居る処を小治郎に発見されたので、悪かったと謝った。三十日の十時頃で小治郎は家へ来いと云ったが、行かずに自宅に帰った。しかし、たみが虐待されて居るだらうと、十二時頃小治郎方の表口に立って、内部の模様を立ち聞いて居た処が、夫婦二人は大阪へ転居せんと談合して居たので帰宅した。

問 三十一日の夜の模様は。

答 五時半頃夕食を食べ、二合程冷酒を飲み直ぐ寝たが、寝られぬ処から十時頃起きて冷酒二合程飲んだ。それから、大阪へ行く話だったので、おたみと別れる話をしやうと思つたのである。

問 一年程の間にたみにどれ程の金を貢いだか。

答 約百五十円程で、たみが大阪へ行けば、たとへ十円でも返して貰ひ、他に女をこしらへ様と、出口にあつた鉦を持って荷つた。

問 女に逢ふに何故鉦が必要なのだ。

答 前夜小治郎に発見されたので、若し小治郎に襲撃されてはと、その用意に持つて行つた迄で、小治郎方からおたみが子供を連れて出たが黙つて居た。すると間もなく、小治郎が「此の餓鬼が」と出て来たので、私は大阪街道まで逃げたが、後より鉦を持つて追つて来た。其処で、私も逆戻りして、二人が鉦を振翳してゐる際、T M久太郎が通り蒐り私を制止した。

問 何故久太郎がお前を止めたのか。

答 久太郎は小治郎と親族関係だから、小治郎を止めず私の腕を握つたのである。

問 小治郎は、その際小指を斬られたと云つてゐるが。

答 私は斬つた覚えがない。この時証第一号の兇器鉦が提示され、柄等の血痕に対して、その際自分も血を流したので、その血は自分のものである。

問 おたみと駆落を相談した事はないか。

答 自分はそんな考へがない。おたみから話があつたが、今少し若ければと聞き流してゐた。

問 卅一日の夜、たみと別れ話に行くに何故鉦が必要だ。

答 それが何故か解らない。酒の勢ひにかられたのでせう。

問 小治郎方の大阪行の話を聞いたのは、三十日でなく卅一日ではないか。

答 間違ひない。

問 小治郎は確かに鉦を持って居たか。

答 どこにあつたのか知らぬが、持つてゐたのは確かである。

問 おたみから、度々別れ話をしたといふが。

答 ありましたが、しかしその際おたみを脅迫した覚えはない。

斯くて、一先づ審理事実了へ、裁判長は陪審員に向ひ、「検事の公訴事実は、小治郎を殺害せんとして斬り付けたとあり、被告は其反対に小治郎より斬り付けられたるを以て、之を受けたので、小治郎の負傷は自分の知る処でないと云つてゐるので、此の点が陪審員の判定せられる処である」と述べるや、興味深く裁判長の訊問に聞きぼれて居た一同は、初めて我にかへつた如くホット一息し、「被告に聞いても差支ないが、何か聞く事はありま

せんか」と告げても、只一言も吐くものなく、只栗本久吉から「被害者の言ひ分は何うです」と初めて質問したが、それは後日調べるとの事でもものならず、午前十一時卅二分、昼食の為め一先づ休憩となる。

午後再開証人調べに入る

争闘の現場を物語る

陪審員は沈黙

午後零時四十五分午前引続き開廷、証人調べに入るに先だち、証人ODタミが病気の為め欠席し、検事より調書によって証言とされ度しと希望し、TM久太郎の証言から初められる。

問 三十一日の夜、小治郎と被告との争つて居る処を知ったか。

答 十一時半頃、ODタミがエライ事だ、誰か来て呉れとの事なので、喧嘩は何処だとも明りに二人の争つて居る所へ駆け付け、背後から抱つき誰だと顔を見ればOMだった、と当時の二人の姿勢を型にして証言するのを、陪審員は何れも興味を注ぐ。

問 その時、被告は何か言ったか。

答 放して呉れ俺は覚悟をして居るからと言ったが、酒臭かったから興奮して居ると書いて、漸くOD方の近所まで引戻した処へ、KM龜太郎が来たので、鉈を取りあげ私の家へ入れ様としたが入らぬので、KMが何処かへ連れて行った。

問 一方、小治郎は何うして居た。

答 手をあげて居たが、左手が黒くなって居るので、血だと察し早く手当をせよと云ったが、小治郎もやられたと言つて居た。

問 爲吉は、何故左様な事を行ったか。

答 理由は知りません。

問 被告が、之から警察へ行くと言つた様な事は聞かぬか。

答 KMに言つて居つたのを聞いた、と被害者小治郎の従兄弟だけに、比較的被告に不利の証言をなし、弁護士から二三質問あつたのみで、陪審員から何の言葉もなく、一時二十分終了し、

第二の証人KM龜太郎がラシヤの厚司一枚で、石工その儘の姿で出廷、

問 三十一日の夜の模様は。

答 女のお声でおっさん出て呉れとの事だったので、OD小治郎の門口まで行った処、モ一済んだとのことで、爲吉とTMとが居た、爲吉は鉈を持ち、TMはその傍に居た。

問 鉈は、TMが爲吉の手から取つたのか。

答 違ひます。爲吉が落したので、私が拾ひ、TM方の井戸の処へ置いたのである。そして、TM方へ行ったが、直出てOD方へ連れて帰つた。その道中、爲吉は只悪かつたと云ふ一点張りであった。次で、爲吉の親族HTを呼び出して、私は自分の家へ小治郎及その親族を呼んで仲裁しやうとした。又一方、翌朝早々、爲吉が伴を連れて警察へ行くと言つたので、私は警察へやる様では心配せぬと叱つて帰したが、まだ酒の酔ひは醒て居なかつた。内々に済まず話は出来て居たが、警察から来られて連れて行かれたのである。

此の時、峰本弁護人の問で、「直接聞いたのでないが、二人の争つて居る場合、カチ／＼

やって居たとの噂です」。中西弁護人の問に、「被害者側も、仲裁話に異存はありませんでした」。

沈黙を申し合せたのか、相変らず陪審員席から一言も出さず廿分で終へ、今度は被告と親戚関係にある鍛冶職H T徳次郎の訊問に入り、「KM方から呼びに来たので、朝五時頃爲吉方に着いたが、爲吉は寝間にもぐり込み只悪かったと云ふのみで、何事か薩張り判らなかつた。話に聞けば、小治郎と二人で鉈をもちカチ／＼やって居たのをTMが取り押へたので、その音を聞いたと云ふ人は今誰とも知らぬ」と頗る被告に有利の証言をなし、

相変らず陪審員無口の間に、被告の長男周一(三三)が父の身を案じるらしく出廷し、「三十一日夜遅く、KM等に連れられて父が帰ったが、泥酔したのかそれとも喧嘩をしたのだらうと思つて居たが、後から父は小治郎が鉈をもつて追つ駈けて来たので逃げ、県道の手前で喧嘩をしたのであると話してゐた」と之亦親の爲めに有利の証言をなし、

最後に被害者小治郎が、当時の模様を語るべく証人席に立つ。

問 三十一日の夜の模様は、

答 十一時頃、小便に出ると、納屋の間から誰か人が突然飛出したので、恐ろしさの余り逃げ出したのです、と言葉の句切りも明瞭に、示された地図を指さし乍ら、裁判長の問に答へ、

問 誰とも知らぬ人間なのに、何故逃げたか。

答 恐ろしい勢ひで、私に飛びかゝらんとしたので、若し命を取られてはと逃げたのである。そして、切られたなあと感じた時、誰か相手を止めて呉れたので、相手も知らねば、止めて呉れた人も知らなかった、と創痕を陪審員席の前に見せ、歩けば夢の国に遊ぶが

如き態度を示してゐる陪審員もその指に目を注ぐ、

問 お前も鉈を持つて出たと云ふじやないか。

答 持ちたくも附近にありません、何時も納屋に置いてある。

問 其後何うした。

答 事情の爲め話も出来ぬので、内証にしたいと思つて居たが、KMが来て話があつたので、其儘済ます考へであつた。

問 何ぜその様なことをされたか。

答 私には解せない。前晚姦通を発見した際も、何事も言はなかつた位で、今日まで爲吉に指一本さしたことがない位で、怨みを受ける事はない筈である。

問 姦通したのを知つたのは……。

興味深き訊問に、陪審員の耳は傾き、証人は妻ノロジーか、それともお人よしの徹底した人物か、

答 三十日の夜、妻が居らぬので二、三べん呼んだ処、納屋から出て来たので、怪しと睨み納屋に入れば、OMが居つたので始めて知つたのだが、其夜妻に対し離婚すると責めた処泣いて謝した上に、子供も泣くので其儘にをさめ、出来るだけ内証にせんとしたのである。

問 長い間二人が関係してゐた裏面に何かあつたのではないか。

答 妻の話に依ると、別れ度いとたみが言へば、爲吉は出刃もあり七首もあるからおどかすので、其儘関係してゐたらしいです。

問 爲吉の話によれば、百五十円程与へたと云つてゐるが、何うだ。

答 そんな事は知らぬが、私の家庭に百五十円も入れば、相当霑ふ筈です、と農夫丸出しの質朴さで答へるが、

傍聴人に異様に響くのか、笑ひ声さへ聞こえる。しかし、納まる陪審員は、一同揃って行儀よく一言も吐かぬだけに、瞬間の笑顔さへ漂はさない。

斯くて、被害者として当然の被告に不利なる証言を列べつゞけて、二時四十分訊問を終り、中西弁護士から、本件は殺意があったか否か極めてデリケートの問題であるから、本人の平常の素行を知る必要上、高田署警部補小林熊太郎を証人として喚問され度し、と申請したが決定を見ず、

病氣欠席した証人OMための予審調書、「爲吉方で入浴中無理から関係づけられ、其の後脅迫されるのが怖ろしさに関係して居たので、今日まで一銭も貰つた事はない。三十一日夜、亭主が小便に出てワット声をたてたので、日頃の爲吉の言葉から推して爲吉を襲つたと知り、近所に救ひを求めたのである」、を読みあげて証人喚問にかへ、

次いで、証拠調べがあつて、医師の診断書及び兇器等の提示があり、弁護士から申請の証人に就いて会議の結果、身許調査二通中の「性質温順たる方を引用」する事に決定して、午後三時二度休憩となる。

加藤検事正の論告に移る

殺人未遂罪主張

午後三時二十五分続開、直に立会検事加藤検事正の論告に入り、

「本事件の争ひとなる点は、被害者小治郎の負傷が果して被告の斬付たものか又被告は殺意を抱き傷害を負はしたか否かである」とて、法を基準とした殺意の意義を論じ、

「被告は被害者に追っかけられたと陳述して居るが、被害者にて鉋を持って居たとはいへぬ、見るも、知れる如く姦通の現場を認め乍ら、姦夫爲吉を責め隠忍した程の小治郎とて、翌夜鉋を振翳して爲吉に迫らんとする男あれば、当夜既に爲吉を詰問せる筈である」、

次いで、論鋒をかへて、被告爲吉とたみの関係を説き、

「被告は、たみに会ふべくOD方を訪れたので、鉋は万が一の用意に携帯したのみであると言ふも、若し事実とすれば、たみが子供を小便の爲め姿を現はした際声をかくべき筈である。然るに、それを行はず、小治郎の際に姿を現はして居るではないか。又被告は、二人が鉋で叩き合ひを行ったと云ふが、被告所有の鉋には一ヶ所の刃欠けさへない。之等の点から推して、被告は当初より充分殺意を有して居た事は明かにして、如何に弁解するも、殺意の有無を論ずべきまでもない事である。被告は、既に五十歳以上とて、再び情婦をこしらへる事は出来ず、しかもたみは田舎に稀な美人とて、同人を思ふの余り遂に自暴自棄に陥り、この犯罪を構成するに至つたのである」と論及して、殺人未遂罪を主張して口を結ぶ、時に午後四時十五分。

峰本弁護士の弁論に

之に代つて、被告を擁護すべく峰本弁護人が起つた、時に午後四時半（以下次号）

選ばれた陪審員

一千五百余名から、抽籤の結果とは云へ、第一回の陪審員に選ばれて公判に干与するの榮に浴した人々は、左の如くであった。

市内手貝町指物製造業日吉新七▲同脇戸町銀行業關甚吉▲同下三条町酒類販売業辰巳増治郎▲生駒郡筒井村大字筒井農業森仙藏▲同郡富雄村大字中農山本善三郎▲山辺郡丹波市町石上農飯田平一郎▲磯城郡初瀬町農田中又二郎▲同郡川西村唐院呉服商藤田角三郎▲北葛城郡高田町□田会社員前省吾▲同郡箸尾町的場農山片周太郎▲同郡陵西村市場農岡本富作▲宇智郡北宇智村西河内農栗本久吉
尚、補充員二名は、▲奈良市御所馬場町松井五郎▲生駒郡都跡村尼ヶ辻農永尾松次郎

4 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二三日

緊張した面持ちで陪審員ら居並ぶ

谷田控訴院長ら特別傍聴

奈良県最初の陪審公判

本県最初の陪審裁判——北葛城郡□□村大字□□□OM爲吉(五十二)にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、二十二日午前十時十五分から、初開きの奈良地方裁判所陪審法廷において、久保田所長自ら裁判長となり、高野部長、岡本両判事陪席、加藤検事正立会、民衆代

表として選ばれた陪審員十二名参与し、峰本、中西、松田三弁護士列席で、緊張と厳肅のうちの開廷された。判官席の背後の特別傍聴席には、谷田大阪控訴院長、荒井大阪、東神戸、遠藤京都、大久保大津各地方裁判所長が控へ、向って右側には正、補充陪審員が居並ぶ。これより先、この日の裁判の主役を演ずべき陪審員も、緊張した面持ちで午前八時からぼつ／＼現はれ、出頭時間の九時までに三十四名(二名は病氣欠席)全部出頭して、まづ熱心さをみせた。

公判の順序を親切丁寧に

裁判長が陪審員に説明

公判に先だち、九時四十五分から陪審法廷で、非公開裡に陪審構成手続が行はれ、三十四名中から十二名の正陪審員と二名の補充陪審員が、抽籤によって選定された。この構成が終ると、小憩のち十時十五分、法廷正面のドアがサツと開き、法服姿の久保裁判長、陪席判事、左側から加藤検事正が現はれて着席。陪審員席には、奈良市の旧家關甚吉氏、社会事業功労者の松井五郎氏の顔も見え、紋付羽織に袴をつけたり、背広洋服姿などさまざまの階級が現はれてゐるのも、陪審の色彩華やかである。

まづ、裁判長は、陪審員に向つて、「陪審員諸君、本日は本県最初の陪審公判であります。諸君は、これに立会ひ参与する光榮を担ったわけでありますから、事実の認定につき思ふ存分常識を傾けて判断されたい」と諭告し、公判の順序を一から十まで、嚙んで含めるやうに説明し、ついで起立、厳肅のうちに「良心に従ひ誠実をもつて職務を行ふことを誓ふ」

との陪審員の宣誓があり、

公訴事実

加藤検事正が嚙砕いて陳述

ついで公訴事実の陳述に移り、加藤検事正は、「被告は、農業兼人力挽を営み四、五年前女房を失ひ、一男一女と三人暮しであるが、隣同士のOD小治郎妻たみと、昭和二年二月ごろから姦通をつづけ、昨年十月三十日夜密会中をODに発見され、罵られた逆恨みから小治郎を殺害せんと決意し、翌三十一日夜冷酒をあふつて、小治郎方に至り裏口で小治郎と出会頭に鉦で斬りつけたが、近所の人に取押へられ、左小指に負傷せしめたものである」、との公訴事実を、かみくだいて述べ、

裁判長の訊問

被告の急所を突く

被告の訊問に入る。すべてが陪審員を中心とした裁判ぶりである。

久保田裁判長の訊問に対し、被告は小鼠の如くうづくまりながら、「検事の公訴事実は違ひます。殺す考へは毛頭なかった」と殺意を否認して、小声で「姦通の事実は認め、十月三十日夜たみと密会中を小治郎にみつけれられ、その場は謝まつて別れたが、小治郎夫婦が家に入ってから大阪へ転居する話をしてゐたので、三十一日夜酒を呑んだ上、たみに別れ

話をするために鉦を持って、たみを誘ひにゆかうと出て行つた」と顛末を供述し、裁判長に「手切れの話にゆくのに、なぜ鉦を持って行つたか」と急所を突込まれ、被告「もし小治郎に見付かつたら、どうかされるから、その時の用意に持つてゆきました」。裁「殺してしまはうといふ考へではなかったか」。

被「殺す気はちつともおまへなんだ」。

この問答の間、陪審員は、熱心にまばたきもせず聞き入つてゐた。かくて、微に入り細をうがつ訊問が終り、十一時三十五分休憩、陪審員一同は宿舎で昼食をすませ、午後零時四十五分再開、

証人調べ

直に証人調べに入り、最初にOMを抱き止めたTM久太郎は（小治郎の従兄弟）、「爲吉を抱き止めたときは、爲吉が鉦をふりあげ、小治郎は石かけに手で支へてゐた、爲吉は酒臭くもう覚悟をしてゐるといつてゐた」と証言し、KM龜太郎は被告に有利の証言をなし、被告の親族HT徳次郎の調べあつたのち、被告の次男OM周一は「親爺は喧嘩から帰つてから、何もいはなかつた」とて父のために公平な証言をした。

被害者の証言

最後に、被害者のOD小治郎は、「当夜十一時ごろ小便に出た際に、何人かゞ突然飛んで

きたので恐くて夢中で逃げました。小指を斬られたことも気づかなかった（傷口を陪審員に見せる）、後になって、OMにやられたことをきいて知りました、襲はれたとき自分は何も持っていない。妻をとられた上に、こんな仕打ちに会ふ道理がありません。その前夜、ふと目を覚ますと妻がいないので捜しますと、納屋で女房とOMが密会してゐました、全く馬鹿な目に遭ひました」とこぼす。

残りの証人小治郎の妻のみは、病気のため出延せぬので、合議の結果予審問書を証言に引用することになり、裁判長が朗読したのは、たみが申立てた「姦通が知れたら、小治郎を殺してやる」といってゐた」と被告にとって不利な証言である。

証人調べが終るごとに、裁判長は、陪審員に「きくことはありませんか」とたゞしても、陪審員は申し合せたやうに沈黙を守り、口を開かない。証人調べを終って、三時休憩。

検事の論告

同二十分再開、論告に入り加藤検事は起つて、「わが国の刑法では、かういふことをすれば、相手が死ぬかも知れぬ、死んでも構はぬといふ考へで行つても、殺人罪を構成するものである。被告は、OD小治郎の妻と姦通してゐたのを発見され、煩悶の末自暴自棄となり、犯行当夜酒をあふり、鉦を携へて小治郎方に赴き、殺意をもって斬りつけ負傷せしめ、殺害の目的を達しなかつたものであるが、殺意は十分あつた。しかも、被告たみとの姦通が知れれば、小治郎を殺してやるとたみに常にいつてゐた」とて、証拠証言を挙げて詳細に陳述し、

弁護士の弁論

弁論に移り、峰本弁護士は、「被告は殺意は毛頭なかつたやうに思はれる。検事はたみの証言を挙げて居られるが、姦婦の言は信ずるに足らない、前後の事情を見ても殺氣立つた状況は認められない」、殺意のなかつたことを主張し、「疑はしきは軽きに從へ、といふ法の原則によつて、陪審員諸君の判断を願ひたい」と述べ、

松田弁護士は、「当夜被告が押入つた時は、小治郎は用便中であつたにもかゝらず、カスリ傷のみであるのは、殺意がなかつたことを立証する」と殺意なきことを述べ、

中西弁護士は、被告の性質温順、殺意なきことを論じた。

弁論が終るころには、陪審員席に欠伸がもれる。

陪審員から質問続出

ついで裁判長の説示に入る。検事、弁護士、被告証人などの陳述を総合し、極めて平易に砕いて陪審員に説き、終るや陪審員席よりはじめて質問が出る。栗本氏は、開口一番「被害者の寝間着には血が附いてゐましたか」と尋ね、ついで關勘吉氏は、たみの年齢、家内の模様を聞き、辰巳氏は、被告の健康状態を聞く。

問書が渡され、別室でいよく殺意ありしやなしやにつき、裁判員が裁断を決すべく評議がはじまる、時に午後五時四十五分、かくて夜に入り続行された。（午後六時十五分記）

諸階級から選ばれた
陪審員の顔触れ

奈良市脇戸町關甚吉（銀行業）、同手貝町日吉新七（指物製造業）、同下三条町辰巳増治郎（酒類販売業）、生駒郡筒井村森仙藏（農作）、同郡富雄村山中善三郎（農作）、山辺郡丹波市町飯田平一郎（農作）、磯城郡初瀬村田中又二郎（小作料による者）、同川西村藤田角三郎（呉服商）、北葛城郡高田町前省吾（会社員）、同郡箸尾町山片周太郎（農作）、同郡陵西村岡本富作（農作）、宇智郡北宇智村栗本久吉（農作）の十二名
「補助員」市内御所馬場町松井五郎（恩給による者）、生駒郡都跡村永尾松次郎（農作）の二名

5 「大阪毎日」昭和四年一月二三日

奈良の初陪審

奈良地方裁判所の初陪審、奈良県北葛城郡□□村大字□□OM爲吉（五）にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、廿二日午前十時から、久保田裁判長のかゝりで開廷。

午後六時卅分に至って、陪審長關甚吉から、主問の「殺意を有せしや否や」には「然らず」、補問の「傷害を与へたるものなりや」に対しては「然り」の答申をなし、単なる傷害と認定し、裁判長はこれを正当と認め、六時四十分閉廷した。判決は、廿四日午前十時。

6 「奈良新聞」昭和四年一月二四日

第一回陪審裁判

裁判長の懇切な説示

陪審員の判断を誤らぬやうに

本県陪審裁判は、昨報の如く、殺人未遂事件を以て切って落されたが、予定の筋書きを辿って、最初とは思はれぬ程の好成绩を以て終了した。前号報道後の模様は、次のようであった。

陪審員の判定をして、殺人未遂に導かんと約一時間にわたって説きたてた立会検事の論告に報ひ、傷害罪を主張すべく立つた峰本弁護士は、「周囲の事情により、此の被告の行為は面白くないとの先入心をいだいて、法に当たるのは不可である。而して本件事案の如きは、何等殺人の意思を有して居ったと認むべき点は毫も無い、疑はしきは軽きを以て罰するのが立法の精神である」と傷害罪を主張し、

次で、松田弁護士もまた、「若し殺意を有してゐたものとすれば、完全に目的を遂行し得られた立ち場に置かれたものである」と、同様殺意は無かつたものと弁論し、

最後に、中西弁護士は、「検事の論告に依れば、自暴自棄の結果とあるが、無知なる被告の事として、若斯くの如くとすれば、先づ情婦たみを殺害し、然る後に自殺を企てるであらう、本夫に刃を向けるものでない」と論じ、弁論を打切り、

愈々陪審員にとって必要な説示に移った。久保田裁判長は、教へるが如く又さとすが

如き口調で、これまでの公判の成行を述べ、「本件は、被告が鉦をもって、小治郎に斬り付け傷を負はせたこと」は、何人も認める事実であるが、検事は「被告人は殺意があったが、他人に妨げられてその目的を達し得なかつたもので、いはゆる殺人未遂の事実である」と主張し、被告人側弁護士は「殺意は全然無く、単に小治郎に傷を付けただけで、傷害の事実しかない」と主張してゐる。此の点が、本件の唯一の問題である、諸君はこの問題を解決しなければならぬとて、刑法上に関する殺人事件と傷害事件との差異を詳細に説明し、陪審員が判断を誤らぬやう、半時間以上にわたり詳細な説示を終る。

此の時、それまで沈黙を続けてゐた陪審員は、最後の断案を下す自己の職務の重大さを知つてか、先づ栗本久吉が開口して「当時被害者が着してゐた寝巻に血痕があるか」と問ひ、証拠品を見て得心すれば、次に關甚吉から「たみの年齢及其出生地及其子供」を訊し、辰巳からも被告の健康状態を聞き、かくて

問書

一、主問 被告人爲吉は昭和三年十月三十一日夜奈良県北葛城郡□村大字□□OD小治郎居住附近に於て殺意を以て鉦にて小治郎に斬り付け其左手に傷を負はしめたるも殺害するに至らざりしものなりや

二、補問 (主問に対し然らずと評議せる場合に此の問ひに答ふべし)

被告人は前記時所に於てOD小治郎を鉦にて斬り付け其左手に傷害を加へたるものなりや

を仮陪審長山片に手交され、これに然りまたは然らずとの答申をすればよいと、評議に於いても嘯んで含めるやうに注意を与へて、午後五時四十五分評議の爲めに休憩。

陪審員の答申、傷害罪と決定

被告も弁護人も満足の意を表す

陪審員は、右問書の答申書の答申を作成すべく、直に評議室に入り、陪審長を互選して評議に入り、各自の意見を取まとめ、陪審長が署名捺印して、約一時間にして答申書を作成したので、此旨裁判長に通告。よつて、午後六時三十五分公判続開、陪審長關甚吉より答申書を裁判長に提出したので、書記をして

一、主問に対し 然らず

一、補問に対し 然り

の殺意を否認する答申書を朗読させ、裁判長は陪席判事と合議の爲めしばし退席。やがて其答申を至当と認めたので、此処に陪審員の任務が終了、裁判長から労を謝するの挨拶があつて、一局はホット重荷を下したような顔付で退席。

ついで第二次の弁論に入る筈であつたが、夜間の事とて、次回を明二十四日午前として、同四十五分閉廷したが、被告及弁護人は陪審員の答申に満足の意を表してゐた。

中西弁護士喜んで語る

最初の陪審裁判に干与した中西弁護士は、傷害罪と決定したので、喜びの色をたゞへつゝ語る。「頗るデリケートな事件であり、且被告の行為に一片の同情すべき点がないので、

常識を以て判定する陪審員諸君の觀察は、或は被告を不利に導きはせぬかと案じられたが、公正なる裁判長の態度と、賢明なる陪審員諸君は、予期通り殺意無しと答申され、初陪審としては良の成績をあげられた事に感謝してゐる。この結果は、この事件に関する私としてでなく、将来の陪審裁判に大に貢献する処あるであらうと、法曹界の一人として祝福をするものである。」

峰本弁護士感想

最初の陪審裁判に主任弁護人を努め、殺人未遂をして傷害罪とせしめた、峰本弁護士は左の如き感想を述べてゐる。「OM爲吉殺人未遂被告人の陪審法廷に於ける感想として、先づ久保田裁判長の審理振が、流石大阪裁判所で有名であつた如く、其静肅に秩序整然として審理を進め、聊かの喧噪と嫌怠を認めしめざる点、並に其諭告及説示等に付て一点の申分もなく、実に立派なものである、又検事正の諭告の如きも正々堂々の陣を張り、被告の罵言せず穩健なる主張は流石見上げたものである。我等弁護士等の主張と相容れざる点ある、各自の立場より又見解の相違より止むを得ざる次第であるが、検事諭告としては是復立派なものであると思ふ。陪審員の態度に付いては、奈良裁判所最初の陪審員として、熱心に被告の答弁、証人の証言、検事の諭告並に弁護人の弁論等を聴取して、疑のある所及判断の材料とすべき点は、此の聞訊したる上、本件の如き殺意の有無を判断する如き、玄人の難関とする点を、手ぎわよく決定せられたることは誠に感服の外なく、一般に多少危まれて居た陪審も杞憂であつたと云ふことを証明せられたものと思ふ。要するに、昨日

の陪審に、裁判長、検事、陪審員共に、一般が模範とすべき立派なものであると断言出来得ると思ふ。」

7 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二四日

被告に殺意なしと陪審員から答申

採用されて傷害罪と認定

成功を収めた本県の初陪審裁判

本県最初の陪審裁判として、二十二日奈良地方裁判所で公判開廷の北葛城郡□□村大字□□□OM爲吉(五十二)にかゝる殺人未遂事件の審理は、八時間にわたって行はれ、同日午後五時四十五分から評議に入り、裁判長の出した問書

(一) 主問 被告爲吉は殺意をもつて鉦にてOD小治郎に斬付け、その左手に傷を負はしめたるものなりや

(二) 補問 被告人はOD小治郎に鉦にて斬りつけ、その左手に傷害を加へたるものなりや

の二問に対し、極秘裡に評議し、四十分間で決を採り、同六時三十五分公判再開、陪審長關甚吉氏から答申書を裁判長に提出、福岡書記が朗読した、

主問は然らず

補問は然り

すなはち「殺意なし」、「傷害罪である」と答申され、裁判所側でも合議の結果「答申を相

当と認めて採用する」と採決した。従って、殺人未遂は単なる傷害罪と認定され、同四十分初陪審裁判は、大成功を収めて閉廷した。

けふ判決

右の初陪審事件公判は、今二十四日午前十時から続行、まづ検事の第二次論告があつて休憩があり、弁護士弁論後、いよく裁判長から陪審による民意を反映した判決が言渡され、こゝに幕を閉ぢるのである。

初陪審裁判が

大成功を勝ち得た原因

注目された本県における初陪審裁判は、陪審員の答申が見事採用され、大成功を収めた、右につき関係者の感想をきく。

予想以上の好成绩

久保田裁判所長

初陪審の大成功を喜ぶ、第一に午前九時の呼出に八時から出頭し、八時半には二十七名、九時五分前に全部揃ひ熱心さに感心した、裁判所が気づかつてゐたのは、陪審員がどこま

で熱心か、どの程度まで諒解できるかといふ、忠実と智能の二点だったが、陪審の結果は長時間倦怠もせず緊張さをもつて終始し、一面判断の点は事件の要領をよくつかみ、僅か四十分間で評議を終り、しかも答申が裁判所の意見と一致し、名陪審ぶりに予想以上の好成绩を得た、また検事、弁護士側でも趣旨を理解されて重複せず簡明な意見を陳べられたには感謝のほかない、すべてが今後の陪審裁判の模範的だった。

当局者の親切な態度

關甚吉氏談

最初の陪審員に選ばれ、評議の陪審長をつとめた關甚吉氏語る、「様子のわからない始めての陪審裁判に立会ひますが、今日までに裁判所の趣旨宣伝が徹底してゐまして、陪審員は前もつて知識の準備をしてゐましたので、よく理解できたやうでした。それに、事件が簡単であつた上に、裁判長から訊問が終るごとに陪審員に対し判り易く正確に説明して下さつたので、聞き違ひやきゝ洩れがなく会得し、検事も事件の真相を解剖して論じられ、弁護人側もはっきり要点を弁論されたので、すべてが十分に咀嚼できました。評議の時にも、秘密室であるため、各自が打ち解けて意見の発表ができ、楽に思ふ存分判断しました。幸ひ答申が採択され喜ばしい次第です。」

陪審員の熱心さ

峰本弁護士談

また、峰本主任弁護士は語る、「公判廷における陪審員諸氏の態度は、熱心と緊張そのもので、一言半句もきゝ洩らさじと傾聴された立派な態度に感謝のほかはない。一方、裁判長の公正な裁判ぶり、検事の明確にして平易な陳述ぶりに敬服した。今後、この尊い試練を忘れず、この気分で任務を果したい覚悟だ。」

8 「奈良新聞」昭和四年一月二五日

傷害罪認定で問題は簡単に

懲役四ヶ月の求刑

僅か十分間で閉廷

当地方裁判所最初の陪審公判に附せられた、北葛城郡□□村大字□□賭博前科一犯農兼車夫○M爲吉(五三)に係る殺人未遂事件は、陪審裁判の結果傷害罪と認定されたが、之が第二回公判は、昨二十四日午前九時から陪審法廷に於て、所長久保田裁判長係り、加藤検事正立会、峰本、松田、中西三弁護士列席で開廷された。此の日、流石の被告も殺人未遂の大罪を免れ、一片の傷害罪と認められた喜びに幾分愁眉を開き、被告席に着席する。

應て、裁判長は被告の氏名を訊したる後、加藤検事正の論告に移り「本件に就いては、検事局としては殺人未遂として起訴したのであるが、陪審評議の結果傷害罪と認定されたから傷害に基いて論ずる」と冒頭し、「本件を傷害と看する時は、実に単純なものであるが、原因が原因であるから、相当の刑を科する必要があると思ふ」とて、懲役四ヶ月尚未決

勾留を通算してもよいとの意味で、被告に同情ある求刑をなした。

之に対して、三弁護士から交々減刑論を陳べて、開廷僅に十分で閉廷した。判決は、今二十五日午前十時の筈。

9 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二五日

爲吉に求刑

懲役四ヶ月

本県の初陪審裁判——○M爲吉(五三)にかゝる殺人未遂事件続行公判は、二十四日午前十時から、奈良地方裁判所で開廷。前回、陪審員によつて「殺意なし、傷害なり」と答申され、採択されたので、これに従つて第二次弁論に入り、

加藤検事正は、「傷害と認定されたが、結果から見れば傷は軽微である、しかし犯行の原因が悪い」と陳べ、刑法二百四条傷害罪を適用し、懲役四ヶ月勾留日数通算といふ同情ある求刑をなし、さらに峰本弁護士から減刑を望み、開廷僅か十分間にして同十分閉廷した。判決言渡は、今二十五日午前十時。

10 「奈良新聞」昭和四年一月二六日

陪審の爲吉

懲役四月未決卅日通算

陪審裁判の結果、殺人未遂事件が傷害罪と認定された、被告北葛城郡□□村大字□□□□
OM爲吉(五三)にかゝる判決は、昨廿五日午前十時四十五分から、当地方裁判所陪審法廷
に於て、久保田裁判長から、「本件に就ては、陪審員の意見を採用して傷害罪と認めたので、
被告に懲役四ヶ月、但し未決勾留卅日を通算する」と検事正の求刑同様、同情ある判決を
言ひ渡し、開廷僅か二分間で閉廷した

11 「大阪朝日大和版」昭和四年一月二六日

求刑通り判決

爲吉は懲役四月

姦婦の夫に斬付けた、北葛城郡□□村大字□□□□OM爲吉(五十二)に対する判決は、二十
五日午前十一時、奈良地方裁判所久保田裁判長から、被告は昨年十月三十一日夜OD小治
郎に鉈をもって斬りつけ傷害を加へたもので、陪審員の答申を採用したと告げ、殺人未遂
は傷害罪と認定、求刑通り懲役四月(未決勾留日数三十日通算)を言渡されたが、検事側
も被告も上訴権(陪審事件は絶対に控訴できず上告だけが許される)を抛棄した。

②放火被告事件昭和四年二月七日判決

1 「大阪朝日大和版」昭和三年十一月二五日

本県最初の陪審事件

□□町の放火事件

本県最初の陪審事件として陪審法を適用される放火詐欺事件が、二十二日、奈良地方裁
判所に受理され、近く陪審公判開廷のことになった。

事件の内容は、「被告吉野郡□□町TM善太郎(四十八)が、本年七月YN銀行の融通をう
け、田地を一万四千元で買ひ、うち五千元を弁済したが、代金の金策に窮した揚句、二万
五千元と三千五百円の二口の火災保険に加入せるを奇貨とし、保険金詐欺の目的で、十月
二十七日自宅に放火し、大事には至らなかつたもので、予審終結とともに、法定陪審とし
て公判に附され、準備手続及び公判廷において被告が否認すれば、いよいよ陪審員候補者
三十六名を呼出し、そのうちから十二名の陪審員を選定して、評議に附するのであるが、本
県最初の陪審裁判なので、法曹界の興味をひいてゐる。

2 「奈良新聞」昭和三年十一月二六日

最初の陪審公判

□□放火事件

当地方裁判所での最初の陪審法を適用される、放火詐欺事件の陪審公判が、近く開廷さ
れる事になった。

事件は、被告は吉野郡□□町TM善太郎(四八)で、本年七月YN銀行の融通を受けて、
田地を一万四千元で買ひ受け、その中五千元を弁済したが、残金の金策に窮した揚句二万
五千元及三千五百円の二口の火災保険に這入つてゐるのを幸に、十月二十七日保険金詐欺

の目的で自宅に放火したが、大事に至らず消し止めたものである。

3 「奈良新聞」昭和三年二月一九日

岐路に立った疑問の放火事件

陪審法適用か否か

次回の証人調まで未だ不明

既報Ⅱ本県最初の陪審裁判を開かれるか否かの岐路に立ってゐる、吉野郡□□町旅館業TM善太郎(四八)に係る放火被告事件の陪審手続きは、昨十八日午前十一時から当地方裁判所に於て、久保田裁判長係り、加藤検事立会、北浦弁護士列席で、傍聴禁止裡に行はれたが、被告は裁判長の取り調べに対して、犯行を否認したらしく、更に証人として下市署藤本警部補以下十一名を喚問取り調べると共に、明二十日現場の实地検証を行ふ事になったらしく、午後一時頃閉廷した。証人の取り調べ如何によつて、愈々本件が陪審法に附せられるかの最後の決定を見る訳である。

4 「大阪朝日大和版」昭和三年二月一九日

予審の供述を翻へし放火を否認し

陪審に附せられる

□□町の放火事件

陪審か否か、本県最初の陪審事件として興味をひいてゐた、吉野郡□□町旅館業TM善太郎(四八)にかゝる放火被告事件の公判準備手続きは、十八日午前十一時から、奈良地方裁判所久保田所長係り、高野部長判事陪席、加藤検事正立会、北浦弁護士列席、非公開裡に開廷。被告が、予審の供述を翻へして、放火事実を否認したので、いよゝゝ陪審裁判に附されることに確定、同時に实地検証をなすこと、証人十一名を訊問することなど決定した。

裁判所では、公判日までに最初の陪審員候補者三十六名を呼び出し、そのうちから十二名の陪審員を選定して評議に附するのであるが、それまでには準備を要するから、明年一月中旬ごろ陪審公判開廷のことにならうと。

不可解な事件

陪審裁判に附された放火事件は、全く不可解な事件とされてゐる。

公訴の内容は、被告善太郎は本年七月YN銀行から融通をうけ、田地を一万四千元で買ひ、うち五千元を弁済したが、代金の金策に窮した揚句二万五千元と三千五百円の二口の火災保険に加入せるを奇貨とし、保険金詐欺の目的で十月二十七日自宅に放火したものであるが、

家屋はYN銀行へ引渡して自分のものになつてをり、従つて保険加入名義もYN銀行になつて、自分のものでない、また借金は僅かばかりで、YN銀行へ預金さへしてをり、白昼火鉢の火を五粒畳の上へひっくり返し、火傷しながら四粒を拾ひあげてゐるなど、不

可解な点があるらしく、陪審員がどう見分け判断するか、全国でも放火事件の多い本県だけに大いに注目されてゐる。

5 「奈良新聞」昭和四年二月六日

放火か夫れとも失火？宿屋の亭主を掩ふ暗雲

検事は保険金欲しさの放火と云ひ

火の不始末からだと否認する被告

第二回目の陪審裁判

本県として第二回の陪審裁判は、昨五日午前十時より当地方裁判所に於て、久保田所長自ら裁判長となり、高野、岡本両陪席判事、鳥原検事立会、禪野、北浦両弁護士列席の上開廷されたが、之より先き、午前七時半頃早くも出頭した陪審員は続々と詰めかけ事故欠席三名を除き九時に三十三名の出席を見たので、同三十五分から非公開の儘、陪審員の抽籤を行ひ、別項の如く十二名の正員、二名の補充員を決定、此処に完全に構成手続を了し、四十五分、一先づ休憩、一般傍聴人の着席を許し、漸く十時から開廷された、被告吉野郡□□町大字□□宿屋業TM善太郎(四九)は、大島の着物に対する羽織を着し、二名の看守にまもられながらおとなしく着席してゐる。

而して、裁判の内容は、昨年十月二十七日午後零時半頃、YN銀行所有の被告人居宅三階大広間畳上に炭火を置いて放火し、同室柱、鴨居、天井の一部と畳二十六枚、ガラス障子四枚及襖を焼失した、と云ふのであつて、

審理に入るに先だち、裁判長より陪審員の職務に関し、約二十分にわたり教へる如く説き聞かせて、宣誓を行ひ、

鳥原検事は起つて、「被告人は、株式会社YN銀行より、其所有にかゝる吉野郡□□町大字□□五□□番地の家屋を借受け宿屋兼料理業を営み居たる処、同家屋並に宅地等は曾て被告人の所有し居たりし関係あるに依り懇望の末、昭和三年七月九日同銀行より、之を代金一万四千元、支払方法は同年七月十日金三千元、同年同月三十日金二千元、同年十月三十日及昭和四年一月三十一日各金四千五百円、受渡期日は全額支払済みと同時の定めにて買受けの契約を為し、以て右第一、二回分合計金五千元は期日に辛うじて弁済したるも、元来資産なきことゝて、昭和三年十月三十日支払るべき金四千五百円の才覚に窮し、之が期日の切迫に連れ焦慮し居たるものなるが、会々同年十月二十七日家族の不在中、居室三階にて単独飲酒中、不図思ひを此際無理に調金し家屋を自己の所有と為すも、近き将来道路拡張のため之が一部を徴収さるゝ事あれば、折角の苦心も水泡に帰するものなることに廻らすや快よからず、一面最早自己の力にては到底金策を講ずる途なきを慮り、彼れ是れ愈々煩悶をかさね自暴自棄となり居たる折柄、是より先自己が同年同月二十二日右銀行の承諾を得て同銀行名義にてYH火災海上保険株式会社及同月二十五日妻ナラギク名義にてTK火災保険株式会社と各火災保険契約を締結し、前者へは右家屋を金二万五千元、後者へは同家屋内の建具及什器に対し金三千五百円の各保険に付しあることを想起し、茲に右保険金を騙取せんため、其家屋を焼燬せんと決意し、同月二十七日午後零時三十分頃、居室三階大広間の北側壁に近き床より西方約五尺隔たりたる箇所の上の畳の上に炭火を差置き以て放火し、よつて同室の柱、鴨居天井の一部と共に畳二十六枚、ガラス障子四本襖等を

焼燬したるものなり」と、と公訴事実を陳述し、愈々事実審理に入る。

先づ、型の如く住所、財産調べがあつて、裁判長より放火の有無を問はれ、言下にハッキリと「放火なんか致しません」と否認し、公訴事実にある如くY N銀行と被告人との間に於ける同家屋の売買契約及保険加入に就いては、「最初自分の家であつたが、Y銀は借財あつて抵当流れとなつたが、之を買戻さうとしたのである、保険加入は銀行名義で若し万が一の事があつても銀行が取るのであらう、保険金二万五千円と家屋料一万五千円との差額については何等交渉してない、動産保険は妻名義なるも本人は知らぬ、十月末に支払ふ四千五百円については調金の見込十分であつた」と答へ、

問題の放火日の十七日については、「当日学校の運動会があつたため、正午前家内や女中が学校に行き、自分一人で留守をして居た、昼食に最初店の間四畳半でかしのすき焼で二本位呑み、次で見晴らしのよい三階の六畳の間で初めたのである、其時階下で誰かの呼び声があるので空皿をもつて降りた処、常に来る雑魚売で家内等が留守とて直帰つたので、又三階に戻りカンテキをもつて便所へ行かふとして、大広間で上敷の縁につまづきカンテキを落しました」と、陪審員等の居るのも知らず泣き、懷中から手拭を出して、しばし言葉も出ぬ有様であつたが、裁判長になだめられ、当時の模様を語る氣にカンテキと銚子をもつて見る。「これは大変と、箸で火を挟みカンテキに入れ、残りの酒を其処へかけて置き、裏の階段から降り種々の事をし、向ひの下井方で子供を抱て遊んで居ると、自分の家から出火して居るとの知らせを隣家のI Z、H M等から受けた。驚きの余り身体の自由のならぬ位で、漸くバケツ一杯に水を入れて三階に駆登つた、其の時は床や違ひ棚あたりが燃えてゐた」。此時半焼した襖障子、畳、上敷、床板等の証拠品を提示され、又も男

泣きに泣き、「或はカンテキの火を落した時に、念の為に上敷を捲いて置いたが、その内に灰火が残つて居て、それから失火したのかも知れません」と泣続け、「警察署では、刑事が放火したのであらうと請論され、検事調には出しては殴られ四日間も続けられ、予審廷では録に聞いてもくれなかつたのですが、私は全然放火した覚えはない、自分の不注意から落した灰火からであらう」と何処までも放火事実を否認し通して事実審理を終了。

検事、弁護人から二、三質問あつて、陪審員席から立ち起つた、田中半藏劈頭一言の質問を發して、出火発見の時間を質し、松岡猶太郎も之れに次で、午後零時四十五分昼食のため、一先づ休憩。

被告に有利、義兄と妻の証言

陪審員から質問の矢

午後一時五十分再開、証人調べに移り、裁判長から証人M N鐵雄は病氣の為め欠席したる旨を述べ、吉野郡□□町大字□□Y H火災海上保険株式会社代理店主M J哲三(四七)からはじめられ、「二万五千円の保険契約は、T Mから申込んだものであり、継続しての契約であるから、別に氣にも止めなかつた。保険金に対しては、Y N銀行とT Mとの間に何んな話があつかは知らぬ」と被告に有利な証言を与へ、

次で、株式会社Y N銀行員O G富三郎(四六)も、同様被告に有利な証言をなし、

次で、同町雜貨商T M元二郎(四〇)、一T Mから田地屋敷の売買方を交渉されたので、屋敷は買ふつもりはなかつたが、田地の方は考へてゐた、金に困つてゐると云ふのは、多分

YN銀行に支払はねばならぬからだろうと思つてゐた」

次で、被告人の兄OD檜次郎(四四)、予審に於ける供述と反対の陳述をなし、「被告の用な金なれば幾何でも出してやるつもりである」と述べ、

次で、被告の隣人KG萬太郎(四六)も、また被告に有利な証言を与へ、

次で、被告の妻TMナラギク(三八)、出火当日の模様就いてハキ／＼と答へてゐたが、裁判長から家屋の略図を掲示され、俄に泣涙を催しつゝ明瞭に述べ、「夫は平素ダラシのない人ですけれど」と云ひつゝも、夫に有利な証言を与へ、後陪審員森田清一から上敷は何う云ふ具合に敷いてあつたかと尋ねられ、よく存せぬと答へ、三時五十七分、十分間の休憩となる。(以下次号)

選ばれた陪審員

松石さん等が

第二回の陪審裁判に、陪審員として神聖なる裁判に参与するの榮を得た方々には、左の十二名であつた。

▲添上郡平和村大字下三〇農中西宗一郎▲同郡樺本村大字樺本木炭業岡本宏藏▲高市郡今井町大字今井乾物商森寅雄▲宇智郡野原村大字野原農中村勝二郎▲生駒郡平城村大字押熊農松本傳作▲奈良市東向半町古物商森田清一▲吉野郡国巢村大字国巢米穀商〇本菊治郎▲生駒郡平端村大字額田部北方農松岡檜太郎▲山辺郡福住村大字福住農中井一郎▲奈良市餅飯殿町時計商松石源次郎▲宇陀郡伊那佐村大字沢農田中半藏▲生駒郡法隆寺村大字法隆寺

農佐伯梅太郎

尚、補充員は高市郡阪合村檜前農浦谷尚藏、磯城郡耳成村大字十市織物商玉井正二郎の二名であつた。

6 「大阪朝日大和版」昭和四年二月六日

被告も妻も共々に泣いて冤を訴ふ

〇〇の謎の放火事件

本県二回目の陪審裁判

本県第二回目の陪審裁判——吉野郡〇〇町大字〇〇旅館業TM善太郎(四十八)にかゝる謎の放火事件公判は、五日午前十時から、奈良地方裁判所陪審法廷で、久保田所長の裁判長、高野、岡本両判事陪席、鳥原検事立会、陪審員参与し、禪野、北浦両弁護士列席のもとに開廷された。この日も、呼出に応じた陪審員三十三名(三名は病氣欠席)は、早朝七時半から続々出頭し、九時まで揃つた。

陪審員選定

まづ、九時三十分から、不公開裡に構成手続が始まり、十二名の正陪審員と二名の補充陪審員を選定し、十分間で構成を終り、休憩ののち、十時から公判が開廷された。

陪審員中には、前市会議員松石源次郎氏や骨董商森田清一君の顔も見え、選に洩れた陪

審員の中には、佐々木大阪高等学校教授、平井吉野町助役などもあった。

型の如く、裁判長から陪審員に懇切な諭告あり、宣誓を終って、起訴事実陳述に入り、鳥原検事は、「被告はY N銀行から家屋を借受けてゐたが、同家はもと自己の所有だったので、同行から一万四千元で買受けの契約をなし、昨年七月末までに五千元を支払い、残額の支払に窮した揚句、火災保険に二万五千元、動産三千五百円の二口に加入せるを奇貨とし、保険金を騙取せんと悪心を起し、十月二十七日居宅三階畳上に炭火で放火し、一部を焼いて大事に至らなかつたものである」と述べ、訊問に入る。

被告泣き出す

裁判長の訊問に対し、被告は「毛頭、放火はしません」とはつきりいひ切り、借金や保険契約などにつき、こまかくと述べ立て、当日の模様に入ると、「当日学校に運動会があり、家中中出て行つたので、留守を幸ひ階下で一杯飲み、さらに三階へ上つて、すき焼で酒を飲んでよい気持ちになつたので、「かんでき」と銚子を階下へ持つてゆかうと、「かんでき」を下げてゆく途端につまづいて、畳の上へかんできと火を落しました」と述べるや、被告は突然大声をあげてワツと泣き出し、裁判長に「泣くな、泣くな」となだめられ、すゝり泣きながら、「すぐ炭火を拾ひあげ、残つてゐた酒をまき、再びかんできを持つて階下へ降り、隣家へ行つてゐると、三階から火の手が上がり、駆けつけると一面に燃えてゐました」と供述し、焦げた畳、襖や「かんでき」、銚子などの証拠物を法廷内一っぱいに並べたて、陪審席も俄に緊張する。

放火事実否認

さらに上敷、床板など証拠品を示されて、またも思ひ出したやうに泣き、「かんできの火を落した時、上敷の内部に残つた灰火から出火したのかも知れません」と泣きしゃくり、「私は全然放火する考へはなかつた、自分の不注意から落した灰火から発火したのでせう」と徹頭徹尾放火事実を否認しつゞけ、

これで、裁判長と被告の問答は一段落をつけるや、田中、松岡両陪審、検事、弁護士らから放火か、失火かの微妙な点につき、被告に根掘り葉掘りきいて訊問を終り、午後零時四十五分休憩、食事の後一時四十分再開したが、傍聴席はぎつしり詰まつて、元女高師附属校教師で小説家の池田小菊女史や僧侶なども交る。

妻も泣いて、その冤を訴ふ

直に証人調べに入り、Y H火災海上保険代理店主M J哲三、Y N銀行営業部長代理O G富三郎、同町の人T M元治郎、被告の妻の兄O D樽次郎、隣人のK G萬太郎が、それぞれ証言をなし、ついで被告の妻ならぎくは夫のために法廷に起ち、訊問の進むにつれて大声をあげて泣き伏しながら「夫は、酒を呑むとすぐ酔ひつづれ、だらしがなくなり、夫が放火したなどめつさうありません」と被告に有利な証言をなし、「警察では、私を共犯だと責られて、口惜しいです」と一層泣き、被告と顔を見合せて、二人とも泣くなど、全

く泣き通した公判だった。

かくて、陪審員森田清一氏から質問あり、三時五十五分一先づ小憩後、TG彌三郎、IZ治一、下市署警部補藤本信次郎氏らの各証人調べがあった。

7 「奈良新聞」昭和四年二月七日

放火事件の陪審裁判

宿屋の亭主は、放火犯と決定

陪審員の判断、遂に「然り」と答申

放火か、それとも無罪か、罪の岐路に立ったTM善太郎の陪審裁判は、遂に夜に入り益々迷宮に入るの有様であったが、夜半十二時に至り、公正なる陪審員は、放火と答申し被告の涙なる陳述を葬り去ってしまった。

引続いて証人喚問

(前号続き) 午後四時三度開廷、引続き証人の喚問に入り、被告の隣家料理店TG彌三郎(三〇)及出火当時真先きに駆付けた隣人の折箱商IZ治一(三三)の出火当時の証言あつて、最後に、出火当時現場の实地検証を行ふと共に本件を取調べた、下市警察署司法主任藤本信次郎(四四)に移つたが、放火と睨んで検挙した関係もあるのか、被告に不利な陳述をならば、「出火したと思はれる、大広間の壁際の一尺四五寸角の穴から雑木の焼炭を発見し

た上、被告は隣の煙突の煤煙が飛び来つて出火したのであらうと云ふ事であつたが、夫らしい痕跡ないので、放火か失火かの何れかと思つて、嫌疑をかけたのである」。

之れで全部の証言を了へたので、次で証拠品及証拠書類の取調べに入り、検事より公判廷と予審廷の供述に甚だしき差異ありとの理由で、被告及妻ナラギク、OD檜次郎の予審調書を申請する。

予審廷で犯行自白

放火の事実を

依つて、裁判長は第一回より六回に亙る被告の予審調書を朗読して、「被告が金策に窮した余りカンテキを落したのを幸に、一個の炭火を畳の上に捨て、自然に出火するを待つて、保険金の幾分を得んと計画し、遂に放火の目的を達した」犯行の自白を明かにし、ナラギク、檜治郎の被告に不利なる調書及OG銀行員の調書も続け、職権を以て裁判長等の現場検証模様を説明した上、念の爲めか予審判事の实地検証まで説けば、此の時たまりかねたか、傍聴席にあつた被告の妻ナラギクが「一言いはせて呉れ」と立ち上つて、廷丁に遮られ、被告は「私の口から云はぬ、予審判事が勝手に書いたものである」と否認して、六時五十分又休憩となる。

放火の事実は明々白々である、と鳥原検事の論告

弁護士は失火を主張する

午後七時五十分続行、直に鳥原検事の論告に入る。「犯罪中世人に恐怖せしめるのは放火である、現に奈良市の放火も奈良市民をして大なる不安を与へて居る。而して、この犯人検挙は、往々証拠隠滅せられ頗る困難であり、被害は甚大である。さて、犯人を検挙すれば、当初自責にかられ犯罪を自白するが、日を経るに従ひ、其の自責の念は薄らぎ、家庭を思ひ何うかして罪を免れんとするのが通例である。本件もその例を歩んだもので、被告が保険金ほしさに火を放ったことは明かである。若し過失とすれば予審廷に於ける陳述は言ひ得るものでない、予審判事が虚偽の事実を書いたと云ふが、封建時代と違ふ、今日の予審判事は全国何れの地に於ても虚偽の事実を書くものでない。予審の供述の如く、炭火を用ひて放火したもにして、保険金ほしさに加へ道路拡張から屋敷の幾分を切り取られる事を思ひ、遂に自暴自棄となつて此の挙に出でたことは一点も疑ひないものである」、
とて法の解釈にまで及び、約三十分にして論告をとぢ、

之に代つて、被告を弁護すべく起つた北浦弁護人の弁論に移り、「放火犯の証拠薄弱なることは、検事の論告通りで、自白に待つ外のないが、この自白には往々弊害のともなふものは、何人も知る処である」と、先づ検事の論告を反駁した上、「被告の放火したと云はれてゐる、木炭が証拠として提出されて居るが、その木炭は明かに被告の放火したものでない事を証明してゐる、又保険契約主はY N銀行にして、出火した場合保険金は当然Y銀に払はれるもので、被告は何等利する処はない、誰が何等益なき芝居を打つであらう」と論じ、

一、其他白昼の行為であり得べきことでない。

一、動産は保険金三千五百円以上で、之を失ふが如きおろかな行為をせぬ。
等五項にわたり、放火にあらざる理由をあげて弁論をとぢ、

次で、禪野弁護人は、「被告を無罪たらしむべく弁論するものでなく、公開されたる神聖なる此の法廷で、公正なる裁きを受けんとするに過ぎない」と前提し、「放火なりや否や、或は失火なるや否やの二個の問題に分ち得る」とて、

一、一部消失せんと放火したが、火事なるものが果して注文通り出火し又消火されるものであらうか。

一、唯一の証拠とされて居る木炭は、火となつたものでなく、当初より木炭で何等証拠とならぬ。

一、被告の消火につとめた前後の態度。

一、被告は犯罪発覚の予防法を講じて居らぬ。

一、放火の動機目的がない、保険金ほしきとあるが、出火すれば却て損失するもので、決して儲かるものでない。

と挙げ、放火に非ざる証拠歴々であると論じ、「被告の予審廷に於ける陳述が、事件をして放火犯たらしめて居るのであるが、此の供述は被告の真意にでたものでない」、之れ亦数項の実証をあげて供述し、虚偽なることを証明し、失火なりと論じて、弁論を終つて休憩、時に午後十時廿分。

説示から、合議へ

午後十時四十分続開、北浦弁護士再び立つて、「カンテキを落した事、火を散らかしたことの明かである点より見て、その際炭火の遠く飛びたるを被告人の之れを知らず、遂に失火したのであらうと認める」と述べ、

裁判長は、被告人の意見をも問はず、直に説示に入り、「裁判長は、カンテキを落したことに就ては、疑ひをいだいて居るのだが」とま……（一行一五字欠落）……点を詳細に説示して、問書を手交すれば、長時間にわたる裁判にいさゝか疲労の色を見せた、陪審員も最後の努力と合議室に入る、時に十一時三十分。

夜半十二時、答申さる

斯くて、二十分合議なつたか、続開の電鈴なつて、十二時一同着席すれば、陪審員長松石源次郎より、

問書

被告人善太郎は昭和三年十月二十七日正午頃其の住宅の三階大広間の畳の上に炭火を差置き畳、天井、柱等に燃へ移らしめ、依つて右家屋に放火し、之を焼燬したるものなりや。に対し、「然り」の答申書を提出し、此処に陪審員の任務を終へて引き下がれば、裁判長は陪席判事と合議結果、至当として採択し被告を放火犯と決定して、六日午前十時から続行するに決し、六日午前零時五分開廷した。

尚、かく夜半を過ぎすまでの長時間に亘り開廷されたのは、全国を通じ恐らく未曾有のことであらうと云はれてゐる。

検事の求刑懲役七年

判決は今日

T M善太郎に係る放火事件の続行公判は、六日午前十一時十五分開廷。前夜陪審員の答申に放火と決定したので、改めて鳥原立会検事の論告に入り、「被告に何等改悛の情なし」と峻烈に論じ、懲役七年を求刑し、

變つて、禪野弁護士は、弁論の必要なしとて答へず、判決言ひ渡しは、今七日午前十時として閉廷した。

判決と同時に上告する

弁護士で決定

失火或は無罪と信じて争つた弁護士側では、陪審員答申のその正反対だったので、第二の手段として上告するに決し、六日の続行公判も型なりの弁論で済ませたが、今七日の判決言ひ渡しを待つて、直に大審院へ上告の手續をとる事になつてゐる。

8 「大阪朝日大和版」昭和四年二月七日

被告が放火と陪審員の答申

夜を徹した陪審裁判

五日奈良地方裁判所における謎の放火事件公判は、昨報後、証拠調べに入り、裁判長は検証書類や予審と公判との供述の相違点を示し、「被告は予審で放火を認め放火の方法まで詳しく述べてゐるのに公判廷では知らぬ存ぜぬといひ張つてゐる」と調書を読みきかせ、検事から「どちらがほんとうか」と突かれて、被告は「全然放火したとはいはぬ、予審判事が勝手に書いたものです」と予審の供述を根本から覆へした。

かくて、六時五十分休憩、夕食後七時五十分続行。論告に入り、鳥原検事は「被告の放火事実は明白で、法廷では予審判事が自分のいはぬことを勝手に書いたと飛んでもないことをいふた、被告の弁解は苦しまぎれのでまかせだ」と陳述し、

北浦弁護士は、検事の論告を一点々々弁駁して被告の無罪を論じ、禪野弁護士も無罪の証拠歴然だと主張す。十時二十分休憩後、説示ありて、

「主問」被告人善太郎は昨年十月二十七日正午ごろ居宅の三階大広間の畳の上に炭火を差置き畳、天井、柱に燃移らしめよつて右家屋に放火し焼燬したるものなりや、

との問書を陪審員に交付して、評議に入り僅か二十分間で決を採り、夜中の十二時、松石陪審長から「然り」との答申、裁判長は適当と認めて採択し、放火罪と認定され、六日午前零時三分閉廷。陪審員六名は、同夜宿舎に宿泊した。

求刑懲役七年

放火事件続行公判は、六日午前十一時十五分開廷、鳥原検事は懲役七年を求刑、被告は

最後の弁解のため、またも泣きながら「予審では妻子のことが気になり、心にもないことを述べました、かうなつては仕方ありませんが、賢い子供を立派に卒業させ成長させて欲しい」と涙ながらに申立て、同二十分閉廷。判決は、今七日午前十時言渡さる。

上告するか

別項ⅡTM善太郎(四十八)の放火事件公判は、陪審の評議に附された結果、「然り」の答申が採択され、放火罪と認定されたが、弁護士側では、当日裁判長のなした説示に裁判長の意見が加はり不当であるとの理由により、「陪審法第百四条七項裁判長法律上の論点に關し不当の説示をなしたるとき」との上告理由を盾に、七日の判決後、直ちに大審院に上告の手續をとるらしい。

関係弁護士は語る、「裁判所の説示には、裁判長自身の意見が多々加へられてゐた、かくの如きは、陪審法の運用を誤るもので、まさに不当である、われらは判決をまつて直に上告する」。

9 「奈良新聞」昭和四年二月八日

懲役三年——被告合掌して泣く

裁判長の同情ある言葉に

放火事件判決下る

陪審裁判の結果、遂に放火と認定された、吉野郡□□町大字□□宿屋業TM善太郎(四九)に係る放火事件の判決は、昨七日午前十時五十分から陪審廷に於て、久保田裁判長から、左の判決を言ひ渡されたが、之より曩、傍聴席には添上郡平和村青年訓練所生徒三十四名が傍聴し、被告人の妻ナラギクも夫の身を案じてか、法廷に這入る勇氣なく庭園にうづくまつて判決を待つ。

廳で、裁判長以下陪審判事の着席をまつて、被告は矢庭に声をくまらせ咽び泣きつゝ、「私は、上告等してお上の手をわずらはす様な事があつては国家に対して済まないから、一言だけ云はせて下さい。私は構ひませんが、後に残つて居る子供二人の教育が案じられますから、何とぞ寛大なる処分を願ひます」と嘆願し、

裁判長は、陪審で放火被告事件と判定した判定書を朗読の後、被告に対し、「本事件を犯したものには、死刑若しくは無期懲役に科することが出来、何れも有期懲役に処するものである、而し本件に対しては、検事は懲役七年を求刑したのであるが、被告の事情其他憐れむべきものがあるから、其の点を同情して、懲役三年に処する」との同情ある判決を言ひ渡した。之と同時に、今迄打しほれて居た被告は、手を合はせて裁判長を拝み、刑の軽きを感謝して、同廿五分閉廷した。

10 「大阪朝日大和版」昭和四年二月八日

涙ある言渡し

放火事件に三年の判決

奈良地方裁判所二回目の陪審裁判TM善太郎(四十八)にかゝる放火事件の判決は、七日午前十時二十分、久保田裁判長から懲役三年(求刑七年)を言渡された。裁判長が、「陪審の評議に附した上放火の事実を認定した、被告の境遇や生活状態には事情の憐れむべきものがある」として情状を斟酌して、涙ある判決を宣告するや、被告は思はず「有り難うございませす」と泣き伏し、嬉し涙にくれつゝ退廷し、劇的場面を見せた。
なほ、当日添上郡平和村青訓生三十四名が見学した。

保釈の手続き

懲役三年の判決を言渡された放火事件の被告TM善太郎は、七日保釈(注、?)の手續を終へた。

③殺人被告事件昭和五年五月三日判決

1 「大阪朝日大和版」昭和五年四月二五日

□□町の実兄殺し

あす陪審裁判

本県三回目の陪審裁判が、明二十六日午前八時から奈良地方裁判所陪審法廷で、久保田所長自ら裁判長となり、奈良地方検事局からは神谷検事正立会、禪野弁護士列席の下に開廷される。事件は、昨年七月二十七日午前零時ごろ、磯城郡□□町大字□□NT多七郎方

裏の桑畑で、同人の弟同町大字□□指物職NT榮一郎(廿八)、同秋一(三十二)兩名が、二人がよりで、兄多七郎(当時三十二)を刺殺した殺人被告事件の公判で、事件の内容は陪審裁判として相当興味をもつて見られてゐるものである。

2 「奈良新聞」昭和五年四月二七日

本年に入つて初めての陪審公判きのふ開廷

小野女高師教授等が列席して

殺人？傷害致死？の謎を解く

裁かれる若き兄弟

陪審法の実施に依りて国民は、刑事の裁判手続に参与し、陪審員として犯罪事實に付いて評議判断を為し、其の結果は裁判に民意を加味したる裁判、即ち裁判の民衆化、所謂専門的裁判官によつて到達され難き正義の要求を満足せしむべき陪審裁判は、昭和三年十月の実施以来年を閲すること三年、国民は立憲国民として恥しからぬ修養を積み、立派に司法の参与に及第して陪審法の美果を結んでゐるが、奈良地方裁判所では、同法実施後請求陪審は一回もなく、法定陪審のみ二回施行したが、裁判長の発問に対する陪審の答申とに意見の不一致をみたことなく、順調に進んできた。

しかして、その三回目であり、本年初めての陪審裁判として、NT榮一郎、同秋一の兩名にかゝる殺人被告事件が、廿六日午前九時から奈良地方裁判所陪審法廷に於て、久保田所長、裁判長となり、大井、吉田の陪席二判事、神谷検事正も陣頭に立ち、福岡裁判所書

記、禪野弁護士、それに正陪審員十二名、補充陪審員二名列席して開廷された。

訴名 殺人被告事件

被告 NT榮一郎(廿八)指物職

同 NT秋一(廿二)コルク職工

被害者 NT多七郎(三十二歳ニテ死ス、被告人等ノ異父ノ兄)

犯罪ノ時 昭和四年七月二十七日午前零時過頃

犯罪ノ場所 磯城郡□□町大字□□亡NT多七郎居宅表庭南側桑畑中

被告事件ノ概要

被告人榮一郎秋一ハ昭和四年七月廿六日夜十二時頃兄NT多七郎方……

裁判所は、先づ第一着として、事件に付いての陪審を構成する手続として、不公開裡に久保田裁判長、陪席判事、神谷検事正、福岡裁判所書記、被告人NT榮一郎、秋一の兩名、禪野弁護士及陪審員として呼び出された者列席して行はれ、正陪審員十二名、

奈良市女高師教授小野新太郎、添上郡帯解町農作平井条三郎、同柳生村大字大保無職佃豊治郎、生駒郡生駒町大字菜畑農作榊田藤四郎、同北倭村大字高山同藪山龜太郎、同本多村大字今国府堀内源吉、山辺郡都介野村大字南之庄小林藤市郎、磯城郡上之郷村大字中谷農作大谷松太郎、高市郡船倉村大字松山農作吉田昌夫、北葛城郡磐園村大字大中女学校教諭西村虎雄、吉野郡川上村大字迫木材業杉本鶴松、同小川村大字鷲家口同乾彌吉、補充陪審員二名生駒郡平群村大字西宮農作宮前伊太郎、吉野郡賀名生村大字滝農作上東國夫

の選定を終り、かくて陪審の構成が出来上れば、当選した陪審員は抽籤の順序で陪審席に着席し、久保田裁判長は一般傍聴人を容れて、陪審法廷は開かれた。

其処で、裁判長は、陪審員に対し陪審員としての心得を諭告した後、公判廷内の総員は悉く起立して敬意を表する裡に、「良心に従ひ公平誠実に其の職務を行ふべきことを誓ふ」旨を記載した宣誓書を朗読して宣誓を為し、愈々審理の舞台に入り、検事の陳述、被告人に対する審問、証拠調べ手続等が、順次展開されて行く。

兄弟が共謀で義兄を刺殺す

一人が頸部を締め

一人が背後から出刃庖丁で

陪審員の宣誓が済み、茲に通常の手続きに従ひ、事件の審理が開始され、第一、神谷検事正から公訴事実として、

「被告人榮一郎、秋一の兩名は、亡NT多七郎（當三十二年）と異父の兄弟にして、多七郎は三歳の時父多吉と死別したるより、母モトは、多七郎を亡夫の実兄NT繁藏に養育を託し、自己は亡夫の実弟NT榮治郎と再婚し、榮治郎と共に磯城郡□□町大字□□第□□□□番地に一戸を構へて農業に就き、同人との間に被告人榮一郎、秋一外数人の子女を儲けたる上、多七郎十七歳の時家業の補助をなさしむる為め、繁藏に懇請して多七郎の引渡を受け、爾来自家に於て扶養し来りたるが、榮治郎死亡後、多七郎は榮治郎に扶養すべき家族多きを以て容易に継父の跡を承継することを肯ぜず、長男たる被告榮一郎も亦指物職

を為し居れる關係上、大字□□の如き僻邑に生活することを拒否したるより、親族等の斡旋の結果、被告人榮一郎の相続財産たる大字□□の宅地建家を多七郎に譲り渡すことに依つて、漸く多七郎に家督の承継を承諾せしめ、茲に多七郎は母モト及被告人秋一其他の弟妹等と□□の家に在りて一家を主宰し、被告人榮一郎は□□町に別居して指物職を営むこととなりたる処、多七郎に於ては幼時より実母の哺養を離れ繁藏夫妻の許に鞠育成長したるを以て、実母との間に骨肉の情愛他の弟妹等に比して薄きを免れず、自ら互に感情の疎隔ありたるを以て日を経るに従ひ漸く家庭に風波を来すに至りしが、多七郎が妻キヌエを迎へてより母子の間は一層不仲に陥り、日常母はキヌエの所為に不満を抱き事ある毎にキヌエを難詰して寸毫も仮借せず、多七郎は終始キヌエを庇護して母と抗争し、為めに親子の衝突喧嘩絶ゆる隙なく時には母を打擲する等のことありて、互に相敵視するに至れり、而して被告人榮一郎、秋一其他の弟妹等は日頃母に同情して多七郎の所為を快しとせず、就中被告人榮一郎は多七郎が常に母を虐待するを憤り屢々之と口論し或る時は多七郎の一人命を奪ふと叫びて鉞を揮ひて多七郎に肉薄したことあり、兄弟の間柄も延いて著しく友悌を欠き居たる折柄、昭和四年七月二十五日、些細の事より多七郎が弟夏高妹好子を殴打したるより又復母と激論を交へ、母は直に被告人榮一郎方に赴きて多七郎の不法を告げ最早多七郎と同居に堪へざる旨訴へたるを以て、被告人榮一郎は痛く多七郎の所業を憎み、斯る上は多七郎に曩に譲り渡したる□□の家の返還を求め兄夫婦に立退きを応諾せしめて母と別居せしめんことを意図し、親族等と協議の上該要求を告知して之を容認せしむることゝし、若し多七郎に於て該要求を無視し暴慢なる振舞を為さば之を殺害するも已むなしと決心し、同日繁藏及其息藤吉に面談して自己の意思及決心を告げて予め依頼を為したるに、

該事實を洩聞したる多七郎は漸く身边に危険の迫れるを察知し、翌七月二十六日早朝、キヌエをして実家に帰宅を促し置き自己は旧主□□町丁フク方の年忌に赴き、同夜八時過ぎ頃、帰宅せんとし自宅表庭迄来りたる処屋内に於て被告人榮一郎及其他の親族等が会合せるを知り密に住宅西側の納屋内に忍び入り屋内の様子を窺ひ居たる内、被告人榮一郎が他の親族等に対し他七郎が自己の要求に応ぜざれば殺害し遣る旨放言せるを聞知して愈々事態容易ならずと思料し自らも防衛の爲め肉切包丁を取出し之に具ふるところありたり、然る処被告人榮一郎、秋一及其他の親族等は同日解決を付けん爲め昼間より多七郎方に会合し多七郎の帰宅を待ち受け居たるも多七郎の帰宅意外に遅きより或は納屋に忍び込み居るやも知れずと思料し、同夜十二時過ぎ頃、被告榮一郎、秋一の兩名は多七郎の所在を確むる爲め納屋内に赴きたる処、之れを目撃したる多七郎は自己に危害を加ふる爲め侵入したるものと思料し防衛上突如所蔵の肉切包丁を以て被告人榮一郎の額部に斬り付けたるより、被告人榮一郎は日頃の積憤一時に発し直に多七郎に組付きつゝ納屋より表庭に出て格闘を続け居たる際、被告人秋一は被告人榮一郎の負傷を知りて多七郎の所爲に激怒し被告人榮一郎に加担する爲め矢庭に多七郎の頸部に抱付き三名共表庭南側の桑畑に墜落したる処、被告人榮一郎は茲に多七郎を殺害せんと決意し俯向に倒れ居る多七郎の後方より馬乗り予め用意したる包丁を右手に持ちて多七郎の背部に突刺し、被告人秋一も亦被告人榮一郎の兇器を揮へるを目撃しあく迄同人に加担して多七郎を殺害せんことを決意し直に両手を多七郎の頸部に廻して絞付け其抵抗を不能ならしめ、被告人榮一郎をして欲するが儘に多七郎の背部を突刺さしめ依つて被告人榮一郎は該包丁を以て多七郎の背部に五ヶ所突き刺し深さ肺臓に達する刺創を負はしめ出血多量により之を死に致し、以て兩名共殺害の目的を

遂げたるものなり」

被告事件の陳述があつて、審理を求め、

次で、裁判長の被告人に対する訊問に入る、

裁判長 検事正の公訴事實に対しては、間違ひはないか。

榮一郎 突刺した事實は免れませんが、殺害する目的ではなかつた。

秋一 兄に加担して殺害したのではありません。

と殺人を否認したので、榮一郎より審理を進めた。

問 母子の不仲のもつれが、この様な事件を生んだのであるが、どんな事情であつたか。

答 多七郎とは、多七郎が嫁を貰ふまでは、衝突しませんでした。それも、本家から嫁を貰はれなかつたからだと思ひます。昭和二年の暮頃、多七郎が家に戻つてから、母や弟妹と仲が悪くなりましたので、母親が□□へ別居しました、それは余り母に虐待を加へるからです、その虐待といふのは腹が立つと無茶をする、髪の毛等を引抜くからです。また、祝の金の紛失から私とも仲が悪くなり、それで私は出刃包丁を持って行つた事もあります、私は酒を五、六合飲んでも前後不覚になる事はない。

問 その時分ヨキをもつて喧嘩をしたのは、どうする積りであつたのか。

答 只度胸を見せるつもりで、これを持って行けば人がこわがるからで、殺害する意思はありません。母親へは多七郎が毎月十円宛仕送ることの約束であつたが、それは不履行行に終りました、又私も十分の事が出来ませんでしたので、遂に母親は多七郎の許へ帰ることになったのです、母親が多七郎の許へ戻つたが、俺をほり出すのであつたと言つておこつた事がありました。

問 出刃包丁を懐中にして、□□の家へ行ったのは、兄を殺す積りであつたのか。
答 兄が危険なことをすると、忍べないときは心丈夫であると思つて、所謂兄の怒るときは防禦の為です、殺す積りではありません。□□の家へは、その意思で行つたのです。若し多七郎が自分の云ふことを聞かぬ時は、懐中の包丁で殺してやると予審決定書にありますが、そんな事はありません。これは事件発生前の事です。
かくて愈々、事件発生当時の陳述に這入る。

對手から先に斬り付けてきた

殺害の意思はなかつた

兄榮一郎の陳述

「二十五、六日の日も、先方が乱暴すればやる積りでもあり、逃げる意思もありましたが、乱暴すればやる方の意思が強かつたです。廿五日には、酒は夜九時頃豊次郎と共に飲みました、二人で八合ですから四合位でしたかも知れません。二十六日の晩は、雷もなりませんが外へ出て母親が残るといふ意見に纏つてみました。多七郎も悪いがその元締をする本家の繁藏も悪いから、若し多七郎を殺すなら繁藏も殺してやるなんて言つた事はありません。同夜十一時頃、繁藏方に居ますと、秋一が□□のOM豊治郎が帰るといふので迎ひに来ましたので、家へ帰りましたが、家の側まで来ると何だか怪しくなつたので、懐中にあつたヤスリ棒を手にしたのです、そして家中へ這入りました、そして二足三足歩くと、多七郎が何も言はずに斬り付けて来ました。それで提灯を持

つてゐた弟の秋一が提灯を投げ付けましたので、真暗になりました。兄の斬り付けた白い光つたものは、左頭部をかすつて左肩へかゝつて来ましたが、仕方がないので上向に倒れた兄の肩に噛みつき、格闘して家の外へ出で桑畑に駆け込みました。その際に誰が来たかも私には覚えません」として、兇行当時の模様について、見取図の位置や、組付いてゐた仕方等迄法廷で見て、続いて「三つばかり突くと、姉のアサエが私の腕をつかまへました。秋一のゐたのも、夏高が傘で多七郎の頭を殴打したのも知りません」。

裁判長は、予審で調べたのと大分相違してゐる、この事件では警察でも早く発覚したのであるが、とて被告が強制処分に処せられた当時の調書を読み聞かせ、午後零時二十分休憩を宣す。

再開

同一時十分再開、なほも榮一郎について、桑畑中で秋一が居たかどうかの調書を読み続けた後、証拠品として小刀、ヤスリを示し、今日になつてどう思つてゐるかに對し、被告は「只申訳はないが、決して兄を殺して仕舞ふと思つてやつたのではない、それに結果はかくの如き始末となつたのは……」とて、声を曇らせる。

兄二人の喧嘩を阻止したのです

弟秋一の陳述

被告秋一の訊問に移る、秋一は裁判長の問に答へて、「家庭の情況は、榮一郎の述べた通りで、要するに母親と榮一郎、妹等と絶へず風波があつた訳です、七月四日に母親が□□の家へ帰ってから廿五日までの事は、兄の陳述と同じです。廿五日期は、九時頃工場から□□へ帰りました、夏高が殴打された時、多七郎と榮一郎との間に喧嘩がありましたので、夏高の家へ遊びに行つてはいかぬといふことを母親から聞いたのです。多七郎夫婦を出て貰つて、母親一人行こうといふ母親の意見でした。榮一郎は多七郎を酷い目に遭はしてやる不具者にしてやると言つてゐましたが、小刀を持って行くとは言ひません。多七郎は納屋の中で、よくきやがつたといふ様な事を言ひましたので、恐くて提灯を放して置き、帰宅してから又現場へ戻りました。その時は、多七郎と榮一郎とは組打ちをしてゐたので、私は、多七郎が強いのであるから、榮一郎に身方する積りでなく、多七郎さへともめると、喧嘩するのでないと思つたので、多七郎の首に手をかけてゐたのです。アサエが小刀を取り上げた時、多七郎の肩を両手で抱いてゐたので、その際私の手に傷がついた」と述べて、二時四十五分休憩、次で各証人の取調べに移つた。(以下次号)

婦人も混り傍聴人殺到

判検事までも

本件は殺人か、それとも傷害致死か、といふ注目すべき裁判であるので、傍聴席も満員、その中には婦人も数名交り、事件の管轄署の胡内桜井署長、山岡県刑事課長、宮脇捜査主任、裁判所からも高野、岡本両判事、合路検事の顔も見えてゐた。

3 「大阪朝日大和版」昭和五年四月二七日

陪審裁判

異父の兄を二人掛りで刺殺す

納屋に隠れて凄く相談を聴く

□□に起つた殺人事件

久しぶりの陪審裁判——磯城郡□□町大字□□指物職NT榮一郎(二十八)、コルク職同秋一(二十)兄弟兩名にかゝる殺人被告事件の公判は、二十六日午前九時から奈良地方裁判所陪審法廷で、裁判長久保田所長係、吉田、大井両判事陪席、神谷検事正立会、小野奈良女高師教授ら選定十二陪審員参与、禪野弁護士列席の下に開廷された。

裁判長から、約二十五分間、陪審員に対し懇切な諭告あり、宣誓を行ひ、神谷検事正は、起訴事実として、至極平易な口調で、

「被告兩名は、刺殺したNT多七郎と異父の兄弟で、多七郎は幼時より叔父繁藏の許に養育され母もとと別居生長したが、同人が十七歳のをりもとの再婚先が家計に窮してゐたため、継父榮治郎方に戻つて家業の補助をしてゐたが、のち遺産をうけて同家の家督を継承し、弟榮一郎は独立別居した。しかるに、多七郎は実母の哺養薄く自然骨肉の情愛も他の兄弟の如くならず、互ひに感情の疎隔を見てゐたが、多七郎が妻きぬゑを迎へて以来母子の間はさらに不和となり、喧嘩の絶間なく時には母を打擲することもあり、他の兄妹は母に同情して兄多七郎を快く思はなかつた。その後榮一郎は、母の訴へによつて兄夫婦の

立退きを求めることにし、もし暴慢な振舞に出た場合は殺害するのもやむを得ぬと決心し、昭和四年七月二十六日夜多七郎方で親族一同これに関する相談を行ふ席に秋一とともにのぞんだが、一方この榮一郎の決意を聞いた多七郎は身辺の危険を察し、廿六日朝妻を実家に帰し、夜八時ごろ外出先から帰宅すると、一同会合してゐたので納屋に忍んで屋内の様子を窺つてゐると、榮一郎が承知せねば殺してやると放言してゐるのを聞き、自らも肉切包丁を用意した。しかるに、多七郎の帰宅の遅いのを審かつた榮一郎、秋一両名が、午後十二時過ぎ或はと考へて納屋を探したところ、隠れてゐた多七郎は突然榮一郎の額部に斬りつけたので、榮一郎は憤激の余り秋一と、ともに三人格闘し表庭南側の桑畑に墜落し、秋一がその頸部に抱きついてゐるところを、榮一郎がかねて用意せる剗包丁で多七郎の背部五ヶ所に突き刺し、殺害の目的を達したものである。」と陳述し、裁判長の訊問に入った。

無我夢中で殺す気はない

惨劇の模様を申立てる榮一郎

榮一郎は、多七郎と不和を生じ悪感を抱くにいたつた数々の経緯を詳しく述べ、兄が乱暴で何をするかも分らぬと恐れてゐたことに對する覚悟を訊かれて「乱暴なことを仕かけられた場合は、避けるだけ避けるが、止むを得ぬ場合は仕方がないと考へてゐました」と答へ、当夜の模様については、「妹婿と酒を飲みながら兄の帰りを待つたが、余り遅いので秋一に□□へ迎ひにやつたところ居なかつたので、立聞きする癖のある兄貴なので、ひよつとしたらと考へて、弟に提灯を持たせて納屋を覗くと、突然左額部を斬りつけられ、兄貴だと感じると前後不覚になつて格闘し桑畑へ顛落した、その時自分は丁度上になつてゐたので「エイツ糞」と無我夢中で突き刺した」とて、事件の最も重要点である突き刺した時の心の動きにつき、予審半ばまでの陳述を翻へし、無我夢中でやつたので、殺さうと決心してやつたのでないと述べて殺意を否認し、陪審員の耳を傾けさせ、午後零時半休憩。

弟も供述を翻へす

秋一の申立

同一時十分再開、弟秋一の訊問が行はれ、裁判長の問に對し、当時の模様を「納屋へ入ると同時に、多七郎の怒声と榮一郎の悲鳴を聞いたので、提灯を投げ出して本屋へ帰つたが、捨て置きぬと思ひ再びその場へ戻ると、多七郎の頸へ抱きつき取押へようと揉み合ふうち固つて畑へ落ち、さらに頸へ抱きつくつと、多七郎が妙な声を出したので、ふと見ると榮一郎が姉から刃物をもぎ取られてゐました。それまでは、榮一郎の刃物を持つてゐたこととは知りませんでした」と予審廷における「榮一郎が多七郎を突刺してゐるのを見た」との供述を翻し、裁判長の位置の点から推察した不審など微妙な点に對する審問にも、刺殺するのを知つて榮一郎を援けたのでないといひ張り、同一時四十五分小憩。

続行に先だつて、裁判長は陪審員に對し、秋一の予審廷における刺殺現認の申立調書を証拠として読み聞かせ、陪審員も一段緊張の色を見せるうちに証人調べに入り、多七郎の死体を検案した池田医師以下、多七郎妻きぬゑ(二十五)、母もと(五十八)、養育者繁藏(七十七)、その他被告人の姉妹、隣人、関係警官など十一名の取調べがあつた。

4 「奈良新聞」昭和五年四月二八日

骨肉相喰むの悲劇を裁いた第三回陪審公判

鮮やかな陪審員の答申

「一家不和」の渦巻を冷視して

審理十五時間に及ぶ

殺人か、それとも傷害死に至らしめたものか——母性愛を知らずしてひがむ異父兄の狂暴と、慈愛に満ちる母を護る異父弟との骨肉相喰む争ひが、遂に人命を落すに致った。二人の弟にかゝる被告事件は、果して殺意を抱いて兇行に出でたか否か、諸証拠に立脚して検事は殺人を以て起訴したに対し、被告は何れも之れを否認したので、本県第三回の陪審裁判公開となり、昨報の如く十二名の正陪審員、二名の補充員列席のもとに審理は進められて行ったが、証人の喚問意外に遅れて夜半を過ぎ、審理実に十五時間の長きに及んで、二十七日午前零時十五分、次の如く素人裁判官としては頗る鮮かなる答申を見せ、茲に陪審員の任務を了へたのであった。異父兄弟なるが故に捲き起されて居た家庭不和の調、其処に怨恨ふくめば情状織交へたことゝて、其の裁断の相当至難と見られたのを、斯くも美事に答申せしは、誠に国民に与へられた司法権を完全に遂行したものと云はねばならぬ。

有利。不利

各証人の証言、実母から被害者の妻まで

実に四時間に亘る

同二時五十五分続開、証拠調に入り、先づ証人訊問として、NT多七郎の死体を検案した桜井町大字桜井医師池田民治郎(四四)は、「詳しい事は忘れましたが、被害者は背部に五つの刺傷と一つの噛傷とがあり、刺傷からは出血が夥しかった、刺傷の一ヶ所は深さ二寸に達し肺に一寸這入つてゐた、五つの刺傷中一ヶ所は即死の原因となるものがあつた、死亡後廿時間の鑑定です」。

当時両被告の証拠品を蒐集したといふ桜井署巡查小西吉松(三〇)は、「包丁は□□町大字□□のOH新太郎の土間に隠してあつた、雨傘は記憶なく、提灯は被害者の納屋の中にあつた、粉末も納屋中にあつたが、小刀は溝中に刃先が東北となつて血がついてゐた」。

多七郎の旧主人の妻である□□町Tふく(五八)は、「多七郎は、宅にゐる時は極実着で無口で、しかも質素な男でした。多七郎の嫁は、無口な女で極頭が低い様に思ひます」。

NT榮一郎の妹ウメノ婿であるOM豊治郎(卅八)は、「NTから電報を受取りましたので、梅野を先づ帰し、私はそれから榮一郎の処へ行き、榮一郎と二人で飲酒をしました。その席上、繁藏の仕方に憤慨し本家の家もやつたんねと言つてゐました。それから帰るといひ、繁藏の家へも言葉をかけねばと思つたので、階下へくると榮一郎と秋一の二人が居り、秋一が提灯に火を点じてゐました。被告榮一郎は飲酒の時の暴言は、本家の兄貴をやつ付ける意味はやり込めるとの間違ひです」。

多七郎と被告人等の実母NTモト(五八)は、「別居してゐたのに□□に帰つたのは、垣内の交際をせなければならぬし、それと多七郎から二ヶ月の仕送りあつた後絶へたからです、

嫁のキヌエに相談したのに、内入りが悪いので何の返事もありません。多七郎は、キヌエに私が色々の事をいふと、イジルと申しまして仲悪でありました。それで、多七郎から殴り私は里へ帰され、それから榮一郎の宅へ行き、その時秋一も夏高も行つてゐたが、榮一郎に別れさせてくれと言ひました。廿六日朝、梅野、あさゑ、豊治郎が来て、多七郎と一緒にに行ける様にして貰ひたいと言ひました。夕食の時、豊治郎と榮一郎と飲酒してゐました、その際繁藏の事については卅年前の事をいふてゐました、一升の酒は一、二合残り、榮一郎が繁藏と多七郎をやつてやるといふ様な事は聞きませんでした。それから帰つたので、現場の様子は知りません。多七郎と榮一郎とは、仲が悪くなかつた」。

四時五十分休憩、五時続開、被告人等の親族で多七郎の養育者NT繁藏(七〇)は、「廿五日に、三輪の親戚NNキヨの処へ行つてゐたが、兄と婆あさんと仲が悪いので帰つてくれと言つて来たが、仕事の都合で明日にすると云つた。榮一郎は私の処へきて、母子の仲が悪いので母の名義にしてはどうかと言つてきたので、多七郎は明日でも帰るから待つてはどうかと言ひました。兇行当時多七郎どこだと呼びましたが、榮一郎は多七郎にやられたといつた。榮一郎は私をやつ付けるといふ噂は一寸も聞きませんが、キヌエから多七郎も私もやつたねんといふ事を聞きました。多七郎の家は、其後榮一郎の弟榮藏の名前になつてゐる」。

被告人等の実妹KSアサエ(卅四)は、「只帰つて呉れと、二十六日の十時頃、夏高が迎ひに来ましたので帰りました。母子の仲がこう悪いと、本家の伯父さん等も来て貰ふと言ひました。私は多七郎に出て貰つてと言ひましたが、榮一郎はそれを止めてゐました。私は二階で臥床してゐると、榮一郎の聲がヤアといふのが聞へましたので、東北の道の側へ飛んで行きました。榮一郎の姿だけ見たのみで、多七郎は判らなかつた、私が小刀を榮一郎の右手からモギ取つてから、何処からか秋一が来ました、私の左手の傷を負ふた事はどうしてか知りませんし、秋一の現場にゐたのは見ず、後から姿を見ました」。

被害者の妻NTキヌエ(卅五)は、「廿五日に、多七郎と榮一郎と両方共言ひ会してゐました、多七郎は口下手でいつも負けるのです。隣の十八郎の処で、母親が泊りました。酒の上ではあつたが、榮一郎等は私等までも殺して了ふと言つて居たので警戒してゐた。其頃丁度、私は妊娠八ヶ月の身でした」と被告に頗る不利の証言をなし、

次で、隣人NT十八郎(三三)及OT萬吉(五四)の証言あつて、引続き加被害者の弟であるNT夏高(七七)は、「二階に居れば、榮一郎の聲で納屋から「やられた」と叫んだ為め、前夜多七郎に殴打された残念さに、その場にあつた雨傘を持って駆け出し、溝側に倒れてゐる多七郎の頭部を殴打した」。

斯くて、六時五十五分、漸く証人調べ終へ、血にまみれた加被害者の当時の衣類及兇器其他の証拠品並に証拠書類の取調あつて、同七時又も休憩。

殺意十分Ⅱ検事

傷害なりⅡ弁護人

両者の見解正反対

午後七時五十分続行、直に検事の意見の陳述に入り、神谷検事正は、今朝来の被告の陳述其の他証人等の供述によつて、既に明かな事であるとは思ふが、更に意見を述べれば、

「榮一郎にあつては、袂り包丁を以て被害者多七郎の背後を刺し、一時間の後に死に致らしめた事実は否めない事実にして、何故斯る大罪を犯さしめたかと云へば、家庭の不和と云ふ一言でつきるのである。而して、その論争は、果して被告が殺意ありしや否やと云ふにある。被告はあく迄もその意思なしと供述するも、証拠に立脚して之れを見ると、被告の供述『乱暴なる多七郎を殺すが、一家の平和を維持するものであると思ひ、遂に殺す気になった』が示す如く、よしそれが被害者に傷けられた結果の憤怒によるものとは云へ、殺意をいだいて被害者多七郎を刺したのは明かである。元來被告人の心理は、取調の度数をかさねるにともなひ、其の陳述を有利に導かんとするものであるが、総じて犯行直後の陳述こそ真を置き得られるもので、当公判廷に殺意を否認するも、当時殺意のあつたものと認むものである。尚、被害者の傷害は、実に五ヶ所に達し、其の何れもが相当深く刺されてゐる点より見るも、本職は十分に殺意を有して居るものと信じる。秋一にあつても、亦榮一郎と同様、当初殺意のあつたか否かは疑問にしる、被告の陳述の如く日頃憎むべき多七郎の事として榮一郎に加勢し、榮一郎をして刺すの便利の爲めに多七郎の首を締たものにして、殺害を助けたものであると信じる、或は此の被告に就いては、正当防衛の議論の出ずるやも図り知れないが、しかし正当防衛は同被告に適用されるものでないと思ふ」と正一時間にわたつて殺人論を説き、

それに反駁すべく、禪野弁護人起つて、「榮一郎にあつては、殺意ありしや否や、又秋一にあつては、榮一郎の意思を察して多七郎の頸部をだきしめたか否か、疑問であると思ふ。而して、当法廷に現れた事実より之れを見ると、果して殺意を有して居たか、私は十分の疑を抱かずに居られない、秋一の場合は、只暴れる義兄を止めんとしたに過ぎず

して、私は無罪であることを信じる。榮一郎にしてもその通りで、被告が昨冬予審決定を手にして、近隣の人に出だした手紙をみるも一点殺意の意思あつたとは思はれぬ。要するに、被告二名は母を愛するの余り、その母を虐待する異父兄多七郎を矯正すべく図つたのが、不幸生命を奪ふに至つたもので、一片の殺害意識を有してゐたとは思へぬのである。要するに、榮一郎の事犯は傷害致死であり、秋一は兄榮一郎の身を保護すべく、正当防衛に出でたもので、全然無罪であると思惟する」と意見を述べ、十時十五分休憩となる。

裁判長の説示一時間

斯くて、午後十時四十五分統開、検事、弁護人の意見陳述を終へたので、愈々陪審員の答申に先だつ裁判長の説示に入り、久保田裁判長は検事、弁護人の意見の相違点を、被告人等の供述を加へて詳細に説示する処あり、一時間にして問書は、陪審員に手交された、時に午後十一時五十分。

発問された問書内容

陪審長は小野女高師教授

依つて十二名の陪審員は、別室合議室に入り、提示された、
問書

被告人 中田 榮一郎

右兩名に対する殺人被告事件に付、陪審に対し発問すること、左の如し。

第一、被告榮一郎に関し

一、主問 被告榮一郎は昭和四年七月二十七日午前零時頃磯城郡□□町大字□□NT多七郎居宅南側桑畑中に於て殺意を以て小刀にて多七郎の背部を乱刺し死に致したるものなりや

二、補問 被告人榮一郎は前記場所に於て小刀にてNT多七郎の背部を乱刺し之を傷害に因つて死に致したるものなりや

第二、被告秋一に関し

一、主問 被告秋一はNT多七郎居宅南側桑畑中に於て被告人榮一郎が兇器にてNT多七郎の背部を突刺し居るを認め之に加担し多七郎を殺害せんことを決意し両手にて同人の頸部を絞其抵抗を不能ならしめ因つて被告人榮一郎をして引続き多七郎の背部を突刺すことを得せしめ之を死に致したるものなりや

二、補問 被告人秋一は前示時所に於て被告人榮一郎が兇器にてNT多七郎の背部を突刺し居るを認め之に加担し多七郎を傷付けんと欲し両手にて同人の頸部を絞其抵抗を不能ならしめ因つて被告人榮一郎をして引続き多七郎の背部を突刺すことを得せしめ傷害死に致したるものなりや

を答申すべく、女高師教授小野新太郎陪審長となり、密議の結果二十五分にて決定。

兄は殺人罪で弟は傷害致死

殺害の日時を同じうして

この裁断を受ける

遂に夜半を過ぎ二十七日午前零時十五分続開、一同着席するや、小野陪審長から問書に對する答申書を、久保田裁判長の手許に提出すれば、福岡書記之れを朗読、

答 申

第一、被告榮一郎に関し

主問 然り

第二、被告秋一に関し

主問 然らず

補問 然り

依つて、裁判長はその答申を採用するか否かにつき暫時退席、陪席判事と合議し、之を至当と認めたので採用。斯くて、十数時間にわたる第三回目の陪審裁判は、午前零時二十五分を以て閉廷され、不日、

殺人罪 榮一郎

傷害致死 秋一

によつて、第二回目の公判開廷される事になったが、それにしても因果はめぐる小車か、右両被告が法廷に立つの因をなした、異父兄を殺害したのも月こそ違へ、二十六日の夜半にして時刻を同じうして、陪審員の裁断を受けたのも奇である。

5 「大阪朝日大報」昭和五年四月二八日

採択された陪審員の答申

「榮一郎は殺人、秋一は幫助（注、正しくは傷害致死）」

□□町の殺人事件公判

殺人か傷害致死か、——兄を刺殺したNT榮一郎（廿八）、同秋一（三十二）兩名にかゝる殺人被告事件の謎の陪審裁判は、二十六日午後七時、やうやく証人調べが終り、多七郎妻きぬゑおよびOM豊治郎兩名が、当夜榮一郎が「おぢきもやっつけてやる」といきまいてゐたと述べたほかは、大体被告に有利な証言をなし、疑問を深めて、証拠調べがあり、糊のついた三名の衣類、刃物その他を示され、陪審員も当時の惨状を想到して、一まづ休憩、七時四十五分統開、意見の陳述に入り、神谷検事正の論告、禪野弁護士は傷害致死、暴行論を以て弁護し、いよく陪審員の評議答申を求めることになったが、裁判長は問書を発するに先だち、約一時間にわたり事件の経過、状況、犯罪事実など、公正な立場から説示をなし、夜も更けた二十七日午前零時発問、別室で評議の結果、小野陪審長から

問書

被告榮一郎に対し、

「主問」 殺意を以て小刀にて多七郎の背部を乱刺し死に致したるものなりや

「答申」 然り

被告秋一に対し、

「主問」 榮一郎に加担し多七郎を殺害せんことを決意し両手にて同人の頸部を絞め榮一

郎をして多七郎の背部を突刺すことを得しめこれを死に致したるものなりや

「答申」 然らず

「補問」 榮一郎が多七郎の背部を突刺しゐるを認めこれに加担し多七郎を傷けんと欲し両手にて同人の頸部を絞め榮一郎をして多七郎の背部を突き刺すことを得しめ傷害死に致したるものなりや

「答申」 然り

即ち、榮一郎は殺人罪、秋一は傷害死幫助罪（注、傷害致死が正しい）との鮮かな答申があり、裁判長ら合議の結果これを採択し、同二十五分、審理実には十五時間余のち閉廷、陪審員の多数は同夜宿舎に宿泊した。

6 「奈良新聞」昭和五年五月四日

長兄殺し兄弟の続行公判廷

兄に懲役六年弟に同二年

神谷検事正の求刑

磯城郡□□町大字□□指物職NT榮一郎（廿八）、コルク職秋一（廿二）兄弟にかゝる殺人被告事件は、さきに陪審の評議に附した結果、榮一郎は殺人、秋一は傷害致死と答申、これを裁判所は相当と認め採択したので、その続行公判は、三日午前八時半から奈良地方裁判所陪審法廷に於て、久保田裁判長、神谷検事正係り、禪野弁護士立会の下に開廷。

第二次弁論に入り、神谷検事正は、「両被告の証拠は十分である。しかして、榮一郎は情

状酌量の余地あるも、かゝる前途有望の長兄を殺害したのは以ての外である故に懲役十年、秋一は殺害の意思はなきも、傷害して死に到らしめたが故に同二年を求刑する」とて、刑の適用について論結すれば、

禪野弁護人は、「両被告の犯罪は、親を思ふ至情からこの兇行を演じたものである、両被告の求刑は重きに失する故に執行猶予の恩典に浴せしめられたい」との減刑論あり。

これに対し、神谷検事は更に、被害者の立場を思ふべきであるとして、国家的の見地から公平振を法廷にのぞかせ、裁判長は被告に対する最後の陳述を与へたに、「榮一郎は、私は決して兄を殺す意思はありません」と述べれば、裁判長は、「陪審の評議に附し殺人を答申されてゐるし、この写真を見ても判るであろう」とて証拠品として被害者の死後現場に於いて撮つた写真を示す。かくて、正午判決言ひ渡す旨を宣して、九時三十分閉廷。

午後直ちに判決下る

兄は実刑六年、弟は執行猶予

零時廿分続開、久保田裁判長は、NT榮一郎兄弟にかゝる殺人被告事件の判決を言ひ渡すとして、先づ陪審の評議に附しその答申を採用し、それに基き犯罪事実を認定するとして述べ、被告榮一郎を懲役六年、同秋一を同二年に処し、未決勾留百廿日を本刑に通算、但し秋一に対しては三年間の執行猶予の言ひ渡しがあつた後、その理由として榮一郎は既報の公訴事実に見れたるが如き、秋一に対しては憤怒の余り被害者の背後に迫り両手を背向から胸部にかけ傷害を与へて死に至らしめたるもので、榮一郎は刑法第九十九条、秋一

には同二百五条第一項を適用して判決を言ひ渡すとして、零時半閉廷したが、両被告共この情状を酌量した判決に対して有難かつたのか強くうなだれてゐた。

なほ、傍聴席に判決如何にと待つてゐた、被告の実母姉妹も、この名判決には、心から喜んでゐた。

7 「大坂朝日叢書」昭和五年五月四日

兄は六年、弟は執行猶予

□□町の異父兄殺し判決

陪審裁判で世人の注目をあつめた磯城郡□□町大字□□指物職NT榮一郎(二十)、同秋一(二十)兄弟兩名にかゝる、異父兄殺し被告事件の続行公判は、三日午前八時半から奈良地方裁判所陪審法廷で、久保田裁判長係、神谷検事正立会、禪野弁護士列席開廷、

神谷検事正は、「両被告とも証拠は十分であり、情状酌量の余地なきにはあらねど、前途有望の長兄を殺害、もしくは傷害死に至らしむるとは以ての外である」と論告し、兄榮一郎は懲役十年、弟秋一に同二年を求刑した、

ついで、禪野弁護士は、「母親を思ふ真情から出た犯行で、十分情状酌量の余地がある」とて減刑、執行猶予論を述べたが、

これに対し、検事正は重ねて、「被害者多七郎の立場も思ふべきである」と論駁し、同九時四十分閉廷、

続いて、午後一時二十分から、同事件の判決言渡しがあり、裁判長は「陪審の評議答申

に本づき犯罪事実を認定する」とて、榮一郎を殺人罪、秋一を傷害致死罪となし、榮一郎には懲役六年を言渡し、秋一には同二年として三年間執行猶予の恩典を与へた（拘留日数百二十日通算）。この言渡しに、榮一郎はたゞ頭を垂れたまゝ動かず、弟秋一は情状酌量で執行猶予の恩典をいひ聞かされたときは嬉しさに、裁判長の一言一句に打ちうなづき感涙を見せつゝ退廷した。

3 大津

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日叢報」昭和二年四月二四日

陪審法講演

けふ県公会堂で

大津地方裁判所では陪審法普及のため、二十四日午後六時から疎水河畔県公会堂で、講演ならびに活動写真会を催すが、一般入場無料である。

2 「大阪朝日叢報」昭和三年二月二五日

陪審員候補者の講習をする

準備整った大津地裁

厄介なのは行動監視

我国裁判史上の一転機を画する陪審法は、いよ／＼今秋十月一日ごろから実施される予定だが、大津地方裁判所では法廷も完全に内部装飾を終り、何時実施されてもよいやうになつてゐる。今後の問題は、陪審員候補者に対し陪審法を徹底せしめることで、多数候補者はいまだに陪審法の何たるかさへ知らず、陪審員に選ばれることに多大の恐怖すら持つ者が多いので、当局では先づ差し当り、県下六百五十八名の候補者に対し陪審法を講習することになり、四月ごろから本省から司法書記官の来県を求め、大津地方裁判所各判検事も総出勤するはずである。

なほ、十月一日から実施されるものとして、今年中陪審事件が十五件あるものと見て、一件三十六人全部で五百四十人の陪審員が要ることゝなる。ところで、陪審員の期間中における行動監視がまた一苦勞で、裁判所では今から頭を痛めてゐる。陪審員は、今度新設された宿舎に寝泊りするのだが、裁判が長引くと外出もしたいであらうし、散歩もしたからう、といつて外出して賄賂でも取つては、陪審法も全く意義を失ふことになる。だから、外出ごとに監視をつけるのである。

3 「大阪朝日叢報」昭和三年七月一八日

思想部新設に伴ふ判検事の異動

二十四、五日頃発表か

大津では三氏栄転の噂

今秋十月一日から実施される陪審法及び思想部新設に伴ふ、判検事の大異動は、来る二

十四、五日ごろ発表されるはずであるが、大津地方裁判所で栄転に内定した人々は、先づ検事局では、上席検事大平廣衛氏が徳島、平田予備検事が検事となって古巣の京都へそれ／＼栄転し、裁判所では、難波予備判事が判事となって姫路へ栄転、しかして、大平検事の後任には徳島から入れ代りに千賀孝善検事来任し、難波氏の後には東京から某判事が来るはずで、予備判事が判事に代り勢ひ定員が一名増加となるわけである。

栄転する大平検事は、大正十三年十二月彦根区裁判所検事として来県し、昨年三月大津地方裁判所検事に転じ今日に到ったが、本県在任中は例の高利貸事件、選挙違反など大事件にその手腕をうたはれた。また、平田検事は、鉄道局の書記を奉職し、傍ら関西大学に通ひ苦学力行して専門学校入学検定試験、高等試験予備試験にパスし、行政司法両科の論文試験をパスした秀才で、予備検事として大津に来る前京都地方裁判所検事局にゐたが、大津に来るのを極力惜しまれたものであったが、今回再び京都に栄転することになった。

今度来る千賀検事は、京都帝大千賀博士の令息で、加茂川の水で産湯をつかった純京都ッ児、明治四十年の京大法科卒業の今年四十七歳の働き盛りである。(写真上)は栄転する大平検事、(下右)は平田検事と来任する(左下)千賀検事

4 「大阪朝日叢報」昭和三年八月三日

陪審裁判は所長が担当

準備手続が最も肝腎

大久保裁判所長談

去る二十六日から三十一日まで司法省において開催の司法官会議に出席した、大久保大津地方裁判所長は、一日午後五時五十二分帰津、左の如く語る。

今度の会議は、この十月一日から実施される陪審法に関する諸般の打合が主たる議題であった。陪審法で最も重大なのは、その準備手続で、この手続きを完全にして置かぬと、陪審裁判の理想とする即日結審が出来ぬ。だから、弁護士、判事も記録を十分に精読して置いて、呼ぶべき証人や、提出すべき証拠は前以って用意して置き、裁判をスラ／＼と行はねばならぬ。ところで、どうすればこの準備手続に万全が期せられるか、その方法については、適宜各地方裁判所でやることになった。その他、陪審裁判は主として所長が担当し、止むを得ぬ場合に限り、部長が代ってやることに決定した。近く部長級の異動が行はれるはずである。

なほ、実施期の十月一日には、全国的に記念日として、特別宣伝を行ふことも議題に出たが、その具体案は、追って本省から何分の指令が来ることになってゐる。

5 「大阪朝日叢報」昭和三年一〇月一日

愈けふから陪審法実施

法廷を一般に公開

けふ一日から陪審法は実施される。畏くも天皇陛下におかせられては、特別の思召をもつて、けふ大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸遊ばされ、親しく陪審法廷を始め諸般の裁判事務を天覧あらせられると拝し奉る。司法当局では、この日を司法記念日とし

て全国一斉に祝賀の催しがあげられ、陪審法廷の公開が行はれる。この日、大津地方裁判所では、特に祝賀の催しはしないが、一日から三日間一般に公開し、陪審員候補者、市町村長を始め、各学校から団体観覧の申込があり、三十日は日曜に拘はらず、所局員総出でその準備に忙殺されてゐた。(写真は大津地方裁判所陪審法廷とその外観)

陪審員名簿

市役所で縦覧

かねて大津市庶務課で作成中であった、本年度陪審員資格者名簿は、このほど出来上り、一日から一週間、市役所で希望者に縦覧させることになってゐる。

6 「大阪朝日濫版」昭和三年一〇月五日

娼妓の言葉を真にして殺す

陪審員候補者参観裡に

延命廓無理心中公判

大津地方裁判所では、大津市内の陪審員候補者四十名を招き、陪審法廷で陪審裁判になぞらえ殺人事件の公判を開き、陪審員の参考に供した。これが、陪審法廷における最初の公判である。被告は、蒲生郡□□村字□□N Mゆき方止宿O彌五郎(二十五)で、先月二十日午前零時半ごろ八日市延命遊郭T M楼抱娼妓末廣ことS Kきゑ(二十三)と無理心中を企て女を

殺し、自分は死に切れなかつた殺人事件である。被告彌五郎は、セルの単衣を着流し、頭はオールバック、色の小白い優さ男である、看守に護られて午前九時出廷、柵の嚴重な被告席に入れられて、珍らし氣に法廷を見廻す。

傍聴席には、四十余名の陪審候補者が、羽織袴の改まった姿で、硬くなって開廷を待つ中に、丸鬚が三つ四つ異彩を放つてゐた。やがて九時二十分、池田裁判長は、大久保、土居両陪席判事、山田書記を従へて入廷、千賀検事も着席、植村弁護士列席して、公判は開かれた。型の如き身分調の後、立会検事の公訴陳述に入り、千賀検事は、砕けた句調で、傍聴の陪審員諸君に解り易いやうに、被告がきゑと馴れ染めた最初から説き起し、遊興費に窮して、八月二十五日父彌五郎の金六十円を持ち出し遊興費消し、自暴自棄となつてきゑと心中を決意し、八月三十日から九月十八日までの間において剃刀を振り廻したり、細紐できゑの首を絞めたりして、心中の素振りを見せたが、女は商売柄なすまゝにさしてゐたのを、被告は女が心中を承諾した者と思ひ込み、九月十九日午後七時ごろ、□□市Y D季太郎方から鶏料理用刃渡り一尺の出刃庖丁を借り受け、同遊郭S T楼に登楼、蒲団の下に隠し置き、女を呼んで心中を迫つたが、女が殺すなら殺せと馬鹿にした言葉に心中を承諾したものと思ひ、時機を見てゐる中、女が帰りかけたので矢庭に隠し持った右出刃庖丁を下腹部に突刺し、遂に二十二日死亡せしめた。自分も咽喉及び腹を切つたが、死に切れなかつたものである、と詳細に犯罪事実を述べるところがあつた。

かくて審理に移つたが、被告は絶対に無理心中でない、前々から心中の話を持ちかけてゐたもので、女もなほ三年期間が残つてゐるので、むしろ死を望んでゐた。そして殺すなら、あつさり殺してくれといつてゐた、と合意心中を主張した。

次で、検事の論告に入り、本件は無理心中と断じ、かうした廓の女の素振りに気附かぬ被告は、正直者でむしろ気の毒だが、商売上当りさはりのない娼妓の言葉を真に受けて、直ぐ一命を絶つとは言語道断であると痛論し、懲役十二年を求刑。植村弁護士自殺幫助論があつて、十一時半閉廷した。判決は九日。

公判中、陪審候補者らも熱心に傍聴し、陪審員になったつもりで、手帳などに要所々々を記入する熱心な連中もあつた。Ⅱ写真は公判廷

(注)「懲役七年に、無理心中犯人」□□市延命遊郭無理心中の蒲生郡□□村○彌五郎(二十五)にかゝる殺人事件は、九日大津地方裁判所で懲役七年(求刑十二年)の判決……を申渡された(大阪朝日・滋賀版)昭和3・10・10。

(二) 陪審公判に関する報道

①強姦致傷被告事件昭和五年七月一九日判決

1「大阪朝日滋賀版」昭和五年七月一日

最初の陪審公判、愈よけふ開廷

劈頭から傍聴禁止に

答申まで片付ける

本県最初の陪審公判——東浅井郡□□村SN久之(三十五)にかゝる少女強姦致傷事件は、いよ／＼けふ十八日午前九時から大津地方裁判所で、大久保所長自ら裁判長となり、池田部長、池内判事陪席、宮崎検事正立会、植村弁護士列席、開廷されるが、事案が公序良俗

を害するものなので劈頭から傍聴を禁止し、親族といへども特別傍聴を許さず、厳秘裡に行はれる。この紹介すべき最初の陪審公判に、陪審員に選ばれた人々は、大津市を中心として東は彦根町に至るまでの各町(村から取らなかつた)の人々で、呼出状を受けた三十六名とも一名の辞退届けを提出してゐない。その氏名は、極秘に附され、陪審構成手続の時、初めて検事並に被告に、裁判長から通告することになつてゐるので、当日出頭して顔を合はすまで、陪審員同士も誰が選ばれたか知らぬわけである。陪審員三十六名は、午前八時まで出頭、直に陪審員控室に入つて、答申の終るまでは完全に外部との交渉を厳禁される。暑い折柄なので、スピードをかけ午後四時ごろまでには、答申をすまし、片附ける予定である。判決は、即座に下されず、大体翌十九日に延びる模様である。

公判の順序

証人調べ七名

公判は、裁判長の論告、陪審員の宣誓があり、検事の公訴事実陳述に次で、被告の訊問を終つて、左記七名の証人調べがあり、検事、弁護士双方から意見の陳述をなし、裁判長の説示、有罪か無罪かの問書が陪審員に発せられる、陪審員は評議室に退き陪審長を互選して評議を遂げ、問書に対する然り然らずの答申を定め、答申書を裁判長に提出し、書記が朗読して、こゝから傍聴禁止が解かれ始めて公開される、かくて裁判長から評議の内容を公開すべからずとの注意が加へられ、閉廷する予定である。

証人は、まつゑ、すみ(仮名)各九つ)両被害少女とまつゑの父UN捨吉、すみの母YDきは、

京大小南博士、両名を診察した東浅井郡下草野村千田徴医師、同郡六莊村高田英雄医師である。

2 「大阪朝日叢報」昭和五年七月一九日

本県最初の陪審公判、傍聴禁止裡に開かる

とても熱心な陪審員の態度

農会技手の少女暴行事件

本県最初の陪審公判——東浅井郡□□村元某村農会技手SN久之(三十五)にかゝる少女強姦致傷事件——は、十八日午前九時十五分から、大津地方裁判所の陪審法廷で、大久保所長自ら裁判長となり、池田、池内両判事陪席、宮崎検事正立会、十二名の正陪審員および二名の補充員、植村弁護士ら列席し、劈頭から傍聴禁止裡に開廷。

これよりさき、陪審員はいづれも紋付袴の改まった姿で白扇を握りしめて、水原町瀧井由松氏の七時十分を先頭に、定刻の八時五分前までに三十六名、一名も欠かず出頭。公判に先立ち、八時四十五分から同法廷で、非公開裡に陪審構成手続が行はれ、三十六名中から抽籤によって、十二氏が正陪審員に二氏が補充員と決定、被告側弁護士は十一名を忌避した。小憩の後、いよく公判に入り、先づ裁判長は陪審員に対し、本県最初の陪審公判に携って犯罪事実の有無を判断する重大な責務と荣誉を担ってゐる、感情に捉はれず事実について十分判断されたい旨を諭告し、公判の順序を説明、陪審員は起立「良心に従ひ誠実をもって職務を行ふべきことを誓ふ」と宣誓し、宮崎検事正の公訴事実陳述があつて、

被告の訊問に入り、終つて証人として、被害者のまつゑおよびすみ(仮名—各九つ)とまつゑの父UN捨吉、すみの母YDきは四名の証人調べがあつた模様で、十一時四十分一先づ休憩、午後一時再開。引つゞき非公開裡に、千田、高田両医師、小南博士の証人調べが行はれ、検事の論告、弁護士の弁論があつたが、十九日午前九時判決言渡と決定。午後五時四十分、記念すべき初陪審は、一日で美事に片づいた。裁判後、大久保裁判長は語る、「陪審員の熱心なものにはいたく感服した、終始熱心に鉛筆を走らせて、一語も聞き漏らすまじと努めてゐた。」

3 「大阪朝日叢報」昭和五年七月二〇日

懲役四年の宣告に昂奮・泣叫ぶ被告

「執行猶予にして下さい」と嘆願

最初の陪審公判終る

東浅井郡□□村SN久之(三十五)にかゝる、少女強姦致傷事件の初陪審裁判は、十八日非公開裡に開廷され、初陪審としては、非常の好成績で、陪審手続きから求刑まで僅か八時間間で美事に片付けられたが、その続行公判が十九日午前九時から、大津地方裁判所普通法廷において、眞田検事立会、公開裡に開廷。大久保裁判長から懲役四年の判決が下された。

被告は、昂奮気味で判決理由を静かに聞き入つてゐたが、宣告が終るや、突然「裁判長」と叫んで「執行猶予にして下さい！」と大声で嘆願し、裁判長はこれに答へず静かに退廷するや、被告は頭髮を掻きむしりつゝ、「無実の罪や〜」と連呼し泣き出したが、廷下、

看守に促されて漸く退廷した。

本事件は、予審においても強姦致傷と決定され公判に附されたものだが、陪審員は単に猥褻致傷と認め、裁判所もその答申を採用したものである。しかして、陪審裁判費用は、全国の統計から見ても非常に少額の方の百六十円であった。これは、法定陪審なので、被告の負担とならず国家の負担である。

冷静に判断、陪審員の態度良好

大久保裁判所長声明

判決後大久保所長は、大要左の意味のステートメントを発表した。

今度の陪審で特に感じたことは、陪審員諸君が非常に乗気であったこと、陪審制度の趣旨が予想外に良く普及徹底してゐることで、とかく陪審員は検事の論告を聴けば成ほどと肯き、弁護士弁論を聴けば全くさうだと感心して、顔を左右されるものだが、今回は非常に冷静に判断して相当なる答申をなし、裁判所もそれを採用して判決を下すことが出来た、陪審としては幸先のよいことである。

これは私の持論だが、陪審を以て理想とするならば、よろしく事件を陪審に附するや否の決定権を、陪審員なり国家の手に委ねべきである、現在の如く被告人の意思のみで陪審に附すや否を自由ならしめるやうでは、国民の司法参与権も不徹底といはざるを得ぬ。

②殺人被告事件昭和十二年八月九日判決

1 「大阪朝日濫版」昭和十二年八月五日

廷内息詰る緊張、初の公開陪審裁判

殺したか・自殺？

被告徹底的に殺人を否認す

□□の老婆殺し公判

「殺したわけではありません、自殺したのです」と徹頭徹尾罪状を否認する□□町大字□□、会社員MI庄藏(四十八年)にかゝる、殺人事件の初の公開陪審裁判が、四日大津地方裁判所にて、山本裁判長係り、磯村、萩原両陪席判事、黒田榮吉氏ほか十一名の陪審員陪席、國分検事正立会、堀江(東京)山下(京都)山本(大津)三弁護士出廷のもとに、午前八時三十分から陪審法廷で開かれた。被告は、起訴前の陳述、予審調書を全部否認したため、検事は予審調書全部を証拠として読み聞かせることを求めたが、弁護士は直接審理の陪審法の本旨にのっとり証人訊問調書は除外されたいと異議を唱へて論争するなど、非常に緊張味をみせた。

この日、傍聴人を制限するため四十五枚の傍聴券を発行したが、またたく間に出てしまひ、傍聴席には奥田刑事課長、鍋島県保安課長の顔がみえる。午前八時三十五分、それ／＼定めの席について開廷、MI庄藏は黒紋服姿で被告人席に立つ。

國分検事正は、「昭和六年ごろ遠縁にあたるTJたみを同居させてゐたが、同年九月ごろ妻を失ひ、同女に子女の養育をまかして、昭和八年失明後も引続き家事を執らしてゐたところ、同年十月ごろUKわかとの間に縁談あったが、たみは喜ばずわかが悪口を放つので

たみを養老院に連れて別居させやうとしたが失敗に終り、昭和十一年七月二十九日わかと縁組することゝなったので、同月二十六日実弟M I重吉とゝもに郷里に連れ帰らすことにし、二十七日午前五時ごろたみにこれを告げると反対したので殺害を決意し、たみの身辺を二回強く踏み同女の腰紐で頸部を七回巻きつけ両端を強くひきしめ窒息死亡せしめ殺害の目的を達したものである」と公訴事実を述べれば、庄藏は「ちがひます」知らぬこととす」と否定する。

ついで、山本裁判長の事実調べが行はれ、身許調べがすんで、たみの変死した日七月二十七日の調べに入る。

裁 そのとき被告はどうしたか。

M 午前五時四十分ごろに起きて新聞を読んでゐますと、六時ごろ女中が庭をはきに来たので、「おばあさん遅いなあ」といふと、「今朝はゆっくり休ましてもらふといつてゐられた」と女中がいひました、しばらくして女中が「おばあさんが、ちみたうなつて死んであります」といつてきたので、「そのまゝにしておけ」といつて、警察や医者にゆくつもりで家を出ました。

裁 家の出来ごとであるのに、少しも見とどけないのはどういふわけか、どうして死んでゐるかを見てみるが常識ではないか。

M いま考へると、さうすべきだったと思ふ。

裁 警察へまづ第一に行かなかつたか、自殺の原因は何だと思ふ。

M 大原にゆけといつたのが原因と思ひます。

警察での陳述は嘘

追及に頑張り切れなかつた

かくて、裁判長は強制処分による訊問調書を読あげ、事件が発生して三日目の二十九日の被告の陳述を聞かせて、「こんなに詳細にのべてゐるではないか」とつめよれば、M Iはそんなに詳しくいつてゐませぬ、「警察の人が教へていはしたのです」と逃げる。さらに、裁判長が陪審準備手続調書を読み聞かせて、

裁 私は警察でがんばりきれよかつたのですが、がんばりきれずに嘘をいひましたといつてをるが、がんばりきれなかつたとは、否認しきれなかつたことではないのか。

M さういふことではありません、心身ともに疲れて夢遊病者のやうにされていはされたのです、

と警察での取調べが苛酷だったと申立てると、裁判長は当時の八幡署村原司法主任の予審の証人調書を読み聞かせ、実際殺人罪を犯さねば体験出来ない陳述に対しても、M Iは「八幡署では嘘をのべてゐた」と否認する。

かくて証拠調べに入り、腰紐、細紐、手拭、腰衣、腰巻などいづれもたみのものであることを認め、タミは自殺したものと思ふと結ぶ。このとき、國分検事正は、「陪審裁判にたづさはって以来かくの如く否認しつくすものはない、予審調書全部を証拠として読み聞かせられたい」と希望すれば、弁護人側は「直接審理主義を本旨とする故、証人調書は除外されたい」と異議を述べ、結局山本裁判長より予審における被告の陳述全部を読み聞かせてのち、検事、弁護人の補充訊問あり、午後一時十五分審理実四時間四十分にして一ま

づ休憩。

審理実 四時間

午後二時十五分再開、証人調べに入り、M I方の女中で最初の目撃者□□町KTふで(五十六年)が証人台に立ち、「七月二十六日には、平常通り食事をとり何にも変わったことは認められなかった、二十七日は午前四時半に起き、御飯の用意にかゝったが、この日はおばあさんはゆっくり休ましてくれとのことでした、御飯がすんでから朝七時ごろ、おばあちゃんを離れに見にゆきました、するとちみたうなつてゐられたのでびっくりして、主人に知らしますと非常にびっくりされて、警察に行つてくるから、そのままにしておけといひすつて、着物を着かへて出てゆかれました」と陳述。

小南博士証人に立つ

極力殺人説主張

ついで、最後の死体を検案した八幡町医師天川政隆および同町医師明石嘉聞の両医師ともに、被告に非常に不利な証言をなし、さらに死体解剖検案した法医学の権威京大教授小南又一郎博士が証人台に立ち、

「自分で頸部を締めた時には、完全に強く締められず、締めてから一分もすると人事不省になって、手が自由に動かなくなるものである。頸を締めた後に、耳から血が出るものではない、姿態は乱れた風もなく顔は鬱血し紫色になってゐた、解剖してみると窒息急死の一般兆候がみられ、頸部には紐の跡があり、左の舌骨の角が折れてをり、両方の顳額に鬱血があり、よほど強く締めたものであることが分る、かういふ風に締めることは自分ではとても出来ぬから、多分他人が締めたものであらうと鑑定したものである、自分で締めてゐるのを現場で見たといふ人が出てこない限り、自分でやったものでないことを信念をもつて確信する」とM Iが極力主張する自殺説を根底から覆へして、満廷を緊張させる。

なほ、引続きM Iと縁談のあつたUKわかおよび知人関係のTGふじ、NZみか、三木美壽夫の諸氏が証人に訊問され、審理は夜に入るも続けられた。(午後七時記)

2 「大阪朝日叢報」昭和二年八月六日

審理実 廿時間、払暁に至り漸く閉廷

果然・陪審員から殺人と判定さる

断罪に検事の論告また峻烈

老婆殺し陪審公判

(昨報陪審裁判つづき) □□町大字□□、会社員M I庄藏(四十八年)にかゝる老婆殺し事件の陪審裁判は、四日午後七時三十五分に至つて証人八名の訊問を終つて、夕食のため休憩、午後八時半再開、山下弁護士から新証拠の提出があつたが合議の結果却下され、検事の意見陳述に入り、陪審員の労を謝してのち、國分検事正は

被告は、O Mミッシヨンの社員で神の子として、かゝる罪を犯したことに極度の恐怖を

感じすぎてゐると思ふ、宗教家は一般に罪を犯かさないが、犯した場合は残忍さと隠蔽はその極端をゆくものであることを、検事生活三十年において経験してきた、被告が学者であり信望家であることはこの際ぬきにして考へる必要があらう、UKわかとの縁談からみ、TJたみを殺害したことは結び目が固かったこと、舌骨が折れてゐること、枕をしてゐたこと、足を一尺ほど自由になるやうに結んでゐたこと、その他小南証人の証言でも分るし、被告は強制処分による訊問で予審判事に明確に自供してゐるし、三月五日も自白してゐる、かゝる事件が陪審になるとは夢想もせなかつた、法廷では神の子として懺悔するだらうと思つてゐたが、老婆が自殺したものとしておしきってしまった。七十二歳の老婆で盲目のたみが、自殺するなら縊死するのが本当で、自らの腰紐を解いて首を絞めた例はいまだ聞かない、各方面から観察して被告が絞め殺したものと断定する、陪審員はよろしく答申されたいと結び、二時間余にわたる意見陳述をなして、午後十時二十分にをはれば、堀江弁護士は、種々の状況から検事正の論旨を反駁し自殺死を強調、山本、山下両弁護士は被告の無罪なるべきを強調して、深更に入り五日午前一時に至つて弁論終結、かくて最後の段階に入る。

懲役十二年を求刑

——来る九日判決言渡——

かくて、裁判長の説示・発問にうつり、山本裁判長は、正しいこと偽りのないことは理路整然として何人をもうなづかすものであるが、作為を弄したものには破綻がくる、本件についてどの点が正しいか正しくないか、法律家の意見や理論をぬきにして正しく判断せられたい、証拠不十分であっても確然とした犯罪であり、小さな原因だからといって大きな結果がもたらされぬわけではない、陪審員各位の自由な正しい判断のもとによりしく答申されたく、答申にあたり分らない点についてはお答へする、とて一時間余にわたつて裁判経過を総括して説示する。

時に午前二時、十二名の陪審員は黒田榮吉氏を陪審長として別室にて、「被告が殺したものでないか否や」の質問に関する評議をなし、午前三時出廷、黒田陪審長は諮問に対し、「然り」と答申して、たゞちに陪審員全員退場、「殺人なり」との判定は下されて法廷とみに緊張、

かくて、検事の論告に入り「懲役十二年を相当とす」と求刑、弁護人より減刑、執行猶予の弁論あり、九日判決言渡と決定、五日午前四時夜もしらじらと明けそめたころ閉廷したが、実に二十時間にわたる連続審理で、被告の言分は立たず、殺人の罪をきせられることになった。

3 「大阪朝日叢書」昭和二二年八月一〇日

殺人事件公判

懲役十年判決

大津地方裁判所における初の公開陪審裁判で、陪審員より「殺人」の判定を下され、懲役十二年を求刑された、□□町大字□□MI庄藏(四十
八年)にかゝる殺人事件の公判は、九日

午前九時四十分から陪審法廷で、山本裁判長係、中本検事立会のもとに開廷、裁判長より懲役十年、未決拘留二百五十日通算の判決言渡しがあり、二十時間を費した陪審審理にひきくらべ僅か五分間余にして閉廷した。

4 「京都日日」昭和十三年五月一日

裁判長、証拠十分と

老婆殺しに七年

判決直後被告控訴す

有罪か無罪か、法医学界の謎となつて公判やり直しとまでなつた、滋賀県蒲生郡□□町大字□□□□元会社員M I 庄藏(四九)にかゝる老婆殺し事件は、京都地方裁判所で審理中のところ、九日午後一時半、庄司裁判長は朗々と膨大な理由書を読み上げ、八幡警察署における被告の自白は現場の模様その他から見ても偶発的に被告によつて演ぜられた事件である、即ち、被告は昭和六年六月頃から遠縁にあたるT J たみを同居させてゐたが、同年九月妻に先立たれた後はたみに十歳を頭に四人の子女の養育をまかせ、同女が昭和八年失明後も引続き家政をとらせてゐた処、昭和十年十月頃から長野県上伊那郡□□村U K わかさん(三四)との間に縁談が持上つた。たみは、これを喜ばず同人の悪口を放言するので、たみを養老院に入れ別居させやうとしたが意の如くならず、一方わかさんとは昭和十一年七月二十九日結婚を挙げる事になつたので、同日までにたみを如何にもして別居させやうと焦慮画策してゐる折柄、同月二十六日実弟M I 重吉と一緒にたみに一先づ重吉

の居村に行くやう説得し、敢て反対しなかつたためこれを承諾したものと思つてゐたが、翌七月二十七日午前六時過ぎ自宅離れで就寝してゐたたみに、蚊帳の外から今日は自動車で□□村に行つて貰はねばならぬと聞かせると拒絶したので、憤激の余り茲にたみ(七三)を殺害しやうと決心し、即時蚊帳の外から右足でたみの耳の辺りを二回強く踏みつけた上、蚊帳をめくつて中に入り同女の腰紐を取りはづして、頸部に七回ぐる／＼巻つけて窒息死に至らしめた証拠十分であると述べ、懲役七年未決拘留二百五十日通算(求刑懲役十年)の判決を言渡した、被告は山下、我妻両弁護人の手を経て即日控訴の申立てをした。

5 「大阪朝日」昭和十三年五月一日

謎の老婆殺し、懲役七年判決

被告直ちに控訴

滋賀県蒲生郡□□町大字□□元O M セールズ社員M I 庄藏(四十九)にかかると、陪審やり直しの謎の老婆殺し事件は、普通裁判により、九日京都地方裁判所庄司裁判長から懲役七年(求刑十年)未決拘留二百五十日通算の判決を言渡された。

被告庄藏は、どこまでも無罪を主張し、直に山下、我妻両弁護士に依頼して、控訴を申立てた。

6 「大阪朝日叢報」昭和十三年五月一日

遂に他殺と断定

謎の老婆殺し判決理由

謎の老婆殺し事件被告滋賀県□□町大字□□元OMセールス社員MI庄藏(四十)は、昨夕刊所報のごとく、九日京都地方裁判所庄司裁判長から、懲役七年の判決を言渡されたが、庄藏はどこまでも無罪を主張し直に控訴した。判決理由は、

- 一、被害者TJたみ(二十)の死亡は、自殺、他殺両説あるが後頭部の傷は他殺と認定した。
- 二、他殺とすれば、たみの被害現場に他から侵入した形跡がない。
- 三、兇行は、一昨年七月二十七日午前五時四十分から七時までに行はれた、此の間疑ひは被告庄藏にかゝる。
- 四、被告は、犯行を否認してゐるが、警察、検事廷、予審における供述は、他から教へられたと見るより被告自らの経験を告白したものと認められた。
- 五、しかしながら、本件の発生は偶発的であり、被害者たみ自身にも大きな原因があつたのは事実であるから、情状酌量して懲役七年を至当とする、

といふものであつた。

7 「大坂朝日滋賀版」昭和一四年七月一日

誤認に非ず、大審院で上告棄却の判決

□□の老婆殺し事件

自殺か他殺か、その判決の成行を注目されてゐた、蒲生郡□□町大字□□MI庄藏(五十)

の殺人事件上告審は、十日大審院近藤裁判長から「上告論理由なし」とて、事実誤認の申立ては却下されたが、原判決の未決日数通達算に適法さ(注、「未決拘留日数通達算に違法あり」の誤り)、そして原判決懲役七年未決通算三百五十日を破毀し、改めて懲役七年未決通算二百五十日の判決を言渡した。

MIは、昭和十一年七月二十七日朝、同居中の盲人TJたみさん(六十)が同人の再婚話に口を極めて反対するのに激怒し、細紐で同老婆を絞殺、縊死した如く偽装して犯行を晦まさうとしたものである。

4 和歌山

(一) 陪審法の実施に関する報道

1 「大坂朝日紀伊版」昭和二年四月二日

陪審法講演

県会議事堂で

陪審制度が来年四月から実施されるので、司法省では一般民衆に理解せしめるため、四月上旬より大審院部長判事豊島直道氏、赤羽書記官等各地へ宣伝遊説をなすことゝなつたが、和歌山市へは本月十六日来市、直に同夜六時より県会議事堂で県、市、裁判所、検事局、商業会議所、弁護士会共同主催となり、前記二氏及び和歌山市法曹家諸氏の陪審法に関する講演及び司法省作製の映画を公開することゝなつた。

2 「和歌山新報」昭和二年五月一日

和歌山地方裁判所にいよく陪審法廷新築

陪審員の宿泊所をも併せて三万五千九百円で工事入札

本年中に落成させる

来年から実施される陪審法の準備として、裁判所に陪審法廷と陪審員宿泊所を新築せねばならず、和歌山地方裁判所では司法省の指示に従ひ、その設計書にもとづいて建設の準備に取かかつてゐたが、十一日工事入札の結果、三万五千九百円で大坂大林組の手に落札したので、直ちに工事に着手しおそくとも今年中に竣成させる方針だといふ。

場所は同裁判所構内の南に面した空地で、建物は六間に八間二尺の法廷と評議室に渡廊下をめぐらし、外に陪審員寄宿舎と証人室を設けるもので、現在の構内では狭隘を感じるので、隣接せる警察部長官舎内の三角形の一部をも使用交渉がまとまつた。工事落札の三万五千九百円は法廷と宿泊所の工費だけで、外に証人室、其他諸設備費を合すると約四万円の見込である。法廷は、上段下段の中に第五段を設け弁論席を相對し、右側に二列の陪審員席を設け、外に証拠品陳列台、証人及鑑定人控席等を完備したものである。

右について、和歌山地方裁判所長大濱隆氏は語る、「一昨年来、本省では裁判所長、検事正等を召集し、陪審法実施に対する種々の協議を行つたが、その結果陪審法廷のごときも右の意見にもとづき、全国的に統一したる設計を作つて各府県裁判所へ指示してきたもので、当裁判所でもその設計にもとづいて工事に着手するものである。法廷は、大中小の三つに分け、東京大坂京都のごときは大、六大都市その他事件の多いところは中、その他

は小となつてゐるが、比較的事件の多い本県あたりも中位のところでは建設したい希望であつたが、小になつたのは止むをえない。その結果、傍聴席の広さ等が多少制限されることであるが、本県にあつては陪審裁判所が一年約四十件ぐらゐのものであるから、むしろ其くからゐで適當かも知れない。なほ、本省よりの設計に対し、弁護士席に対する弁護士の希望や判事席の高さ等についても意見があるから、本省の設備とは多少の變りを見るであらう。」

3 「大阪毎日」和歌山版「昭和三年一月一日

明るくて気持のよい

新装の陪審法廷

工費は四万一千円

陪審法が来る十月一日から実施されるので、和歌山地方裁判所では、昨年五月から同所の南側に、大阪市大林組の手で陪審法廷及び陪審員宿舎を建築中だったが、すでに竣工し細部の手入を終つて、来る廿日ごろ大林組から裁判所へ引渡すと。

法廷は建坪四十二坪、これに七坪の証人控へ室が附属し、宿舎は建坪八十九坪、二階建である。法廷はすっかり洋風で、床にリノリウムを敷き壮麗なもので、天井には硝子窓がとつてあるので非常に明るく、薄暗い現在の法廷に比べると、晴々としよほど気持がよい。傍聴席は現在より少し狭く、せいゝ二百名ぐらゐしかはいれない。写真は法廷内の模様で、正面は裁判官席、その左が検事席、右が書記席で、検事席の側面が弁護士席、書

記席の側面が陪審員席で、いづれも二段となり裁判官席と同じ高さである。弁護士席の下段、写真において、左方に円形の柵の様なものが出してゐるところが、被告席である。写真にはないが、法廷の裏側に陪審員の評議室、裁判官の合議室があり、東側に建てられた宿舎の階上は陪審員と書記の宿直室で和洋折衷、階下は応接室と食堂風呂場の設備も整つてをる。工費は予算より千五百円を超過し、四万一千円であると。

4 「和歌山日日」昭和三年三月二日

愈よ三月頃から陪審法の講演

法廷も近く全国的に完成

陪審制度はいよく、今秋十月から行はれることになったが、これが全国的準備たる陪審候補者の訓育や陪審法廷の新築が、図らずも選挙のため約一ヶ月余り頓挫を来したので、これでは十月の予定に間に合はないとあつて、三月頃から全国一斉に大馬力をかけて、その準備に取かゝることゝなったが、陪審法廷は全国五十一地方裁判所が皆増設にとりかゝつて、既に完成したものの二十ヶ所に近く、四月頃までには全国凡て完成する予定である。

更に、陪審員候補者たちの準備教育は、各地方裁判所で夫々適宜な方法を取り、講習又は実施稽古を始める模様で、東京では市部を通じて二千五百人を三月上旬から毎日一区二郡づゝの予定で、村役場、学校等で通俗講演や質疑の映画等にその資格を会得せしめる筈であると。

尚、陪審法の予算は、議会解散にあつてフイになったが、これも今度の議会にはぜひとも通過させねばならぬ、と司法当局では非常に意気込んでゐる。

5 「和歌山新報」昭和三年三月九日

なるべく裁判を見て貰ひたい

陪審法実施の宣伝も百聞一見にしかず

裁判所側で望んでゐる

いよく陪審法実施とゝもに、和歌山地方裁判所でもすでに陪審法廷の竣成を了へ、これが実施に先だち、講演会その他種々の宣伝で陪審法の主旨を普及することになつてゐるが、

右につき裁判所側では「裁判所にゆくといへば、世人はとかく後めたい感をいだいたり色眼鏡で見たりしてゐるやうです、陪審制度が実施さればいやでも多数の人に来てもらはなければならぬので、今から法廷の様子はもとより裁判所の建物にもなじんでもらひたいものです。公判の傍聴は一般に公開されて居るから、陪審員でなくとも、たれでも随時きてもらつて、裁判とはどんなものかの理解を充分もつていただきたい。それは間接ではあるが、一番手近に陪審制度を説明するものですから、」云々と希望してゐる。

6 「和歌山日日」昭和三年三月一五日

法相後援の「屍語らず」

陪審大宣伝

原作脚色が益田甫氏、原法相が大わらんべとなつて力コブを入れた、陪審法宣伝大えい画『屍は語らず』(全七巻)は、法廷をバックに大がぶりな撮影をやつたもので、監督阿部氏、カメラ碧川氏、主演に岡田時彦、リーディングウーマンに最近メキメキ売出してゐる瀧花久子、既に東京報知講堂の試写会に於て、並みいる判検事から立派な宣伝えい画だと折紙をつけられたもの。南光明、川上彌生主演、時代劇『血織薩摩』(七巻)、パ社ニコく『孝行息子』の二編と共に、けふから電気館に上えいする。

屍は語らず

梗概 異人教会の廃屋近く、うら若い女性が雪の上に冷く横たはつてゐた、一人の男が「人殺しです」といつて訴へてきた、次いで一人の青年が血に染んで警官に引致されて来た、訴へた男は西田といふカフェーのボーイ、青年は島田といふ学業を終へた有為の青年であつた、女は光子とて豊醇な青春、繚羅の女、証拠物はピストルと光子の手紙、現場の雪に乱れた足跡、破れた硝子窓、女の腕の疵痕、西田の額の傷、島田の肩に受けた貫通傷等である。警察に予審に、奸ねいな西田の雄弁な報告、被告島田の沈黙、陪審員の答申書は、この紛糾した事件にどんな鍵を渡すか。人の法、人のさばき、誤ち多き人の世のかりそめならぬ問題である。

7 「和歌山日日」昭和三年四月一日

陪審法実施準備の

司法官大異動

有力者を地方へ

司法省では、来る八月全国の裁判所にわたつて、判検事の定期異動を行ふはずであるが、本年は十月一日より陪審法を実施さるゝことになつてをり、陪審裁判に精通した判検事を各地方裁判所に配置する必要がある、殊に七月八日には二十二年間大審院判事として活動して来た刑事第一部代理部長平野献太郎氏、十一月三日には刑事裁判にかけては横田前院長の片腕とならび称せられた刑事第三部長磯谷幸多郎氏が停年に達するので、その補充を行ふ必要もあり、相当広い範囲の異動となるので、すでに小原次官、清水人事課長の手許において内々人選準備に着手した。しかして、その大異動の結果は、司法省内部および東京地方裁判所判検事中より、相当有力な人が地方の各地方裁判所に配置されることとなるであらうと。

8 「和歌山日日」昭和三年五月二五日

陪審法宣伝の「映画と講演」…の会

二十九日市公会堂で

当地方裁判所が主催

国民が裁判に参与、即ち裁判制度の一大革新である所の陪審法もいよく本年十月から実施される予定で、司法省は勿論全国各裁判所では、劇に映画に或は講演にパンフレットに宣伝に努めてゐるが、当地では市と地方裁判所、同検事局及び弁護士会の四者共同主催となつて、来る二十九日午後六時から、市公会堂において「陪審裁判の映画と講演の会」といふものを開催し、特に過般来大阪市における宣伝の際、講演をやつて多大の感銘を与へた大阪控訴院判事坂野千里氏が主となつて、極めて平易に判りやすい講演をされることとなり、あはせて且て当市電気館に上映し大喝采を得た日活映画、岡田時彦主演になる陪審映画『屍は語らず』（全七巻）を公開し、解説にはこれ又同映画説明に経験を有し松本恭一郎氏があたり、もつて耳からと目から大いに宣伝する事になつてゐる。

因に入場無料で、一般の入場者には別段に資格の制限はないが、未成年者だけは入場を謝絶する由。

当日、入場者には、陪審法を判りやすく説明したパンフレットを配布する。

これは有料、陪審劇

(けふから) 辨天座

今二十五日から辨天座において、法律家恩田得郎監督の下に、陪審制度の模擬裁判劇を開演する。出しものは、

- 一、白痴の弟殺
- 二、正義か不義かの事件

三、ピス健の犯罪

四、嬰兒殺し

9 「和歌山日日」昭和三年七月一四日

共産党事件は陪審法で裁く

被告一同の希望から

注目されるその結果

四百五十名といふ未曾有の連帯起訴者を出した、共産党事件の被告等の多くは、今年十月一日から日本で始めて実施される、陪審裁判によつてさばかれることを渴望してゐるので、司法当局は被告等の希望をいれ、陪審によつて公判に付する事に決定した。陪審裁判は、特別公判と同様に一番で刑期を確定され、控訴上告は絶対に許されぬことになつてゐるから、被告にとつては重い刑を科さればそれに服罪しなければならぬが、被告等の多数は、陪審員の多くが治安維持法に反対してゐるもの多きを見こして、陪審裁判を希望してゐる模様である。併し、事實は正反対の結果を生むやも知れずと見られてをり、法曹界でも刮目してゐる。

10 「大阪朝日新聞」昭和三年七月二六日

司法官異動

陪審実施に伴ふ司法官の大異動は、二十四日発表されたが、和歌山地方および区裁判所でも三名の異動を見た。即ち、大野地方裁判所部長判事は京都区監督判事に、石井予審判事が高知地方の予審判事に栄転し、区裁判所の楠見判事が地方の部長判事に栄転して退職することとなり、大野氏の後任には姫路区裁判所の判事山本武雄氏、石井氏の後任には大阪区裁判所判事淺井亨氏、楠見氏の後任には五条区裁判所判事小林種吉氏と決定した。なほ、和歌山検事局の横山検事も、大阪区裁判所検事に転任することに内定したらしいが確定しない。

「恨みの放火など女の犯罪が多い」

高知へ栄転の石井判事、在任中の感想を語る

高知地方裁判所へ栄転した石井予審判事を、和歌山裁判所の予審判事室に訪へば語る、「一昨年八月十日赴任して以来、満二ヶ年本当に気持よく働くことが出来た。この二ヶ年間、私の取扱った事件は九十八件一年間に五十件取扱った勘定で、予審としては例のないほど沢山の仕事をした。このうちで最も大きく肝に銘じて忘れられない事件は、例の椒村事件とこんどの弁護士殺傷事件で、二つとも意味は全然違ふが、若い僕としては非常に勉強になった。予審を通じて見た本県の犯罪の特異性として、女の犯罪ことに放火が多いことを数へることが出来る。恋の恨みや些細な遺恨で、こんな大罪を犯すのは、一面教養の足りないことを物語つてゐるが、また南国特有の情熱を持つてゐるともいへる。僕は、予審判事として、被告や関係人に出来るだけ親切に折衝するといふことを信条として来た、

このため反対側から多少の非難はされたやうな傾きさへあるが、僕としては堅い信念をもつて満足してゐる。和歌山は私人として、知己も多くなつたし季候もよく、また飯より好きな野球が盛んなので、この点非常に転任ををしく思つてゐるが、もう予審事件は一件も残つてゐないから心残りはない。これからまた憧れの土佐へ行つてウンと働くよ。」

なほ、氏は福岡県宗像郡南郷村の人で、学校を出るとすぐ大阪に八年在任して、和歌山に来た人で、予審判事として敏腕の聞えがばかりでなく、円満の人格者として各方面の気受けがよい。

私の信条は親切第一主義だ

栄転の大野監督判事

大正十三年九月に赴任してから四ヶ年間、刑事四百五十件、民事千四百件といふ沢山の事件を取扱ひました。そのうちで最も脳裡に印象づけられて忘れられぬ事件は、何といつても椒村の事件でせう。本県の特異な犯罪は、女の放火が多いことで、暖国の関係上痴情の犯罪も頗る多い、それから知能犯の詐欺や文書偽造のやうな事件も他県に比較して多く、これは本県民が伶俐だといふことを現はしてゐます。私は、事件を取扱ふには親切第一主義で、民事など和解出来るものは和解する方針を採つて来ました。刑事事件でも、そのつもりで、俗に「泥棒にも三分の理屈がある」といふとほり、物には必ず両面があるもので、表面に現れた一面だけを見て直ちに裁断せぬことに決めました。

大野氏は、人も知るごとく温厚篤実玉の如き人格者で、各裁判長の定評があつた。なほ、

大野氏は四日、石井氏は三十日赴任するはずだ。

11 「大阪毎日」和歌山版「昭和三年七月二十六日

司法官の大異動

名判事の大野氏、京都区裁判所に栄転

―外に四氏が動く―

廿四日発表された司法官の大異動で、和歌山区、地方裁判所並に田邊支部から、五名の判検事が他地方へ転任することになった。即ち、京都区判事京都区監督に転じた大野判事は、本県在任四年におよび、その間おりう、とら江の椒(はじかみ)事件を初めとして、取扱った事件は民事一千四百件、刑事四百五十件に達してゐるが、同氏は温厚なる人格者で名判事の名あり、今度の転任は所内でも非常に惜まれてゐる。同氏は語る、

「私の司法官生活は、横浜を振出しにすでに廿余年間になるが、和歌山での経験は暖国である関係からか、女の犯罪即ち痴情関係の放火犯などが多く、また本県の人利口なのか詐欺などの知能犯がかなり多かつた。犯罪率が他県に比して多いといふことは事実です。しかし、私は「盗人にも三分の理あり」といふから、裁判に際しては表裏から熟考し、また民事は出来るだけ和解主義でやりました。」

なほ、氏の後任は、姫路区裁判所判事兼神戸地方姫路支部判事山本武雄氏が補せられた。同氏は、本県御坊区裁判所に在任したことがあり、明治十四年滋賀県の生れで、卅七年の明大法科出身、徳島を経て現在に及んだものである。

繩田検事が来て

横山検事去る

和歌山区裁判所検事横山邦義氏は、大阪区兼地方裁判所検事に補せられ、後任は繩田國太郎氏補せられた。

浅井判事新任

既報、高知に転ずる石井予審判事の後任は、大阪地方裁判所判事浅井亨氏が補せられたが、同氏は、明治廿五年生れ、大正八年の東大法科出身、長崎、下関を検事として歴任、

小林判事

五條区裁判所判事小林種吉氏は、本県区兼地方裁判所判事に補せられた。同氏は、明治廿六年生れ、大正五年中央大学の出身で、京都、松山、宇和島を経て今日に及んだ人、

楠見氏は退職

村松氏の後へ棚木氏

田邊区裁判所判事村松廣三郎氏は、四国丸亀区裁判所判事に転じ、その後任として大阪区裁判所判事棚木勲雄氏が補せられた。また、今度和歌山地方部長判事に栄転した楠見嘉壽彦氏は、栄転と同時に退職したが、同氏は海草郡楠見村の出身である関係から、和歌山市において弁護士を開業するといはれてゐる。

12 「大阪毎日」和歌山版「昭和三年九月二十六日

実施に先立ち陪審法廷を披露

十月一日和歌山地方裁判所に
官民有志を招待

来る十月一日から、陪審裁判法の新制度が実施されるので、和歌山地方裁判所伊藤所長並に瀧川検事正は、一日午前十一時から、市内官民有力者七十名を同所に招待し、陪審法施行記念会を開き、午前中は新築の陪審法廷の見学、午後は楼上において祝賀会を催すはずであるが、本月廿九日は、同所楼上に市並に接続町村の陪審員二百四名を招き、伊藤所長、瀧川検事正から陪審に関する講演をする。

陪審員資格者の名簿縦覧

十月一日から八日まで、毎日午前八時から午後四時まで、和歌山市役所内で、昭和三年度の陪審員資格者名簿を縦覧に供すると。

13 「和歌山日日」昭和三年七月二十六日

思想検事と陪審実施で司法官の大異動

本県では三判事栄転

大野名判官は京都へ

思想係り検事の新設と陪審実施に伴ふ司法官の異動は、二十四日それぐゝ発表された。

(一部昨紙所報)その中本県の分は、判事ばかりで左の通りである。

和歌山地方部長判事 大野 惠眼

補京都区監督判事

大野 惠眼

同予審判事

石井 平雄

補高知地方予審判事

和歌山地兼区判事

楠見嘉壽彦

補和歌山地方部長判事

姫路区判事

山本 武雄

補和歌山地方部長判事

大阪地兼区判事

浅井 亨

補和歌山地方予審判事

五條区判事

小林 種吉

補和歌山区判事

右の中楠見氏は、家庭の都合で退職される事になっているから、大野氏の後任は山本氏で、又石井氏の後任は浅井氏である。そして、退職される楠見氏の後任に小林氏が襲ふ事になっている。尚、検事では横山検事が転任される……といふ噂もある。又、大野氏の京都行は、近く裁判所長となる前提だらうといはれてゐる。

智能的犯罪と痴情殺傷が多い

原因、動機、環境を考慮して裁いた

いかに極悪非道な犯人でも、条理を尽した訊問と、溢れるやうな人情味で裁かれるので、羊のやうに柔順になつて、本心に立ちかへり、すっかりブチまけて、白状してしまふ、その名判官……今大岡の大野さんは、前後四ヶ年……住慣れた和歌山を去つて、御大典の栄光にかぐやく京都へ榮転される。奈良の監督判事から和歌山地方の部長判事となつて来られたのが、大正十三年九月だったから、まる四年以上になる。きのふ判事室に訪ふて、四ヶ年間の感想をおたつねした。

命令とはいひながら、四年の長い間、住なれた御当地を去ることは、誠に惜別の情にたへません。私の四年の間に取扱つた公判事件は、刑事事件が四百五十件、民事事件が千七百件で、刑事事件での主なものは、梶野晴光の中瀬龜吉殺し、福田はるえの継子二人毒殺、北浦芳夫の保険金ほしきの雇ひ人殺し、高野の放火、それから全国的に一大ショックを与へた例の椒事件等々で、その内死刑を宣告したのは椒事件のおりう、とらへの二人丈けでした。

事件から透して和歌山地方の犯罪性質を見ますに、暖国といふ気候上の関係からか、痴情が生む殺傷事件が極めて多い様に考へます、又一方では本県人は総て惻口なので、いゝ方面に向ふ人は飛びぬけていゝのですが、それに反して悪い方面に向つては、智能的の犯罪も多いやうに思はれます。私は常に法廷に出た時、必ず物には盾と同じく両面がある……所謂盗人にも三分の理で……その犯罪の一つくには、必ず依つて起つた動機、原因或は環境の支配があるので、判決を下すにしても常に夫らを考慮していました。只事件自体の表面の事情だけを見て裁くといふ事は、いけない事と思ひます。どうか貴紙を通じて、なつかしい県民諸君によりしくお伝へ下さい。

後任者へ引継了る

殺傷事件は変更せぬ

大野氏の後任……山本武雄氏が、きのふ姫路から来県、大野氏と事件の引つぎを了したが、例の三番町事件も詳細に引ついたので、八月十三日第一回公判開廷の期日は変更しない。

無智に基く女の犯罪が多い

和中と別れるのが何よりも残り惜しい

石井平雄氏談

和中の野球には欠がした事がなく、全国大会が初まるときまつて甲子園に出張して、和中に声援する熱心なポールファン、和中ビイキの石井さんも榮転される。行先は紀州と氣候、人情のよく肖た高知県「野球を豊富に見られなくなるのが残念です」と繰返し々々転任の感想を語る。

一昨年八月十日に参つたのですから、まる二年になります。二年の間に取扱つた予審事件は九十九件で、全部有罪で免訴事件はありませんでした。

椒事件と三番町事件は、いゝ経験ともなり、又終世わすれぬ思出の種……となる事件でした。椒事件では幾晩も徹夜しました。又三番町事件では随分と気骨が折れました。この二件は、全国的に大事件であると思ひます。糸川家の強盗事件が、きのふ終結したので、今では一件も繫属しているものではありません。

私は、常に事件の取扱ひに対して、親切と成るだけ早くしらべ上げる……といふ事を信条にしております。御当地は、女の犯罪が極めて多く、それも大抵四十歳前後の婦人の無智による残忍性を持った放火殺人等で、又若い婦人には墮胎、嬰兒殺しなどが多いやうに考へます。これは無智といふ反面に、情熱的な性格を通有しているためだらうと思はれます。

14 「和歌山日日」昭和三年七月二十七日

陪審法実施

司法官会議

我国司法史上に一新紀元を画する陪審法の実施を前にして、その實際運用と今回新設された思想係り検事の職能發揮を中心とする、本年度司法官の大会議は、二十六日午前九時から司法省会議室において開催。原法相、濱田政務次官、磯部参与官ほか省内各局長並に全国七控訴院長、検事長、五十二地方裁判所長、検事正等多数出席、原法相の訓示後、諮問、指示、注意各事項に関する協議を行ふたが、来る三十日まで続開する筈。(東電)

15 「和歌山日日」昭和三年七月二十八日

司法官会議

陪審法実施準備

(東電) 全国司法官会議第二日目は、二十七日午前八時から司法省会議室で開会、牧野大審院長の挨拶、小山検事総長の訓示後、陪審法の実施に関し審議を重ねた。

司法官招宴

首相ほか各団体

(東電) 田中首相は、二十七日正午、永田町官邸に会議のために上京中の全国司法官を招待して、午餐会を催したが、東京法曹団は、同夜七時から東京ホテルに、また全国保護協会では同五時から両国福井楼に、何れも司法官を招待して晚餐会を催した。

16 「和歌山日日」昭和三年八月三日

陪審記念の「法の神」

各家庭に備える

(東電) 原法相を会長とする刑務協会では、陪審法実施記念のため「法の神」を作製し、之を各家庭の床のかざり物とすることゝなったが、「法の神」はギリシヤ古美術の粹を取り

入れ、一尺二寸の銀と銅とで作製し立像であると。

17 「和歌山日日」昭和三年八月七日

法の神の立像

いよく来る十月一日から施行される陪審制度を記念して、原法相の主唱で、司法省内刑務協民会から、「法の神」が全国に向け発送されることになった。神像はギリシヤの古美術に原形をとり、一尺二寸の立像である。(写真、像の正面と横)

18 「和歌山日日」昭和三年八月九日

実施の期日迫る陪審法に大暗礁

大概の公判が一週間位を要し

陪審員はその間鐘詰にされる悲観説唱へらる

国民が司法に関与する画時代的な陪審法の実施は、愈今秋十月一日から実施される事となり、余す処わづか二ヶ月の後に迫ったが、既に全国の陪審法廷は全く竣工し、これに附属する陪審員宿舎も完成、又陪審裁判官、並に検事もほぼ司法省で人選を終り、近く発表されるまでになって居って、一切の準備は最早出来上がってゐる。

東京地方裁判所では、沼、島、豊水の三部長が陪審裁判長に内定して居り、陪審検事には松阪、石郷岡、北條等の各検事が之に当るべく内定して居る。しかして、司法省では同法の実施を前にして、一層完全なる成果を期するため、全国的にその宣伝に努め、講演に、映画に専ら努力してゐるが、各弁護士会でも競って模擬裁判等を催し、同法の徹底に努めてゐる。その結果は、何れも相当の効果を収めてはゐるが、国民の大多数は未だ同法の意義を理解するに至らず、陪審員候補者ですら、その候補者である事に多大の危惧を有してゐる有様であり、従つて、いざ実施の場合に至つて幾多の悲喜劇を生ずべく予想されてゐるが、一方司法官中にも、同法の前途に対しては悲観説を唱へる者が多い、即ち、陪審事件を如何に敏速に裁判所が取扱つても、一件三日乃至一週間は要するらしいため、その間を宿泊所に鐘詰される陪審員が、先づ不都合を感じ、勢ひ一般国民が同法に倦怠を感じるに至るであらうといふのである。

19 「和歌山日日」昭和三年九月五日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄

我刑事裁判史上に一新次元を画する、陪審制度の実施は愈来月からでありまして、真に目睫の間に迫つてゐる次第であります。国民は、畏くも御上の御名によつて行はるゝ裁判に親しく関与するの光栄を担ふと同時に、此裁判をして万人等しく□仰する所の裁判たらしむるの覚悟が無くては、叶はぬ事と存じます。

就ては、些本制度の趣旨を述べて、御参考に供したいと思ひます。何故、司法部が今迄幾多の法律が施行せらるゝ場合に、絶えて行つた事もないのに、今度に限り陪審法の宣伝

として、全国的に大仕掛な講演等の催を致すのであるかと申せば、これには重大なる理由が御座います。何も宣伝流行の時節柄、司法部が其風潮にまき込まれたといふ様な、左様に単純な次第ではありません。凡そ人の世に生みの悩みと育の苦とがあるが如く、一つの法律がこの世に生れ出づる迄には相当の苦心があり、又其の法律が無事に育成されて、運用の美果を結ぶ迄には、一通りならぬ努力を伴ふものであります。このために、立法と法律運用の局に当る者には、人に知れぬ苦心が存するのであります。特にこの陪審法に付いては、夫等当局者の苦心だけでは動きが取れぬのであります。何に致せ、今迄やった事もない国民が裁判手続きに参与するといふ事になるでありますから、国民に於て十分陪審制度の本旨を納得し、当局者と力を協せて実績を挙ぐることに専念さるゝ様でなくば、折角の陪審制度も有名無実に終らうかと思はるゝからであります。事を大にしては国家司法裁判の威信に係り、小にしては人民の生殺与奪の権をみだるの結果を生ずるに至るのであります。此故に、陪審制度に付いての本質の御理解を得ることが第一点であります。次には、陪審制度実施により、司法部が国民に希望する処を御伝へすることが、第二点であります。

是れより、陪審に関する御話を致しますが、予め御断り致し置きます事は、此の場合陪審に関する理論を申し上げることは致しません。先づ陪審制度早判りと申しませうか、極めて大体の筋に止まります、且理屈抜きにして、御子様方にも理解の参る様にと努めるつもりであります。夫といふのは、此記述を御覧下された方々は、話の趣を自分だけに止め置かれず、家族にも隣人には男女老幼の別無く、可成広く御伝へを願ひたいのであります。

20 「和歌山日日」昭和三年九月六日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄

全国津々浦々何処に行つても、陪審とは此様なものであると云ふ事が、普及するに至りますれば、其の内よりえらび出されて陪審員となる方々が、十分其の任務を了解して之に当り、刑事裁判に多大の寄与をなす事が出来るといふ結果になる訳であります。即、此陪審制度には疑問のある場合には、在朝在野の法曹総掛りで喜んで御説明の任に当る次第でありますから、便宜御質問相成る様致したいと思ふのであります。

第一に、陪審制度とは如何なるものであるかと云へば、国民をして刑事裁判手続きに参与せしむると云ふ事でありませぬ。夫が如何様にして参与するかと云ふ事は、後に説明致す事にしまして、一体裁判をするには法律に依つて行かねばならず、其法律なるものが甚だ六ヶ敷判り難いものゝ様に一般には思はれて居ります。而して、従来の裁判は、刑事検事弁護士と云つた様な其の道の専門家のみに依つて取行はれて居りました処から、今俄に陪審員に選ばれて裁判手続きに参与すると云ふ事になれば、国民は何か特別な用意をして掛らねばならぬかと云ふ様な懸念を持たるゝ向がないとも限りませぬが、決して左様な面倒なものではありません。何も今更陪審員に法律の研究を願ふとか、素人の裁判官である様に裁判手続きの稽古をして戴くとか、左様な面倒な御注文を致す訳では毛頭ありません。一体法律は、用語をなるべく省略して、簡単な言葉の中に千万無量の意味を含めて置かうとするのと、所謂通俗語と異つた用語が使用された場合が多いため、一見甚だ難解なるが

如くにも思はれますけれども、其実法律に定めてある事柄は、国民日常生活の規範でありまして、国民生活を離れて法律なるものは存せぬのであります。従つて、この法律に依つて取行はるゝ裁判なるものが、之亦法律専門家の専売物であるべき筈のものではありません。之迄、国民が裁判手続きに参与する事が無かつたからといふて、夫は自分等の關係のない、謂はゞ向河岸の火事であるといふ様な考を以て臨むべきものでは断じてないのであります。また、裁判の側から申して、其裁判は専門家のみに通ずるもので一般国民には納得出来ないといふ事では、眞の裁判といふ事は出来ないと思ひます。法律で悪いとしてある事は、国民一般が考へても悪い事であり、裁判で有罪なりと認めて刑罰に処するといふ所為は、国民全般をあげて矢張り然りと承認する事が出来るものでなくてはならぬ筈であります。其処で陪審員となつた方は、体一つを裁判所に運んで法廷に立会審理の實際を聞いて置いて、裁判長から問はれた処をよく考へ評議し合つた結果を答申すればそれで足るのであります。而して、如何様にして裁判の助手をするかといへば、只裁判の本義に叶ふ様に答申をする事であります。其の裁判の本義とは何かといへば、極めて簡單であります。一つに、正義に立脚し公平を以て始終すると云ふ事に尽のであります。この二者は、実に裁判の根本義であつて、これを他所にして、裁判なるものは存しませぬ。然らば、この二者を国民は何処に求めたならばよいか、陪審の制が外国に始まつたものであるから、今日その制度にならふ我国としては、泰西諸国の民衆から学ばねばならぬかと申せば、それは大なる誤りであります。外国に陪審制度の行はるゝに至つた成行きには、夫々意味もあることで、悉く我国情に適するものばかり(注、こゝを挿入)はありませぬ、陪審制度其のものに付いても、中には実際に学ぶべき点もあり又採るべからざる点もある様に思はれます。

必ずしも、採つて我手本とすべきものゝみではありませぬ。のみならず、寧ろ我国でこの制を立つる上に於ては、宜しく我国情に合する我国独特の制度たらしめて可然事と思はれます。殊に、我建国以来伝統し来りたる国民精神の中には、かくの如き正義とか公平とかいふ觀念は躍如たるものがあります。彼の権貴もおかす能はず、威武も屈するあたはざる底の念慮に至つては、実に我国民一般に通有のものであります。斯の如く、我國民始めより必要の素質をもつて居る訳でありまして、決して他に求むる必要はないのであります。して見れば、国民には陪審員となるべき準備が既にとゞのつて居るものと申すことができますので、単に体だけを裁判所に運んで下さればよいと申した訳であります。それでありますから、陪審員となるといふことは少しも六ヶしいことではないのであります。て、国民は宜しく進んで陪審員となり、其の任務にあたることを、ほこりとし歎びを以て其の責任を完ふすべきものであると考えます。これは、特に司法部として、一般の御了解を得たいと希望する点であります。(つゞく)

21 「和歌山日日」昭和三年九月七日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正

瀧川

秀雄

進んで陪審の内容に移るのでありますが、其の前に既に皆様の中には、裁判所に御出での機会があつて裁判の實際を傍聴実見なされた方もあるかも存じませぬが、一応現在の裁判の手続きは如何になつて居るかを一通り申し上げ、其の上で陪審手続きになれば、現在

の手續きと何処が変わってくるかといふ事を申し述べて見たいと思ひます。

例令ば、ある処に放火があったといたしませう、すると先づ差し当り、その地の警察官が捜査をいたすのが普通で、幸ひにその捜査によつて放火の犯人と目すべき嫌疑者を取おさへることが出来ますれば、警察官は取調をいたしまして、愈その者の所為に相違ないとの見込がつけば、その事件を管轄する地方裁判所の検事局にと送ります。左様になると、今度は検事の手で再び仔細に其の事件の取調をいたします。その上で、本人の所為と認むる事が出来ねば不起訴処分と申して起訴の手續きに及びませぬ、然し本人の所為と見極めがつけば、起訴をいたします。この場合に、地方裁判所は、区裁判所とは違ひまして、起訴をしたからといふて直に本人の裁判が開かることにはなりません、ひとしく裁判所の中ではありませんが、裁判をなす係りの判事とは違つて、予審に属する判事の手によつて取調が行はれることとなります。それ故、検事から訴を起すのでありますが、特に予審請求と申して、先づ予審に付せらるゝことになつてをります。此の予審判事の手で、事件は更に又充分なる取調べがくり返され、若し犯罪と認むることが出来ねば、予審限りで免訴となりますし、若し又本人に犯罪の嫌疑があれば、地方裁判所の公判に廻はさるゝこととなります。

これからが、愈裁判が行はれるので、裁判所としては、取敢ず公判準備手續きと申しまして、掛り判事検事本人既に被告人並に其の弁護人立会の上で、公判を開く前の下調べ準備を致すのであります。この際に、本人の弁解を聞き、将来公判廷に於て取調べべき証人、鑑定人、証拠物、実地の検分等に付いての仕度をして置くのであります。此処までの手續きは、全然公開せられず、内密の中に行はるゝのであります。其の次には、愈日を定めて、

公判が開かれます。

これから先が、始めて陪審員の参与する所でありますが、愈公判が開かれますと、現在の手続きとしては、裁判長より被告人に対し人違ひが有りはせぬかどうかを確むるため、住所氏名年齢等の問ひたゞしがありまして、其の上で検事より斯くくゝの事実について本人の裁判を求めるのであるといふ、裁判所方面の言葉で申せば、公訴事実の陳述があります。それから、裁判長より其の訴に係る事実につき、被告人の取調を致し弁解を求め、一通り事実調が済みますれば、次には証拠調に移り証人或は鑑定人の訊問をなし、証拠物を検める等致します。此上最早調べることがないと云ふことになりまして、検事より事件は如何なる次第で本人の所為と認むべきか、又其の所為は法律に照して如何なるからして、本人には如何なる刑を科するが相当であるか、又全然本人の所為と認むべきでなければ無罪となすべきものであると云つた様な意見を述べます。之を裁判所方面では、論告と申します。是れに対しては、本人並に其の弁護人より、事件に対する弁解反証、本人の所為と認むべきものでなければ、其のむきの必要なる申し立或は又本人の所為なりとしても、処分の上には酌量すべき夫々の事情等を述べるのであります。之を辯論と申して居ります。夫等、原告たる検事側と被告側との意見の交換が行はれた後で、判事三名合議の上判断を下す、之を判決と申して居ります。之で其の裁判は終りを告げることになつて居ります。この場合におきまして、陪審手續きになると、陪審員は、只今の公判が開かれてから、其法廷に立会審理の実際を見もし聞きもし、終りの検事の論告に移る以前に、裁判長より事件についての説明があり、しかして出された問に評議の上で答申を致す事になるので、夫がすめば陪審員としての任務は終りますので、其の間だけ裁判手續きに参与する次第であ

ります。(つゞく)

22 「和歌山日日」昭和三年九月八日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄

これから、陪審手続きの内容には入るようになりますが、御承知の通り、陪審法は大正十二年四月十八日法律第五〇号を以て公布せられ、爾来その実施準備中でありましたが、既に全国地方裁判所に陪審法廷や陪審員宿舍の新築もなり、係官の配置も出来一応準備もとのひましたので、来月一日より愈実施せらるる事に相なりましたのです。其処で先づ、陪審員に付て申て見ますと、第一に国民中の如何なるものが陪審員となるか、其の資格としては四つの條件が設けられております。

一、帝国臣民たる男子にして三十歳以上たることであります。

二、は引続き二年以上同一市町村に住居すること。

三、は引続き二年以上直接国税三円以上を納むることあります。

此の三つは、以前の選挙法の選挙人の資格におけると同様になって居ります。

四、はよみ書をなし得るものといふことであります。

而して、住所納税の二つの点は、その年の九月一日現在によることになってをります。

以上の条件さへあれば、陪審員としての資格はあることとなりますが、身分上に欠ける処のあるものは、此の四條件をそなへて居つても、陪審員たることが出来ませぬ。それは、

禁治産・準禁治産者、破産者であつて復権を得てをらぬもの、聾者、啞者、懲役、六年以上の禁錮及旧刑法の重罪の刑又は重禁錮に処せられたもの等これでありませぬ。又、先の資格ある者でも、特別の公務業務にあるもの及び学生々徒の如きものは、これ亦陪審員の職務に就かしむることが出来ぬことになっております。陪審法の第十四條に一々明記してあります。次には、陪審員にして被告事件並にその事件当事者と特別の関係ある場合には、職務の執行より取除かれます。同じく第十五條に詳細規定せられてあります。其の外六十歳以上の者であるとか、在職の官公吏教員又は開期中における公選せられたる議員の如きは、陪審員としての職務を辞する事が出来る様になってをります。

斯様な次第で、各市町村長に於ては毎年九月一日現在により、其の市町村の有資格者を調べて陪審員資格者名簿をつくるのであります。この名簿は、一般に従覧せしめて誤りをたゞす様になって居ります。一方、其の地方を管轄する地方裁判所の所長は、毎年九月一日までに、翌年度裁判所で必要とする陪審員の数を予想して、管内市町村にこれを割当てます。其地方裁判所長の割当通知に基いて、市町村長は前申述べました陪審員資格者名簿により、抽籤の方法で割当て人員だけの陪審員候補者を選定します。これを名簿に挙げたのを、陪審員候補者名簿といふのであります。此の名簿を地方裁判所長に差出しておきますと、翌年度陪審に付すべき事件が出来て、愈その公判を開く期日が定まりますといふと、地方裁判所長は、予定してある市町村の順序により、各陪審員候補者名簿の中から一人或は数人宛陪審員となるべき者を抽籤するのであります。此人数は、三十六名といふことになって居ります。

斯て公判期日になりますと、裁判所では、右三十六名を法廷に呼出し、又此処で一人

く抽せんによつてえらび出し、其の際検事並に被告人より陪審員となるに不適當と思ふ者を取除いて行きます。これを、検事並に被告人の忌避と申して居ります。斯くの如くにして、結局十二名の陪審員を選定し、これが事件の審理に立会ふ事になるのであります。然し、場合により審理が長びく見込みであれば、中途に万一陪審員中に病氣等で立会ふことの出来ぬ事情が生じた場合、そのために又やり直しをするのは無駄な手数でありますから、予め夫等の時の補充として一名或は数名の補充陪審員を選定しておくことが出来る様になってをります。兎に角、事件審理の始めから終りまで、同一の陪審員とし中途で一部を取かへることは出来ぬのであります。この補充陪審員は、等しく公判廷に立会をり、最後に評議の際に陪審員に缺員が出来ねば、評決の数には加はらぬのであります。(つゞく)

23 「和歌山日日」昭和三年九月一日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正

瀧川 秀雄

次には、如何なる犯罪事件が、陪審の評議に付せらるるかと申しますと、其一つは法定陪審事件、二は請求陪審事件といふことになってをります。法定陪審事件といふのは、死刑又は無期懲役若しくは禁錮に当る事件でありまして、犯罪の中で最も重きものであります。これ等は、被告人より請求あると否とに不拘、法律上陪審に付することに定めてありますから、法定陪審事件の名がある訳であります。次の請求陪審事件は、被告人よりの請求によつて陪審に付する事件でありまして、これは法律に定めた刑の長期が三年をこし

てゐる有期の懲役又は禁錮に当るものであつて、然も地方裁判所の管轄に属するものに限られてをります。本来、地方裁判所の管轄する事件といへば、予審を経べき重罪事件を主としてをりますが、然し軽罪事件であつてそれが本来区裁判所の管轄に属するものであつても、特に予審を経るを相当とする場合には、地方裁判所の検事は、予審を請求することが出来ますし、或は又予審をふる必要はなくとも、直接地方裁判所で審理するを相当とする場合には、是非予審請求の手續きをふまず直接地方裁判所に起訴することが出来ることになってをります。以上の如き場合には、長期三年をこゆる軽罪事件が地方裁判所の管轄に属することになります。此場合には、被告人より陪審を請求すれば、陪審の評議に付するのであります。只、茲に以上の死刑又は無期の懲役禁錮に当る事件、長期三年をこゆる有期の懲役又は禁錮に当る事件であつても、特に陪審の評議に付せない例外となるべき事件が定められてあります。それは、

- 一、大審院の特別権限に属する罪
- 二、刑法第二編第一章以下第四章まで及第八章の罪、この分に属するものは皇室に関する罪、内乱に関する罪、外患に関する罪、国交に関する罪、騒擾の罪であります
- 三、は陸海軍の軍機に関する罪
- 四、は法令によりて行ふ公選に關し犯したる罪、これを簡単にいへば選挙に関する罪であります。

以上一より四に亘る事件は、陪審には付しませぬ。なほ、法定陪審事件でありまして、被告人が陪審に付することを望まず辞退する場合と、請求陪審事件で被告人が一旦請求してもその請求を取下た場合には、何れも陪審の評議に付せぬことになってをります。これ

は被告本人の意思を尊重するからであります。更に又、被告人が起訴の事実を承認し犯罪ありたる事を自白致してゐる場合には、これ亦陪審に付せぬのであります。この結果、陪審の評議に付する事件としては、被告人が否認をしてゐる場合で、事件として判断に困難を感じる場合が多いといふことになります。従つて、此意味より申すれば、陪審員の任務は非常に重大でありまして、陪審員としては、公判廷における審理に立会つてはよく耳と目を鋭くし頭をはたらかせて、事件の真相を看破し事実の判断を誤らぬ様努むることがかゝる必要であります。

これより、陪審員がその任務を果すべき、刑事裁判法廷における手続きに移ります。前申述ぶるが如く、十二名の陪審員が選定されますと、法廷内所定の陪審員席に抽せんで順序に従つて着席するのであります。しますると、裁判長より陪審員の心得を告げました上、宣誓を命ぜらるゝことに相なります。其宣誓の様式は、良心に従ひ公平誠実に其職務を行ふべきことを誓ふとの旨を裁判長より朗読がありますから、在廷の一同と共に起立してこれを受け、其の旨を認めてある書面に、陪審員各自が署名捺印して誓ひの式を終ることになつてをります。この宣誓がありました上は、直に陪審員としての任務は、その時から始まるのでありますから、余人であつてはなすことの出来ぬ職務を行ふことが出来ると同時に、又其の職務に伴ふ責任も当然負はねばならぬことになります。陪審員としてなすべからざること、守らねばならぬことにそむく様な場合があれば、制裁を受けねばならぬことにもなります。偕て、宣誓が終了すると、検事より被告事件の申立があります、それより被告人の訊問が行はれ、次で証拠調がなさるゝことになるのであります。この際に於て、初めに申しました、在来の裁判審理の模様と陪審裁判審理の有様とに相違の点があるので

あります。(つゞく)

24 「和歌山日日」昭和三年九月一二日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正

瀧川 秀雄

夫と云ふのは、従来は公判に於て直接取調る以外に、其の以前予審判事の手によつて行はれたる一切の訊問並に或種の制限はありますが、警察官、検事の取調により出来た書類を裁判をする上の証拠となすことが出来たのであります。陪審裁判に於ては夫等の書類が証拠にならぬ方が本則で、特別の場合に限り証拠とすることが出来る様になつて居り、結局公判廷において直接総ての審理取調を行ひ、夫に依つて判断をすることになつて居ります。其の結果として、陪審員は調べの全体をまの当り見もし聞きもすることが出来る訳であります。夫ですから、陪審員として何等準備する処なく体だけ裁判所に運べば良いと申ました訳であります。予め其の立会ふべき事件に付き何等研究も調査もして置く必要は毫もないのであります。否寧ろ全然白紙で法廷に臨み、何等の予備智識予断を抱くことなく、率直なる意見を差出さるゝことが裁判所側の希望する所であつて、夫が素人を交ふ必要のある所以である陪審の妙味も其処にある訳であります。

兎に角、此法廷に於ける審理に依つて、一切の事実を明瞭ならしむることが、陪審裁判の本旨でありますから、弾劾の立ち場にある検事、防禦の立ち場にある被告人及其の弁護人は、各其の目指す所を明にせんが為あらゆる努力を致すことであります。此間にあつて、

陪審員も事実判断をする上に必要と思ふ点は、裁判長の許しがあれば、被告人、証人、鑑定人等に付いて問ひ訊すことも出来ることになって居ります。斯様にして、証拠調べが終りますと、検事、被告人及び弁護士より、犯罪成立の根本要素に関して事実に基づく意見並に法律上の意見を述べ合ふ事になります。之を弁論と云うて居りますが、之が済むと、裁判長は陪審員に対し、只今申した様な事実上法律上の論点や問題となる事実が什ふ云ふことであるか、証拠は如何様になつて居るか等委細説明を致します。之を説示と申して居ります。斯様に調べの実際を見た上で、裁判長の説示を受まずれば、犯罪と目されて居る事実が何の様なものであつて、如何なる点を考へて判断をすればよいかと云ふことが、大抵理解出来る訳であります。其処で、裁判長より、被告人に犯罪が成立すべき事実が有つたか無かつたかを問書に認めて訊ねて参ります。而して、其の点の評議を遂げ、其の結果を答申すべき様命ぜられます。此処に、我陪審法制の特色が現れて参ります。外国に於ては、陪審員に訊ぬるに、被告人の有罪無罪を以てするのが普通である様であります。之でありますと、陪審員は事実上の判断のみか更に進んで法律上の判断まで致すことになります。其の結果として、裁判所は被告人の罪の有無は陪審員の評決する所に従ひ、単に之に法律を適用して、無罪の場合は被告人を放免するとか、有罪の場合には刑罰を言渡すとか云ふ丈けのことをすることになります。然るに、我法制に於きましては、犯罪事実の点に限つて陪審の評議を求むることに定めてあります。従つて、被告人の有罪無罪を判定することから刑罰の言渡しをするに至るまで、法律上の判断に属することは一つに専門家たる判事の職責に属して居ります。我国が斯くの如き法制を採つたのは、憲法の上に日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪はるゝことなしとの明文が厳として存するがないと申した訳であります。(つゞく)

25 「和歌山日日」昭和三年九月一三日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄

要するに、我陪審裁判においては、陪審員に対して、被告人に起訴に係る犯罪事実を認むべきや否やの点のみを問ふのであります。此の間が課せらるゝと、陪審員は、法廷より離れ別に定められたる陪審員評議室に移つて、全然他人が交ふることなく、陪審員の間で評議を行ふことになります。この裁判長の間には、場合により単に被告人に起訴せられた如き犯罪の事実ありや否やといふ問ひだけでは充分でなく、仮にその事実が認められぬ様な場合にも、なほ被告人に別なこういふ事実がありや否やをたづぬる場合も出て来ます。左様なときには、問を区別して、初めのを主問とし、後のを補問として、意見を徴せらるゝことになります。たとへて見ますれば、初めは放火の事件として、主問では被告人に放火の事実ありや否や、次に補問として失火の事実ありや否や、といふが如きであります。又、起訴の如き事実被告人にありとした場合にも、被告人が精神病者であるとか刑事上の責任をおふことのない幼年者であるとか、その他犯罪の成立を打けすべき理由と

なるべき事実のありや否やを評議に掛ける必要がある場合には、前の問と引離して別な問が出さるゝことになってをります。其処で、陪審員は議事整理のために、お互の間から陪審長をえらんで評議に取掛ります。この際に、初め司法部の希望として申し上げた点を御注意下されたのであります。即ち、陪審員としては、不羈独立の立場に立つて他人の言説にまよはず、情実に捉はるゝことなく、良心の命ずるが俛に、意見を吐露すべきものであります。言々句々、国家裁判の根本義に触るゝものとの自覚の許に、所信を披瀝せられんことを希望するのであります。斯くて、各陪審員より意見を出して評議するのでありますが、全員一致の場合は問題がありませんが、意見わかれた場合に如何にするかと申しますれば、多数決によるのであります。然も、犯罪事実ありと決定するためには、陪審員の過半数の意見一致を見ねばならぬことに定められてをります。この事実なりとの意見が過半数に達せぬ場合には、事実なしとする否定意見が過半数に達してをらすとも、結果は事実無しと否定ありたるものとするのであります。たとへば、事実ありとする意見が七名でありますれば、これは十二名中過半数でありますから左様に決定します。所が、あると無しとの意見六対六の同数であったとしますれば、ありとの意見は過半数といふことになりませぬから、これは否定に決するといふ事になります。其処で、評議の結果は、問書に答申のらんがありますから、其処に記入し、陪審長がこれに署名捺印して、裁判長に提出するのであります。右評議の際に必要ながあれば、証拠品をかりて見ることも出来ます、又更に裁判長の説示を聞く必要が生ずれば、公判廷に戻つてその請求をすることも出来ます。正義の殿堂で、他より毫末の干渉圧迫をも受くる事があつてはなりませんから、この評議室は裁判長の許可なき以上何人も立入ることが出来ませぬ、又陪審員も許可なく室外に出

たり他人と交通することが出来ませぬ。答申が裁判長の許に届きますと、裁判長は、公判廷に於て書記をして問とその答申とを朗読させます。之で陪審員の任務に終りをづけ、退廷することが出来るのであります。茲に亦、我陪審法の特徴とする点があります。それは陪審員の評議の結果による答申が裁判所側の判断と一致しますれば、裁判所はその答申をいれて事実の認定を致して行くのであります。万一裁判所において陪審の答申を不当と認めたらば、事件を他の陪審評議に付することが出来る様になつて居ります。この点も亦、諸外国とその趣をことにしてをりまして、先にも申した如く、裁判は判事の手によつてなざるゝ事が我国の大法則でありますから、判事は陪審の答申に拘そくされて自己の意に反する裁判をなすべきものではありません。自然、裁判所が意見の一致を見る迄、陪審員を取かへることになる訳です。然しながら、私の考へる所では、判断すべき事柄は一つであつて、二つはないのであります。万人の見る所必ずや直実の一点に帰着すべきことは疑ひをいれぬのであります。初めにも申した如く、裁判は国家の裁判であつて、一部の者のみの専有物ではありません。甲の是なりとする所は、纏て乙丙丁その他一般人の承認する所であらねばなりません。専門非専門の別を以て事柄の判断の上に二つはある筈がないと思ふのであります。真理は唯一つでありますから、裁判所の見る所も陪審員の見る所も其処は常に一致を見得ることと信じます。(つゞく)

26 「和歌山日日」昭和三年九月一四日

陪審制度に就て

唯万一の場合、陪審員に誤断偏見等の存するとき、それに従はねばならぬといふことは、裁判の本義を誤る所以でありますから、左様の場合の取っておきの規定と考へます。従つて、普通の成行きで進行する審理より生ずる結論は、必ずや陪審員も裁判所も一致するに相違ありませぬ。よつて、裁判所が何回も陪審員を取かへるとか、結局裁判所が我意を張り通すとかいふことは考へる必要がないと思ひます。之と同時に、裁判所の意見によつて裁判が行はるゝといふことであれば、陪審員の意見は必要ないではないかといふ議論があるならば、それは誤りであります。何んとなれば、先づ初めに陪審員の意見を聞いた上で、裁判所側三人の判事がそれを参考にしつゝ事実の評議をなすのでありますから、その陪審の意見なるものは判事の考慮中に非常の影響を持つのは当然の事でありますし、仮に第一の陪審の答申を不当として、新に他の陪審の評議に付するものとしましても、その度毎に陪審員の意見が違はねば、之は大いに判事に強い印象を与ふべきことは申すまでもないことで、裁判所が我意を張る等といふことはある筈のものではありませんが、よしあつたにしても、張り切れる訳のものではありません。それでありますから、度々取かへる様なことなしに、円満なる意見の一致が容易に得らるゝことと考へます。然し万一、答申の結果を裁判所が不当と認めたならば、更に新なる陪審を構成して、只今までの順序を繰返すことになる途の開かれてをる事は、唯今申した通りであります。

斯くて、陪審の答申を裁判所が受けいれますれば、陪審の任務は茲に終了に至りますから、帰宅を許されます。その後は、陪審が犯罪事実ありと評議した答申を、裁判所がいれた場合には、検事より適用すべき法令及び被告人に科すべき刑に付いての意見を述べます、被告人及弁護人よりも、この点に関し意見を述べます。その上で、三名の判事は評議をなし、最終の判決言渡をなすことによつて、その裁判は終りを告ぐるのであります。之に反し、事実なしとの答申を採れば、直に無罪の言渡しをする事によつて、その事件は終を見るのであります。

次には、陪審に付陪審員及其以外の第三者の制裁に関する点であります。この事に付きましては、刑事裁判を真に国家の裁判として辱しめざる様努力するために、国民中からえらばれてその任にあたるべき陪審員が、このんで法にそむき陪審員たるの職責にもとるといふことは考へられぬことでありますから、此の際罰則の規定を詳細説明いたすことは寧ろ避けたいと思ひます。唯手続きをしらぬために、心にもなく規定にそむく様なことがあつてはなりませんから、簡単に申のぶる事に致します。即ち、陪審員として裁判所のよび出しに理由なく応じないとか、ちかひをこぼむとか、許可なくしてみだりに評議中其の部屋を出るとか、他人と交通するとか、任務終了前擅に退廷をするとか、任務の中途に宿所に戻された場合に裁判長の注意にそむく、といふ様な事はよろしい事注、「よろしくない事」か？は勿論でありませう。或は又、評議の内容にわたることは秘密をまもるの必要があります、それをもらすのは害ありとも益ない事であり、これにそむくといふた様な場合には、制裁をうくる訳であります。第三者の方面では、斯様になつてゐる、陪審員に近づいて、許可なく交通するとか、たのみ事をするとか、自分の考へを注入するとか、或は秘密に属する事柄を公判公判に発表する様な事は止められてをります、之に反すれば罰をうくる事になつて居ります。(つゞく)

27 「和歌山日日」昭和三年九月一日

陪審制度に就て

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄

今度は、陪審員の旅費日当止宿料に関することであります。陪審が国民の権利でもあり同時に義務でもあることはいふものゝ陪審員となるべき国民は、用のない体の方は一人もない訳であります、其の用事一切を放擲して、裁判事務に当らねばならぬ次第であります、裁判所への距離によつては、旅費宿泊料等の掛る事も当然であります。それ迄自弁をしなければならぬといふ事では、余りに多くを国民に負担せしむることに相成ります。夫故、法文に陪審員に旅費日当宿泊料を支給すべき旨の規定が設けられてをります。以上を以て、甚だ尽しませぬが、一応陪審制度の概略を終ることに致します。

唯終りに猶一つ陪審制度と関係して、証人の事をつけ加へて置きたいと思ひます。証人の証言が、裁判の認定の上に重大なる影響のあることは今更申す迄もないことでもあります。若し、其証言にして誤つてあるとか、更に進んでは故らに事実を偽はつてあるとかいふ様な事がありましたならば、そのために事実の認定を誤らしむる結果となります。如何なる聖人と雖も、道を以てすれば欺かるとかいひ伝へてをります。其道にかけての専門家たる裁判官と雖も、神ならぬ身の誤らるゝ事なしとは申されませぬ、左様な意味から申しますれば、これ迄専門の裁判官によつてなされる裁判と雖も証言は真実でなければならぬので、何も陪審制度であるからといふて、特に証言の真実であらねばならぬことを事々しく叫ぶには当らぬ次第であります。元より是れまでの裁判にも、証言の真実なることを必要

とします、唯陪審制度に至つては、尚更その必要が多いといふのであります。それは何故かと申せば、前にも申上げました如く陪審裁判の本旨は、公判廷における審理を主眼と致し、その審理は現はれた証拠を基礎として事実の認定を致そうとするのであります。その以前、警察官、検事、判事の手によつて取調べられたる結果を記載した書類は、特別の事情なき限り証拠とせぬのが原則となつてをります。従つて、公判廷における証人の証言は事件の運命を決する上に実に重大なる鍵とも申すべきであります。其結果、陪審員の評議を誤ることとなからしむるためには、勢ひ証言の真実を求めねばならぬのであります、其処で証人となることも、これ亦国民全体の義務でありますから、苟も証人として法廷に立つ事があつたならば、陪審員と同じ心がけを以て、裁判の真髓たる正義と公平の為に、私情になじまず、情実に捉はれず、権勢富貴に阿付の事なく、見聞したる俣を卒直に披瀝する様に心がけらるる事を切に望む次第であります。新しく此世に生出づる陪審制度の将来に、幸多からんことを祈りつつ此稿を終ります。(をばり)

28 「和歌山日日」昭和三年九月一日

陪審法廷の設備に一大手落

陛下には特に国民裁判の実況

を御覧になるので改造を急ぐ

国民裁判として一般から多大の期待を以て迎へられてをる陪審法は、愈十月一日より実施さるゝ事となり、当日は我司法裁判史上永久に歴史を残すものとして、全国各裁判所は

これが実施に万遺憾なきを期してをるが、天皇陛下には未だ裁判所を御覧になった事がないので、国民裁判の実施を期し、大審院、控訴院に行幸遊ばされ、親しく裁判の実況を御覧遊ばされる事になった。裁判所では、陛下の初御幸を仰ぐ事とて、司法省と協力し陪審法廷の新築を急ぎつゝあるが、最近に至りこれが法廷の設備に大手落ちのあることを発見した。それは国民裁判である故、法廷の設備に於て傍聴席に相当の重きをおかねばならぬのに、傍聴席の一部を除く外、中間に十尺の垣を設け、一般傍聴人の眼をさへぎる事になってをるので、周章改造を急ぎつゝあるが、これに対し一般に非難の声が高い。

29 「和歌山日日」昭和三年九月二五日

共産党事件の公判は陪審法に依らぬ

十一月二十一日からブツ通しで

十二月一日まで開廷する

大阪における共産党事件で検挙された、天王寺区細工谷町前田善三郎方春日庄次郎(二六)、東京市外杉並町元産業労働調査所大阪支所主任法学士村山藤四郎(三〇)外九十七名にかかる、治安維持法違反事件の第一回公判は、陪審法によらず、来る十一月二十一日から十二月一日まで(日曜は除く)ぶつ通し、大阪地方裁判所柴田裁判長係り、金子検事立会の上で開廷される事となった。

30 「和歌山日日」昭和三年九月二十七日

陪審制度実施の日、和歌山裁判所の催し

市内の名士を招待し

新法廷の参観と講話

司法参与への国民総動員の時代が来た。即ち、来る十月一日からの陪審制度である。従来、借地、借家、又は小作、商事の調停にのみ参与を許されていた国民は、今や陪審制度の実施により、刑事裁判に迄参与するのである。

この日、畏くも聖上陛下におかせられては、親く大審院その他を御巡閲あそばされる事となっている。全国裁判所ではこの日を、永久に「司法記念日」……とするのである。

和歌山地方裁判所においても、つとに種々の方法を以て宣伝し、既に瀧川検事正の如き、本紙のために親く「陪審法について」を執筆連載されている。和歌山の陪審法廷は、既に全国に率先して、現在の地方法廷の南側に建設され、木の香新しく実施の日をまつている。当地方裁判所では、この日市内の名士七十余名を招待して、午前八時からと午後二時からにわけて、新法廷の見学を乞ひ、つゞいて会社、銀行、学校、官公署、新聞記者等五百名に参観券を配布し、二組にわけて参観を乞ひ、法廷の構造、設備について説明をなし、伊藤裁判所長及瀧川検事正から、平易な陪審制度の講演をされる事となっている。

来る廿九日陪審員招待

その職務の心得を説明

前項の他に、来る二十九日、市内の陪審員候補者二百四名を招待し、午前九時と午後二時にわけて、先ず法廷を見せ説明をなし、終つて同所楼上において、所長、検事正から陪審員としての心得を説明し、種々の打合せをなす事になつてゐる。

早くも生まれた陪審ユーモア

仮病を使って欠勤の届出で

十月一日は「司法記念日」として一種の祭日となるのであるが、裁判所は休みではない。又、同日陪審員を招待するのは、前項の如く、実施に先立って打合せをなすのみであるのに、どう感違ひしてか一日を休日と考へたり、或は一日の招待を既に陪審員として裁判に参与するものと早合点して、仮病を使って診断書をそへ欠勤届を出したものもあると。

31 「紀南新聞」昭和三年九月二十九日

十月一日実施の陪審法名簿

従覧八日迄

既報の如く、陪審裁判制度は、愈々来る十月一日から施行されるが、右名簿従覧は来る一日より八日迄（日曜を除く）の七日間であつて、従覧期終了後規定の期間内に異議申立せない場合は、直ちに陪審員を選挙するが、西内原村は二十三日に決定した。

32 「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日

明日は記念すべき陪審法実施の日

多数官民を招待して

新法廷を参観せしめる

わが法制史上画期的な陪審法は、いよく明一日より実施せらるゝことゝなつた。和歌山地方裁判所当局や法曹界の人々たちは、同法の趣旨普及と宣伝に熱心な努力を払つて来たが、記念すべき明十月一日は、午前十一時伊藤所長と瀧川検事正の名で、地方官民七十余名を招待して、新法廷を参観せしめ祝意の茶菓を饗し、なほ午前八時から十時までと午後二時から午後四時までの二回にわたり、官公署その他の人々に五百枚の参観券を發行して、新法廷を開放することになつてゐる。

陪審法の実施に方りて

伊藤裁判所長の談

陪審法は、いよく明一日をもって実施され、今後国民は安寧秩序の保持、権利利益の擁護を使命とする司法権の発動に参与することになつたのであるが、この機会に裁判と国民との関係につきこれが沿革を稽ふるに、封建時代は勿論明治の初期においても、裁判手続は凡て密行密審であつて、白州に現はるる者は訴訟関係人に止まり公衆は一切これを遠ざけたのであつた。しかるに明治八年におよび、始めて一般の傍聴を許し、ついで憲法は

對審判決の公開を宣明し、よつて以て不磨の大則を確立した次第である。

法廷公開は、実に司法上の一大進歩であつた。しかしながら、国民はたゞ傍聴人として、古い達示にはゆる「沈黙敬聴」することを許されたに過ぎない、審理判決そのものとは全然没交渉である。しかるに、陪審法の制定により、国民は法廷に列して事件の取調に携はり罪の有無に関する判断を、裁判官に申出づるといふことまでになつたのである。即ち、最初は「国民を遠ざけた裁判」であつたのが、「国民の前においてする裁判」に転じ、更に進んで「国民と共にする裁判」に遷つたのである。真に我法制史上特筆大書すべき一大革新といはねばならぬ。

承はれば、当日畏くも東京三裁判所に親臨あらせられ、陪審法廷等叡覽せさせ給ふ趣で、陪審法の前途に大御心を注がせ給ふ聖慮を拝察し奉り、寔に感激に堪へぬ次第である。希くは将来官民相協力し立派なる実績を挙げ、理想の美果を収むるやうにいたしたいものである。

新制度を共に寿ぎたい

瀧川検事正の談

外国の都市で見るべきものはと尋ねると、先づ裁判所を見よと教ふるとか聞いてゐるが、実に正義の殿堂はその地における代表的の一偉觀であらねばならぬ。しかし、彼の地における偉觀とは、建築の莊嚴裝飾の佳美に負ふところが多いではないかと思はれる。これに反して、我法衙は輪奐の美どころか古色蒼然として少くも現代式都市の美觀を添ふべき何

等の資格はないのである。しかし、かゝる建物であつても、その内において日日国民の權利と義務とが確実に保証せられ、不斷に正義と公平とが完全に維持せられてゐることを私どもは喜んでゐる次第である。

畏くも御上の名を以てする裁判は、この内において行はれ、小にしては県内の治安大にしては国家の綱紀の維持も、この一角においてせられてゐるのであつて、この意味よりすれば、外国の裁判所に比し毫も遜色のあらうはずはない、せめて裁判所が名所でないにしても、一般の人々が裁判所を知らぬのを恥とする様になつて貰ひたいものだと思ふ。裁判所は、何も過つた人や心得違をした人達許りの来る所ではない。これまでに、民事裁判の方面では、借地、借家、調停、小作調停、商事調停等において、裁判事務の一部に国民を参与せしめ、着々良好の成績を挙げつゝあるのは世間周知の事であるが、更に今度は刑事裁判の上にも陪審制度が行はれ、国民にこの方面のお手伝をも求むることになつた。司法部は、この日を祝賀し、国民を代表するところの陪審員諸氏を心からお迎へ致さうとしてゐるのである。御国の裁判を世界の模範とせんがために、諸共にこの新しき制度を寿いで貰ひたいのである。

陪審員の重大なる職責

山本弁護士会長談

陪審法は、大正十二年四月より五年有余の歳月を費し、その間実施準備として朝野法費は講演に演劇に映画に模擬裁判に、あらゆる方法により宣伝せられ、今日では一般国民に

その制度の何たるやは知られてゐるのであるが、陪審の仕事たるや実にその道の専門家である裁判官ですら難事としてゐる。そして、陪審員が公判廷で見聞した証拠だけで、犯罪事実の有無を判断しなければならぬのであるから、相当困難といはねばならぬ。

しかも、被告人の生命名誉は陪審員の掌中に握られてゐる次第であるから、陪審員有資格者は平素これを念頭におき、その職責の重大なるに鑑み、慎重の態度と至公至平の心を以て判断に従事する覚悟が必要であると信ずる。

この記念すべき日に当り、国民は文明国民としての試練に堪へ、司法の威信を宣揚するやうに努められんことを、陪審法の実施を祝ふと同時に切望する次第である。

33 「和歌山日日」昭和三年九月三〇日

国民総動員！司法へ参与

此日を寿いで呼びかくる言葉

われらの陪審法……国民総動員司法への参与、その陪審法は、いよく明一日から全国一斉に実施される。この意義ある日、検事正、裁判所長、弁護士会長から、われくくによびかくる言葉を（いろは順）

官民共力し理想の美果を

和歌山地方裁判所長 伊藤 浩藏 述

（注）『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

御国の裁判を世界の模範に

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄 述

（注）『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

至公至平で判断せよ

和歌山弁護士会長 山本佐一郎 述

（注）『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

34 「和歌山新報」昭和三年九月三〇日

外国映画に見るやうな、愈よ開く陪審の関

新庁舎は十月一日に公開

和歌山地方裁判所の新風景

明十月一日は、かねてわが国民の与論であった、陪審制度実施の第一日で、和歌山地方裁判所では、有志五百名を招して、陪審法廷その他を参観せしめるが、同時に国民自ら司法権の参与に関心を持たねばならぬ責務を生ずる日である。

和歌山地方裁判所に南西して建られた陪審法廷は、総建坪九十六坪、陪審員宿舎八十七坪、工費四万九千円の堂々たる建物、内部をうかがふと、正面一段高いところに判検事書記席、向って左は弁護士席、右は陪審員席、少し下ったところに新聞記者席があり、数十名の傍聴席も在来のとちがって立派だ。被告が陳述すべき場所は、左寄りのおりの中で、そのおりによりかゝりつゝ美人が俯ひて愁嘆するなんぞの情景、特に外国映画などでお目にかゝる図だが、遠からずこゝに実現されるのである。

そこで、陪審員一同、不審さうに目をしばたゞき、被告の陳述を聞き終って、互に顔を見合はせうなづきあひつゝ、別室の評議室に退き、評議の結果、犯罪事実の有無、被告の陳述の正否を、裁判長に申告するといふわけである。

国民と共にする法制史上の革新陪審法実施に方つて

伊藤和歌山地方裁判所長談

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

いぎと共に

和歌山地方裁判所 瀧川検事正談

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

陪審法実施を祝して

和歌山弁護士会長 山本佐一郎氏談

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

35 「紀南新聞」昭和三年九月三〇日

陪審法実施に方りて

和歌山地方裁判所長 伊藤 浩藏 述

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

陪審法実施を祝して

和歌山弁護士会長 山本佐一郎 述

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

いぎと共に

和歌山地方裁判所検事正 瀧川 秀雄 述

(注)『32「大阪朝日紀伊版」昭和三年九月三〇日』に掲載された談話と同文のものが掲載されている。

36 「大阪朝日紀伊版」昭和三年一〇月二日

善美をつくして陪審員を厚遇

陪審公判の開廷は

来月初め頃になるか

国民待望の陪審法はいよいよ一日から実施されたが、同日までに検事および予審調べが終了したものでなければ陪審裁判を行はぬことになってゐるから、和歌山地方裁判所で実際陪審法による最初の公判は十一月初旬ごろに開かれることにならう。陪審法実施について、裁判所は陪審員のために出来る限り優遇の方法を講じてゐるが、

「一流のホテルや旅館なら知らず、普通の旅館で陪審員宿舎ほど綺麗で設備のととのつてゐるところはないと思ふ、貧乏所帯の司法省が陪審員諸君を待つためにいかに厚いか、試みに宿舎と現在裁判所員の宿直室とを比較して見て下さい」

と裁判所当局が自慢するごとく、公判廷は勿論、陪審員控室、評議室、娛樂室、食堂、寢室等善美をつくし、宿所などほかくと暖かさうなふとんがベッドにおかれ、木の香新しい娛樂室には碁、将棋盤がおかれ、見るから気持ちよささうである。これに反し、裁判所員宿直室は、六畳のうす暗い見るから陰気な室で、畳は破れ壁はよごれ、座敷の中に靴ぬぎ台があり、ふとんなども陪審員のに比べると問題にならぬほど粗末で、宿直員たちは「この宿直室を見られるのが恥かしい」といつてゐるくらいで、「決して誇るのぢやないが、内にうすく外にあつことは、陪審員諸君も汲んでほしい」、と裁判所当局は語つてゐた。

Ⅱ写真は陪審員の食堂の一部

裁判所の招待

陪審法実施の日

記念すべき陪審法実施の日、和歌山地方裁判所では、午前十一時関係方面および市内主だちたる人々七十余名を招待して、陪審法廷、宿舎その他を縦覧せしめ、正午より楼上広間において伊藤所長の挨拶と紀市長の祝辞ありて、立食の饗宴を開き、山本弁護士会長の発声で両陛下の万歳を唱和し、午後零時半散会した。

なほ、当日午前八時より十時までと午後二時より四時までの二回にわたり、五百余名の人々に新法廷を参観せしめた。

37 「大阪毎日」和歌山版「昭和三年一〇月二日

陪審制度実施祝賀

一日和歌山地方裁判所で

和歌山地方裁判所では、陪審制度施行の一日、既報の如く、官民有力者七十余名を招待し、新築の陪審法廷ならびに宿舎を縦覧に供し、正午から同所楼上において祝賀会を催し、伊藤裁判所長から簡単に陪審制度の説明をかねて一場の挨拶を述べ、次で紀市長の祝辞あつて開宴、山本弁護士会長の発声で天皇、皇后両陛下の万歳を三唱して閉会した。

新設の陪審法廷は、判検事書記席を正面に、左側に被告と弁護士席、中央に証人席、証拠物件の陳列台あり、右側に十二名の陪審員席があつて、美装をこらし、陪審員宿舍は炊事場浴場を兼ね備へた和洋両様の居間であり、その他全般にわたつて極めて民衆的な設備が完備してをる。

同制度は、一日以降公判期日確定の刑事事件で、かつ被告の申出による事件に限り開廷さるゝはずである。

38 「和歌山新報」昭和三年一〇月二日

法官総出で如才ない案内

お歴々を招待して、陪審廷や寄宿舎を開放

きのふ裁判所デー

裁判の上にならぬ新紀元を画すべき陪審法は、いよゝ十月一日から実施さることゝなり、畏くも天皇陛下には東京三裁判所へ行幸あらせらるなど、我が国空前の記念すべき裁判所デーである。この日、和歌山地方裁判所では、午前午後の両回にわたつて、陪審法廷を解放して限なく観せることゝなり、朝来伊藤所長をはじめ瀧川検事正以下判検事は、モーニング姿で平常の鹿爪らしさに引きかへて、主人役として如才のない応援振に、招客を受け附てゐた。

構内南側に新築落成された、陪審法廷と付属建物はもちろん、構内は限なく掃き清められて、裁判記念日らしいお祭日和だ。午前十一時から、岡旅団長、岡本高商校長等をはじめ

め、百余名のお歴々を招じて、先づ陪審法廷から寄宿舎までずっと観せる。新法廷は、総建坪九十六坪とさして広くはないが、何さま総工費三万四千余円を投じただけに、従来の法廷とは打つて変つた立派さで、陪審席から新聞記者席までクッションもやはらかに、電灯裝飾なども民衆的色彩が濃厚で、すべてにおいて法廷は特有の冷たさがない。更に、評議員室やいはゆる缶詰陪審員の寄宿舎など一々案内したが、寄宿舎などはベッドから浴場まで新品、タオルや寝衣など整然として、一等旅館そのけのきれいさで、碁将棋等娯楽機関などもそなへつけられてゐる。一行には、裁判の変遷を物語る参考史料などについて、係員総出で説明あり、絵葉書や茶菓の接待にいそがしい。

かくて十一時半から、旧裁判所楼上で祝賀宴が催され、伊藤所長は起つて、「去る大正十年から今年の七月まで三千三百余回にわたる講演会と冊子等の宣伝、新聞雑誌等の理解のご援助で今日の実現を見た次第である。殊に本日聖上陛下には、東京三裁判所へ行幸あらせられることは、この画期的の制度の上に一大光栄を加へるものであるから、これが完成のため一層努力したい」と述べ、賓側から紀市長の謝辞あり、両陛下の万歳を三唱し、午後一時解散したが、二時からは官衛会社等三百余人の參觀があつた。

39 「和歌山日日」昭和三年一〇月三日

裁判所職員に勅語

昨日伝達式

陪審法実施の第一日、天皇陛下には、特に裁判所職員に左の勅語を賜つた。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ
国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚
之ニ繋ル今ヤ陪審法施行ノ機ニ
会シ一層恪勤奮勵セヨ

和歌山地方裁判所で、昨日庁員全部正装集合の上、その伝達式があつた。

40 「紀南新聞」昭和三年一〇月四日

裁判職員に勅語

陪審法実施の第一日、天皇陛下には、特に裁判所職員に左の勅語を賜はつた。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ
維持シ国民ノ権義ヲ保全
シ国家ノ休戚之ニ繋ル今
ヤ陪審法施行ノ機ニ会シ
一層恪勤奮勵セヨ

41 「大阪毎日」和歌山版」昭和三年一〇月五日

陪審員の缶詰は心配ご無用

法治国家として立派に裁判に参与してほしい

山本弁護士会長談

陪審制度紹介のため、和歌山地方裁判所では、陪審庁舎を公開して陪審員候補者並に一般人の縦覧に供したが、宿舎が和洋寢室、寝具、娯楽器具にいたるまで完備してゐるため、一部の人たちの間に「陪審員と確定した者は必ず一、二泊させられ、外出も厳禁されるの」で困つたものだ」との風説がたつてきた。

右につき、和歌山弁護士会長山本佐一郎氏は、「それは誤解も甚だしい」とて語る。

陪審員をまぬがれるため、仮病をつかつたり、殊さら旅行などをして決して許されるものでなく、却つて処罰を受けるやうなことになるから、それより折角国民に与へられた司法参与の権利を最も愉快に行ふ方が立派な態度である。私の考へでは、陪審員列席の裁判が和歌山裁判所で一年に幾件行はれるとしても、陪審員に宿泊を余儀なくせしめるやうな事件は恐らく一件もないであらう。従来、本県に起つた刑事問題で、それ程手数を要した事件はなく、また今後もないと思はれる。陪審事件については、裁判所、検事局、弁護士会など熱心に協議して、ぜひ一件を一日の公判で片づけるやう計画してゐるし、また必ずそれは可能だと確信する。手数を要する事件は、公判前即ち陪審員の出頭前、公判準備手続で始末がしてある。だから、めつたに陪審員諸君が宿舎に缶詰になる気遣ひはない、併し時間は御互に厳守執行したいものだ。

42 「和歌山日日」昭和三年一月六日

陪審劇

(あす
から) 弁天座

例年、当市でいつも素晴らしい人気をよぶ、川村金次氏のひきいる一座の裁判劇が……明七日から弁天座に上演する。出しもの四種……陪審法実施の折柄……相当人気をよぶ事であらふ。

43 「和歌山日日」昭和三年一月六日

大成功裡に終った本県新聞記者大会

三十三社五十四名参会

宣言決議は満場一致で可決

(以下、陪審制度と関係がある部分を掲載し、大会記事その他は省略した。)

伊藤所長の案内で陪審法廷を参観

夜は城東館で知事議長の招待宴

一同大会旗を先頭に、先ず新装の和歌山地方裁判所陪審法廷を参観、この日休日なるにも拘らず、伊藤所長が態々出勤され、一同のために、陪審法廷、結構を極めた陪審員の宿舍、証人控へ室等の平易かつ詳細なる説明あり。一行に『陪審法の講話』その他の書物を

贈与され、ついで商品陳列所、天守閣、上水道ろ過池等を視察し、午後六時より城東館における野手知事、加藤議長合同の招待晩餐宴に臨み、一同歓を尽して午後八時宴を閉ち、各自思ひ々各劇場の観劇をなし、大会第一日を終った。

44 「和歌山日日」昭和三年二月二日

陪審裁判の長所と短所

陪審員の無知識から

いろくくと滑稽な事

陪審裁判は、既に全国十六ヶ所で行はれた、其大部分は放火事件で、成績は判決の結果から見て、何れも被告に有利に導いてゐる、処が予期せざるその長短が発見され、早くも法曹界に論議され、漸次改正を見る模様である。

先づ、特徴の例をあげると、従来の刑事裁判は、とかく検事対裁判官にデリケートな関係が潜在してゐて、裁判官は検事の面目を幾分考慮し勝ちだった、それが陪審員によつて直断的に処理されることになつたこと、短期間に事件を処理し得ることなどである。山形県の狂父殺し事件などは、尠くも審理に三年間を費すべき性質のものだったのが、僅三日間で無罪の判決となつた。短所としては、候補者中から陪審員を選ぶための抽籤に氏名票が紙製であるためよく攪乱されたこと、これは近く木製に改められる筈である。また、弁護士側の意見では、被告の多くが陪審を非常にきらふこと、つまり陪審の被告は保釈が許されないと、その判決は起訴事実を否認してゐる関係から、有罪と決定したが最

後、たとへ改悛しても執行猶予の恩典がない、しかも控訴が許されないから、陪審に付された被告人の運命は無罪か有罪か明暗二境の岐路に立ち、若し有罪だったら却て不利な運命に陥る懸念にかられるといふのである。また、重要な証人が出廷せぬと公判を延期せねばならぬので、裁判所としては証人の出廷に一段の苦心をはらって、現在の所警察の手をわづらはして念を入れてゐる始末である。

陪審員が余りに法律的智識に欠けてゐるため、いろいろな滑稽事が続出したが、その事例として、水戸の親と弟夫婦殺しのときには、被告が親殺しだけを否認してゐるに拘らず、全部を然らずと答申して陪審員を更迭せしめられたこともある。大阪では、被告が殺意あるや否やの合議の際「他人の心が判るか」とやった陪審員があつた。また、広島では、被告に不利の答申したといふので、異様の男の訪問を受けて「覚えてゐろ！」と脅かされて、警察に保護を願ひ出たり、「誤つて殺したりや否や」の諮問に「誤つて」の三字さへなくばはつきりするから、裁判長に削除方を交渉しようと発議した陪審員もある。

然し、司法当局では「いろいろなことがあつても、未だ教養時代だから仕方がない、もう十年もすればよからう、陪審員はたゞ真面目にさへやつて貰へばそれでよい、不備な点はおひく／＼改善しよう」といつてゐる。

(二) 陪審公判に関する報道

① 尊属殺人未遂及殺人被告事件昭和四年二月一六日判決

1 「大阪朝日紀伊版」昭和四年二月一〇日

陪審公判順序

予行公判を開いて

万全を期する裁判所

和歌山地方裁判所では、十五日開廷されるHI辰吉の殺人および尊属殺人未遂事件陪審公判の準備に忙殺され、九日は土曜日といふのに、午後は特に居残り予行公判を開いて、万遺漏なきを期してゐるが、右につき伊藤裁判所長は語る、

好結果をあげたいと、そればかりを思つてゐる。三十六人の陪審員へは、既に呼出状を出したが、も一度書面を出して出席を願はうと思つてゐる。陪審員のなかには折角出ても抽籤でもれると困るといふ熱心な人があるので、非常に喜んでゐる。各地とも呼出状を出して出席する人は三十名以上あり、岐阜など三十六人全部出たといふ話だから、和歌山もそれに劣らぬ成績をあげたいと願つてゐる、

なほ、当日の公判は、左の順序で行はれる。

午前九時三十六名の陪審員入廷して十二名を抽籤、所長の訓示、記録の配布、十時被告、弁護士、傍聴人入廷、十時三十分開廷、裁判長の被告人訊問、裁判長の諭告、陪審員の宣誓、検事の起訴事実陳述、裁判長の被告人訊問、午後一時休憩、陪審員昼食、一時三十分再開、小坂田辺署司法主任ほか六名の証人調べ、休憩、陪審員の夕食、午後六時開廷、検事の求刑、被告、弁護人の意見陳述、裁判長の説示、問書の交付、陪審員の答申

2 「和歌山日日」昭和四年二月一五日

いよく／＼けふ開廷、本県最初の陪審公判

開廷は午前十時三十分
事件は□□の女房殺し

本県最初の陪審公判事件は、いよくけふ、既報詳載の手続きと順序に依つて、当地方裁判所の新築陪審法廷において開かれることゝなつた。この意義ある初陪審に附せられる事件は、屢報原籍西牟婁郡下□□村大字□□、元□□町□□通りA湯主人HI辰吉(三六)にかゝる殺人及尊属殺人未遂事件である。

陪審公判は、昨年十月二十三日大分地方裁判所におけるものを皮切りとして、既に全国各地において開廷されい、づれも期待以上の美果を……おさめている。当地方裁判所においても、各係り官、書記杯各地に見学して、具さにそれらの實際を研究しているので、本日の初陪審も良好なる結果を見るであらう。

一般傍聴人は約三十名位か

特殊の傍聴人も三十名程ある

午前十時、先づ非公開裡に、本日出頭した陪審員だけで法定の陪審員を抽籤で決定し、他に補充陪審員二名をもちう選し、当籤順に陪審員席に着席する。その間に、裁判長から被告人に対する氏名年齢、職業等の訊問があつて、これで陪審構成の手續きが終り、約二十分休憩する。その休憩と同時に、傍聴人が入廷を許される。傍聴席は定員約六十名であるが、本日は各地の裁判所から見学にくるし、又裁判所関係の人や特殊の傍聴者があるた

め、一般の傍聴は三十名内外しか許されぬ見込である。

午後一時半再開廷、それから証人調べ

陪審員の「答申」は夜に入ってから

かくて午前十時半から、いよく開廷されるのであつて、午前中は裁判長の諭告、陪審員の宣誓、検事の被告事件の陳述、裁判長の被告訊問等があつて、午後一時休憩、三十分の間に陪審員が昼飯をきつし、午後一時半再開廷……田辺署司法主任警部補小阪為一氏を初め七名の証人調があつて、又休憩があり、その間に陪審員が夕飯をとり、ついで午後六時三度開廷、検事の意見陳述、被告及弁護人の意見陳述、それから裁判長の説示があつて、事件の争点に関する問書を交付され、いよく陪審裁判における性念場、陪審の評議に入る……例の重大なる意義をもつ、陪審員の答申のあるのは夜に入る訳である。

伊藤所長自ら裁判長となる

検事は……堀部淺氏

弁護士は……細谷馨氏

この意義ある本県最初の陪審公判に干与する裁判長及び陪審判事、検事、弁護士は、左の諸氏である。

裁判長 伊藤和歌山地方裁判所長

陪席判事 山本部長判事、小林判事
検事 堀部次席検事
書記 野田地方裁判所書記
弁護士 細谷馨

因に、被告事件は、昨年十一月三日昼、西牟婁郡□村大字□□の浜の女房の実家Y M鶴松(四七)方で、女房きく(三四)に復縁を迫ったが、冷たく勿ねつけられ、その上愛想づかしを言はれたのにカツとなり、出刃庖丁で一抉りにきくを突き殺し、ついで舅鶴松にも数カ所切りつけた、前項H I辰吉(三六)にかゝる、殺人及び尊属殺人未遂事件であつて、陪審の眼目争点となるのは、多分被告の行為に殺意があつたかどうか、を陪審員の意見評決に問ふのであらう。

3 「和歌山新報」昭和四年二月一五日

傍聴者は僅か三十名に限定

H I辰吉の殺人事件、缶詰は多分ない見込
けふ開かれる初陪審裁判

既報のごとく、本県最初の陪審公判たる、西牟婁郡下□□村H I辰吉(三七)にかゝる殺人及尊属殺人未遂公判が、新設の陪審廷へ皮きりとして持ち出されることとなつたはざま、同法は昨年十月一日から実施され、すでに各府県ではその公判開廷を見て居るが、本県では今回が最初のこととて、興味をもつて迎へられて居るので、傍聴人の殺到をおもんばか

り、傍聴券を出して制限することとなつて居る。

公判の順序は、まづ陪審構成手續きによつて、三十六人の陪審員から出席法定数二十四名以上に達したら、十二名を抽籤選定した後、午前十時三十分開廷。係り官入廷、裁判長の被告人訊問、裁判長の諭告、陪審員の宣誓、検事の被告事件陳述を終つて、いよく被告の訊問に移り、被告は延内左側の柵によつて訊問をうけ、伊藤裁判長との応答に対し、この間陪審員は定められた席にあつて、冷静なる態度をもつて傾聴するものである。午後一時休憩、一時半再開、田辺署司法主任小阪警部補、榎本貞雄医師、杉坂□□村助役、被害者Y M鶴松他数名の証人調べあつて休憩、夕食後、午後六時検事、弁護人の意見陳述あつて、いよく陪審員は評議室において裁判長の問書に関し評議をなし、答申をなすもので、当日は法廷の關係上、一般傍聴券は三十枚しか発行されない。なほ、同公判の閉廷は午後十時ごろになる筈で、従つて先づ陪審員の缶詰はないものと見られてゐる。

特別傍聴人卅人余り

普通傍聴人は極く僅少

公判は、伊藤裁判所長裁判長となり、堀部次席検事の立会で開廷されるものであるが、去る二日に、それ／＼呼出状を出してゐる三十六人の陪審員は、全部の出席は望まれぬにしても、二十四人の法定数以上の出廷は確実とみられてゐるので、その内から十二人の陪審員および二名の予備計十四名を抽籤することとなつてゐる。陪審新法廷の傍聴席は、定員六十名であるが、当日は各方面からの特別傍聴人が三十余名に達するので、普通傍聴券

は三十枚の傍聴券に限定され、僅少の傍聴人のみしか収容を許されぬので、殺到して混雑せしめないやうに、裁判所から注意してゐる。

4 「大阪朝日紙版」昭和四年二月一六日

県下最初の陪審公判

陪審の色彩濃やかな、紋付やモーニング姿

京阪神の判官も傍聴し、厳粛の気満廷をおふ

本県最初の陪審裁判……西牟婁郡下□□村H I辰吉(三十七)にかゝる殺人および尊属殺人未遂事件の陪審公判は、十五日午前十時半から和歌山地方裁判所の新陪審法廷で、伊藤所長自ら裁判長となり、山本、小林両判事陪席、堀部次席検事立会、十二名の正陪審員および二名の補充員、細谷弁護士列席で、いとも厳粛な雰囲気の裡に開廷された。特別傍聴席には、谷田大阪控訴院長、太田黒検事長、荒井大阪、東神戸、遠藤京都各地方裁判所長、山本和歌山地方裁判所検事正ほか二、三の顔が見え、一般傍聴席には和歌山地方裁判所の判検事弁護士らが熱心に聴き入った。

これよりさき、この裁判の主役を演ずる陪審員が早朝から続々と顔を見せ、出頭時間の九時までに、病氣不参者三名を除き三十三名が出頭するといふ好成绩であつた。

公判に先だち九時四十五分から、陪審法廷で非公開裡に陪審構成手続が行はれ、三十三名中から抽籤によつて、市内四筋目後藤重吉、市内元寺町尾高丈之助、市内西田中町吉田榮太郎、海草郡川永村前田權之助、同郡安原村橋本嘉膳、市内南材木町上野松次、市内駿

河町池永市太郎、海草郡野崎村小畑文吾、同郡日方町橋本榮之助、市内九番丁湯川宗十郎、海草郡和佐村鳥居富之亟、同郡紀伊村南洲一の正陪審員および市内上町井上賢之助、市内西旅籠町金澤平藏の二補充員を決定し、

小憩ののち十時十五分、法廷正面のドアをサツト開き、裁判長、両陪席判事、左側から堀部検事が、厳粛な面持ちで入廷し、続いて十四名の正、補陪審員も着席したが、モーニング姿の紳士や紋附姿の実直そうな老人もあり、陪審裁判の色彩が濃やかである。柵のなかの被告席には、被告が寒さうにうづくまつてゐる。

まづ、裁判長は、陪審員に対し、諸君は本県最初の陪審公判に携つて犯罪事実の有無を判断する重大なる責務と荣誉を担つてゐるのだから、事実の認定について十分の判断をされたいと諭告し、公判の順序を噛んで含めるやうに説明し、ついで起立「良心に随ひ誠実をもつて職務を行ふべきことを誓ふ」と宣誓し、堀部検事より次の如き公訴事実の論告があつた。

被告は、従前相当な暮しをしてゐたが、昨年六月ごろから没落して、各地を労働をしながら転々としてゐるうち病氣になり、郷里下□□村に帰つてゐるうち、妻のきくゑ(二十五)は被告を嫌ひ、実家□□町□□浜Y M鶴松(四十五)方に帰つたので、十一月三日女房を迎へに行つたところ、鶴松がこれを拒んだのでカツとなり、同家の出刃庖丁をもつて、きくゑを突刺し、鶴松に治療十八日を要する重傷を負はせたものである。

ついで、被告の訊問に入ったが、検事の公訴事実も裁判長の被告訊問もすべて陪審員を中心にしたもので、陪審員も緊張した面持ちでヂツと聞入る。被告は、裁判長の訊問に対しハッキリした句調で、

「私は殺す考へなど毛頭なかった、女房を迎へに行つたところ鶴松が無法にも箒をもつて二つ殴つたので、これを防ぐつもりで出刃を取り出して、鶴松の方へ向けたところ、女房がいきなり飛込んで来てこの出刃に当たつたもので、鶴松に対しても別に意趣遺恨があるはずがなく、たゞ殴られるのをふせぐため振り廻したのが当たつたので、女房が死んだことを聞いたのはずつと後からで、今でも死んだものとは思つてゐません。」と極力殺意を否認し、両人を殺傷するまでのいきさつにつき、

「昨年六月ごろ□□町でうどん屋をしてゐるうち、妻のきくゑは奉公に行くとして奈良へ行き、その後葉書一本も寄越さなかったが、ふとしたことで女房が奈良でカフェーの女給をしてゐることを聞き、女給などをさせておくのは本意でないから連れに行つたところ、女は帰るのを嫌がるので情夫でも出来たのかと聞きますと、二人出来た浮気商売だから浮気をせぬと損だと毒つきましたが、その時はそれで済み、とにかく□□へ帰りました。それから私一人で大阪へ行き、十日ばかり仲仕を働いてゐるうち脚気を患ひ、再び帰田してゐるうち、兇行の四、五日前、父の（被告の）安吉ときくゑが些細なことから口論しきくゑはそのまゝ□□浜の実家へ帰つて了つたのです。そして、兇行当日の十一月三日、□□中学校の運動会を見に行かうと思つてゐると、和歌山へ嫁入つてゐる私の妹から手紙が来て「きくゑがあなた（被告のこと）が年寄りだから尻が落ちつかぬ」のだといつてゐると書いてあつたので、女房の心を聞くつもりで、□□へ出て運動会を見物し、おひるごろYM鶴松方へ行きまして、そしてきくゑに対して「お前はわしが年寄だから尻が据らぬといつたのは本当か」と詰つたところ、「そんなことはない」と答へるので「そんなことをいつても証拠がある」と平手で畳叩いたところ、鶴松が飛込んで来て押問答の末鶴松が「お前の

やうな男にはもう娘はやれぬ、ぐずぐずいふと殴りつけてやる」と傍にあつた箒を持つて立上り、私を殴りに来たので、これを防ぐつもりでちやうど傍にあつた出刃を取上げたのです、といよく事件のクライマックスに入る。

裁判長から「出刃を振廻して人に当ると斬れるといふことを思はなかつたか」と突ツ込まれ、「その時はもう何も考へてゐなかつた」とやり、答弁が鈍り殺意のなかつたことをこゝでも力説して自首の経路を述べ、事実調べは終了し、午後一時休憩、一時四十分再開、証人調べに入り、ゴタ／＼の調停に入った下□□村村長S房吉氏は「被告の性質は短気でどちらかといへば余りよくないさうです」と被告に不利な証言をし、被害者YM鶴松も被告の当時の狂暴ぶりを縷々述べた。

5 「和歌山新報」昭和四年二月一六日

画期的なお白洲新風景、裁判を民意に問ふ日

法官も被告も陪審員も異常に緊張して

息詰る殺人および尊属殺人未遂の審理

県下最初の陪審公判開かる

県民が司法手続に参与する意義ある裁判……県下最初の陪審事件公判は、十五日和歌山地方裁判所の木香まだ新しい陪審廷で開かれた。……昨秋十月の実施以来、皮切りの処女審判だけに、法官も被告も陪審員も弁護士もそれに傍聴人までも、この画期的公判に異常の緊張を呈し、開廷前から厳肅な空気に満たされた。

本件は、昨秋十一月三日、□□町□□浜で、未練から妻を殺し、義父に重傷を負はした西牟婁郡下□□村H I 辰吉(三六)にかゝる殺人及尊属殺人未遂事件……さほどめづらしい事件でもないが、外国物の映画や今まで宣伝劇で見たほか、ほんものには接しなかつた裁判ファンの興味を湧き立たせたが、特定傍聴人を合して六十名の定員、普通傍聴券がタツタ三十枚といふ、大川へ砂をまいたやうなちよっぴりだけに、雑踏する間も何もなく、諦めも早く、思たほどのさわぎもなく開廷を待つ。

羽織袴や洋服で詰めかける陪審員

出頭者三十四人の中から十四名を抽籤選定

陪審構成手続了る

公判の眼目たる陪審員諸君は、午前八時すぎからボツ／＼出頭する。裁判上に民意を代表する天晴れ選良の名にそむかず、羽織袴や洋服姿で威儀を正し、玄關受付をへて陪審員控室におさまるかへる。かくて身許取調あつて、出頭者総数三十四名に決定、即ち法定数二十四人を超ゆるものとして裁判長に通知し、出頭陪審員人名表を作成して検事と被告と弁護人に交付され、被告、弁護士の入廷を待つて、陪審員は陪審員出入口から入廷、法廷の床に整列し、係り官入廷の上、正規の抽籤法によつて、左のごとく陪審員十二名および補充二名決定、除斥その他厄介な問題もなく、予定どほり筋書を運んで、陪審員は評議室にいら、公判関係の書類が交付され、一方休憩と同時に法廷を公開し、限定された特別傍聴人と普通傍聴人が入廷、厳肅な気分のうち堅唾をのんで開廷を待つ。

陪審員

尾高丈之助(元寺町) 吉田榮太郎(西田中町) 藤川梅之助(川永村) 橋本嘉膳(安原村)
上野松次(南材木町) 池永市太郎(駿河町) 小畑文吾(野崎村) 橋本榮之助(日方町) 湯川宗十郎(三番丁) 鳥居富之丞(和佐村) 後藤重吉(住所不明) 注、市内四筋目) 南洲一(紀伊村)

補充

井上賢之助(上町) 金澤平藏(西旅籠町)

良心に従ひ公正誠実に

気の張るやうな宣誓

緊張した法廷内

午前十時三十分開廷、後方入口扉を排して係官入廷、伊藤裁判長を中に山本、小林の各判事陪席、上手に野川書記、下手検事席に次席検事堀部淺氏関与、弁論席を真中にして側には証拠品陳列台、向つて右側の陪審員席には当日の花形役者たる抽籤陪審員諸君が顔面一ぱいに緊張味を走らせて、出語りのやうに居流れる、弁護人席には細谷氏たゞ一人、新聞記者席も優遇されて、新しいお白洲風景に随喜させられる。特別傍聴人には、太田黒検事長、荒井大阪、東神戸、遠藤京都、大阪控訴院長谷田法学博士、その他各地方裁判所長ほか法曹界お歴々の顔が見え、一般傍聴席もお手々を膝の静肅さだ。

被告に殺意があつたか否かを認定する

被告の一言一句に全身を耳にする

伊藤裁判長の活殺自在な訊問振り

ばい審員諸君、本日当法廷において、最初のばい審事件について、犯罪事実なきか否かについて判断されることになったのを、お喜び申し上げます、とばい審員に対し挨拶をのべてのち、公判の手續き構成等について懇切な説明を試みたのち起立し、一同起立裡に「良心にしたがひ公平誠実にその職務を行ふべきことを誓ふ」と云ふ莊重に宣誓書読み上げ、廷丁から各自陪審員へ宣誓書を配布して、署名押印を終り、次に堀部検事は公訴事実について、左のごとく述べる、

△辰吉は、大正十四年四月ごろ、湯屋を開業したが、先妻まつに死に別れたため、翌年十月、故被害者きくえと結婚したが、虚栄心強ききくえは、資産のない辰吉に対して満足せず、夫婦の間はおもしろくなかつたところ、昭和三年十月辰吉は脚氣になつて、原籍地の□□浜にきくえとともに帰郷したが、同月十四日きくえが、辰吉の舅に向つて「辰吉は醜男でいやだ」といったことから口論をした挙句、実家に逃帰つたが、その後きくえは知人のSS房吉に向つて「辰吉は年齢をとつてゐるから、一緒にくらす気はない」といったのを、辰吉が聞いて非常に不安を感じ、十一月三日鶴松方へ赴き、きくえに詰問したるに、かへつてのゝしられ、辰吉に好感を持つてゐない鶴松も、娘とともに辰吉をけなしたのでカツとなり、そばにあつた刃渡り三寸の出刃庖丁で兇行を演じたものである。

防がうとして誤つて殺した

意恨など夢にもないと

殺意を否認する被告

つゞいて、被告人訊問にはいる。辰吉はめいせん縦縞のあはせにモスの帯をしめてゐる。割合元気で、裁判長の訊問にはつきりと答へる。

辰吉は、兇行について、鶴松にもきくえにも殺し斬るなどの意趣遺恨はなく、たゞ鶴松が掃木を持って立ち向つてきたので、それをふさがうとして、出刃庖丁を構えたところへ、きくえが横合から飛び込んできたため、きくえのたしか耳のあたりへ、出刃が当たつたので、力まかせに突いたとか斬つたといふことは絶対ありません、きくえが血を流して畑を走つてゐるのを見ましたが、死んだとは今思つてみても夢のやうです、と陳述した。

辰吉は、湯屋はうまくゆかなかつたので、これをとめてから、うどん屋と薪屋をはじめましたが、そのうちきくえは「よそに奉公にゆきたい」と云ひだしました、私は堅気のところへゆくのであれば、かへつて行儀がついてよくなるだらうと思つて、ゆるしたところ、私にはだまつて行つてしまひ、葉書一本をよこさず、一月程して他人から、きくえは奈良県□□町のカフェーOH□三郎方に女給をしてゐることがわかりましたから、二十円のお金をこしらへて引取きましたところ、「情夫が二人ある、一しよに帰るのはいやだ」と、あくまで馬鹿にするので口論となつたが、結局きくえがわびをするので、その場はそれでおさまりました。その後、大坂で運搬夫になつたが脚氣になり、昭和三年十月初旬、下□□の実家帰りしましたに、きくえは十月の五日に介抱にきてくれましたが、同月十四日の夜

私の父親安吉が一杯きげんで、きくえとなんでもないことから口論をはじめ、きくえが実家に帰るといひはるので、夜中に帰られては里方に対しても面目がたゞないので、知人のUK某に依頼して事情をうちあけて帰宅させました。その後、きくえは妹婿のHS福松に対し「辰吉は年をとってゐるから、一しよにくらす気はない」といつてゐるのに、一方近所のSS房吉には「辰吉さんが実父の安吉と別れてくれたら、もどほりになる」と話したことを、十一月の三日によそから聞いたので、きくえのほんとうの心持を知りたいので、きくえをたづねてゆきました。

きくえに、HSやSSに話したといふことをたゞしたるに、きくえはそんな話をせぬと白をきるので、「お前はおれの介抱にきてゐた際、日当をくれといったことがあるな」となると、きくえはそんな覚えはない、とあまり図々しい口をきくので「いくら知らぬと言つても証拠があるぞ」と畳をたたきました、そして最後に鶴松は「お前のやうな奴には娘はやれぬ」といふので、私は「水引をかけてやった品物を返せなどといへるか」といひかへしたが、その時鶴松は「くだいことをいふとなぐり据えるぞ」と藁ぼうきを持って打ちかゝろうとしましたので、かねてから力自慢の鶴松であるし、私は病みあがりであるから、どんな目にあふかもしれないぬと思つたので、釜口にあつた出刃庖丁をとつて、鶴松を相手に立廻りをやつてゐる傍へ、きくえが中へとび込んできたのです。

否認を続けて被告陳述了る

裁判長から陪審員に

注意を喚起して一先休憩

裁 「その時被告は、きくえの頭髪を握つたのではないか」

被 「そんな余裕がありませんでした」

裁 「被告は、当時非常に興奮してゐたのではないか」

被 「さうでもありません」

裁 「殺害する意志があつたのかどうか」

被 「全然殺すつもりではありません、間ちがって當つたのです。出刃庖丁を手にしたのが悪かつたのです」

裁 「でも予審ではきくえを力まかせに突いた、と申し述べてゐるのではないか」

被 「そんなことを陳述したかどうか、馬鹿のやうになつてゐましたのはつきり覚えていません」

裁 「警察署へ自首する途中、UK捨吉に後のことを頼んだ際、きくえ親子があまりきつくあたるから今バラしてきたといった覚えはないか」

被 「ありません」

裁 「警察署へ自首した際、力まかせに突いたら、あたり所によつては死んだかも知れぬと申し立てたではないか」

被 「氣いへんになつてゐましたので、あるひはそんなことを申てたかも知れませんが」

裁 「きくえのひどい仕打ちに対して、被告はそれでも一生添ひとげるつもりであつたか」

被 「最初の妻には死にわかれしたのであり、又妻が離別するやうなことがあつては、世間体もよくないので、できるならば辛抱して一しよに暮らす考へでした」

と、これにて事実調べ終了したが、伊藤裁判長は訊問中重要な点について、特に陪審員の注意を喚起した。

零時四十五分休憩となる。(以下二面へ)

6 「紀南新聞」昭和四年二月一六日

きのふ開られた県下最初の陪審裁判

注目される其の成行き

……被告の顔も極めて元氣

既報〓本県最初の陪審裁判に附せられた、西牟婁郡下□□村HI辰吉(三七)にかゝる殺人および尊族殺人未遂の公判は、昨十五日午前十時三十分から、木の香も新らしい和歌山地方裁判所内の陪審廷で開られた。

陪審法は昨年十月一日から実施され、すでに各府県ではその公判が開られているが、本県では今回が初めてであり、興味をもって迎へられてゐることゝて、傍聴者も殺到したが、陪審法廷の傍聴者は定員六十名であり、此のうち陪審員にして抽籤におちたものが傍聴するので、普通の傍聴者は三十人に限定したので、一時は非常な混雑を見た。

先づ、三十六名の陪審員が緊張した面持ちで出廷したので、抽籤を行った結果、和歌山市元寺町尾高丈助氏ほか十一名が選定された。

公判開廷

公判は、伊藤裁判所長裁判長となり、堀部首席検事立会ひで、十時三十分から開られた。伊藤裁判長の両側には、小山、山本両判事陪席、左手には堀部検事、左右両側には選ばれた陪審員が六名づゝ分れて列ぶ、弁護士席に細谷弁護士列席し、裁判長の前には審理をうける被告辰吉が銘仙の着物を着し、元氣のある顔で佇む、

斯くて、伊藤裁判長は、「初めての陪審裁判に選ばれた名誉ある陪審員諸氏は、公判をよく聴いて頂き、重大なる責務を遂げられんことを望む」と訓示したのち、陪審員の宣誓、署名、捺印の上、堀部検事起つて、陪審員をよく解るやう、極めて平易に事件の内容を述べたのち、〇時四十五分休憩となり、一同は昼食をとった(以下続報、和歌山電話)

7 「大阪朝日新聞」昭和四年二月一七日

答申は採択されて、予審の認定覆へる

県下最初の陪審公判、成功裡にをはる

判決言渡は十八日午前十時

昨報つゞき〓緊張と森嚴の雰囲氣に包まれた本県最初の陪審公判は、終始水を打ったやうな静けさのうちに進められ、三証人の証拠調べが終り、続いて被告が自首した時取調べた田辺署警部補小阪爲一氏の調べに入り、同氏は取調べた結果から微に入り細にわたって当時の模様を述べ、「被告がきくゑの髪を挿んだことについては、鶴松が挿んだといつてゐるので、きくゑの妹にも聞いて見ると「姉さんはその日綺麗に髪を結つてゐた」と申立てゝゐるにも拘らず、きくゑの頭はともその日結つたやうなものでなく、ばらばらに乱れ

てみたから、私はやつぱり髪を掴んだものと認めます」と述べ、被告と鶴松との争ひにつき、「鶴松が警察で、あんまり辰吉が癪に触ったので殴りつけやうと思つて箒を取つて振り上げた」と申立てゝみました」と、被告が出刃を振り上げたから箒であしらつたといふ鶴松の証言を覆へし、

ついで、被告が兇行直前と自首前にも立寄つたといふKU安吉は、「三日の午後一時ごろ、辰吉が飛び込んで来て、血のついた包丁を示し、二人をばらして来たといつたが、その時辰吉は色青ざめて逆上してゐた」と証言し、

被告はこれに対し、「私が自首して出やうとした時に、きくゑはまだ芋畑を走つてゐたので死んだとは毛頭思つてゐなかつたから、ばらしたなどゝはいへさうなはずがない」と力説し、

最後に、被告の家庭、性情などを知るために、被告の隣家YG徳松が証人に立ち、被告の家庭は貧困で、辰吉は短気な男だが、入営中善行証を貰つたといふことは聞きましたと陳述して、七証人とも、大体被告に不利な証言をあたへて休憩、

六時三度開廷、堀部検事の第一次意見陳述に入り、「被害者きくゑが被告の兇器で命をおとし、鶴松が重傷を受けたといふことは争ひのないことで、たゞこゝにいたつてまでの被告の意思が問題である」と冒頭し、「被害者きくゑは、辰吉がだんだん零落して行くのを見て嫌気がさし、奈良で女給をしてゐるうち情夫を二人までつくり、かつ被告の看病は日当を出さぬとせぬなど放言してゐたので」、被告は何時も非常に憤慨してゐたから、犯行の直前カツとなつて殺意を抱いたことは容易に想像出来ることだ、殺害する意思がなかつたならば、老人の鶴松がたとへ箒を持つて打つてかゝつても、頑丈な被告がこれを防ぐくら

ゐは、敢て出刃庖丁を持ち出さずとも十分だ」と約五十分にわたつて論じ、

弁論に移り、細谷弁護士は、「被告は、陪審員諸君も見られる通り非常に善良である、そして兩名を殺傷するや、直ちに大人しく警察へ自首してゐる、その男らしい被告が、警察以来最後の予審調べまで」終始殺意を否認してゐる、これは恐らく本当であると思ふ、第一兇器の出刃はすぐ側にあつたものを一寸握つて振つただけで、あの場合出刃庖丁でなく棒切れでもあればそれを振り廻してゐたことは容易に想像出来る。また、検事は女を殺したことについて、可愛さあまつて憎さが百倍した結果だと断定されたが、もし殺害するつもりなら、もっと幾突きも突いてゐたと思ふ、野戦砲兵一等卒の被告が、もしその気があれば二人を殺すことはわけのなかつたことと思ふ、となほ一々例をあげて検事の意見を反駁し、

ついで被告辰吉は、「犯した罪は誠に申訳ありません」と首を垂れ、裁判長は裁判員に向つて殺人および傷害致死の意義および兇行当時の模様について、噛んで含めるやう説示し、左の如き問書を陪審員に手交した。

主問一 被告人は、昭和三年十一月三日西牟婁郡□□町□□浜YM鶴松方において、被告(注、妻きくゑ)実父なる鶴松を小出刃庖丁をもつて斬りつけたるも、鶴松が逃走せるため殺害の目的を達せざるものなりや

補問 被告人は、同日同所においてYM鶴松を小出刃庖丁で斬りつけ、傷害したるものなりや

主問二 被告人は、昭和三年十一月三日西牟婁郡□□町□□浜YM鶴松方において、殺意をもつて被告の妻HIきくゑを殺害したるものなるや

補問 同月同日同所において小出刃庖丁をもって同人を傷害致死に致したるものなりや

裁判長は、答申書には「然り」「然らず」とだけ記すこと主問一、二が「然り」なれば補問は不必要であることを附加へて注意し、八時三十分陪審員は別室の評議室に退き、陪審長を互選して、一時間五分の合議の結果、答申書を作成して裁判長に提出する。その答申は、野田書記によつて朗読されたが、陪審員の答申は主問の一、二とも「然らず」、補問「然り」で、即ち傷害及び傷害致死と判断し、裁判所も直ちにこの意見を採択して、予審判事の認定した殺人および殺人未遂の意見を覆へした、

堀部検事は立つて、「妻を殺し、その親に重傷を負はせた不道徳的な行為は許すべからざるものである」と論告して、懲役十年を請求し、細谷弁護士は被告の孝心や家庭の貧困な事情を述べて執行猶予論をなし、最初の陪審公判は成功裡に閉廷した。判決言渡しは、十八日午前十時のはず。

「無事どころか大成功だ」と

重荷をおろした

伊藤裁判長の苦心談

陪審公判を無事済ませて、伊藤和歌山裁判所長は上機嫌で語る、

「全く重荷を下したやうに感じる。公判が済むまで、どうぞ無事で済むやうとそればかりを祈つてゐたが、無事どころか大成功に終つたのでとても嬉しい。予定のとほり時間は正確に行くし、法廷内は森厳な気分が満ちてゐるし、恐らくこの陪審公判に比べても決

して見劣りのない成績だらうと自負してゐる。第一回が大切だから、手落ちのないやうに所員を各地に見学させたものだったが、……今後もこれに準じて、時間の厳守、法廷内の気分を一般公判にもだんく移して行きたいと思つてゐる。陪審員諸氏は、十三時間といふ長時間、不真面目の色などすこしも見せず、自分の重大な責務を自覚して、終始緊張した心持ちで裁判に携つて呉れたので、これに対して満腔の謝意を捧げてゐる。さらに第二回の陪審裁判には、陪審員を附近からだけ招集することなく、新宮方面からも来て貰つて、全県下にこの緊張した気分を伝へたいと思つてゐる。

8 「和歌山日日」昭和四年二月一七日

「殺人？傷害致死？」の問書に

「傷害致死」……と立派に答申

裁判長も検事も共に陪審員の評決を認める

無類の成功を収めた本県初陪審

午後七名の証人に対する証拠結審後、一先ず休憩、同六時三度開廷、検事初め、被告、弁護士などの意見陳述あつて、いよく問題の問書を陪審員に交附するに當つて、裁判長から詳細なる説示ありてのち、陪審員は別室の陪審員以外は何人と雖も絶対不可侵の評議室に入り、

問書（Y M鶴松に関するもの）

（主問）…被告人は昭和三年十一月三日西牟婁郡□□町大字□□の浜Y M鶴松方に於て殺

意を以て被告人の妻きくゑの実父なるY M鶴松を小出刃庖丁にて斬りつけたるも
同人が其場を逃げ走りたるため殺害の目的を遂げ得ざりしものなりや

(補問) : 被告人は前同日同所に於てY M鶴松を小出刃庖丁を以って斬り付け同人を傷害
したるものなりや

問 書 (きくゑに関するもの)

(主問) : 被告人は昭和三年十一月三日被告人の妻H Iきくゑを殺害したるものなりや

(補問) : 被告人は前同日同所に於てH Iきくゑを小出刃庖丁にて斬り付け同人を傷害死
に致らしめたるものなりや

の四問に関し、午後八時三十分より評議に入ったが、何れも非常なる熱心さで、甲是乙非
種々協議実は一時間余に亘って熟議を凝らした結果、第一主問に対して「然らず」、同補問
に対し「然り」、第二主問に対して「然らず」、同補問に対しても亦「然り」、即ち検事の
主張する殺人及同未遂の意見を裏切、こゝに「傷害致死及同未遂」と評決したので、同九
時四十分陪審員長森田梅之助氏から答申書を提出した。

「可愛さ余って憎さ百倍」堀部検事殺意を主張

諸般の事情を綜合して

陪審員は判決された

午後四時四十五分、七証人に関する証拠結審を遂げ、陪審員夕食をとるため休憩、同六
時三度開廷され、検事の意見陳述(論告)に入る、堀部検事は被告に対し犯罪事実の有無

にかかはらず詳細に述べると前提し、「被告の犯罪事実は、当時の心理の一点に帰着する」
と冒頭して、「要するに殺すつもりか、傷害をあたへる程度か、はた又きくゑが出刃庖丁に
触れてこの結果をまねいたものか、この三つにわかれるのであって、普通に見れば愛する
女を殺し、女の父を傷つけたのであって、最初から犯行の意図があったとは見られないが、
併しながら「恋は曲者」で、可愛さ余って憎さが百倍の類でやった事であると思ふ」……
とて、犯行の動機、当時の模様等をのべ、「普通の喧嘩三昧とは趣を異にしてゐる」とて
証人U K捨吉の供述を引用して、出刃の刃先のまがつてゐる点、しかも被害者二人とも頸
部以上に傷をうけている点から考へても、殺意のあつた点は充分に認められる(と殺害意
志を力説し)、被告は最初から罪の軽からんことをねがって種々弁解してゐる、これはどの
犯罪者にも有つ共通性であるが法はまげられぬ、被告の弁解もたゞ一片の弁解にすぎない
(更に陪審員に向つて小阪証人の証言を引用して)、以上の事実を綜合して、陪審員は犯罪
の那邊にありやを充分判断して貰ひたい、とむすび、
ついで細谷弁護士の弁論に入る。

殺意は無かつた

細谷弁護士

この事件に関し、私は検事とは不幸にして意見が反対である(と前提し、細谷弁護士は)、
「被告は決して殺すつもりでなかつた。偶々手に触れたものが出刃庖丁であつて、無意識
にふりまはしたのである、若し殺すつもりであつたら、その以前□□に於て女から情夫二

人迄こしらへてみると聞かされた時に、携さへていたナイフで殺す筈である（極力殺意を否定し、ついで情状論に移り）、被告は今冷い鉄窓から冬の月を見ながら、郷里の老父母を思ひ、盲目のわが子、さては亡き妻を回顧おして、悔悟の涙にくれているのである。今日当廷における被告の陳述こそ真実である……」とホロリとさせ、極力陪審員の同情をかふ。

伊藤裁判長から分解的に説明

問書交附に際し懇切に陪審員へ

最後に、裁判長から被告に利益となるべき点を述べよと促せば、被告は立って、「私は自分の犯した罪に改悟しています、刑を果して出獄の暁は二度とご厄介になるやうな事はやりません、忠良なる臣民となり国家の干城となり、立派な人間に立ちかへります」と、軍隊上がりだけに、男らしく明快に述べ、ついで裁判長は陪審員に向ひ、「失礼ながら陪審員諸君は法律にお暗い事と存じます」と挨拶して（事件全般の成行き及び検事の意見、弁護士的主張、被告の陳述につき、各々分解的に説明を加へ）、更に殺人と傷害致死の岐路につきデリケートな説明を加へ、「何れが果して真であるか、公平なる御判断を煩はします」と、別項の問書を交附する。

「行為は危険」とて懲役十年求刑

陪審員ホツとする

判決はあす宣告

陪審員評議の結果、前項の如く「傷害致死」と答申したが、裁判長は直に右答申を採用し、「陪審員の御任務はこれで終りました、長時間却々御苦労でした。これでお引取りになるなり、つゞいて傍聴されるなり、御随意の行動をとられたい」と述べれば、陪審員もホツとして、張りつめた心の紐を初めて解き、ついで堀部検事更に起ち、陪審員の答申に随つて傷害罪により量刑する旨を述べて、「犯行の動機及び被告の心情には同情する点があるが、行為は甚だ危険である」とて懲役十年を求め、細谷弁護士の執行猶予論があつて、同十時五分、この初陪審は期待以上の良成績を収めて閉廷した。次回判決は、明十八日宣告される筈。

陪審員の態度は実に堂々たるもの

本県のため慶賀する

伊藤裁判長欣然と語る

兎も角、初ばい審としては全国的に無類の成功を収めた……この大役を完全に遂行した伊藤裁判長は、ホツとした面持で語る。

何もかも予定以上の好成績を得ました、就中ばい審員諸くん熱心な態度に感謝していません、時間も予定より一時間も早く済みました。ばい審員三十六名の中、一名は止むなき用事が行き、一名は耳が遠いため出頭してから辞退した外、三十四名が出頭しました。大阪など二十九名しか出頭しなかつたのです。ばい審員は、いづれも非常なる緊張を持して、

前後実に十一時間、その任務を遂行されました。今回の陪審員は、和歌山市……を中心に隣接二十四ヶ町村から一名宛を選んだのですが、次は少し遠方から選びたいと思つてゐます。この成功は、本県のために大いに慶賀すべき事と思ひます。私達は、初めての陪審ではあるが、これ迄に法規を見たり、見学もして研究しているが、陪審員はいづれもズブ素人であるにも拘はらず、あの態度は実に堂々たるものでした。県会や市会の議事と違つて、苟めにも人間一人の首にかゝる問題です……何事でもスタート……が肝腎で、陪審もその通りで、このスタートである初陪審で、立派な成績をみた事は、私共心から喜びに堪へませぬ云々。

9 「和歌山新報」昭和四年二月一七日

陪審員は殺人と認めず、傷害と答申して採用さる

検事は懲役十年を求刑し

本県最初の陪審公判了る

(昨報つゞき) 本県最初の陪審公判、HI辰吉の審理は、既報のごとく十五日午後、S S房吉、Y M鶴松、O U多代吉、榎本医師の証人調べを終り、午後四時から引続き小阪、U K、Y Gの証言に入る。

素直に申立てぬ

田辺署員の不利な証言

△証人小阪為一(田辺警察署警部補で当時同事件の取調者)

「辰吉は兇行後間もなく警察署へ自首してきたが、その時「二人を突いてきました」といった、被害者きくゑの妹あきの陳述によれば、きくゑは当日髪を七三にゆつてゐたが、兇行後はあとかたもなく崩れてゐた点から推して、辰吉がきくゑのたぶさを握つたことは推察するに難くない。辰吉は性格上、殺すつもりで斬つたと素直に申し立てるやうな男ではない、と不利な証言をした。

出刃を見せた

若者の証言

△証人U K捨吉(兇行直後、辰吉からあとのことを依頼された若者)

その時、辰吉は、きくゑ親子があまりひどい仕打ちをするので、今二人をバラしてきたといつて、懐中から血にそんだはう丁を出して見せました。

△証人Y G徳松(下□□村□□)

短気者だといふ評判を聞いてゐるが、具体的な事実は知らぬ。入営中善行証書をもつたといふことは聞いてゐる。

これにて七名の証人調べ終了。裁判長は被告および陪審員に向つて、予審調書その他の証拠書類中、重要な部分をよみあげ、四時四十五分休憩となる。

検事は殺人と論告し

弁護人は傷害主張

不逞な女に対しよく忍従したと弁論

午後六時、三たび開廷、法廷にはあか／＼と電灯がともされる。堀部検事は第一論告のため起て、「被告は、当法廷においてあくまで殺意を否認し、誤って兇器があたったものであると申し立てゝゐるが、証人の証言やその他の証拠によって見るも、当初より殺意があったことを十分認めうる」と、一々事実をあげ、約五十分にわたって弁じた。

右をわって、細谷弁護士は、「被告は、不逞な女から亭主を前にして「情夫が二人まである」などと侮辱をうけたにかゝはらず、よく忍従してきたものである。兇行の当日にも女から罵倒され、更に父親からも口きたなく罵しられたので立腹し、偶然手もとにあつた出刃ぼう丁をもって無意識にふりまはし、きくゑを死にいたらしめ、鶴松に負傷せしめたもので、傷害致死及傷害と認めるのが至当である」と弁論した。

主問補問の問書手交す

第一は然り（注、「然らず」が正しい）第二は然らず（注、「然り」）

傷害と評決さる

それより、ばい審裁判の眼目たる問書に入り、先づ伊藤裁判長は事件の焦点、即ち被告に殺意ありしや否やにつき、「被告は、出刃庖丁が当れば死ぬものと思つてゐれば殺人であ

る、さうでないとするれば殺人ではない、鬚を掴んでゐたといふ点、出刃ぼう丁が曲つてゐたといふ点、これらに対してはどんなに認めるか」と一切の成行きをかねてふくめたように説明するところあり、了つて左のごとき問書を、各ばい審員および検事、弁護士らに手交した。

問書

主問 一、

被告人は小出刃庖丁にて鶴松を殺害せんとしたるも鶴松が逃出したるため目的を遂げざりしや

補問 一、

斬りつけ傷害せしものなりや

主問 一、

被告人は山本鶴松方で妻きくゑを殺害せしものなりや

補問 一、

死にいたらしめしや

右に対し、ばい審員は評議室に斥き、ばい審長を互選して、裁判長の問書に関し、約一時間五分にわたつて、重要な評議を遂げた上、左のごとき答申し、書記をして朗読せしめた。

答申

第一主問 然らず

第一補問 然り

第二主問 然らず

第二補問 然り

右の結果、第一を殺人未遂にあらざ傷害に、第二を殺人にあらざ傷害致死と認め、裁判長は右採用する旨をつけ、被告もばい審員もほつとした形であった。はじめて大任を全ふした伊藤裁判長も、同様に一息ついた形で、「あなた方が、当ばい審廷最初の公判にばい審員として、重大なる責任を全ふされたことは、大いに喜びとするところであり、どうも御苦労様でした」と感謝の意を表し、九時三十五分、全くばい審員の責任を了った。

傷害として求刑

義父を斬るなどは国民道徳にもとる傷害

続いて、堀部検事は第一の論告に入り、「答申書は傷害致死として採択されたから、検事もそれによって論告をする、被害者のところへ行つた際は、殺意がなく立腹のあまりこの結果を生んだものであるが、妻を死にいたらしめ、殊に尊属としての義父を斬るなどは、国民道徳にもとるものである」とて、左のごとく求刑した。

求刑懲役十年 HI辰吉

了つて、細谷弁護士は、「十年の求刑は重きにすぎるものである、きくゑも定めて今では草葉のかげで罪の軽くなることを望んでゐるであらうし、鶴松も当公判の証言で被告の親達可哀想であるから罪は軽くなるやう望んでゐるのであるから、執行猶予の恩典に浴せしめられたい」と論じ、十時十分閉廷した。

判決は来る十八日

HI辰吉にかゝる裁判長の判決は、明十八日言渡される。

10 「紀南新聞」昭和四年二月一七日

殺人及び殺人未遂事件が傷害罪として審理

堀部検事極力「殺意」を主張したが

陪審員は「然らず」と答申

結局傷害罪で懲役十年を求刑

注目されて居た県下最初の陪審裁判

本県最初の陪審事件である、西郡下□□村HI辰吉(三七)にかゝる殺人および尊族殺人未遂の公判は、十三日午前十時から、木の香あたらしい和歌山地方裁判所の陪審法廷で開廷され、堀部検事の綿密な起訴事実の陳述あり、而して「被告は、二人を殺す考へできくゑを殺し義父義父鶴松を殺し得なかつたのであつて、予審廷で被告が「出刃庖丁で斬ると或ひは云つたかも知れぬ」と自白した点から見ても、殺意をもつて犯したに違ひない」とキツパリと事実の陳述を結んだ。

斯くて、伊藤裁判長の訊問に入つたが、被告辰吉は、「決して殺しに出かけたのでなく、手紙の悪口を確かめ、帰宅を促しに行つたのである、髪の毛もつかんだこともなければ、力まかせに突いたこともない、鶴松が殴つてやると手箒を持って立つたので、これを防ぐ

積りで側にあった出刃庖丁を思はず持った時、きくゑが駆けつけたので、耳のあたりで庖丁が触れたのである」と殺意を否認したので、裁判長は詳細な事実調べを行ひ、午後〇時四十分休憩した。

証人の悉くが被告に不利な証言

但し殺害された娘の親のみが

辰吉の家族に同情を寄す

午後一時四十分再開、証人調べにいきり、日頃被告の素行をよく知る下□□村助役 S S 房吉は、「辰吉の性格は短気で、村の風評もよくない」と不利な証言をなし、

次いで殺された女の実父で傷ついた□□町の Y M 鶴松は、「娘のきくゑが舅と喧嘩して戻ってきたので、夫の下へ帰るべく注意したが帰らなかった。所が兇行当日、辰吉が来り二、三問答してゐるうち、出刃庖丁を取って突つかゝって来たので、手箒をもって夢中で防いでゐると、「お父さん危い」ときくゑが飛び出し斬られたのです」と之れ又被告に不利な証言をしたのち、最後に、「辰吉には同情はない、しかも辰吉の年老いた両親や先妻との間に出来た盲目の女の子供のことを考へると可愛想です、子を思ふ親の心はみな一つです、出来るならば御同情あるおしおきをお願い申します」と目をしばたゝいて退廷、

引き続き、兇行の際戸外から入って来た、O U 多代吉老人の証人調べに入ったが、「他のことは詳しく記憶しませんが、辰吉は右手に出刃を振りあげ、左の手できくゑの頭髪を握つてゐただけ明瞭におぼへている」と述べ、

更らに、榎本医師の調べに入ったが、同氏は、「鶴松の前額部の傷はかなり力が入つてゐる、又きくゑの傷は左頸の深さ八分、兇器は出刃庖丁やうのもので大動脈が完全に切断されてゐた、これは片方に支へるものがあつて余程力をこめて突いたものだと思はれる」と之れ又不利な証言をなした、更らに田辺署小阪司法主任ほか二名の証人調べがあつた。

犯罪者が否認するのは犯罪者の常習心裡

堀部検事の第一論告

斯くて、堀部検事起つて、先づ「犯罪者が犯罪を否認するのは、犯罪者の常習心裡である」と、被告辰吉が殺意あつたものとして、第一論告をなす。

之れに対し、細谷弁護士は、「被告が、獄窓から郷里にある所の年老いた父母および盲目の小児を思ひ明けくれ、非常に悔悟して居るから、刑の執行を猶予されたい」旨を述べ、之れに対して、伊藤裁判長は、被告辰吉に対し「何か申し立てることないか」と問へば、被告は、「私は罪を犯して以来、非常に悔悟して居ます、罪に服して后郷里に帰れば、再び斯うしたことはせず、忠良なる臣民として国家のために尽したいと思つて居ます」との意味を述べ。

殺意があつたか何うか

陪審員に提示された問書

斯くて、伊藤裁判長は、陪審員に対し左の問書を提示して、本事件の是非を聴く。

第一主問 被害者鶴松に対する主問として、被告は昭和三年十一月二日西牟婁郡□□町大字□湊□□浜のYM鶴松方で殺意を以って父鶴松に傷害を加へたのは殺意の目的であったか

▲補問 被告辰吉は同日同所で義父を傷害したものなりや否や

第二主問 被害者きくゑに対する主問として、被告がYM方で殺意を以って出刃庖丁で同人を殺害したか、何うか

▲補問 被告は同日同所で出刃庖丁を以って同女を傷害し死に到らしめたものなりや否や

一時間に亘り慎重審議し

結局傷害として答申す

時に午後八時三十分、この重大なる問書に対し、陪審員は審議すべく退廷し、協議室に入り慎重審議すること一時間にわたり、後答申を決定して、陪審長なる前田梅之助が答申書を提出した。茲において、裁判長は書記に依って、左の如く朗読せしむ。

第一 然らず

補 然 り

第二 然らず

補 然 り

即ち、陪審員は、被告が殺意なく、只だ傷害の目的であった事を答申したのである。

斯くて裁判長は、陪審員に対し其の労を謝し、「傍聴するなり退廷するなり御随意にありたい」旨を述べたので、十二名の陪審員も漸く大任を果して椅子を離れた。

傷害罪として懲役十年を求刑

判決言渡しは十八日

斯くて、堀部検事の論告に入り、同検事は「傷害罪として審理される事になったから、傷害罪として論告する」とて冒頭し、「被告の犯罪動機には同情すべき点が多々ある、而し尊属に傷害を与へたりなどするが如きは以ての外である」とて懲役十年を求刑す、

之れに対し、細谷弁護士起つて、被告が幼少の頃からの事を続々述べ、「家には年老ひし両親あり、盲目の子まで置いて居る、被告は非常に今回の犯行を悔悟して居る、又先日郷里の親から私宛てに寄越した手紙などを見ると、実に気の毒なものがある、即ち同人の家庭は被告の労働によって生活して行くもので、若し長の間獄窓に入れるときは、其の家族の生計を絶つとも同様であるから、此の点を充分ご考慮の上ご処分ありたい」と執行猶予論を極力主張した、

之れに依つて、伊藤裁判長は、判決言渡しは来る十八日午前十時と宣し、県下最初の陪審裁判は、午後十時五分を以て閉廷した。(和歌山)

11 「大阪朝日新聞」昭和四年二月一九日

軽い判決に被告大喜び

最初の陪審公判事件

本県最初の陪審公判、西牟婁郡□□村H I辰吉(三十七)にかゝる殺人および尊属殺人未遂事件は、十八日午前十時、伊藤裁判長より懲役六年陪審費用を除く訴訟費用は被告の負担となる旨の言渡があった。被告は、案外軽い判決に大喜びで、何度もく裁判長に叩頭して退廷した。

右につき、この弁護をした細谷弁護士は、一部では余り軽過ぎると非難してゐる人もあるやうだが、とにかく陪審員の意見を採用して、この判決のあったことは、近來の名裁判であるといつてよからう、と語つてゐる。

12 「和歌山新報」昭和四年二月一九日

最初の陪審裁判言渡は被告に懲役六年の判決

慈父のやうな優しさで懇々と

不心得を説かれ被告辰吉が嬉し泣き

県下最初の陪審裁判で、殺人から傷害致死となつた、原籍西牟婁郡下□□村□□H I辰吉(三六)は、十八日午前十一時、和歌山地方裁判所において、伊藤裁判長より、左のごとく判決言渡された。

懲役六年 H I辰吉

伊藤裁判長は、右判決を宣告するや、被告に向つて「日本古來の道德と法律からいつて

も、尊族親に対する加害は最も罪が重く、かつ偕老同穴を誓つた妻を傷つけ殺すなどは以ての外である、被告が生來短気者で殺意なくして一時の立腹でこんな結果を生んだ点のみで、傷害致死及び傷害として量定したのである、被告は一体に突飛なことを考へすぎでない、錢湯を經營して失敗したのなどもその一例である、刑期をへて社会へ出たならば、もつと素直なかんがへを以て生活してゆかなければいけない」と慈父のやうなやさしさで懇々と説諭したので、辰吉は恐縮して頭を何べんも何べんも下げつつ、看守にまもられ退廷した。

裁判所当局は、この最初の陪審公判において、陪審員が誠意を披瀝して、候補者三十六名中三十四名までが出席してくれ、しかも欠席者といへども、ちゃんと手続をしてくれたことは、陪審公判の将来に大きな光明をなげてくれたものとして喜びにたへないと語つた。

13 「紀南新聞」昭和四年二月一九日

懲役六年を言渡さる

傷害致死を採用された

本県最初の陪審裁判事件

既報Ⅱ西郡下□□村H I辰吉(三七)にかゝる、殺人および尊族殺人未遂の本県最初の陪審裁判は、十五日午前十時から開廷され、堀部検事は極力「殺意」を主張したが、陪審員は裁判長の問書に対し「然らず」と答申し、結局傷害致死を採用されたのち、検事から懲役十年を求刑され開廷したが、

その続行公判は、昨十八日午前十時二十分から開廷され、伊藤裁判長から、結局懲役六年の判決を言ひ渡され閉廷した。

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号（第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月）には、全国各地の二〇〇余名の法曹（注、大部分が弁護士）から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

京都・奈良・大津・和歌山における「判検事の感想」は、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号から（注、京都・奈良・大津はなし）、右各地の「弁護士の感想」は、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号から（注、大津はなし）採録した。

（注）全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」（『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月）があるので、参照されたい。

1 京都

（一）弁護士の感想

①松尾規矩（京都）

無用の長物の感有り。

②奥谷繁（京都）

蓋し無用の長物。

③川上清（京都）

断然中止すべきものと存候。陪審法廷や附属室は普通の庁に使用し、宿舍は職員の倶楽部に用ゆれば可ならむと存じ候。

④平田親勳（京都）

裁判長の説示は、陪審員の胸裡（注、脳裡）に収めた映像を其儘現像する様に、発問は印画紙に映像を其俣焼き付くる様にする工風はないものでしょうか。陪審員の答申を今一層權威あるものとするのが本当ではないのでしょうか。

⑤鹽田義太郎（京都）

陪審法は、現行法中の最も排斥せらるべき悪法なり、と云はざるを得ない。之が施行後の実績を見るに、国民負担の増加を来したる外何ものもない。旧式学者の夢の国を遺憾なく実現したにすぎない。犯人は陪審を嫌ふ、社会感情は往々にして冷静なる制断（注、判断）を阻害するからである。

⑥若林駒之助（京都）

陪審員は裁判長の説示を聴くに当り、有罪たるべき事実無し証拠に重きを措き（注、文意不明である）、然りと答申するもの多きが如し。説示の規定を改正するにあらざれば、法定陪審辞退し、請求陪審は請求せず、陪審法は徒法空文に帰し、陪審制度の発達を望むは猶縁木而求魚。

2 奈良

(一) 弁護士感想

① 里井義一(奈良)

陪審法を適用したる例甚だ(注「少なく」)全く有名無実の感を致します。外国の例もあることですから、寧ろ手続きを廃止しては如何かと思ひます。

② 高瀬包三(奈良)

欧米の法制に模倣せる陪審法は、我国民性に適せず、宜なるかな実施滿三年ならざる今日、洵に不人氣至極の悲觀を呈せり、吾人は寧ろ暫假の間之が施行を停止するを以て策の得たるものとす。

③ 禪野佐助(奈良)

法律は称可なりとするも、其運用上に遺憾の点多し、依て陪審回避する場合不少を認む。

3 和歌山

(一) 判検事の感想

① 「陪審事件に関する感想」和歌山地方裁判所長 伊藤浩藏

当庁で扱った陪審事件は、僅に一件に過ぎないので経験は貧弱であり、従つて際立った感想もないが、折角の御企であるので思附ひた一、二を申述べたい。

傍右の事件は、殺人の嫌疑ありとし、公判に付せられたるも、陪審は傷害致死と答申し、裁判所も之を採択したこと、他庁でも多くの例あるところであるが、元來殺意の有無と言

ふ如き微妙な問題を決するは頗る困難な業で、別段統計に拠つた訳ではないが、従來の通常手続に依る審判に於ても、殺人被告事件が結局傷害致死で終つた例は、恐らくは十中七八である様実験上観測せらるゝのであるから、遇陪審事件に右の如き事例が多かつたからとて、之を以て直に陪審の価値を月旦する標準とするのは無理のやうに感じて居る。

右の事件で大なる愉快と満足とを覚えた点は、時間の励行と法廷の緊張味、莊重味とでありました。殊に陪審員の熱心さは感嘆の外なく、兇行の現状を目撃したと言ふ老齡の証人に対し、視力の程度に関する綿密な訊問を要めた陪審員のあつた位であつた。

陪審法実施以來今日迄繫属した法定陪審事件は、都合二十三件なるが、内二十二件は辞退となつたことは甚遺憾に堪えぬ。畢竟此事たる、我国他の或法律制度に於て然るが如く、陪審法も亦実は生まれたものでなく、作り上げたものなる結果に外ならざるかと疑ふのであるが、近因としては、(一) 陪審事件には控訴の途なきこと、(二) 被告人が自己と同等知識の者の判断を受くるを屑しとせざること、(三) 多数の証人等を殊に遠隔の地より出頭せしむるを氣の毒に感ずること、(四) 支部事件に付ては其の支部庁にて審判を受けたく希望すること、(五) 弁護士に於て長時間若は数日間に互る審理立合を厭ふこと等を挙ぐるを得べし。さはれ、折角多くの労資を費して出来上がった新制度をして、告朔の餼羊たらしむるも残念であるから、差当り其の運用に対する前示の障礙を取除くを急務なりと信ずる。而して其方法は、(一) に付刑の量定に関する点に付てのみ控訴を許すこと、(二) に付一般に對し尚克く陪審の真意義を徹底せしむること、(三) (五) に付証拠に関する法の制限を緩和し法廷にて取調ぶべき証人の数を必要程度に限定すること、(四) に付少くも大支部をして陪審事件を扱はしむること等であらうと考へる。(了)

(二) 弁護士感想

① 赤坂惠龍（和歌山）

無用の長物。（英米等先進国の実際より、実施前予想せる通り）

② 大島信之助（和歌山）

陪審員答申に偉力なき現制度は、一般に嫌忌せられ、之を望むものは殆どなく、遂には廃滅に至るものと考へらる。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 陪審公判一覧表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』（第1巻、第5巻、以下、「人物事典」1～Vと略称）、『司法大観』（昭和32年・昭和42年）、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大観』（昭和37年）、『全国弁護士大観』（昭和52年）、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース」で検索した。しかし、「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。

なお、『官報』（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館内において公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できる。しかし、出てこない履歴や人名が相当あり、精度は完璧とはいえない。また、『官報』（昭和27年3月まで）は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できる。しかし、検索機能は付いていないし、昭和一九（一九四四）年四月一日から四月六日までが欠落している。検索機能をつけて欲しいものである。

1 京都

(一) 判事の閲歴

① 堀耕作

● 明治一八年三月二日生、香川県仲多度郡六郷村↓丸亀市津森、明治三八年七月法政大学専門部卒業、明治三九年一月判事検事登用試験及第、明治三九年一月司法官試験・神戸地方裁判所詰、明治四二年四月東京地方裁判所判事、大正四年千葉地方裁判所判事、大正八年一月千葉地方裁判所部長、大正九年一月岡山地方裁判所部長、昭和三年七月京都地方裁判所部長、昭和六年五月長崎控訴院部長、昭和一〇年一月佐賀地方裁判所長、昭和一四年一月高知地方裁判所長（人物事典「I」V）、昭和二〇年四月大審院部長・退職（『官報』昭和20・4・23、昭和20・4・30）、昭和二〇年五月弁護士登録・高松（『官報』昭和20・6・13）、昭和五一年七月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和51・9・28）

② 遠藤剛一

● 明治二九年六月五日生、島根県八束郡玉湯村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月広島地方裁判所判事、昭和二年八月京

都地方裁判所判事、昭和二年一〇月大阪控訴院判事（人物事典Ⅱ〇〇）、昭和十五年二月大阪区裁判所判事（官報 昭和15・2・16）、昭和十六年五月大阪地方裁判所部長（官報 昭和16・6・2）、昭和十七年一二月大阪区裁判所判事（官報 昭和17・12・29）、昭和十九年一月大阪控訴院判事（官報 昭和19・1・7）、昭和二十一年七月大阪控訴院部長（官報 昭和21・7・10）、昭和二十二年五月大阪高等裁判所判事（昭和22・5・3）、昭和二十二年一月松江地方裁判所長（官報 昭和22・11・21）、昭和二十四年一月兼松江家庭裁判所長（官報 昭和24・2・3）、昭和二十九年七月津地方裁判所長兼津家庭裁判所長（官報 昭和29・8・16）、昭和三十三年四月岡山地方裁判所長（官報 昭和33・4・23）、昭和三十六年六月定年退官（官報 昭和36・6・7）、昭和三十六年八月弁護士登録・島根県（官報 昭和36・9・7）、平成元年一二月五日登録取消・死亡（官報 平成2・1・18）

●明治二十九年六月五日生、「本籍」島根県、「事務所・自宅」松江市殿町二六七、「電話」(21)〇七六二、昭和三十六年弁護士登録・島根（八二七四）、大正九年東京大学法学部卒、大正九年司法官試験補、松江・津各地家裁所長・岡山地裁所長、昭和三十九年松江弁護士会長・日弁連理事（全国弁護士大観 昭和52年）

③ 永田忠

●明治三十三年二月二四日生、静岡県小笠郡掛川町、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試験補・京都地方裁判所詰、昭和三年一〇月京都地方裁判所予備判事、昭和四年六月京都地方裁判所判事、昭和七年一二月川島区裁判所判事、昭和十一年三月龍野区裁判所判事（人物事典Ⅲ〇〇）、昭和十四年二月神戸地方裁判所姫路支部兼姫路区裁判所判事（官報 昭和14・2・13）、昭和十七年六月神戸区裁判所兼神戸地方裁判所判事（官報 昭和17・6・30）、昭和十九年六月豊原区裁判所監督兼

樺太地方裁判所判事（官報 昭和19・6・9）、昭和十九年一〇月樺太地方裁判所部長兼豊原区裁判所判事（官報 昭和19・10・20）、昭和二十二年一二月札幌地方裁判所判事（官報 昭和23・2・18、昭和23・2・23）

●昭和二十五年一月一日勳四等に叙し瑞宝章を授ける勳五等永田忠（官報 昭和25・11・30）、昭和二十五年一月二一日特旨を以て位一級追陞せらるる故判事従五位永田忠（官報 昭和25・11・25）。（注、永田は昭和二十五年一月一日死亡したと思われる）

④ 前田寛

●明治三〇年一月二七日生、京都市上京区寺町通今出川上ル立本寺前町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試験補・神戸地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一三年六月東京地方裁判所予備判事、大正一四年八月京都府裁判所判事、昭和九年一二月宮津区裁判所判事、昭和十二年九月京都府地方裁判所判事（人物事典Ⅱ〇〇）、昭和十七年一月高知地方裁判所部長（官報 昭和17・1・30）、昭和二十二年一月高松高等裁判所判事（官報 昭和23・1・24）、昭和二十四年八月高松高等裁判所判事部事務総括（官報 昭和24・9・3）、昭和三〇年一〇月高松家庭裁判所長（官報 昭和30・10・6）、昭和三十四年一月岡山家庭裁判所長（官報 昭和34・1・19）、昭和三十五年一月依願免本官（官報 昭和35・1・12）、昭和三十五年一月公証人・京都府地方事務局所属（官報 昭和35・1・13）、昭和四十二年一月依願免公証人（官報 昭和42・1・31）、昭和四十二年三月弁護士登録・京都（官報 昭和42・4・20）、昭和五十四年五月登録取消（官報 昭和54・6・15）

⑤ 藤野三郎

●明治二十一年六月二六日生、大阪府北河内郡菅原村、大正四年五月東京帝国大学法科大

学卒業、大正四年九月弁護士名簿登録、大正五年三月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正六年一〇月大阪地方裁判所予備判事、大正六年一二月大津地方裁判所判事、大正八年六月神戸地方裁判所判事、大正八年一二月神戸区裁判所判事、大正一二年五月大阪地方裁判所判事、大正一三年三月高松地方裁判所判事、大正一三年四月高松地方裁判所部長、昭和二年八月大阪地方裁判所判事、昭和三年七月大阪控訴院判事、昭和六年一二月大阪地方裁判所部長、昭和八年一〇月京都地方裁判所部長、昭和一二年一〇月宮城控訴院部長（人物事典ⅡⅤ）、昭和一五年七月大津地方裁判所長（官報）昭和15・7・10）、昭和一九年三月安濃津地方裁判所長（官報）昭和19・4・5）、昭和二一年二月大審院部長・退職（官報）昭和21・2・22）、昭和二一年五月弁護士登録・大阪（官報）昭和21・6・26）、昭和二五年六月二九日登録取消・死亡（官報）昭和25・7・6）

⑥河相格治

●明治三五年四月一日生、広島県深安郡湯田村↓神辺町、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試験・京都地方裁判所詰、昭和三年一二月京都地方裁判所予備判事、昭和四年九月京都地方裁判所判事、昭和一二年一二月大阪地方裁判所判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一六年九月大阪地方裁判所部長・退職（官報）昭和16・10・2）、昭和一六年一〇月満州国最高法院審判官、昭和一九年八月國務院地政総局審査処長、昭和二〇年八月廢官（司法大観）昭和32年・昭和42年）、昭和二二年一月笠岡区裁判所判事（官報）昭和22・1・29）、昭和二二年五月岡山地方裁判所笠岡支部判事（官報）昭和22・5・3）、昭和二二年一二月広島地方裁判所尾道支部判事（官報）昭和23・1・24）、昭和二三年一〇月広島地方裁判所尾道支部長（官報）昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼広島家庭裁判所尾

道支部判事（官報）昭和24・2・3）、昭和二七年一月広島家庭裁判所判事兼補免（官報）昭和27・1・30）、昭和二八年九月広島地方裁判所福山支部長兼広島家庭裁判所福山支部判事（官報）昭和28・10・7）、昭和三二年一二月広島地方裁判所福山支部判事兼広島家庭裁判所福山支部判事（官報）昭和32・11・16）、昭和三三年四月兼広島家庭裁判所福山支部長（官報）昭和33・4・3）、昭和三四年一〇月広島高等裁判所岡山支部長（官報）昭和34・11・4）、昭和三六年一月広島高等裁判所判事部事務総括（官報）昭和36・1・5）、昭和四〇年一〇月広島家庭裁判所長（官報）昭和40・10・23）、昭和四二年四月定年退官（官報）昭和42・4・13）、昭和四二年一〇月弁護士登録・広島（官報）昭和42・11・21）、昭和六〇年五月二日登録取消・死亡（官報）昭和60・6・12）

●明治三五年四月一日生、「本籍」広島県、「事務所・自宅」広島県深安郡神辺町字湯野八二三、「電話」神辺（2）一二五三、昭和四二年弁護士登録（一〇七二四）、昭和二年京都大学法学部卒、大正一五年高等試験司法科合格、昭和二年司法官試験・京都、判事（広島高裁判事、広島家裁所長等歴任）。（全国弁護士大観）昭和52年）

●福山誠之館中学、旧制松江高等学校を経て京都帝国大学法学部を卒業。大正一五年に高等試験司法科に合格、昭和二年四月司法官試験を経て昭和三年判事に任官した。爾来、京都地方裁判所、大阪地方裁判所及び大阪控訴院判事を歴任、昭和一六年一〇月には招かれて満州国最高裁判所判事に就任した。戦後、岡山地方裁判所笠岡支部、広島地方裁判所尾道支部に勤務し、昭和二八年一〇月に広島地方裁判所福山支部長となった。趣味は囲碁、実力初段の腕前、尚喜多流の謡曲に造詣深く、又スポーツ観戦に興じられる。（広島県深安郡（現福山市）神辺町湯野八二三番地）。『政治産業文化備後綜合名鑑』備後文化出版社・一九五九年九月）

●私は判事の定年退職後、在職中の知識経験を役立たせて余生を実のある人生にしようと思つて弁護士となつた。判事としての勤務は、昭和三年一二月に始まり、終戦の前後を通じて三〇余年となる。その間五年間の満州生活がある。終戦前の勤務は、京都、大阪の各裁判所で民刑の事件を扱つた。満州国では最高法院で三年間上告事件を扱つたが、地政総局という行政官庁へ転職し一年間行政官をした。渡満して間もなく太平洋戦争が勃発したが、ソ連軍の対日参戦までは平穏な状態が続いた。地政総局は地籍整理事業を主目的とする現業官庁であり、各地に出先機関があつたので出張する機会が多く、満州国各地の状況を見分して視野を広めることができた。ソ連軍の参戦、日本の敗戦、ソ連軍の進駐、満州国解体などで極度の不安困憊の生活を新京市において体験した。また非軍人であるのにソ連軍に捕らえられて俘虜となり、一年足らずの抑留生活を経験した。満州の北端にある国境の町黒河まで俘虜として輸送され、昭和二年の正月を同地で迎えたが、シベリア入りは免れることができた。その後中共側に引継がれ、昭和二年三月まで同地に居たが、昭和二年四月黒河とハルピンの中間にある町で当時列車運行の基点となつていた北安まで南下した。同地で発疹チブスに罹り発熱して病舎に収容されたが、発疹チブスの患者は死亡率が高いので私の死亡説が流れたとのことである。昭和二年八月中共側の指導で北安からハルピンまで輸送され、同地の当時あつた日本人会に引渡され解放されたので、漸く自由の身となることができた。昭和二年九月ハルピンの引揚者として日本へ引揚げることとなり、ハルピンから南満州にある錦州まで南下したが、途中アムール河の支流である第二松花江が当時中共軍と蒋介石の国民党軍との境界線となつていて、両軍が河を挟んで対峙していたのを見分した。錦州の近くにあるコロ島灣出發・博多灣着の引揚船で日本

に引揚げることができ、昭和二年一〇月初旬、郷里の現住所に帰着して一年振りに先に引揚げていた妻子と再会した次第である。郷里での生活環境は渡満した当時とは一変していて悪条件下にあり収入の方途を見付けなければならなかつたので、判事に復職することを思い付き、自宅から通勤することの条件付で復職願いを申出て、昭和二年一月に笠岡裁判所判事として復職した。その後通勤可能または遠隔地でない尾道、福山、岡山、広島各裁判所に順次勤務し、民刑事件のほか家庭裁判所の事件を扱つたものである。復職後においては、五年間の満州での生活体験を役立たせて、所信の促勤務したつもりである。弁護士になってみて、私の扱う法律事務は片手間のものに過ぎないが、一面依頼者の所期する結果について、事実及び法律の調査検討をして判断を示さなければならぬ、責任の重い骨の折れるものであるが、他面人と事件を介して世俗の機微に触れることができるので、遣りがいのある職業と思う。私にとつて、弁護士となつて法律事務に従事したことは、老後の人生を豊かにしてくれたもので、想い出に残ることは間違いない。『芦田川のみまわり』広島弁護士会福山地区会・一九八五年四月

⑦石原（昭和三年一月以前、齋藤 武夫

●明治四二年一月一八日生、福島県西白河郡五箇村↓宇都宮市中河原町、昭和八年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和九年一月高等試験司法科合格、昭和一〇年五月司法官試験・京都地方裁判所所詰（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和十一年一二月日京都地方裁判所兼京都府裁判所予備判事（『官報』昭和12・1・4）、昭和十二年一〇月高知地方裁判所兼高知区裁判所判事（『官報』昭和12・11・4）、昭和十五年六月大津地方裁判所兼大津区裁判所判事（『官報』昭和15・6・19）、昭和十七年四月京都府裁判所兼京都府地方裁判所判事（『官報』昭和17・5・2）、昭和二十年一二月京都

地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和21・1・18、昭和二十一年二月弁護士登録・京都〔官報〕昭和21・3・19、昭和二十六年一月登録取消〔官報〕昭和26・12・7、昭和二十六年一月京都地方裁判所判事〔官報〕昭和26・12・13、昭和三十六年七月大阪高等裁判所判事〔官報〕昭和36・7・12、昭和二十九年六月大阪地方裁判所判事部事務総括〔官報〕昭和39・6・3、昭和四十三年四月依願免本官〔官報〕昭和43・4・17、昭和四十三年四月公証人・神戸地方法務局所属〔官報〕昭和43・4・23、昭和五十四年一月依願免公証人〔官報〕昭和54・1・20

(二) 検事の履歴

① 山口龍作

●明治一六年三月一四日生、石川県江沼郡東谷口村、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・横浜地方裁判所詰、明治四五年四月横浜地方裁判所予備判事、大正元年一月中津区裁判所判事、大正二年五月横浜区裁判所判事、大正六年九月東京区裁判所判事、大正九年五月横浜区裁判所判事、大正一一年五月東京地方裁判所判事、大正一二年八月函館区裁判所判事、大正一四年一〇月大阪控訴院検事、大正一五年七月大阪区裁判所判事、昭和三年八月京都府裁判所判事、昭和四年一〇月大阪控訴院検事、昭和一一年一月鳥取地方裁判所判事正、昭和一三年三月松山地方裁判所判事正〔人物事典Ⅰ～Ⅴ〕、昭和一六年五月長崎地方裁判所判事正〔官報〕昭和16・5・14、昭和一九年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和19・3・27〔28〕、昭和一九年九月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和19・10・16、昭和四〇年六月二六日登録取消・死亡〔官報〕昭和40・7・13

●明治一六年三月一四日生、「出身地」加賀市、「事務所」大阪市南区心斎橋筋通一丁目そごう百貨店八階、「電話」(751)八四五六〇九、「自宅」大阪市阿倍野区播磨町四二ノ五、

昭和一九年弁護士登録・大阪(三四三八)、明治四二年東京帝大法科卒、明治四二年司法官試補、判事任官後検事転官、各地検事正、昭和一九年三月大審院検事退職〔日本弁護士大観〕昭和37年

② 小山芳良

●明治三〇年一月九日生、和歌山県西牟婁郡田辺町、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年一月大阪地方裁判所予備判事、昭和二年四月京都府裁判所判事、昭和六年五月高松地方裁判所判事、昭和七年一〇月大阪地方裁判所判事、昭和一二年四月神戸区裁判所判事、昭和一四年九月神戸地方裁判所判事〔人物事典Ⅲ～Ⅴ〕、昭和一七年二月退職〔官報〕昭和17・2・13、昭和一七年三月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和17・4・11、昭和二十一年一二月登録取消〔官報〕昭和22・1・20、昭和二十三年三月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和23・4・27、昭和四十三年八月登録取消〔官報〕昭和43・9・30

●明治三〇年一月九日生、「出身地」田辺市、「事務所・自宅」枚岡市額田二三〇、「電話」(〇七二〇六)六〇九、昭和二十三年弁護士登録・大阪(四九一一)、大正一〇年東京帝国大学法科卒、大阪・京都・神戸・高松各地検事、興紀無尽専務歴任、(株)興紀相互銀行社長。(全国弁護士大観)昭和37年

●正五位勲五等双光旭日章、興紀相互銀行社長、弁護士、和歌山県田辺市在籍、妻豊子大正四年三月一五日生。明治三〇年一月九日政次郎の四男に生まる、大正一〇年東大英法科卒業、川北電機製作所勤務、大正一三年三月司法官試補、大正一四年一月大阪地検予備検事となり、京都、高松、大阪、神戸各地検事を歴任、昭和一七年三月弁護士を

開業、昭和一八年三月興紀無尽専務に選ばれ、顧問、取締役を経て、昭和二十一年一月社長に就任、昭和二六年改称す、昭和四三年一月勲五等に叙せらる、「趣味」碁、謡、ゴルフ、「親戚」妻の兄末包博通（坂出市会議長）、「宗教」臨濟宗、「住所」枚方市額田二三〇↓東大阪市山手町一ノ一二、「電話」(81)二六〇九、「勤務先電話」和歌山(3)八一八一。
〔人事興信録〕昭和32年・昭和39年・昭和41年・昭和44年

③ 木村正

● 明治一三年九月九日生、大津市別所、明治四一年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・大津地方裁判所詰、明治四四年一二月大津地方裁判所予備検事、大正元年一〇月松山区裁判所検事、大正二年八月舞鶴区裁判所検事、大正六年六月名古屋区裁判所検事、大正八年六月大垣区裁判所検事、大正一一年四月岐阜区裁判所検事、大正一二年四月岐阜地方裁判所検事、昭和二年一二月安濃津地方裁判所検事、昭和四年二月大阪控訴院検事、昭和四年一〇月京都地方裁判所検事、昭和九年一二月富山地方裁判所検事正、昭和一一年一二月函館地方裁判所検事正、昭和一二年一二月安濃津地方裁判所検事正〔人物事典 I-V〕、昭和一五年一〇月熊本地方裁判所検事正〔官報〕昭和15・10・3、昭和一八年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和18・3・25〔26〕、昭和二二年二月弁護士登録・大津〔官報〕昭和21・3・19、昭和二八年大津弁護士会長〔滋賀弁護士会史〕平成15年、昭和三三年三月登録取消〔官報〕昭和33・4・5

● 明治十三年九月九日を以て大津市別府町に生る。厳君は元大津警察署長木村武氏にして其の長男なり、明治四十一年七月東京帝国大学法学部独法科を卒業す、直ちに司法官試補に任じ大津地方裁判所に勤む、明治四十四年十二月検事に任じ、大正元年十月松山区裁

判所、大正二年八月舞鶴区裁判所、大正六年名古屋区裁判所、大正八年六月大垣区裁判所、大正十一年四月岐阜区裁判所等に歴補す、大正十二年四月岐阜地方裁判所上席検事に、昭和四年三月大阪控訴院検事に転じ、今日に至る、「家庭」令閨は勝子と称し、その間に長男治君、次男誠君、令嬢文子、章子、歌子の二男三女を有す、「住所」大阪市北区老松町三丁目。〔近江人要覧〕第一第二合輯・昭和6年

④ 村上雄治

● 明治二三年一〇月一日生、宮城県刈田郡円田村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正六年四月東京地方裁判所予備判事、大正六年八月東京地方裁判所予備検事、大正六年九月盛岡地方裁判所検事、大正七年一二月郡山区裁判所検事、大正八年八月八戸区裁判所検事、大正九年一〇月札幌地方裁判所検事、昭和四年一二月京都府区裁判所検事、昭和五年一二月大阪控訴院検事、昭和八年六月東京地方裁判所検事、昭和八年一二月東京控訴院検事、昭和一一年三月小倉区裁判所検事、昭和一二年六月宮崎地方裁判所検事正〔人物事典 I-V〕、昭和一四年一二月福井地方裁判所検事正〔官報〕昭和14・11・14、昭和一六年四月甲府地方裁判所検事正〔官報〕昭和16・5・3、昭和一八年三月水戸地方裁判所検事正〔官報〕昭和18・3・29、昭和二〇年四月金沢地方裁判所検事正〔官報〕昭和20・4・30、昭和二二年二月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・2・22、昭和二二年八月弁護士登録・仙台〔官報〕昭和22・10・13、昭和三六年一二月三一日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・2・19

⑤ 大平廣衛

● 明治一九年一〇月一七日生、岐阜県安八郡結村、大正二年七月東京帝国大学法科大学

卒業、大正二年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正四年三月東京地方裁判所予備検事、大正四年七月大阪区裁判所検事、大正五年一二月高松地方裁判所検事、大正六年九月丸亀区裁判所検事、大正八年六月京都地方裁判所検事、大正一〇年七月伊丹区裁判所検事、大正一一年一二月新宮区裁判所検事、大正一三年一二月彦根区裁判所検事、昭和二年三月大津地方裁判所検事、昭和二年五月裁判所書記登用試験委員、昭和三年七月徳島地方裁判所検事、昭和七年四月大阪控訴院検事、昭和九年一二月神戸区裁判所検事、昭和一二年一月京都地方裁判所検事、昭和一三年一月姫路区裁判所検事（人物事典〔1〕V）、昭和一五年一月鳥取地方裁判所検事正（官報）昭和15・1・16）、昭和一八年五月松山地方裁判所検事正（官報）昭和18・5・11）、昭和二〇年九月岡山地方裁判所検事正（官報）昭和20・9・5）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報）昭和21・2・22）、昭和二一年四月弁護士登録・岐阜（官報）昭和21・5・25）、昭和二五年一月登録取消（官報）昭和25・2・10）

（三）弁護士の閲歴

①若林駒之輔

●明治二六年一二月弁護士試験及第（官報）明治26・12・8）、明治二七年一月弁護士登録・宮崎（官報）明治27・2・6）、明治四四年七月大審院懲戒判決・停職二月（官報）明治44・7・26）、明治四四年一月登録取消（官報）明治44・11・13）、大正五年三月弁護士登録・宮崎（官報）大正5・3・30）、大正五年五月登録換↓京都（官報）大正5・5・10）、昭和八年京都弁護士会長（京都弁護士会史）明治大正昭和戦前編）、昭和一八年一二月三〇日登録取消・死亡（官報）昭和19・1・13）

●京都中央市場倉庫(株)監査役、京都弁護士会長、弁護士、京都市中京区間之町丸太町南入ル、電話上三二〇〇、明治四年三月一八日京都市に生る、明治二六年明大法科を卒業、

弁護士試験に合格、宮崎県に於て開業、大正五年現地に転ず、曩に宮崎県会議長たり、「宗教」真言宗、「趣味」囲碁、撃剣、「家庭」長男三捷（明治三七年生、京大医科卒、府立医大勤務）、一男大輔（明治三八年生、立命館大学卒、日大研究科在）、二女相子（明治四五年生、府立第一高女卒）、三男庫助は妹の養子となる（大衆人事録）昭和9年）

●京都中央市場倉庫(株)監査役、弁護士、京都土族、長男・三捷（明治三七年一一月生、京大医科卒医博、京都府立病院勤務）、一男・大輔（明治三九年三月生、立命館大学卒、日大研究科、大阪区裁検事昭和18年版）。京都府土族若林敬太郎の弟にして、明治四年三月一八日出生、明治二八年家督を相続す、明治二六年明大法科を卒業、弁護士試験に合格し、宮崎県に於て開業、曾て宮崎県会議長たり、大正二年郷里に帰り、前記会社の重役に就任す、曩に京都弁護士会長に推さる、「趣味」囲碁、撃剣、「宗教」真言宗、「家族」尚ほ三捷妻（大正三年生、京都、鈴鹿純三長女、京都府立第一高女卒）、大輔妻（京都府小山源治二女、京都府立第一高女卒）あり、三男宰輔（明治四一年五月生、日本放送協会勤務、法学士）は熊田氏の家籍に入り、長女和子（明治三五年一一生、京都府立第一高女卒）は兵庫県弁護士佐藤三郎に、二女相子（明治四四年八月生、京都府立第一高女卒）は兵庫県法学士木村一郎に、妹静枝（明治一一年一〇月生）は新潟県故有坂忠平に嫁す、（京都市右京区御室芝橋町一二、電話西陣一三八八）（人事興信録）昭和9年・昭和12年・昭和16年・昭和18年）

●中央市場倉庫(株)監査、弁護士、中京区間之町丸太町下ル、「電話」上三二〇〇、「閲歴」明治四年三月一八日京都市に生る、明治二六年明大法科卒業、弁護士試験合格、宮崎県に開業、大正五年現地に転ず、曩に宮崎県会議長たり、「宗教」真言宗、「趣味」碁、剣道、「家庭」長男三捷（明治三七年生、京大医科卒、府立医大勤務）、一男大輔（明治三八

年生、立命館大・日本大研究科各卒)、三男幸輔(明治四一年生、放送協会勤務)は妹の養子となり、長女和子(明治三五年生、府立一高女卒)は岡山県弁護士佐藤三郎に、二女相子(明治四四年生、府立一高女卒)は兵庫県木村一郎に、妹静枝(明治一一年生)は他家に嫁す(『大衆人事録』近畿中国四国九州篇・昭和18年)

●若林駒之輔「○(注、池田君生前の逸事追慕)」(『故池田繁太郎君追慕録』、故池田繁太郎君追悼会・一九三六年一〇月)

②新免峰彦

●明治二年一二月二日生、岡山県吉野郡大野村、明治三〇年七月東京法学院卒業(『人物事典』)、明治三二年一二月判事検事登用試験及第(『官報』明治31・11・14)、明治三一年一二月司法官試験補・新潟区裁判所詰(『官報』明治31・12・8・9)、明治三三年七月神戸区裁判所検事(『官報』明治33・7・31)、明治三六年六月篠山区裁判所検事(『官報』明治36・6・2)、明治三八年四月和歌山区裁判所検事(『官報』明治38・4・4)、明治四〇年一月高松地方裁判所検事(『官報』明治40・1・26)、明治四一年六月高知地方裁判所検事(『官報』明治41・6・6)、明治四三年一〇月高松地方裁判所検事(『官報』明治43・10・10)、大正二年五月高松区裁判所兼高松地方裁判所検事(『官報』大正2・5・30)、大正三年二月大阪地方裁判所検事兼大阪区裁判所検事(『官報』大正3・2・16)、大正三年一〇月京都地方裁判所検事(『官報』大正3・10・15)、大正五年七月京都地方裁判所兼京都府裁判所検事退職(『官報』大正5・7・6)、大正五年七月弁護士登録・京都(『官報』大正5・7・29)、昭和一三年五月五日登録取消・死亡(『官報』昭和13・6・9)

●「事務所」京都市中京区柳馬場通二条下ル、「電話」上四一八〇、「本籍」岡山(『日本弁護士名簿』昭和4年)

③大橋九平治

●大正一二年一二月高等試験司法科合格・弁護士試験(大正12年法律第52号)合格(『官報』大正13・1・7)、大正一三年三月司法官試験補・東京詰(『官報』大正13・3・13)、大正一四年一二月東京地方裁判所兼東京区裁判所予備判事(『官報』大正14・12・7)、昭和三年四月東京地方裁判所判事・退職(『官報』昭和3・4・13・14)、昭和三年五月弁護士登録・東京(『官報』昭和3・5・10)、昭和一九年東京弁護士会常議員会副議長(『東京弁護士会百年史』)

●従七位、弁護士、本郷区駒込追分町三〇、「電話」小石川五五〇二、「閲歴」岐阜県宇一の二男、明治一八年九月一〇日生る、明治四〇年日大卒業、大正一二年司法科試験合格、判事を経て、昭和三年開業、曩に区会議員、日本弁護士協合理事たり、『強制執行判例学説』其他の著あり、「宗教」真宗、「趣味」碁、運動、読書、「家庭」妻玉枝(明治二六年)三重県加田利八長女、木元高女卒、長男博(昭和三年)(『大衆人事録』東京篇・昭和17年)

●「事務所」東京市本郷区駒込追分町三〇、「電話」小石川五五〇二、「本籍」岐阜(『日本弁護士名簿』昭和4年)

●大橋九平治編『刑事判決書研究附判例』(星社・一九二六年一〇月)、大橋九平治編『土地建物借地借家関係判例並要義』(常磐書房・一九二七年二月)、大橋九平治編『強制執行判例附論説』(常磐書房・一九二八年四月)、大橋九平治編『刑事判決書研究』(松山書房・一九三二年二月・補訂再版)

④尾崎保

●明治二三年一二月文官高等試験司法官合格(『官報』明治23・12・22)、明治二四年一月司法官試験補・京都地裁詰(『官報』明治24・1・24)、明治二五年七月宮津区裁判所検事(『官報』明治25・7・15)、明治二五年七月宮津区裁判所判事(『官報』明治25・7・27)、明治三一年一月依願免本官(『官報』明治31・1・22)、明治三一年二月弁護士登録・京都(『官報』明治31・2・22)、明治四一年・明治四二年

・大正一四年京都弁護士会長、明治四三年京都弁護士会副会長（京都弁護士会史「明治大正昭和戦前編」、昭和一二年八月七日登録取消・死亡（官報 昭和12・9・15）

●従七位、南北瓦斯石油、東和鉱業各（株）各取締役、京都合同弁護士事務所長、弁護士、京都市右京区花園鳴滝藤ノ木町一、電話西陣一一七八、「事務所」京都市中京区烏丸通夷川下ル、電話上二七八、文久二年二月京都府に生る、明治二三年明治法律学校卒業、判検事登用試験に合格、任司法官試験補判検事に歴任後退官、明治三一年弁護士を開業、京都合同法律事務所長なり、「宗教」基督教、「趣味」謡曲、囲碁、書画、「家庭」男収二（明治二九年生）米国アイオア大学機械科卒、京都市技師、同妻静子（明治四一年生）東京府木幡武彦妹（大衆人事録 昭和9年）

●南北瓦斯石油、東和鉱業、源氏洗粉各（株）取締役、弁護士、京都府在籍、男収二（明治二八年四月生）、婦静子（明治四〇年五月生）二男収二妻、福島県木幡恭三二女。京都府人尾崎五郎右衛門の二男にして、文久二年出生、明治一一年先代重右衛門の養子となり、昭和四年家督を相続す、明治二三年明治大学を卒業し、後判事検事弁護士となり、現時前記各会社の重役たり、「趣味」盆栽、囲碁、読書、「宗教」基督教、「家族」尚ほ孫ふみ（昭和五年一月生）二男収二長女、同恭（昭和六年九月生）同長男、同恒（昭和八年一二月生）同二男あり、二女とみ（明治三一年六月生）は香川県人佐立健雄に、三女さだ（明治三三年六月生）は京都府人遠藤九思に嫁す、「住所」京都市右京区鳴滝藤ノ木町一、「電話」西陣一一七八（人事興信録 昭和12年）

●尾崎保、上京区河原町通三条上ル下丸屋町、

文久二年二月九日、加佐郡倉谷村（後の余内村字倉谷）の大庄屋、尾崎五郎右衛門の二男に生れ、のち親族尾崎重右衛門の死跡を継いだ。幼少のころ同村東山寺の寺子屋に学び、明治九年小学校創設と同時に入学し、翌一〇年六月一級に進級して助教となった。さらに明治一一年の春一等補助の資格を取り、翌一二年一月京都府師範学校に入学し、明治一四年二月同校を卒業した。卒業後ただちに明倫小学校に奉職し、次いで小川小学校首座となり、明治一六年五月成徳小学校に転じ、訓導兼校長となった。しかし向学の念やみがたく、明治一八年一月職を辞して、大阪の渋川弁護士の許に走り、師範時代の親友奥繁三郎とともに書生をつとめ、かたわら関西法律学校（関西大学の前身）に学んだ。さらに明治二〇年一二月上京して明治法律学校（明治大学の前身）に入り、二三年七月同校を卒業、同年文官高等試験に合格した。翌二四年二月司法官試験に任ぜられ、京都地方裁判所宮津支所に監督判事として赴任し、明治二五年検事に、同二六年判事となったが、明治三一年一月予審判事を最後として退官し、弁護士となった。これより京都弁護士会に所属し、河原町三条上ルに事務所を設け専ら訴訟事務に従事したが、声望とみに高まり、京都弁護士会長にも三期にわたって就任した。

一方、明治四〇年九月郷里加佐郡より立候補して府会議員に当選し、明治四四年九月再選（上京区選出）、大正四年九月まで在任し、その間、参事会員にも就任した。府議在職中、教育行政については特に関心深く、明治四二年の府会では、当時、世上で批判的的となっていたいわゆる教科書問題について質問し、教員に対する待遇の改善を要望、大正二年には、有志議員とともに京都帝国大学に農科の設置を要望した。また同年九月の臨時府議会では、博覧会事業の前後収拾案として出された植物園案に対し、反対質問の第一陣を承って大いに気を吐いたもので、翌三年には森田茂らとともに「舞鶴港利用ニ関スル意見書」

を提出し、同港の発展に努めた。氏の弁舌は莊重にして明晰、切れ味のよい所があったと評されていた。かねて立憲政友会に所属し、同党京都支部の常務幹事・支部長の要職にあったが、大正二年には有志と共に同党を脱した。かつて明治四一年八月、京都市が市会に付議せずして三井銀行と借款を締結した際には、反対運動を起して世論の喚起に努めたもので、また大正二年のはじめから京都地方にも澎湃として起った護憲運動に参加し、京都市民の間に政治思想を鼓吹した。

氏は法曹界や地方政界にあつて重きをなすとともに、また熱心なキリスト教信者で、組合協会に属し、京都基督教會（中京区富小路二条下ル）および京都基督教青年会の創設者でもあつた。このほか明治法律学校校友会京都支部幹事、京都府師範学校同窓会長、京都基督教青年会および同志社の理事等に就任し、また京都府教育会の会計監督・幹事・庶務部長・教化部長等を歴任した。なお実業貯金株式会社相談役をはじめ、瓦斯会社ほか三、四の会社の顧問あるいは相談役を兼ね、社交界では京都倶楽部員やしがらき会員になつていた。

氏は蘇骨を号して俳句をたしなみ、余暇には謡曲・囲碁を楽しみ、また書を能くした。家庭にあつては妻梅子との間に三男四女（うち二男二女早世）をあげたが、梅子は元福知山藩士平田八郎の長女で、明治二四年結婚した当時まで教員をつとめ、内助の功が大であつた。昭和一二年七月二七日、急性腸カタルのため自宅で死去した。享年七六才。墓所は洛東若王寺山にある。後継者尾崎収二氏（次男）右京区鳴滝藤ノ木町一協和自動車株式会社取締役兼サービズ部長（京都府議會歴代議員録）昭和36年

●「事務所」京都市中京区烏丸通夷川上ル、「電話」上一八七、「本籍」京都（日本弁護士名

簿）昭和4年

●在宮津校友尾崎保「擬律擬判 第四十四号刑事問題」『法政誌叢』第130号、私立明治法律学校・一八九一年八月

⑤小田美奇穂

●大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27、大正一二年三月弁護士登録・京都（官報）大正12・3・30、昭和五年・昭和二〇年京都弁護士会副会長（京都弁護士会史）明治大正昭和戦前編、昭和二二年京都弁護士会長、昭和二八年〜昭和三二・昭和三七年人権擁護委員長、昭和三三年司法修習委員長、昭和四四年法廷委員長（京都弁護士会史）昭和戦後編、昭和四六年八月二四日登録取消・死亡（官報）昭和46・10・25

●弁護士、広島県出身、「住所」京都市上京区衣笠北高橋町四六、電話（4）一四三、「事務所」京都市中京区河原町通六角下ル第一生命内、電話（2）二六三、「履歴」明治三一年八月二四日生、大正一一年立命館大学専門部法科卒、大正一二年弁護士開業、昭和二一年京都弁護士会長、社会党入党、昭和二二年四月より京都府議市議に当選、「宗教」真宗、「趣味」読書、囲碁、「家族」母ツネ（明治一〇年生）、妻ハナヨ（明治三十七年生）進徳高女卒、二女喜久子（昭和一一年生）（関西人事録）昭和31年

●弁護士、京都府地方労働委員会会長、京都市人事委員、広島県安佐郡安古市町在籍、妻ハナヨ（明治三十七年五月生）広島県吉川末太郎長女、進徳高女卒、二女喜久子（昭和一一年一二月生）同志社女子大英文科在、「閲歴」明治三一年八月二四日弥市の長男に生る、大正一一年立命館大専門部法科卒業、大正一二年四月弁護士を開業、昭和二一年京都弁護士会長に推され、同年社会党に入り、昭和二二年四月京都府議に又市議に当選、更に昭和

二七年以降京都府地方労働委員会委員に、昭和三〇年京都市人事委員に選任さる、先にタキイ種苗監査役たり、北溟と号す(京都市姓氏歴史人物大辞典(平成9年)、「研究」社会保障制度、「趣味」碁(三段)、読書、「宗教」真宗、「家族」長女亮子(大正一三年一月生)堀川高女卒は芝崎久也(医師)に嫁す、「住所」京都市北区衣笠北高橋町四六、電話西陣(4)一四三、「事務所」京都市中京区鉄屋町通竹屋町下ル、電話上(3)七六七(人事興信録「昭和32年」)

●北区衣笠北高橋町四六、明治三十一年八月二十四日、小田弥市、同ツネの長男として本籍地広島県安佐郡古市町宇古市で生れた。当家は代代農業をこととしており、先代は小学校教員を勤め、退職後は同村(当時は古市村)の村長や信用組合、農業協同組合の組合長を歴任していたが、昭和二十年八月六日、農協の所用で広島県庁に行き、到着の直前に原爆に被災し、同九日死亡した。

氏は広島市立広陵中学校を経て、大正十一年三月立命館大学専門部法律科を卒業し、翌十二年二月弁護士試験に合格するや、ただちに京都府裁判所所属弁護士としてこれに従事し、以来今日まで弁護士として活躍している。立命館大学在学中より労働運動に投身し、大正九年六月には創立されて間もない印友会(印刷工の労組)の常任幹事となつて会務運営と会員の啓蒙教育に当たったりしていたが、この間、同十年には、『日本労働新聞』に「労働運動に就て」などの論稿を載せ、インテリゲンチヤの労働運動への参加を論じ、また労働運動を政治運動から切りはなす傾向を批判している。

(注)大正一三年四月一日開講した京都労働学校では、小田は講義科目法律を担当したが、総同盟内の左右対立と弾圧も激化し、大正一五年四月頃には京都労働学校は閉鎖された。(渡部徹編著『京都地方労働運動史』増補版、京都地方労働運動史編集会・一九六八年一〇月、石田良三郎『京都地方労働者教育運動史』京都勤労者学園・一九七九年三月)

こうして弁護士になつてからも、大正十五年五月労働農民党京滋支部創立に積極的に参加し、同支部会計監査に選出された。同年十月、全国的なサラリーマンの組織化のなかで創立された京都サラリーマン・ユニオン創立大会にも、山本宣治らとともに出席した。労働党支部の中心的人物の一人として昭和二年一月には、第一回普通選挙施行のため、労働党京都一区選挙事務長に推されて水谷長三郎を立候補させ、氏自身もまた、同二年九月の京都府議選に南桑田郡から立候補したが落選した。昭和三年二月労働党を脱党し、以来弁護士業務に専心し、昭和二十一年四月からは京都弁護士会会長に就任した。

昭和二十二年戦後初の府会議員選挙に日本社会党から立候補して当選、同年市会議員選挙にも当選した。府議在職中、二十二年暮増産協会の起るや各派を代表して糾明に立ち、府政粛正委員会を設置して委員長となり、二十五年府政企画調査委員会の委員長に推され、法曹界で鍛えた識見をもって活躍した。同二十七年四月以降京都府地方労働委員会公益員に就任し現在に至っているが、一方では、立命館大学理事長(注、昭和35年10月〜昭和46年8月)の重責を負っている。

家庭では、社会民衆党京都支部創立者の吉川末次郎長女ハナヨを妻とし、二女がある。囲碁は日本棋院初段である(京都府議会歴代議員録「昭和36年」)

●小田美奇穂「努力家池田氏を憶ふ」(故池田繁太郎君追慕録「故池田繁太郎君追悼会・一九三六年一〇月」、小田美奇穂「十年を顧みて」『中央労働時報』389号、中労委会館・一九六三年一月)、小田美奇穂「労使関係法研究会の報告書について」『月刊労委労協』第136・137合併号、一九六七年四月)、小田美奇穂「不当労働行為迅速処理について」(『中央労働時報』464号、中労委会館・一九六八年一月)

⑥岡田庄作

●明治六年三月六日生、熊本市東坪井町（本籍 元福岡）、明治三五年七月明治法律学校卒業、明治三五年十一月判事検事登用試験及第（官報 明治35・11・13）、明治三五年一月司法官試験補・福岡地方裁判所詰（官報 明治35・12・2）、明治三八年四月大分区裁判所検事、明治三九年三月熊本地方裁判所検事、明治四一年一〇月水戸区裁判所検事、明治四二年四月東京地方裁判所検事、明治四四年二月東京区裁判所判事、大正元年一〇月東京控訴院判事（人物事典¹）、大正八年一月退職（官報 大正8・1・14）、大正八年一月弁護士登録・東京（官報 大正8・1・17）、昭和六年東京弁護士会長（東京弁護士会百年史）、昭和十二年六月四日登録取消・死亡（官報 昭和12・8・10）

●岡田庄作「独逸国ニ於ケル司法行政官ト検事トノ実務取扱上ノ関係及ヒ検事ト司獄官トノ執務上ノ関係」（『法曹記事』第21巻第2号、一九二二年二月）、岡田庄作「犯罪の捜査」（『法曹記事』第22巻第1号、一九二二年二月）、岡田庄作「刑罰ノ目的ヲ論ス」（『刑事法評林』第4巻第2号、一九二二年二月）、岡田庄作「少年裁判所ノ梗概」（『刑事法評林』第4巻第4号・5号、一九二二年四月・五月）、岡田庄作「因果関係ヲ論ス」（『刑事法評林』第4巻第6号、一九二二年六月）、岡田庄作「独逸ノ参審裁判所」（『刑事法評林』第4巻第7号・第8号、一九二二年七月・八月）、岡田庄作「独逸ノ陪審裁判所」（『刑事法評林』第4巻第9号・第10号、一九二二年九月・一〇月）、岡田庄作「独逸ニ於ケル恩赦ノ歴史」（『刑事法評林』第4巻第12号、一九二二年二月）、岡田庄作「陪審制度の研究」（『国家及国家学』第1巻第3号、一九二三年四月）、岡田庄作『刑法原論総説』（明治大学出版部、第1版・一九二三年九月・第21版・一九二九年四月）、岡田庄作『刑法原論各論』（明治大学出版部、第1版・一九二四年一〇月・第19版・一九二七年四月）、岡田庄作「法規ノ競合ト罪ノ想像上俱発トノ関係」（『法学志林』第18巻第8号、一九二六年八月）、岡田庄作「故意ノ内容」（『法学志林』第18巻第10号、一九二六年一〇月）、岡

田庄作「刑事訴訟政策論」（『国家及国家学』第4巻第10号、一九二六年一〇月）、岡田庄作「強盜殺人罪に就て」（『国家及国家学』第4巻第12号、一九二六年二月）、岡田庄作「譴責刑のノ歴史的發達（上）（下）」（『法学志林』第19巻第1号・第3号、一九二七年一月・三月）、岡田庄作「連続犯ニ就て」（『法学新報』第27巻第4号、一九二七年四月）、岡田庄作「連続犯トシテ移審シタル事件ノ一部ニ関スル無罪ノ宣告」（『法学新報』第28巻第10号、一九二八年一〇月）、岡田庄作『刑事訴訟法原論』（明治大学出版部・一九二八年二月）、岡田庄作「放火罪の既未遂を論ず」（『日本弁護士協会録事』第238号、一九二九年二月）、岡田庄作「傷害致死ニ付テ（判例批評）」（『法学志林』第21巻第8号、一九二九年九月）、岡田庄作「他人ノ家ニ放火シ独立焼燬ヲ起シタルトキ之ヲ幫助シテ火力ヲ増大ナラシメタル者ノ処分」（『法学新報』第29巻第9号、一九二九年九月）、岡田庄作『裁判上ノ免刑論』（岡田庄作・一九二〇年三月）、岡田庄作『明法録第一巻』（岡田庄作法律事務所・一九二〇年二月）、岡田庄作『刑法要論』（明治大学出版部・一九二二年一〇月）、岡田庄作「第一審ノ輕罪判決ニ対シ控訴審力重罪トシテ予審ニ移シタル場合ト予審ノ手続」（『法学新報』第32巻第3号、一九二三年三月）、岡田庄作「改正刑事訴訟法の特質」（『法律及政治』第1巻第7号・8号、一九二二年二月・二月）、岡田庄作『改正刑事訴訟法原論総論上巻』（明治大学出版部・一九二三年四月）、岡田庄作『改正刑事訴訟法原論総論下巻・各論』（明治大学出版部・一九二四年一月）、岡田庄作『錯誤論』（明治大学出版部・一九二四年二月）、岡田庄作『陪審法論』（明治大学出版部・一九二七年二月）、岡田庄作「主観主義の刑法論を論ず」（『法曹公論』第345号、御大礼記念号・一九二八年二月）、岡田庄作「刑事訴訟法雜題」（『法律論叢』第7巻第1号、一九二八年一月）

⑦野間泰治

●大正一一年九月弁護士試験及第（官報 大正11・9・30）、大正一一年一二月弁護士登録・京都（官報 大正12・1・10）、昭和七年京都弁護士会副会長（京都弁護士会史「明治大正昭和戦前編」、昭和一一年一二月登録取消（官報 昭和12・1・16）、昭和一四年三月弁護士登録・京都（官報 昭和14・4・

14)、昭和一五年四月登録取消〔官報〕昭和15・5・10)、昭和二四年八月弁護士登録・大津〔官報〕昭和24・10・4)、昭和三〇年四月七日登録取消・死亡〔官報〕昭和30・5・18)

●「事務所」京都市中京区高倉通竹屋町下ル、「電話」上三四六九、「本籍」京都〔日本弁護士名簿〕昭和4年

●大津市神出高観音、明治二八年一〇月一八日京都市に生る、日本大学法学部卒業、大正一一年弁護士開業現在に至る、「趣味」歴史、考古学、像型美術〔滋賀県名士録〕昭和28年

●野間泰治「思出話」〔京都府立宮津中学校創立三十周年記念沿革誌〕京都府立宮津中学校同窓会・一九三三年五月

⑧藤野慶三〔旧姓・山田〕

●大正一一年九月弁護士試験及第〔官報〕大正11・9・30)、大正一二年二月弁護士登録・京都〔官報〕大正12・2・8)、昭和二二年京都弁護士会長、法令調査委員長、对外委員長〔京都弁護士会史〕昭和戦後編)、昭和二三年一月二三日弁護士登録・京都〔官報〕昭和23・2・25)、昭和二三年三月京都労働者災害補償保険審査会委員〔官報〕昭和23・4・15)、昭和二八年二月一五日登録取消・死亡〔官報〕昭和28・3・11)

●「事務所」京都市中京区三条通新町西入、「電話」中三六〇七、「本籍」京都〔元福岡〕〔日本弁護士名簿〕昭和4年

⑨安部武城

●昭和二年一二月弁護士試験〔大正12年法律第52号〕合格〔官報〕昭和2・12・26)、昭和三年一月弁護士登録・京都〔官報〕昭和3・2・16)、昭和一一年六月三〇日登録失効〔弁護士法附則第五項〕〔官報〕昭和11・9・29)

●「事務所」京都市中京区夷川通油小路西入、「電話」上三一六三、「本籍」島根〔日本弁

護士名簿〕昭和4年

⑩酒見新一

●大正一三年一二月高等試験司法科合格〔官報〕大正13・12・11)、大正一四年二月弁護士登録・京都〔官報〕大正14・3・7)、昭和七年常議員会副議長、昭和九年京都弁護士会副会長〔京都弁護士会史〕明治大正昭和戦前編)、昭和一九年八月登録取消〔官報〕昭和19・9・11)、昭和二〇年一二月弁護士登録・京都〔官報〕昭和21・1・23)、昭和二二年一月登録取消〔官報〕昭和23・1・20)、昭和二三年九月弁護士登録・京都〔官報〕昭和23・10・26)、昭和三七年九月二日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・10・17)

●京都府土木建築組合、紙函工業組合、山城無尽各顧問、市嘱託、弁護士、「事務所」京都市上京区油小路丸太町上ル、電話上九九、「閲歴」福岡県恒藏二男、明治三一年九月一日生る、立命館大学法科卒業、大正一三年高文司法科試験合格、池田法律事務所勤務、昭和二年開業、曩に京都弁護士会副会長たり、「宗教」禅宗、「趣味」読書、観劇、「家庭」妻さえ(明治三五年生)高田秀一姉、兵庫山田高女卒、長男哲郎(大正一四年生)府立一中卒〔大衆人事録〕近畿中国四国九州篇・昭和18年

●酒見新一「池田先生の門下生として」〔故池田繁太郎君追慕録〕故池田繁太郎君追悼会・一九三六年一〇月)、「親子弁護士」酒見新一・哲郎〕〔自由と正義〕第4巻第9号、一九五三年九月

⑪塚崎直義

●明治四一年一二月京都帝国大学法科大学卒業〔官報〕明治42・7・19)、明治四三年八月弁護士登録・東京〔官報〕明治43・8・5)、昭和五年・昭和二二年東京弁護士会長〔東京弁護士会百年史〕、昭和二二年八月登録取消〔官報〕昭和22・10・13)、昭和二二年八月最高裁判所判事〔官報〕昭和22・8

・5)、昭和二六年二月依願免本官〔官報〕昭和26・2・19)、昭和二六年三月弁護士登録・東京〔官報〕昭和26・4・9)、昭和二九年四月日本弁護士連合会長〔東京弁護士会百年史〕、昭和三二年三月二十六日登録取消・死亡〔官報〕昭和32・4・20)

● 弁護士、塚崎法律事務所主、日本弁護士協会名誉理事、東京日日新聞社顧問、妻里江(大分県生地家女)大分高女卒、男公俊(大正五年九月生)京都府立第一中学校在、女テル(大正九年二月生)。君は大分県人塚崎善六の三男にして、明治十四年五月を以て生る、明治四十五年分れて一家を創立す、夙に日本中学、山口高校を経て、明治四十一年京都帝国大学法科大学独法科を卒業し、弁護士を開業し今日に至る、現に日本弁護士協会名誉理事に推され、法曹界に重きをなす、傍ら東京日日新聞法律顧問たり、曩に東京弁護士会々長、小田原急行電鉄会社法律顧問たりし事あり、「宗教」真宗、「趣味」読書、家族は尚長女敏子(明治四五年二月生)は英国倫敦大使館外交官補山田久祐に嫁せり、(東京市牛込区市ヶ谷富久町二一、「電話」四谷二八〇三)〔帝国大学出身名鑑〕昭和7年)

● 君が呱呱の声を挙げたる地は大分県下にして、山口高等学校を経て京大独法科に学び、明治四一年出身の法学士たり。卒業の年、直に日本醤油醸造会社に入りて秘書役に任じ、精励恪勤の結果累進して副支配人の椅子を占むるに至り、尼ヶ崎支店に勤務して鈴木社長(信用頗る厚かりしも、事業の頓挫を来たすに及びて鈴木社長と進退を共にし、先輩頻りに他の会社に相当の椅子に就かん事を勧むる者ありしも悉く之を斥けて、昨年九月始めて弁護士事務所を開き(注、高木益太郎弁護士事務所に約一年半勤めて独立した、独立独歩の舞台に立ちて自己の手腕により自己の運命を開拓せんとし、今や大に業務に奮励して只管依頼者の意に反かざらん事を期しつゝあり。君が従来(の)経験上民事商事はその得意とする処にして、現に

某大商店の法律顧問を依頼せられ居れるも、然も君自身は刑事々々に趣味を有して、此方面にも亦其の手腕を揮はん事を欲しつゝあり。資性温順にして義に厚く、然も内に覇気を蔵して、須臾も向上発展の念を絶たず、将来の成功思ふ可し。事務所は四谷区永住町二番地(電話番町三七五五番)に在り(日本弁護士総覧(合本、大正5年)

● 「刑事弁護の権威 塚崎直義氏」在野法曹界多士濟々たる中に、刑事の権威として嶄然頭角を顕し、名声を恣にしるる人に弁護士塚崎直義氏がある。而も大廈の成る決して一日の故では無い如く、今日の地位をきづくまでには、やはり氏の尋常ならざる苦心が背後にあつたのである。

氏は、四十一年の帝大出身であるが、其の面目の異なる、他の法学士には見られぬものがある、それも其の筈、在学当時の氏は、苦学力行、自ら働いて学資をつくりつゝ研学した立志伝中の一人であつたからである。弁護士を開業して後の氏は、逐年其の敏腕を發揮し、大浦事件、山憲事件を始めとして甘粕事件其他の大事事件に殆んどもれなく関係し、いつも透徹した弁論を試みてゐる。それから、軍法会議に出席した弁護士としては、氏が最初であり、当時一般の注意を惹いたものである。

社会的信望も厚く、取扱事件は都下第一の評があり、現に大阪毎日新聞、東京日日新聞の法律顧問である。生国は大分県宇佐八幡村、今や不惑の域に達すると共に声望益々高く、先年は欧州を漫遊し、陪審法実施のため尽力した事は世人の記憶に尚新しい(昭和新立志伝昭和4年)

● 塚崎直義君「事務所」東京市四谷区富久町二一番地、「現住所」同、「電話」四谷二八〇二、「経歴」明治一四年五月一〇日生、大分県宇佐郡八幡村出身、明治四一年京都帝国大

学独法科卒業、東京弁護士会前会長、東京弁護士会陪審制度調査委員長、東京弁護士会三百取締法制定調査委員長、日本弁護士協会前理事、東京弁護士会所属

君は刑事弁護士界の一大権威であり、其の刑事弁護士としての地位、声望、技倆に至りては、他に多く君の右に出づるものはないと云つて宜い。君は頗る謙譲であつて礼儀に厚い。此の点に於て君は「長者の風格」がある。而かも君、一たび弁護の任を負ふて法廷に立たるるや、威容嚴然、満身是れ熱と血を以て満たされ、熱弁殆んど火の如きものがある。而かも立論、正々堂々、情理を尽くし、是非を極め、余すところなし。而して其の「弁護士成功」に至りては、普く天下の認めて異とするところたることは、今更云ふを俟たぬ。

昭和三年、我国に於て陪審制度実施せらるるや、君は司法省並に日本弁護士協会の囑託を兼ね、欧米各国の陪審制度調査の爲め外遊され、親しく各国の陪審制度の視察研究を遂げて帰国せられた。爾来、幾多の陪審事件に干与され、其の理想、抱負の実現に努力尽瘁されて居る。君の刑事弁護士としての成功並に努力は、我国の「刑事弁護士」上没すべからざるものがある。君は欧米各国の陪審制度を視察研究して帰朝せらるるや、『我等の陪審制度』なる著述を公にされて居る。依て以て君の陪審裁判に対する所感並に主義、主張の如何を知るべきである。

「趣味」読書、音楽、「家庭」令夫人里枝子さんは、頗る貞淑の誉が高い。令息公俊（大正五年生）、令嬢敏子（明治四五年生）、二女テル子（大正九年生）さんがあられる（現代弁護士大観 第1巻・昭和7年）

●東京日日新聞法律顧問、弁護士、牛込区市ケ谷富久町二二、「電話」四谷二八〇三、「履歴」大分県浅太郎弟、明治一四年五月生る、明治四五年分家、明治四一年京大独法科卒業、

曩に東京弁護士会長、小田急電鉄顧問たり、「家庭」妻ハツ（明治二四年三月生）大分県生地治長女、男公俊（大正五年九月生）市立一中卒、九大卒、日本鋼管社員、二女テル（大正九年二月生、雙葉高女卒）は永田録也に、長女敏子（明治四五年二月生、東京女高等師附属高女卒）は法学士外務事務官山田久就に嫁す、（東京市牛込区市ケ谷富久町二二、電話四谷二八〇三）（「大衆人事録」東京篇・昭和17年、「人事興信録」昭和16年・昭和18年）

●塚崎直義『判例要旨定義・学説試験問題・準条適条対照改正商法及理由』（法文社・一九二一年一〇月）、塚崎直義「山田憲の死刑になるまで」（『婦人公論』第6年第5巻、一九二二年五月）、塚崎直義「金が響となつた親子の惨劇」（『婦人公論』第6年第12号、一九二二年一月）、塚崎直義「最近の学説美人と犯罪」（『変態心理』

第8巻第5号、一九二二年一月）、塚崎直義「断じて不当なる解散——清浦内閣のなせし解散は憲法上より見て果して合法的なりや——」（『中央法律新報』第4年3号・一九二四年三月）、塚崎直義「奥太利国ウイーン（Wien）に於ける陪審裁判傍聴記（1〜4）」（『法律新報』大正15年9月15日・25日、10月5日・15日）、塚崎直義「陪審制度と其の実際（上・中・下）——維納の裁判傍聴記——」（『法曹公論』第321〜323号、一九二六年一〇〜十二月）、塚崎

直義『吾等の陪審裁判』（忠誠堂・一九二八年一月）、塚崎直義「死刑廃止を痛感——刑事上遭された問題の一——」（『法律新聞』昭和4年9月3日）、塚崎直義「一休と蜷川」（『キング』第5巻第5号、一九二九年五月）、塚崎直義「或るスリの懺悔話」（『キング』第5巻第12号、一九二九年二月）、塚崎直義「刑罰改良の方向」（『法律時報』第3巻第4号、一九三二年四月）、塚崎直義「切腹と執行猶予論（上・下）」（『法律新聞』昭和8年11月15日・18日、『法律新報』昭和8年11月25日・12月5日）、塚崎直義「陪審裁判と国民」（『雄弁新年号』第21巻第1号・附録

『昭和名演説集』大日本雄弁会講談社・一九三〇年一月）、塚崎直義「刑事裁判の今昔」（『裁判と檢察の話』朝日民衆講座第二十輯、朝日新聞社・一九三〇年一〇月）、塚崎直義「刑事補償法の根本思潮」（『法律春秋』第6巻第4号、一九三二年四月）、塚崎直義『弁護三十年』（岡倉書房・一九三七年一月）、塚崎直義「実際より観たる刑事補

●高山義三 京都市第一九代市長「任期」昭和二五年二月一〇日〜四一年二月四日（昭和三年六月全国市長会会長）

高山義三は、明治二五年六月一五日京都府中村栄助の三男として生まれた。大正七年京都市立第一高等学校を卒業。弁護士を開業する。

：昭和二五年二月一〇日に当選。以来四期一六年にわたり市勢伸張に尽力した。：「ゆりかごから墓場まで」のスローガン実践の第一歩として二五年から二七年にかけて市営葬儀、市営結婚式を始めた第一期。市憲章を制定（三一年五月）、京都市交響楽団の組織（同）、老人憩いの家を実現（三三年一月）した第二期。第三期にはパリと友情盟約を結び（三三年六月）、翌年六月にボストンと姉妹都市盟約を結ぶなど、国際都市づくりを本格的に軌道に乗せた。更に締めくくりの四期目は、道路、橋、浄水場、下水処理場、清掃工場等都市施設の充実と産業の振興を図った（日本の市長 第2巻・昭和59年）

●高山義三「我国農民解放の曙光」『解放』一九一九年二月号、高山義三「犯罪者の心理打出の二婦人殺し」・「探偵趣味問答」『探偵趣味』第2輯、一九二五年一〇月、「高山義三氏より」『探偵趣味』第3輯、一九二五年一月、高山義三「女性の殺傷事件をどう見る金から血へ」『探偵趣味』第6輯、一九二六年三月、高山義三「犯罪研究打出二婦人殺し事件（一）（二）」『新青年』第7巻第4号・第5号、一九二六年三月・四月、高山義三「脚の謀略！」『獵奇』第4巻第2輯、一九三二年四月、高山義三「死刑と無罪——刑事弁護の追憶片——」『鳥羽談叢』京都府立第二中学校創立三十周年記念祝賀会・一九三二年五月、高山義三「法窓ナンセンス夜話」『獵奇』第4巻第4輯、一九三二年六月、高山義三「文身を焼く女」『獵奇』第4巻第5輯、一九三二年七月、高山義三「法窓ナンセンス夜話」『獵奇』第4巻第6輯、一九三二年九月、高山義三「小笛事件の反響犯罪史的文献」『ぶるぶる』第4巻第5号、一九三六年五月、高山義三「京都市政と同和事業」『部落』第42号、一

九五三年五月）、高山義三「京都市の財政再建計画を中心として」『経済人』第10巻第6号、一九五六年六月）、高山義三「おんち市長の音楽行政」『文藝春秋』一九五九年二月号、高山義三「チエリウス先生さようなら——キリストは甦に生れ、京都市立交響楽団は地下室から生れた——」『文藝春秋』一九六一年九月特別号、高山義三「同志社人物誌(10)中村栄助」『同志社時報』第10号、一九六四年六月）、高山義三「国際文化観光都市京都における建設と保存の調整」『都市問題』第56巻第1号、一九六五年一月）、高山義三『わが八十年の回顧(落第坊主から市長まで)』（若人の勇気をたたえる会・一九七一年六月）

⑬ 荒賀勝平

●大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27、大正一二年三月弁護士登録・大阪（官報）大正12・4・7、大正一三年五月登録換↓京都（官報）大正13・5・19、昭和七年京都弁護士会副会長（『京都弁護士会史』明治大正昭和戦前編）、昭和三二年五月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和31・6・11）

●年は若いし人気のある 京都府会議員荒賀勝平君

旧憲政会時代からの古い民政党员で、京都における党人間では随分巾も利けば腕も光つてゐる。勿論府会をはじめてあるが、選挙の最初は随分苦戦を伝えられたものであるが、結果は存外で堂々一つの議席を占めたものである。

初陣の府会における質問の第一声は、商売柄特に縁故の深い免囚保護事業を府としてどんな程度で行つてゐるか——。といふ社会事業に関するものであった。歴代の議員が殊更らに予算方面にのみ捕はれた質問を發するのに比べて、これはまたなんと風変りの時代的な質問である。少なくとも府会に異常なセンセーションを捲起したことは、当時府会を傍聴したほどの人なら概ね「そうか」と得心しよう。

根が丹後の出身。議員としては真面目なグループにある人で、ずっと議席を見渡した処、愛嬌があつて真面目で朗らかな点は、誰にも負けない男である。年は若いし覇気はあり、京都の議員としては申分ない良質である。生れは府下加佐郡有路下村現在市内小川通中立売上ル処にドッシリとした事務所をもち、弁護士を開業してゐる。明治二十七年一月二日の生。関西大学を出て内務属を経、弁護士試験に合格、弁護士会常議員、軍法会議弁護士等の重職に挙げられ、現在青年民政党総務、民政党京都支部幹事、京都司法協議会委員等を勤めてゐるが、世上の人気はたいしたもの、こゝ数年間どんなに伸びるか際限がない位である。

その荒賀君が昭和七年一二月三日、八年度予算審議の通常質問戦府会の三日目に試みた演説はこうである――。府下における金融機関の監督不行届の結果、最近銀行、無尽、信用組合の倒産、破じやうが頻出して、人心頓に不安に駆られてゐる。これ等の匡救に対して倒産以前に何等か府としても保護する方法がないものか、と先年通常府会における坪田議員と当時の内務部長で今の北海道土木部長の泊武治君との一問一答の会議録を詳かに朗読、その舌の根も乾かぬ矢先き、この現状はどうしたのだ!と「銀行破綻」を、破じやうくと連呼して満場の失笑を買ひながら違丈高となつて齋藤知事に詰めよつた程の愛嬌者。殊に君の雄弁は益々揮つて、府下の特産品中西陣織に対する指導方針から、府立女学校に通学する女学生等が晨は早く夕べは遅く学業に励んでゐるが、彼の女等の将来は果して恵まれたものだらうか、根本的の対処研究こそ望ましいと、可憐な女学生の立場に同情し、そうかと思ふとブラジルに移殖政策の計画が時代に取り残された迂遠なものでないか――と、学務部長を窮地に陥入れ、社会事業施設の改廃を論じてやんやの喝采を博したもんで

ある。

とまれ、人間が正直で、飾り気がなく、愛嬌があつて如才がなく、丹後人丸出しのねばり強さを多分に持ったエ、人である。次期の府会はまだ堂々悠々と当選するだけの自信と素地は充分に持つてゐる――(昭和の△中巻・昭和8年)

●府会議員、弁護士、上京区紫野上柳町、「電話」西六八六八、「閲歴」明治二十七年生まる、昭和一四年府会議員に当選、昭和一六年一一月府参事会員に推さる(「人事興信録」昭和18年、

「大衆人事録」近畿中国四国九州篇・昭和18年)

●荒賀勝平 上京区紫野上柳町一〇

明治二十七年一月二日、荒賀徳三良、同きくの次男として、加佐郡有路下村字高津江に生れた。当家は江戸時代の宝永年間、新兵衛のころより代々地主として、村内で一、二を争う豪家であつた。父徳三良(第七代)は、明治の末年没落して村を出、舞鶴に住んで、同地で没した。

氏は幼名を吉藏と称し、明治三十七年有路下尋常小学校を卒業、一時、大阪の中村弁護士事務所に勤めたが、明治四五年二月、石川早之助(妻幸の父)の世話で新舞鶴町役場の臨時雇として勤務した。大正五年四月裁判所書記登用試験に及第し、翌年関西大学法経学科を卒業、大正八年上京して内務省衛生局雇となり、同一〇年一月には内務属に任じられた。大正一二年二月弁護士試験に合格するや、翌月大阪地方裁判所所属弁護士として登録、翌一三年五月、京都地方裁判所所属弁護士となり、のち終生、京都にあつて弁護士として活躍した。その間、昭和六年四月京都弁護士会副会長、昭和一三年一二月京都製麵工業組合の法律顧問などを歴任した。

一方、昭和六年九月府会議員となり、同一年五月横田大助の失格により繰上再選、以
来同二二年四月の任期満了まで在任した。その間数度にわたって参事会員となり、教育委
員・産業委員を歴任、昭和一四年一〇月教育委員長、同二〇年九月地方制度改革調査委員
長、翌年一〇月大都市制度調査委員長となった。そして、昭和一三年には朝鮮・満州地方
の商工業調査の視察を行い、西陣織の発展、第二中学校・舞鶴高等女学校の改築や府下の
教育施設の拡充改善、地方制度の改革に努力した。昭和九年通常府会に「司法保護事業に
関する意見書」を提出している。昭和三年一月立憲民政党に入党、以来京都支部常任委員
長になるなど民政党员として活躍し。一六年大政翼賛会京都支部協力会議員となり、二〇
年一二月日本自由党に入党した。大西太郎兵衛・芦田均らと親交があつた。

家庭では、大正一三年一月に結婚した妻幸（新舞鶴町の海軍軍人、石川早之助の四女）
との間に四男二女をもうけ、また書をよくした。昭和三年五月二一日、民事調停委員に
在職中死去した。享年満六二才。後継者荒賀貞雄氏（長男） 上京区紫野上柳町一〇 会社
員（京都府議会歴代議員録 昭和36年）

⑭ 中坊忠治

● 明治三十一年九月二五日生（大衆人事録 昭和18年）、昭和二年一二月高等試験司法科合格（「官報」
昭和2・12・26）、昭和三年三月立命館大学卒業（大衆人事録 昭和31年）、昭和三年五月弁護士登録・京
都（「官報」昭和3・5・31）、昭和一四年京都弁護士会副会長（「京都弁護士会史」明治大正昭和戦前編）、昭和
二六年京都弁護士会長、昭和二七年・昭和三〇年〜昭和三二年・昭和四三年弁護士推薦委
員長、昭和四一年人権擁護委員長、昭和四七年会館運営委員長（「京都弁護士会史」昭和戦後編）、昭
和五一年一月二四日登録取消・死亡（「官報」昭和52・2・25）

● 弁護士、上京区新烏丸丸太町上ル、「電話」上一六〇八、「閲歴」本府直三郎長男、明
治三十一年九月二五日生る、立命館大卒業、昭和二年司法科試験合格、昭和三年現地に開業
す、「宗教」浄土宗、「趣味」碁、「家庭」妻富子（明治三三年生）本府岩橋隆成長女、淑
徳高女卒、長男亮太郎（大正一二年生）府立三中卒、二女治子（昭和二年生）、二男公平（昭
和四年生）、三女澄（昭和六年生）（大衆人事録 近畿中国四国九州篇・昭和18年）

● 弁護士、京都弁護士会長（注、昭和二六年）、京都市上京区新烏丸通丸太町上ル信富町三〇
〇、電話（3）一六〇八、「閲歴」明治三二年九月二五日生、京都府出身、昭和三年立命館
大法科卒、現在前記職の他立命館大、日本弁護士連合会各理事を兼ねる、「宗教」浄土宗、
「趣味」囲碁（初段）、小唄、「家庭」妻富（明治三七年生）淑徳高女卒、長男亮太郎（大
正一二年生）京大文学部卒、同妻靖子（昭和五年）京都一女卒、二男公平（昭和四年生）
京大法学部卒（注、後に、日弁連会長となる）、二女澄（昭和六年）鴨沂高校卒（大衆人事録 II 西日本編 昭和
31年）

● 『中坊忠治と富』（「中坊忠治と富」編集委員会・一九七八年一月）

2 奈良

(一) 判事の閲歴

① 久保田美英

● 明治一五年四月二二日生、大阪府中河内郡中高安村、明治三九年七月京都帝国大学法
科大学卒業、明治三九年七月司法官試験補・大阪地方裁判所詰、明治四〇年四月大阪地方裁
判所判事、大正三年一二月大阪地方裁判所部長、大正六年三月大阪控訴院判事、大正一〇

年一〇月大阪地方裁判所部長、大正一三年一月大阪控訴院部長、大正一三年四月公証人懲戒委員、大正一三年四月文官普通懲戒委員、大正一三年四月欧米各国へ出張、大正一五年七月奈良地方裁判所長、昭和五年七月大阪控訴院部長、昭和八年九月京都地方裁判所長、昭和一二年三月宮城控訴院長、昭和一三年七月大審院部長（『人物事典』I～V）、昭和二〇年四月定年退職、昭和二〇年九月弁護士登録・大阪（『官報』昭和20・10・12）、昭和四一年八月一日登録取消・死亡（『官報』昭和41・9・24）

●明治一五年四月二四日生、「出身地」大阪府、「事務所・自宅」八尾市大字万願寺五二六、「電話」（〇七二九）（2）二〇〇八、昭和二〇年弁護士登録・大阪（三五一一）、明治三九年京都帝大法科卒、明治四一年任判事、昭和一三年大審院部長、昭和二〇年叙正三位（『日本弁護士大鑑』昭和37年）

●久保田美英 「欧州各国司法制度視察余談」（『民衆の法律』第4巻第4号、一九二六年四月）、「法曹訪問記 久保田美英氏」（『民衆の法律』第4巻第4号、一九二六年四月）

② 高野綱男

●明治一六年七月二八日生、新潟県古志郡四郎丸村↓神戸市千鳥町、明治四一年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四三年八月東京地方裁判所予備判事、昭和四三年一月神戸地方裁判所判事、大正元年一二月大阪区裁判所判事、大正六年三月京都区裁判所判事、大正一〇年五月大阪控訴院判事、大正一五年一月奈良地方裁判所部長、昭和八年五月京都地方裁判所部長、昭和八年一〇月大阪控訴院判事、昭和九年二月大阪控訴院部長（『人物事典』I～V）、昭和一八年一二月大審院判事・退職（『官報』昭和18・12・21～22）

③ 岡本博

●明治二三年五月二二日生、茨城県結城郡岡田村、大正六年三月日本大学専門部卒業、大正一二年二月判事検事登用試験及第、大正一二年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一三年一二月大阪地方裁判所予備判事、大正一五年八月和歌山地方裁判所判事、昭和三年一月奈良地方裁判所判事、昭和六年七月京都地方裁判所判事、昭和一〇年一二月大津地方裁判所判事（『人物事典』III～V）、昭和一四年一二月京都地方裁判所判事（『官報』昭和14・12・29）、昭和一七年五月高松地方裁判所部長（『官報』昭和17・5・11）、昭和一九年五月兼高松区裁判所判事（『官報』昭和19・6・2）、昭和二二年四月京都地方裁判所判事（『司法大鑑』昭和32年）、昭和二三年一〇月兼京都家事審判所長（『官報』昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼京都家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二五年一月兼京都簡易裁判所判事司法行政事務管掌者（『官報』昭和25・1・20）、昭和三二年五月定年退官（『官報』昭和32・5・27）、昭和三二年七月弁護士登録・京都（『官報』昭和32・8・17）、昭和四四年八月登録取消（『官報』昭和44・9・29）

④ 吉田正雄

●明治二七年八月一五日生、大阪府三島郡安威村、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月盛岡地方裁判所判事、大正一五年六月奈良地方裁判所判事、昭和五年九月京都地方裁判所判事、昭和九年一二月大阪控訴院判事、昭和一三年一二月大阪区裁判所判事（『人物事典』II～V）、昭和一四年一二月大阪地方裁判所部長（『官報』昭和14・12・29）、昭和一五年一二月京都地方裁判所部長（『官報』昭和15・12・27）、昭和一九年一月大阪区裁判所判事（『官報』昭和19・1・7）、昭和二〇年八月神戸区裁判所判事（『官報』昭和20・9・5）、昭和二二年二月徳島地方裁

判所検事正〔官報〕昭和22・2・13、「官報」昭和22・8・16）、昭和二十三年一月大阪高等裁判所判事〔官報〕昭和23・2・29）、昭和二十四年三月大阪高等裁判所判事部事務総括〔官報〕昭和24・4・15）、昭和二十八年八月定年退官、大阪簡易裁判所判事〔官報〕昭和34・8・18）、昭和二十九年八月簡易裁判事定年退官〔官報〕昭和39・8・17）、昭和二十九年九月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和39・10・17）、昭和五十九年七月五日登録取消・死亡〔官報〕昭和59・8・8）

●明治二十七年八月一日生、「本籍」茨木市、「事務所・自宅」大阪府茨木市大字安威一三二三、「電話」(43)五二三四、昭和二十九年弁護士・大阪登録(九二一九六)、大正九年京都大学法学部法律学科卒、大正九年司法官試補、神戸区監督判事、徳島地検検事正、大阪高裁判事歴任、昭和三十四年八月簡易裁判事〔全国弁護士大観〕昭和52年)

●浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』司法研究所調査叢書第九号(司法研修所・一九六八年三月)に「陪審裁判の経験談」として、「第八話 吉田正男氏(元大阪高裁判事 談(奈良地裁当時)」が集録されている。

⑤大井尚俊

●明治二十九年二月二三日生、大阪市東区平野町、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正一三年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一五年一月広島地方裁判所予備判事、昭和三年四月尾道区裁判所判事、昭和三年七月岡山地方裁判所判事、昭和四年九月奈良区裁判所判事、昭和六年八月京都府裁判所判事、昭和九年二月大阪区裁判所判事、昭和十三年一二月大阪地方裁判所判事(人物事典Ⅲ35)、昭和一六年五月大阪控訴院判事〔官報〕昭和16・5・20)、昭和一九年一月大阪地方裁判所部長兼大阪区裁判所判事〔官報〕昭和19・1・7)、昭和二十二年二月大阪控訴院判事〔官報〕昭和20・2・7)、昭和二十二年三月大阪控訴院部長〔官報〕

昭和21・5・1)、昭和二十二年四月退職〔官報〕昭和21・5・1)、昭和二十二年八月弁護士登録・京都〔官報〕昭和22・10・13)、昭和四十六年・昭和四十七年府市民教室委員長〔京都弁護士会史〕昭和戦後編)、昭和六〇年一〇月二七日登録取消・死亡〔官報〕昭和60・12・7)

●明治二十九年一月二三日生、「本籍」大阪市、「事務所自宅」京都府上京区室町出水上ル東入松本町五八五、「電話」(41)六九五〇、昭和二十二年弁護士登録(四六六一)、大正九年京都大学法律科英法卒、昭和一五年〜昭和二十二年京都・大阪(高裁・地裁)、昭和二十二年京都市助役(市長代理)、昭和二十三年以降関配監査役、大阪地労委公益委員、京都府立大学講師、神戸山手短大日本画コース主任、大阪経済法科大学講師、著書「家族関係入門」(全国弁護士大観)昭和52年)

●大井尚俊『殺人心理の研究——主として女の殺人に関する心理学的考察——』司法研究報告書24輯7(司法省調査部・一九三八年二月)、大井尚俊「黄人黄語——裁判上の離婚についての一考察——」〔神戸山手女子短期大学紀要〕8号、一九六五年(二月)、大井尚俊『「家族関係」とは何か——家族と家族生活についての一考察——』〔神戸山手女子短期大学紀要〕9号、一九六六年(二月)、大井尚俊「民事訴訟法とその運用上の欠陥について」〔神戸山手女子短期大学紀要〕10号、一九六七年(二月)、大井尚俊「刑事裁判とその証拠について——刑事裁判に於ける証拠の価値に関する一考察——」〔神戸山手女子短期大学紀要〕11号、一九六八年(二月)、大井尚俊「検察官の証拠開示義務」〔神戸山手女子短期大学紀要〕12号、一九六九年(二月)、大井尚俊『どうすれば無罪になるか』(建帛社・一九七〇年(二月)、大井尚俊「交通事故の裁判について」〔神戸山手女子短期大学紀要〕第13号、一九七〇年(二月)、大井尚俊『「家族関係」研究の仕方』〔神戸山手女子短期大学〕14号、一九七一年(二月)、大井尚俊『家族関係入門——青い鳥をみつめるには』(法律文化社・一九七二年五月)、大井尚俊『「家族関係」研究資料(1)——漱石の「彼岸過迄」に就て——』〔神戸山手女子短期大学〕15号、一九七二年(二月)、大井尚俊「日照の

権利について」(『神戸山手女子短期大学紀要』17号、一九七四年二月)、大井尚俊『どうすれば無罪になるか…罪が軽くなるか』(星報堂書店・一九七九年九月)

(二) 検事の履歴

① 加藤治之丞

●明治六年六月二四日生、岐阜県羽島郡川島村、明治二四年七月明治法律学校卒業、明治二七年一月判事検事登用試験及第、明治二七年一月司法官試補・高知区裁判所詰、明治二九年一月御嵩区裁判所予備判事、明治三〇年三月姫路区裁判所検事、明治三〇年一月神戸地方裁判所検事、明治三一年八月京都府裁判所検事、明治三二年五月奈良区裁判所検事、明治三三年三月福島区裁判所検事、明治三四年一月盛岡地方裁判所検事、明治三七年四月宮城控訴院検事、明治三九年六月長野地方裁判所検事、明治四一年六月盛岡地方裁判所検事、明治四三年三月仙台地方裁判所検事、大正三年六月札幌地方裁判所検事、大正六年一月釧路地方裁判所検事正、大正九年三月松江地方裁判所検事正、大正一〇年六月盛岡地方裁判所検事正、大正一三年一月福島地方裁判所検事正、大正一五年七月奈良地方裁判所検事正、昭和四年一月高知地方裁判所検事正、昭和七年一月福井地方裁判所検事正、昭和九年七月宇都宮地方裁判所検事正(『人物事典』Ⅲ、Ⅴ)、昭和一一年六月定年退職(『官報』昭和11・6・25)

② 鳥原英治

●明治一七年一月二五日生、鹿児島県川辺郡西南方村、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正二年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正四年三月長崎地方裁判所予備検事、大正四年八月小倉区裁判所検事、大正六年九月日田区裁判所検事、大正六年一

〇月中津区裁判所検事、大正八年六月大分区裁判所検事、大正九年三月神戸区裁判所検事、大正一〇年四月退職、大正一〇年五月弁護士登録・神戸(『官報』大正10・5・26)、大正一二年八月登録取消(『官報』大正12・8・20)、大正一二年八月篠山区裁判所検事、大正一三年一月高松区裁判所検事、昭和二年八月奈良地方裁判所検事(『人物事典』Ⅰ、Ⅲ)、昭和四年一月大阪地方裁判所検事(『官報』昭和4・12・4)、昭和五年四月大阪控訴院検事(『官報』昭和5・4・7)、昭和五年一二月京都府裁判所兼京都府地方裁判所検事(『官報』昭和6・1・7)、昭和七年五月二三日死亡(『官報』昭和7・6・1)

③ 神谷敏行

●明治一〇年三月七日生、岐阜県本巢郡席田村、明治三六年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三六年七月司法官試補・水戸地方裁判所詰、明治三八年四月広島地方裁判所判事、明治四一年六月浦和区裁判所検事、明治四二年五月東京区裁判所検事、大正二年六月大阪区裁判所検事、大正四年九月高松区裁判所検事、大正九年一〇月大阪控訴院検事、大正一一年二月姫路区裁判所検事、大正一二年一月小倉区裁判所検事、大正一三年九月盛岡地方裁判所検事正、昭和二年七月徳島地方裁判所検事正、昭和四年一月奈良地方裁判所検事正、昭和五年九月静岡地方裁判所検事正、昭和七年一月仙台地方裁判所検事正、昭和一〇年四月福岡地方裁判所検事正、昭和一一年一二月横浜地方裁判所検事正、昭和一三年一月広島控訴院検事長(『人物事典』Ⅰ、Ⅴ)、昭和一五年一月退職(『官報』昭和15・1・30)、昭和一七年一〇月弁護士登録・第一東京(『官報』昭和17・11・13)、昭和三二年一月三日登録取消(『官報』

昭和32・12・7)

(三) 弁護士の履歴

① 峰本新太郎

● 明治三十七年一月判事検事登用試験及第〔官報〕明治37・11・26)、明治三十七年二月司法官試験・奈良地方裁判所詰〔官報〕明治37・12・26)、明治三十九年二月弘前区裁判所判事〔官報〕明治39・12・5)、明治四〇年二月鹿児島地方裁判所判事〔官報〕明治40・2・14)、明治四〇年十二月豊岡区裁判所判事〔官報〕明治40・12・9)、明治四一年六月奈良区裁判所兼奈良地方裁判所判事〔官報〕明治41・6・6)、大正二年三月退職〔官報〕大正2・3・17)、大正二年三月弁護士登録・奈良〔官報〕大正2・4・4)、昭和元年奈良弁護士会副会長、昭和二年奈良弁護士会長、昭和一五年七月二六日死亡〔奈良弁護士会史〕平成4年)、昭和一五年七月三一日登録取消・死亡〔官報〕昭和15・8・13)

● 「事務所」奈良市椿井、「電話」奈良六一四、「本籍」奈良〔日本弁護士名簿〕昭和4年)

● 奈良市会議長、弁護士、奈良在籍、母キヌ(安政元年二月生) 奈良県中島政七二女、妻ユクエ(明治二二年四月生) 奈良県中田久米松二女、男涉(明治四一年一月生)、男健夫(明治四二年一月生)、女かず子(明治四四年一〇月生)、女美代子(大正二年一〇月生)、男善成(大正四年一二月生)、

奈良県善三郎の長男にして明治一一年四月出生、明治四二年家督を相続す、現時弁護士たり、「家庭」尚ほ弟新治(明治一七年二月生)、妹ハル(明治一四年三月生)あり、(奈良市椿井町、電話三六一四)〔人事興信録〕昭和18年、「大衆人事録」近畿中国四国九州篇・昭和18年)

② 中西保之

● 明治四五年七月京都大学法科大学政治学科卒業〔官報〕明治45・7・16)、大正二年七月京都市法科大学法律学科卒業〔官報〕大正2・7・15)、大正二年八月弁護士登録・大阪〔官報〕大正2・8・11)、大正一三年一〇月登録換↓奈良〔官報〕大正13・11・5)、昭和五年奈良弁護士会副会長、

昭和六・一一・一二・一九〜二二・二八年奈良弁護士会長〔奈良弁護士会史〕平成4年)、昭和五一年二月二三日登録取消・死亡〔官報〕昭和51・4・27)

● 「事務所」奈良市坊屋敷町、「電話」七七二、「本籍」奈良〔日本弁護士名簿〕昭和4年)

● 弁護士、奈良市登大路町四ノ三、電話二七七二、「閲歴」本県保の長男、明治一九年五月二〇日生る、明治四五年七月京大政治科、大正二年京大法律科各卒業、大阪柿崎欽吾事務所勤務を経て現地に開業、南都銀行、奈良信託、大軌電鉄、奈良県乾藪倉庫、各顧問たり、「宗教」真宗、「家庭」妻秋子(明治二九年生) 東京府河村剛姉下関高女卒、二女瑛子(大正一〇年生) 奈良女高師附属高女、三女良子(大正一二年生) 同校卒、四女治子(大正一五年生)、五女貞子(昭和三年生)、長女節子(大正五年) 奈良女高師附属高女卒は西市山口滋男に嫁す〔大衆人事録〕近畿中国四国九州篇・昭和18年)

● 明治四五年京都帝国大学政治学科卒業、大正二年同大法学科卒業後弁護士を開業し現在に至っている。奈良弁護士会会長を数回に亘って就任、公職適否地方審査委員、奈良県選挙管理委員長などを歴任している。六十三才、

東京(注、京都が正しい)帝大を卒業したのは、何年以前か知らないが、恐らく三十五年も昔の事かと思うのである。当時の帝国大学と云えば、天下の俊才が集る学校であつて、その名も高い赤門(注、東京大学)は、末は博士か、大臣かと、歌われた程の日本一の最高学府であつたのである。

総じて此の大学卒業生は、頭脳と財力、体力とを、兼ね備えて居た者が多く、従つてその人格も亦、崇高に出来あがつた人物が多かつたのである。

中西保之君も、亦其一人であるから、三十年以上の弁護士生活中、何一つ非難を受ける

ような行為が無かったことは広く世人の熟知するところであろう。

事実、中西弁護士は、寡言、温良、その頭脳極めてクリヤーで、民事々件の大家である。よく後進弁護士の面倒を見るし、人と争わず、人を憎まず、たゞ法律の研究と、依頼者の善良な代理人として、長き三十有余年の法律生活を送ってきた人格者である。酒も煙草も呑まないと思うし、碁、将棋に時間を浪費せず、その趣味は読書と、植木位の程度である。所謂奈良弁護士会の大先輩であるから、会長の任期も、他の者よりもトータルに於て、第一人者であることに間違いが無い。年齢は多分六五、六歳、まだまだその頭脳は明晰で、更に老練の体験が倍加して来たから、東京あたりの法曹界に出しても、その最高峰を行くものと評判されるのも当然と云えよう（北浦圭太郎「天和名鑑」昭和25年）

● 弁護士、奈良市登大路町、明治一九年五月二〇日生、

南葛城郡五条町に生る。天理中学より三高を経て京都帝国大学法政科を一年修了の上、同大学法律科に入り、大正二年優秀の成績で卒業し、同年八月弁護士となり、大阪土佐堀柿崎法律事務所にて二年勤務し、その後奈良市で開業、高潔なる人格と深い見識とは、一般の信頼する所となり、依頼者ひきもきらぬ有様であった。多年奈良地方裁判所々属弁護士会々長に推され、又終戦後は県選挙管理委員会委員長に選任され、その他至徳会理事、私学審査委員、奈良保護司選考委員、簡易裁判所判事推薦委員、奈良県私立学校審議会委員、奈良市民生委員推薦委員、収用審査会々長、公職適否審査委員等、次々に幾多の名譽職に就き尽瘁、地方公共公益のことに貢献するところ甚大である。資性廉直、公正、利害感情に奔らず、超然たる学者肌の人。家庭には内助の功ある秋子夫人、長女節子さんは大阪に嫁ぎ、四女治子さんの夫君保治郎氏は神戸銀行に勤務し、五女定子さんは神戸銀行に勤

務する岩城英明氏に嫁いでいる。氏の趣味は読書、観劇など（『現代人物誌』第18編、昭和34年）

③ 松田圭三

● 大正一一年三月弁護士試験及第（『官報』大正11・3・27）、大正一一年一〇月弁護士登録・大阪（『官報』大正11・10・24）、昭和二年一月登録換↓奈良（『官報』昭和2・2・5）、昭和七・一三・二一〜二三年奈良弁護士会副会長、昭和一七年奈良弁護士会長、昭和二五年一月一日死亡（『奈良弁護士会史』）、昭和二五年二月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和25・3・9）

● 「事務所」奈良市北風呂町、「電話」奈良九三二、「本籍」奈良（『日本弁護士名簿』昭和4年）

④ 禪野佐助

● 明治一一年三月一日生、富山県氷見郡加納村、明治三八年七月明治大学卒業（『人物事典』1）、明治三九年一二月判事検事登用試験及第（『官報』明治39・11・27）、明治三九年一二月司法官試補・金沢地方裁判所詰（『官報』明治39・12・25）、明治四一年八月弘前区裁判所検事（『官報』明治41・8・12）、明治四二年八月輪島区裁判所検事（『官報』明治42・8・9）、明治四二年一月福井区裁判所兼福井地方裁判所検事（『官報』明治42・12・1）、大正元年一〇月安濃津区裁判所兼安濃津地方裁判所検事（『官報』大正元・10・25）、大正三年四月木本区裁判所検事（『官報』大正3・4・16）、大正五年五月安濃津区裁判所兼安濃津地方裁判所検事（『官報』大正5・5・6）、大正五年一二月五条区裁判所兼奈良地方裁判所検事（『官報』大正5・12・29）、大正六年九月奈良地方裁判所兼奈良区裁判所検事（『官報』大正6・9・4）、大正一〇年一〇月和歌山地方裁判所兼和歌山区裁判所検事（『官報』大正10・10・25）、大正一一年五月退職（『官報』大正11・5・22）、大正一一年六月弁護士登録・奈良（『官報』大正11・6・16）、昭和二年八月登録取消（『官報』昭和2・9・28）、昭和三年九月弁護士登録・奈良（『官報』昭和3・10・19）、昭和九年奈良弁護士会副会長（『奈良弁護士会史』）、昭和三十一年四

月一九日登録取消・死亡〔官報〕昭和31・5・14〕

●「事務所」奈良市本子守町、「電話」奈良七九七、「本籍」富山〔日本弁護士名簿〕昭和4年〕
●民事の大家中西弁護士とよいコントラストを為す弁護士に禪野君がいる。刑事々件については、元検事の肩書きとその天才的英知とによって、禪野弁護士にかゝって有罪ならば、控訴なんかしない方がよい、と評判される程刑事々件の大家である。その尊い経験は、中西弁護士同様、三十年以上の歳月をけみする。趣味は碁と将棋らしいが、依頼事件に多くの時間を費す爲か、その方は余り強くないと云う評判である。酒も煙草も飲まない事は、中西君同様、弁護士界の品行方正組である。

年齢も中西弁護士と殆ど同年位いで、その弁論は老いて益々鋭明である。奈良弁護士会の大元老であるから、後進弁護士の尊敬を受けて、いつも大きな存在を謳われている（奈良市林小路町）〔北浦圭太郎「大和名鑑」昭和25年〕

⑤北浦圭太郎

●明治二〇年一月二日生、広島県呉市蔵本通、大正六年七月関西大学法律科卒業（人物事典Ⅱ）、大正九年一月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第〔官報〕大正9・12・14）、大正九年一月司法官試補・大阪地方裁判所詰〔官報〕大正10・1・7）、大正一〇年一月東京地方裁判所詰〔官報〕大正10・10・21）、大正一一年八月函館区裁判所検事〔官報〕大正11・8・14）、大正一一年一月依願免本官〔官報〕大正11・10・12）、大正一一年一月弁護士登録・大阪〔官報〕大正11・11・15）、昭和二九年一月一六日登録取消・死亡〔官報〕昭和29・11・9〕

●奈良県選出、民主党、明治二〇年一月二日生、奈良県出身、大正六年関西大学専門部法律科卒、奈良県、大阪府の小学訓導となり、判検事及弁護士試験に合格、司法官試補、大阪、東京各区裁判所検事代理、函館区裁判所検事を歴任、のち弁護士の業務に従事す、第一次吉田内閣の司法政務次官となる、また吉野大峰ケーブル自動車（株）監査役、大阪近郊土地、春日建築工事各（株）取締役社長、日本自由党政調会副会長となる、派遣軍慰問のため北支那へ派遣さる、（著書）「法廷回顧」、「国定教科書と帝国憲法」、当選四回（17・20・再・22・23）、昭和二九年一月一六日死去（衆議院議員名鑑）平成2年）

●従七位、興和興業（株）社長、吉野大峰ケーブル自動車（株）監査役、弁護士、奈良市宿院町、電話二二七二、「閲歴」本県竹松長男、明治二〇年一月二日生る、大正六年関大専門部法科卒業、司法官試補拝命、退職後弁護士開業、昭和一四年興和興業設立社長に就任、曩に代議士たり、「国定教科書と憲法」、「法廷回顧」等の著あり、「家庭」妻現代（明治二二年生）大阪府牧田孝一四女、嗣子一三（大正七年生）早大卒、三女良子（大正一〇年生）京都府立女専卒、二男謙二郎（大正一二年生）奈良中卒、長女照子（大正六年生）堂ビル洋裁学院卒は東京府田口朝雄に嫁す（昭和人名辞典）第3巻・昭和18年）

●明治二〇年一月二日生、大正六年関西大学法科卒、大正一〇年判検事登用試験合格、弁護士試験合格、大正一〇年検事となる、大正一一年弁護士となる、衆議院議員当選四回、法制審議会委員拝命、憲法委員、憲法普及会常任理事拝命、昭和二二年司法政務次官、奈良日日新聞社長、「著書」国定教科書と帝国憲法、図解憲法、法廷回顧、法廷哀話、小説幸福追求の権利〔北浦圭太郎「大和名鑑」昭和25年〕

●北浦圭太郎『国定教科書と帝国憲法』（明治出版・一九一九年七月、文書堂・一九三六年八月）、北浦圭太郎『法廷回顧』（国盟新聞社・一九三五年四月）、北浦圭太郎『図解憲法』（奈良日日新聞社・一九四七年一月）、北浦圭太郎『法廷哀話』（奈良日日新聞社・一九四七年九月。注、『法廷回顧』国盟新聞社・一九三五年四月の改訂第五版）

3 大津

(一) 判事の履歴

① 大久保興三吉

●明治三年六月四日生、三重県↓東京市京橋区南八丁堀↓名古屋市東区東二葉町、明治二五年七月東京法学院卒業、明治二六年一月代言人試験及第〔官報〕明治26・1・28、明治二六年二月東京代言免許〔日本弁護士史〕一四二頁、明治二六年六月弁護士登録・東京〔官報〕明治26・6・10、明治三〇年九月登録取消〔官報〕明治30・9・22、明治三〇年九月上野区裁判所判事、明治三一年一月名古屋区裁判所検事、明治三二年三月名古屋区裁判所判事、明治四〇年六月安濃津地方裁判所判事、明治四二年五月名古屋控訴院判事、大正二年六月公証人懲戒予備委員、大正九年一〇月金沢地方裁判所部長、大正一一年四月名古屋控訴院部長、大正一一年六月公証人懲戒委員、文官普通懲戒委員、大正一四年二月佐賀地方裁判所長、大正一五年七月大津地方裁判所長〔人物事典〕IⅴⅢ、昭和八年六月大審院検事・定年退職〔官報〕昭和8・6・5〔6〕、昭和八年六月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和8・7・25、昭和二六年一月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和26・12・7

② 池田収二

●明治一四年九月二五日生、新潟県中頸城郡和田村、明治四〇年七月京都帝国大学法学部卒業、明治四〇年八月司法官試験補・福井地方裁判所詰、明治四二年四月石巻区裁判所判事、明治四四年六月仙台台区裁判所判事、大正二年六月仙台地方裁判所判事、大正三年一二月神戸地方裁判所判事、大正五年三月神戸区裁判所判事、大正六年一月大阪区裁判所

判事、大正七年七月堺区裁判所判事、大正九年九月大阪区裁判所判事、大正一〇年七月丸亀区裁判所判事、大正一五年七月大津地方裁判所部長、昭和八年二月広島区裁判所監督判事〔人物事典〕IⅴⅤ、昭和一六年一月岡山区裁判所兼岡山地方裁判所判事〔官報〕昭和16・2・17、昭和一六年一〇月広島控訴院部長・退職〔官報〕昭和16・10・9、昭和一六年一〇月公証人・岡山地方裁判所所屬〔昭和16・10・13〕、昭和二二年二月依願免公証人〔官報〕昭和21・2・8、昭和二二年一月弁護士登録・新潟〔官報〕昭和22・2・28、昭和二二年八月登録換↓大津〔官報〕昭和22・10・13、昭和三五年六月九日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・7・9

③ 池内覺太郎

●明治二一年二月二九日生、大阪府泉北郡横山村、明治四五年七月関西大学専門部法律学科卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正六年一二月司法官試験補・大阪地方裁判所詰、大正八年七月大阪地方裁判所予備検事、大正八年九月浦和地方裁判所検事、大正九年一〇月松本区裁判所検事、大正一〇年七月京都地方裁判所検事、大正一一年七月奈良地方裁判所検事、大正一三年一二月高松地方裁判所検事、大正一五年六月大津地方裁判所判事、昭和六年一月奈良地方裁判所判事、昭和一〇年三月脇町区裁判所判事、昭和一二年九月洲本区裁判所監督判事〔人物事典〕IIⅴⅤ、昭和一六年一二月五条区裁判所兼奈良地方裁判所五条支部判事〔官報〕昭和16・12・27、昭和二一年三月大阪控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・5・1、昭和二一年五月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和21・6・26、昭和三年一二月二七日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・2・19

④ 山本武雄

●明治一四年六月一二日生、滋賀県愛知郡角井村、明治三七年七月明治大学卒業、大正

四年一二月判事検事登用試験及第、大正四年一二月司法官試験・浦和地裁所判事、大正六年七月浦和地裁所予備判事、大正六年一月熊本地方裁所判事、大正八年一二月高瀬区裁所判事、大正九年一月長浜区裁所判事、大正一〇年一月徳島地方裁所判事、大正一三年八月御坊区裁所判事、大正一五年四月姫路区裁所判事、昭和三年七月和歌山地方裁所判事、昭和七年一二月大阪控訴院判事、昭和一〇年七月大津地方裁所判事、昭和一四年九月京都地方裁所判事、昭和一七年三月大審院判事・退職〔官報〕昭和17・3・13〔14〕、昭和一七年三月弁護士登録・大津〔官報〕昭和17・4・11、昭和二二年大津弁護士会長〔滋賀弁護士会史〕平成15〕、昭和三五年一〇月二五日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・11・16〕

⑤磯村義利

●明治四一年一〇月二五日生、愛知県碧海郡明治村、昭和八年一〇月高等試験行政科合格、昭和八年一〇月高等試験司法科合格、昭和九年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和九年六月司法官試験補・広島地方裁所判事、昭和一〇年一二月大阪地方裁所予備判事、昭和一一年八月大津地方裁所判事、昭和一二年一〇月大阪地方裁所判事〔人物事典〕Ⅳ・Ⅴ〕、昭和一六年四月東京民事地方裁所兼東京刑事地方裁所東京区裁所判事〔官報〕昭和16・4・11〕、昭和二二年一〇月東京地方裁所判事〔官報〕昭和23・1・24〕、昭和二四年八月司法研修所教官〔官報〕昭和24・9・3〕、昭和二八年一〇月司法研修所教官〔官報〕昭和28・11・12〕、昭和三一年一月依願免本官〔官報〕昭和31・1・13〕、昭和三一年一月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和31・2・11、昭和31・3・19〕、平成六年四月二五日登録取消〔官報〕平成6・6・16〕

●明治四一年一〇月二五日生、「出身地」愛知県安城市、「事務所」港区新橋二―一―一

山口ビル八階、「電話」(591) 九六六九、「自宅」世田谷区瀬田四一九―一二、「電話」(700) 二五三四、昭和三二年弁護士登録・第一東京(六六九三)、昭和八年高等試験司法科・行政科合格、昭和九年東京帝大法科卒、昭和九年司法官試験補、昭和一〇年大阪地裁予備判事、昭和一一年大津地裁判事、昭和一二年大阪地裁判事、昭和一六年東京民事局兼地裁判事、昭和二四年司法研修所教官、昭和三一年退職、昭和三二年司法制度調査委員、昭和三三年文化研究部委員、昭和三四年紛議調停委員、昭和三五年常議員、日弁連報酬の敗訴者負担制度調査委員、昭和三六年日弁連司法制度調査委員、綱紀委員長、監事等歴任、昭和五二年日弁連弁護士研修委員長〔日本弁護士大観〕昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年

●明治四一年一〇月二五日生、「本籍」東京都世田谷区瀬田四丁目三七七番地、「住所」同瀬田四丁目九番一二号、「履歴」昭和八年高等文官試験行政科及び司法科合格、昭和九年東大法学部卒、司法官試験補、昭和一一年大津地方裁所判事、昭和一二年大阪地方裁所判事、自昭和一六年至昭和三〇年東京地方裁所判事、自昭和一九年至昭和二〇年司法省秘書課勤務、自昭和一八年至同二〇年法政大学法学部講師、昭和二三年最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事、昭和二四年最高裁判所図書館委員会委員、自昭和二二年至同二六年専修大学法学部講師、自昭和二四年至同二八年司法研修所教官、昭和二六年司法修習生考試委員会臨時委員、昭和三一年弁護士登録(第一東京弁護士会)、自昭和三四年至同四二年東京家庭裁判所調停委員、自昭和四二年至同四五年ウエストン音機株式会社取締役、自昭和四一年至現在専修大学法学部教授、

「日本弁護士連合会」(年度略) 司法制度調査委員会委員、報酬の敗訴者負担制度調査委員会委員、非弁護士取締実行委員会委員、沖縄法曹資格調査特別委員会委員、中央法廷委

員会副委員長、司法修習委員会副委員長、特別研修委員会委員長、「第一東京弁護士会」（年度略）司法制度調査委員会委員、文化研究部委員会委員、紛議調停委員会委員、常議員、法律扶助委員会委員、会館委員会委員、弁護士推薦委員会委員、財務委員会委員、綱紀懲戒規則制定委員会委員、綱紀委員会委員長、監事、

「著書・論文」「凶解民事訴訟法（柏林書房）、民事訴訟の動的構造（有斐閣）、岩松裁判官還暦記念論文集（、釈明権（有斐閣）、民事訴訟法講座（、弁論の更新（有斐閣）、法律実務講座（、執行証書（有斐閣）、総合判例研究叢書（磯村義利教授履歴・業績（『専修法学論集』第29号・打田峻一教授・磯村義利教授退職記念号、一九七九年三月）

授・磯村義利教授退職記念号、一九七九年三月

●磯村義利「金銭債権の保全と回収について」(一)、「(二)」『商事法務研究』75号・76号、一九五七年九月

⑥萩原敏一

●明治三五年三月六日生、岡山県和気郡福河村、大正一四年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業（『官報』大正15・5・12）、大正一五年七月弁護士登録・大阪（『官報』大正15・7・16）、昭和八年九月登録取消（『官報』昭和8・10・3）、昭和八年九月田辺区裁判所判事、昭和一〇年九月大津地方裁判所判事、昭和一三年三月呉区裁判所判事（『人物事典』IV・V）、昭和一七年六月宇和島区裁判所兼松山地方裁判所宇和島支部判事（『官報』昭和17・6・30）、昭和二一年三月予審掛（『司法大観』昭和32年）、昭和二二年一月松山地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二三年二月高松高等裁判所判事（『官報』昭和23・3・3）、昭和三〇年九月高松家庭裁判所判事（『官報』昭和30・9・14）、昭和四二年三月定年退官（『官報』昭和42・3・7）、昭和四二年三月高松簡易裁判所判事（『官報』昭和42・3・17）、昭和四三年一月高松簡易裁判所司法行政事務掌理者（『官報』昭和43・1・5）、昭和四七年三月簡裁判事定年退官（『官報』

昭和47・3・8）、昭和四七年三月弁護士登録・高松（『官報』昭和47・4・25）

●明治三五年三月六日生、「本籍」香川県、「事務所・自宅」高松市花園町三一六一六、「電話」(62)八九六二、昭和四七年弁護士登録・高松(二二八二七)、大正一四年高等試験司法科合格、大正一五年京都大学法学部卒、判事(大津地区裁、広島地裁呉支部、松山地裁宇和島支部、高松高裁、高松家裁等歴任)、昭和五一年高松地裁・家裁・簡裁調停委員（『全国弁護士大観』昭和52年）

(二) 検事の履歴

①宮崎國吉

●明治九年一月二五日生、名古屋市東瓦町、明治三三年七月日本法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、明治三八年四月豊岡区裁判所判事、明治三九年一二月金沢地方裁判所判事、明治四〇年七月福井区裁判所検事、明治四二年五月七尾区裁判所検事、明治四四年一〇月安濃津地方裁判所検事、大正元年一〇月名古屋控訴院検事、大正二年五月安濃津地方裁判所検事、大正四年五月大阪地方裁判所検事、大正七年七月大阪区裁判所検事、大正一二年五月宮城控訴院検事、大正一四年七月山形地方裁判所検事正、昭和三年五月大津地方裁判所検事正、昭和六年八月旭川地方裁判所検事正、昭和八年七月鹿児島地方裁判所検事正（『人物事典』IⅤ）、昭和一三年三月退職（『官報』昭和13・3・25）、昭和一三年九月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和13・10・10）、昭和二三年一二月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和24・2・28）

●宮崎國吉「反訴提起期間の起算点」『法律新聞』明治39年1月25日

②眞田俊雄

●明治一九年三月一三日生、広島県豊田郡大長村、明治三八年七月関西大学法律科卒業、大正六年一月判事検事登用試験及第、大正六年一月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正八年七月和歌山地方裁判所検事、大正一〇年七月名古屋区裁判所検事、大正一二年八月大阪地方裁判所検事、大正一三年八月伊丹区裁判所検事、昭和二年四月大津区裁判所兼大津地方裁判所検事（人物事典Ⅱ・Ⅲ）、昭和四年六月大津地方裁判所兼大津区裁判所検事（官報）昭和4・6・20）、昭和五年一月神戸区裁判所兼神戸地方裁判所検事（官報）昭和6・1・7）、昭和七年七月台湾総督府法院検察官（官報）昭和7・8・1）、：昭和二年五月弁護士登録・大阪（官報）昭和21・6・26）、昭和二年一月登録換↓広島（官報）昭和23・1・20）、昭和二八年七月九日登録取消・死亡（官報）昭和28・10・10）

③ 國分丸治

●明治一六年四月一〇日生、仙台市上杉山通↓仙台市北四番丁、明治三八年七月日本大学卒業、明治三八年一月判事検事登用試験及第、明治三八年一月司法官試補・福島地方裁判所詰、明治四〇年八月福島地方裁判所予備検事、明治四〇年一月若松区裁判所検事、明治四二年八月福島区裁判所検事、明治四五年七月米沢区裁判所検事、大正六年九月横浜地方裁判所検事、大正八年六月横須賀区裁判所検事、大正九年一月東京区裁判所検事、大正一〇年七月札幌区裁判所検事、大正一一年一月裁判所書記登用試験委員、大正一二年四月札幌地方裁判所検事、大正一二年八月大阪地方裁判所検事、大正一三年一月大阪控訴院検事、大正一五年公証人懲戒予備委員、昭和三年七月姫路区裁判所検事、昭和五年八月札幌控訴院検事、昭和六年一月樺太地方裁判所検事正、昭和八年四月佐賀地方裁判所検事正、昭和一一年八月大津地方裁判所検事正、昭和一四年福島地方裁判所検事正（人物

事典ⅠⅤⅣ）、昭和一六年七月二日和歌山地方裁判所検事正（官報）昭和16・7・5）、昭和一九年三月退職（官報）昭和19・3・28）、昭和一九年五月弁護士登録・仙台（官報）昭和19・6・16）、昭和三〇年九月登録取消（官報）昭和30・10・14）

●國分丸治「陪審制度と検事」（『法曹会雑誌』第4巻第12号、一九二六年二月）、國分丸治「白濱判事の陪審法廷座席問題に就て」（『法律新聞』昭和2年12月5日）

④ 中本廣三郎

●明治三七年四月一日生、愛媛県浮穴郡小田町村、昭和六年三月日本大学専門部卒業、昭和六年一月高等試験行政科合格、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年六月司法官試補・千葉地方裁判所詰、昭和八年一月佐賀地方裁判所予備検事、昭和九年七月佐賀区裁判所検事（人物事典Ⅳ）、昭和一二年二月大津区裁判所検事、昭和一四年一月関東地方法院檢察官、昭和一八年一月関東保護観察所長、昭和二〇年九月ソ連抑留、昭和二五年七月中共移管、昭和三一年内地引揚、昭和三一年一月高松高等檢察庁検事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年九月松山地方檢察庁西条支部長（官報）昭和32・9・12）、昭和三五年三月水戸地方檢察庁下妻支部長（官報）昭和35・3・28）、昭和三五年九月水戸地方檢察庁浦和支部長（司法大観）昭和42年）、昭和三八年一月月辞職（官報）昭和38・11・2）、昭和三八年一月公証人・静岡地方事務局（官報）昭和38・11・4）、昭和四九年四月退職公証人（官報）昭和49・4・13）、昭和四九年五月弁護士登録・静岡（官報）昭和49・7・3）、昭和五四年二月二六日登録取消・死亡（『自由と正義』昭和54年6月）

●明治三七年四月一日生、「出身地」愛媛県、「事務所」熱海市田原本町四一八、「電話」（81）五六八〇、「自宅」東京都練馬区中村北四一五―八、「電話」（999）一八一三、昭

和四九年弁護士登録（一四四〇八）、昭和六年日本大学法律科卒、昭和六年高等試験行政科及司法科合格、昭和七年司法官試補、検事（佐賀・大津地裁）、関東法院（大連）検察官、関東保護観察所長、昭和三一年検事（高松高検、松山地検西条支部長、水戸地検土浦支部長）、昭和三八年公証人（全国弁護士大観）昭和52年

（三） 弁護士の履歴

① 植村善三

● 大正一一年九月弁護士試験及第（官報）大正11・9・30、大正一一年一〇月弁護士登録・大阪（官報）大正11・11・1、昭和三年五月登録換↓大津（官報）昭和3・5・26、昭和五年・六年大津弁護士会副会長、昭和一二年大津弁護士会長（滋賀弁護士会史）平成15年）、昭和一九年一月登録取消（官報）昭和19・3・12）

● 「事務所」大津市猟師町、「電話」大津四七九、「本籍」滋賀。（日本弁護士名簿）昭和5年）

● 大津市猟師町、電話四七九番、明治二四年六月一日八日市町に生れ、県師範学校卒業後、明治四五年四月より大正九年六月まで教職につく、大正一〇年四月より大正一一年九月迄東京硝子製造会社に勤め、苦学力行して遂に大正一一年九月弁護士試験に合格し、爾来大阪に於て法律事務を執つて居たが、昭和三年四月大津に來り、現地開業、「家族」夫人智恵子（二七）、長男善夫（六）、長女雅子（四）、次男善明（二）（御大典記念滋賀県名士録）昭和4年）

● 弁護士、大津市松本高見組、電話四七九、「履歴」本県松村榮太郎男、明治二四年三月一日神埼郡八日市町に生れ、植村家を嗣ぐ、明治四五年本県師範卒業、大正一一年弁護士試験合格大阪に開業、昭和三年現地に転ず、曩に県議市議たり、「宗教」禪宗、「趣味」旅行、義太夫、「家庭」妻知恵（明治三五年生）中村常次郎二女、愛知高女卒、長男善夫（大

正一二年生）、長女雅子（大正一五年生）、二男善明（昭和三年生）、二女良子（昭和五年生）、三女康子（昭和一一年生）（大衆人事録）近畿中国四国九州篇・昭和18年）

② 堀江専一郎

● 明治三五年一二月判事検事登用試験及第（官報）明治35・11・13、明治三五年一二月弁護士試験及第（官報）明治35・12・6、明治三五年一二月司法官試補・八王子区裁判所詰（官報）明治35・12・2、明治三六年二月依願免司法官試補（官報）明治36・2・9、明治三六年二月弁護士登録・東京（官報）明治36・3・3、昭和八年・九年第一東京弁護士会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和一四年六月二六日登録取消・死亡（官報）昭和14・7・24、

● 君は広島県の人にして、中央大学三二年の出身たり、同年（注、明治三五年）直に判検事及弁護士試験に登第し、司法官試補として八王子裁判所に在る事三ヶ月、更に研鑽究学して其大志を貫かんがために職を辞し、岸博士の事務所に於て法律事務に執掌し精励恪勤毫も倦まず、終に同博士の厚き信任を贏ち得、三八年岸家より渡米留学するに至りぬ、又以て君が性行の凡を抜けるを察知するに足らん、ミシガン大学に遊ぶ事二年にしてマスター・オブ・ロースの学位を得たる君は、更に実地的研究に約一年を費し明治四〇年帰朝し、爾来岸事務所の柱石として大小訴件一として君の手を煩はざる無く、或は自ら法廷に立ち、或は事件の法律的調査に従ひ、岸博士をして後顧の憂なからしめしが、大正二年独立して其事務所を京橋区南鍋町一丁目七番地（電話京橋五五一番）に開設し、深遠なる蘊奥を傾注して事務に方り、今や少壮法曹界一方の覇者たるに至れり、資性温厚にして然も霸氣に富む、加ふるに豊富なる学殖と多大の経験とを有する君の前途寔に希望の光明に満てり、蓋し第二の岸博士たり得る者は君を措て他に之を索むる能はざらん乎（日本弁護士総覧）合本・大正4

●法学博士、中央大学講師、弁護士、東京府在籍、妻カツ（明治十九年一月生）東京府士族大野市太郎妹、男明（明治四三年二月生）、男達（明治四四年八月生）、男富（大正三年一月生）。君は神奈川県堀江顯吾の長男にして、明治九年四月を以て生れ、同二〇年家督を相続す、同三二年中央大学を卒業し、弁護士を開業し今日に至る、傍ら中央大学講師たり、大正九年法学博士の学位を授けらる。家族は尚四男強（大正四年一月生）あり、（東京府渋谷伊達町八〇、電話高輪四五九九）（人事興信録「昭和9年」）

●堀江専一郎「米國排日的土地法案に反対すべき法律上の根拠」（『法律新聞』大正2年5月5日）、堀江専一郎訳「日本は果して朝鮮に於て基督教徒を迫害しつゝありや（陰謀事件の論評）（1）（3）ジョージ・ケナン氏述」（『日本弁護士協会録事』第171号〜第173号、一九一三年一月〜三月）、堀江専一郎「加州に於ける白人種（排日問題真因）」（『日本弁護士協会録事』第176号、一九一三年六月）、堀江専一郎「商標権蔑視の時弊を論ず」（『日本弁護士協会録事』第179号、一九一三年一〇月）、堀江専一郎「窒扶斯予防液事件の判決に就て」（『日本弁護士協会録事』第199号、一九一五年七月）、堀江専一郎訳「債権は第三者に於て侵害することを得るやの問題を決したる英國判例（1）（3）」（『日本弁護士協会録事』第201号〜第203号、一九一五年一〇月〜十二月）、堀江専一郎「米國裁判所の法令審査権を確立したる判決（1）（3）」（『日本弁護士協会録事』第204号・206号・207号、一九一六年一月・三月・四月）、堀江専一郎訳「犯罪人に就て一言す（1）（3）」（前紐育市探偵部長警務官補ジョージ・エス・ダハーチー述」（『日本弁護士協会録事』第213号・第214号・第216号、一九一六年一月・二月、一九一七年二月）、堀江専一郎訳「独逸の法律と法律家（1）（6）ゼームス・ハリス・ウィツケリー氏述」（『日本弁護士協会録事』第217号〜第222号、一九一七年三月〜七月・九月）、堀江専一郎「自動車事故に就て」（『日本弁護士協会録事』第226号、一九一八年一月）、堀江専一郎「陪審制度に対する卑見」（『日本弁護士協会録事』第244号、一九一九年九月）、堀江専一郎「英米

刑事陪審制度ノ概要」（『日本弁護士協会録事』第246号、一九一九年二月）、堀江専一郎「加州排日問題の禍根」（『日本弁護士協会録事』第255号、一九二〇年九月）、堀江専一郎「最近の学説刑罰の力と犯罪」（『変態心理』第8巻第5号、一九二二年一月）、堀江専一郎「モンロー主義と日本移民」（『日本弁護士協会録事』第259号、一九二二年一月）、堀江専一郎「株式会社募集設立の場合に於ける物的出資者は発起人に限るか」（『日本弁護士協会録事』第266号、一九二二年九月）、堀江専一郎「法の淵源としての宗教」（『法学新報』第32巻第4号、一九二三年四月）、堀江専一郎「哀な妹殺の仁愛裁判妹殺事件の所感」（『女性改造』第2巻第4号、一九二三年四月）、堀江専一郎「最近の学説私刑の話」（『変態心理』第14巻第2号、一九二四年七月）、堀江専一郎「証言の正確率に就て」（『正義』第1巻第2号、一九二五年七月）、堀江専一郎「法律生活の安定に就ての考察」（『法学研究』第5巻第4号、一九二七年一月）、堀江専一郎「陪審裁判に於ける弁護人の責務に就て」（『正義』第4巻第9号、陪審法施行号・一九二八年一〇月）、堀江専一郎「自動車籍の必要」（『正義』第5巻第1号、一九二九年一月号）、堀江専一郎「米國の弁護士の状況」（『正義』第5巻第9号、一九二九年一〇月号）、堀江専一郎「蕩児信託の觀念」（『正義』第6巻第9号、一九三〇年一〇月）、堀江専一郎「弁護士法改正案に対する私見」（『法律時報』第4巻第12号、一九三二年二月）、堀江専一郎「米國大陪審制度の要領」（『正義』第8巻第11号、一九三二年二月）、堀江専一郎「改正弁護士法に対する一一の考察」（『正義』第9巻第6号、一九三三年六月）、堀江専一郎「調停法の一般人心に及ぼす影響に就て」（『法律新聞』昭和9年1月5日）、堀江専一郎・後藤傳兵衛「第二十九回九州弁護士大会出席報告」（『正義』第10巻第5号、創立十周年記念号・一九三四年五月）

●梶谷丈夫「堀江専一郎」（『法曹百年史』法曹公論社・一九六九年一〇月）

③山本福丸

●明治三八年七月京都帝国大学法科大学卒業（『官報』明治38・7・14）、明治三八年八月司法官

試補・大阪地方裁判所詰（官報）明治38・8・7）、明治三十九年二月司法官試補・天津地方裁判所詰（官報）明治39・2・6）、明治四〇年四月天津地方裁判所予備判事（官報）明治40・4・18）、明治四〇年六月大阪地方裁判所判事（官報）明治40・6・28）、明治四一年七月依願免本官（官報）明治41・7・2）、明治四一年七月弁護士登録・大津（官報）明治41・7・29）、明治四三年大津弁護士会副会長、大正二・六・一二年〜一五年、昭和元〜三年・六〜一四・一八年大津弁護士会長（滋賀弁護士会史 平成15年）、昭和三五年一月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和35・2・15）

●大津市上百石町、電話三五七、弁護士、京都帝国大学法学部を卒業し、後大阪区裁判所に於て司法官生活に入り、辞任後大津に來り法律事務所開業、法曹界に於ける氏の信望は厚く、大正一二年以来引続き今日迄弁護士会長の職にある（御大典記念滋賀県名士録）昭和4年）

●弁護士、大津市百石町四四、電話三五七、「閱歴」徳島県弁護士正己長男、明治一二年一〇月三一日福岡市に生る、明治三八年京大法学部卒業、大阪地方裁判所判事を経て、同四一年開業す、曩に市弁護士会長たり、「宗教」基督教、「趣味」謡曲、運動、碁、「家庭」妻芳江（明治二三年生）松波佳作二女奈良高女卒、弟滋（明治二九年生）名古屋高工卒（大

衆人事録 近畿中国四国九州篇・昭和18年

④山下彬麿「旧姓、熊埜御堂。昭和二七年改名、歌翁」

●大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）大正3・7・13）、大正三年八月弁護士登録・東京（官報）大正3・8・27）、大正六年三月登録換↓福岡（官報）大正6・3・27）、大正一二年一月登録換↓大分（官報）大正12・12・1）、昭和一一年七月登録換↓京都（官報）昭和11・8・25）、昭和二三年一二月登録換↓大津（官報）昭和24・1・20）、昭和二六年一〇月登録換↓京都（官報）昭和26・11・9）、昭和三〇年一〇月二四日登録取消・死亡（官報）昭和30・11・9）

●「事務所」上京区小山下総町五〇ノ一、「本籍」大分。（日本弁護士名簿）昭和12年

●弁護士、作詞家、宇佐市出身、旧中津中学校から一高・東京大学法科卒、福岡で開業するが（注、東京で弁護士登録）、大正末期に別府市田の湯に移住。…昭和初期に油屋熊八と昵懇になり、再三、久住に遊び「久住高原の歌」（注、豊後追分）を作る。…別府を民謡で売り出そうと作ったのが「瀬戸の島々」…ピクター・レコードで録音して売り出す。また、朝鮮・満州まで民謡の旅をしながら別府の宣伝に努めた。一方、別府文化協会を設立、県内外の文化人を集めて亀の井ホテルのサロンで文芸の話題に花を咲かせた。昭和一一年に京都へ移住。…同三〇年京都簡裁で弁論中に倒れた。…参考文献「別府今昔」、（大野保治）。

（大分県歴史人物事典）平成8年）

●山下彬麿「私の見た一燈園」『光』第121号、一九三二年一月、山下彬麿「一燈園生活の応用」『光』第121号、一九三二年一月）、山下彬麿「国内に於る回教対策（対策理念転換の急務）」『中外日報』昭和17・7・1）

⑤大塚喜一郎

●昭和一〇年一二月高等試験司法科合格（官報）昭和10・11・6）、昭和一〇年一二月弁護士登録・第一東京（官報）昭和10・12・16）、昭和四八年二月登録取消（官報）昭和48・3・30）、昭和四八年二月〜昭和五五年二月最高裁判所判事、昭和五五年三月弁護士登録・第一東京（自由と正義）昭和55・5）、昭和六三年八月二六日登録取消・死亡（官報）昭和63・9・19）

●明治四三年二月五日生、「出身地」舞鶴市、「事務所」東京都千代田区丸ノ内（丸ビル六七一区）、電話（20）三八五五、「自宅」東京都杉並区馬橋二ノ三七三、電話（31）三〇六五、昭和一〇年弁護士登録（二七九〇）、昭和九年中央大学法科卒、昭和一〇年高文試験司法科合格、昭和二六年中央大学講師、昭和三二年第一東京弁護士会副会長、昭和三四年日

弁連事務総長、法制審議会幹事、昭和三五年第一東京弁護士会人権擁護委員長、日弁連代表としてIBA総会出席、欧米各国視察、昭和三六年法学博士、日弁連常務理事、法曹一元化委員（日本弁護士大観）昭和37年

●法学博士、弁護士、最高裁判所判事、京都府出身、舞鶴市在籍、妻千代子（大正四年九月二五日生）新庄女学校卒、二女裕紀子（昭和一七年八月二一日生）東京女子大文学部卒、三女多恵子（昭和一八年一月一日生）立教大文学部卒。明治四三年二月五日京都府辰次郎タケの長男に生る、昭和九年中大法学部法学科卒業、昭和一〇年高文司法科合格、昭和三〇年二月協同組合短大講師、昭和三一年四月第一東京弁護士会副会長、昭和三四年四月日本弁護士連合会事務総長、法制審議会幹事、昭和三五年四月国際連合人権ゼミナール日本代表代理となり、昭和三五年五月国際法曹協会（IBA）出席を兼ね欧米を視察、昭和三六年「協同組合法の研究」により学位を受け、昭和三六年四月日本弁護士連合会常務理事及び最高裁判所法研修所教官に就任、昭和四二年四月第一東京弁護士会常議員議長、昭和四五年四月会長に選ばれ、昭和四六年四月法制審議会委員、昭和四七年五月中大総長職務代行理事長就任、昭和四八年二月最高裁判所判事に任官さる、「著書」「協同組合法の研究」、「占領政策への闘いと勝利」、「趣味」長唄、ゴルフ、「宗教」日蓮宗、「親族」妻の兄永井三郎（東大法学部卒、元日本信託銀行副社長、アラスカパルプ相談役）、妻の兄五十嵐國之助（早大法学部卒、ホテルオークラ専務）、「友人」升本喜兵衛（中大卒、元同総長）、田畑茂二郎（京大卒、元同法学部長、同名誉教授）、大山菊治（中大卒、元日弁連会長）、水島広雄（中大卒、さこう社長）、「住所」東京都杉並区阿佐谷南二ノ二三ノ五、「電話」(31)三〇六五、「別荘」静岡県熱海市咲見町松ヶ岡マンション、電話(81)七〇五三、「事務所」

東京都千代田区丸の内二ノ二丸ビル六七二区、電話(201)三八八五・(211)四九七三（人事興信録）昭和43年・昭和52年

●大塚喜一郎「蘭領印度統治組織概観」（『法学新報』第52巻第2号、一九三三年二月）、大塚喜一郎「東印度法制史素描」（『法学新報』第52巻第4号、一九三三年四月）、大塚喜一郎「犯意と期待可能性」（『自由と正義』第2巻第8号、一九五二年八月）、大塚喜一郎「二重危険の原則の適用について」（『判例タイムズ』21、一九五二年六月）、大塚喜一郎「組合事業の員外利用」（『農業協同組合経営実務』第8巻第4号、一九五三年四月）、大塚喜一郎「代行取締役の朱抹登記について——商業登記規則六一条二項の解釈論争——」（『自由と正義』第7巻第7号、一九五六年七月）、大塚喜一郎「連合会に対する要望——連合会の機構改革について——」（『自由と正義』第8巻第7号、一九五七年七月）、大塚喜一郎「時言三題」（『自由と正義』第10巻第5号、一九五九年五月）、大塚喜一郎「沖繩新集刑法の問題点」（『警察学論集』第12巻第10号、一九五九年一〇月）、大塚喜一郎「日弁連十周年記念行事所感」（『自由と正義』第10巻第11号、一九五九年一月）、大塚喜一郎「裁判批判のあり方」（『新聞研究』100、一九五九年一月）、大塚喜一郎「裁判批評の問題点」（『綜合法学』18号、一九六〇年一月）、大塚喜一郎「専門業務及び大衆に奉仕する弁護士会の活動——職業上の継続的教育——」（『自由と正義』第11巻第4号、一九六〇年四月）、大塚喜一郎「国連人権ゼミナールに対する報告書」（『自由と正義』第11巻第5号、一九六〇年五月）、大塚喜一郎「英国海事裁判所六百年祭に参加して——ロンドンにおいて——」（『自由と正義』第11巻第7号、一九六〇年七月）、大塚喜一郎『協同組合の比較法史的考察と基礎理論の展開』（博士論文・一九六一年一〇月）、大塚喜一郎「代表取締役の朱まつ登記」（『綜合法学』51号、一九六二年一〇月）、大塚喜一郎「司法修習制度改革私案」（『自由と正義』第14巻第6号、一九六三年六月）、大塚喜一郎『協同組合法の研究』（有斐閣・一九六四年九月・一九六八年一月増訂版）、大塚喜一郎「アンケート選挙犯罪の問題点」（『自由と正義』第16巻第9号、一九六五年九月）、大塚喜一郎「江川六兵衛先生を憶う」（『自由と正義』第18巻第4号、一九六七年四月）、

大塚喜一郎「漁業協同組合は民法第一七三条第一号にいう生産者または卸売商人にあたるか」〔『民商法雑誌』第57号第3号、一九六七年二月〕、大塚喜一郎「谷村唯一郎」・「吉川大次郎」〔『法曹百年史』法曹公論社・一九六九年一〇月〕、大塚喜一郎『占領政策への闘いと勝利平野法相追放から無罪まで』〔『経済往来』第24巻第10号・一九七二年一〇月〕、大塚喜一郎「若き日の選択」〔『法曹』第27号、一九七三年七月〕、大塚喜一郎「わが闘病記―白内障同病者の悩みのために―」〔『経済往来』第28巻第11号、一九七六年二月〕、大塚喜一郎「座右の銘」〔『司法の窓』第11号、一九七七年一〇月〕、大塚喜一郎「私の訪中印象記革命のあった国・中国とその美しい風土」〔『経済往来』第32巻第1号、一九八〇年一月〕、大塚喜一郎『判例・協同組合法』〔商事法務研究会・一九八一年五月〕、大塚喜一郎「吉川大次郎先生を憶う―花の生涯とその軌跡―」〔『法の支配』第37号、一九八八年二月〕

⑥ 我妻武雄

●大正五年七月京都帝国大学卒業（官報）大正5・7・17、大正五年七月弁護士登録・京都（官報）大正5・7・31、昭和八年常議員会副議長、昭和一二年京都弁護士会長、昭和二八年・二九年司法制度調査委員会委員長（京都弁護士会）明治大正昭和戦前編、昭和三四年九月二七日登録取消・死亡（官報）昭和34・10・14

●「事務所」中京区御幸町通竹屋町南上ル、「電話」上三三五六、「本籍」兵庫（日本弁護士名簿）昭和12年

●弁護士、中京区御幸町竹屋町上ル、電話上三三五六、「閲歴」兵庫県助補二男、明治二二年七月九日生、大正五年京大法学部卒業、現地に開業す、曩に京都市弁護士会長たり、「宗教」禅宗、「趣味」和歌、「家庭」妻シゲ（明治三〇年生）広島県多木常太郎長女、崇徳高女、嗣子忠彦（昭和五年生）（大衆人事録）近畿中国四国九州篇・昭和18年

●我妻武雄「謝花学士の登記請求権公権説に就て」〔『法律新聞』大正7年7月25日〕、我妻武雄「池田さんの一周忌に当りて」〔『故池田茂太郎君追慕録』故池田茂太郎君追悼会・一九三六年一〇月〕

4 和歌山

(一) 判事の閲歴

① 伊藤浩藏

●明治八年一月二七日生、千葉県君津郡佐貫町、明治二九年七月東京法学院卒業、明治二九年一月判事検事登用試験及第、明治二九年一月司法官試補・福島区裁判所詰、明治三一年八月平区裁判所判事、明治三五年一月石巻区裁判所判事、明治三五年七月仙台地方裁判所判事、明治三七年四月仙台地方裁判所部長、明治三九年六月石巻区裁判所監督判事、明治四〇年六月磐井区裁判所判事、明治四四年六月宮城控訴院判事、大正二年五月盛岡地方裁判所部長、大正五年七月長野地方裁判所部長、大正七年七月土浦区裁判所監督判事、大正一〇年五月釧路地方裁判所部長、大正一二年四月鹿児島地方裁判所部長、大正一四年七月札幌地方裁判所部長、昭和三年六月和歌山地方裁判所部長、昭和五年七月退職、昭和五年七月公証人・東京地方裁判所所屬（人物事典 I～IV）、昭和一七年六月五日死亡（官報）昭和17・8

・3)

② 山本武雄（天津判事参照）

③ 小林種吉

●明治二六年一二月二四日生、宇治山田市中島町↓大阪市西成区千本通、大正五年六月中央大学卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・京都

地方裁判所詰、大正九年八月京都地方裁判所予備判事、大正九年一〇月松山地方裁判所判事、大正一〇年一二月宇和島区裁判所判事、大正一二年四月下関区裁判所判事、大正一三年一二月五条区裁判所判事、昭和三年和歌山地方裁判所判事、昭和五年八月高知地方裁判所判事、昭和七年四月高松区裁判所判事、昭和八年九月大阪地方裁判所判事、昭和一二年三月高松地方裁判所部長、昭和一四年八月大阪地方裁判所判事、昭和一四年九月大阪控訴院判事（人物事典Ⅱ）、昭和一五年八月天津地方裁判所部長（官報 昭和15・8・28）、昭和一八年三月奈良地方裁判所部長（官報 昭和18・3・10）、昭和一二年三月大審院判事・退職（官報 昭和21・4・2、号外4・5）、昭和一二年四月弁護士登録・奈良（官報 昭和21・5・25）、昭和三七年九月登録取消（官報 昭和37・10・17）

●北浦圭太郎「小林種吉君」（北浦圭太郎「大和名鑑」昭和25年）

（二）検事の閲歴

①堀部淺

●明治二四年一月三十一日生、岐阜県本巢郡席田村、大正四年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正四年九月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正六年四月京都地方裁判所予備判事、大正六年八月京都地方裁判所予備検事、大正六年九月浜松区裁判所検事、大正九年一〇月東京区裁判所検事、大正一〇年九月松本区裁判所検事、大正一二年八月横浜区裁判所検事、大正一三年三月大阪地方裁判所検事、大正一四年一〇月和歌山地方裁判所検事、昭和五年四月大阪地方裁判所検事、昭和八年四月神戸区裁判所検事、昭和九年一二月京都地方裁判所検事、昭和一二年一月長崎控訴院検事、昭和一三年四月青森地方裁判所検事正（人物事典Ⅱ）、昭和一五年四月大阪控訴院検事（官報 昭和15・4・16）、昭和一九年三月和歌山地

方裁判所検事正（官報 昭和19・3・28）、昭和二〇年一二月神戸地方裁判所検事正（官報 昭和21・1・7）、昭和二二年二月奈良地方裁判所検事正（官報 昭和22・2・13）、昭和二四年五月福岡地方検察庁検事正（官報 昭和24・6・7）、昭和二六年一月依願免本官（官報 昭和26・2・17）、昭和二六年二月公証人・大阪法務局所属（司法大観 昭和32）、昭和三六年二月依願免（官報 昭和36・2・3）、昭和三六年三月弁護士登録・大阪（官報 昭和36・4・15）、昭和四七年一〇月二三日登録取消・死亡（官報 昭和47・11・27）

●明治二四年一月三十一日生、「出身地」岐阜県、「事務所」大阪市北区梅ヶ谷町一九九星光ビル、「電話」（34）二六八六、「自宅」寝屋川市大字平池二六八ノ三五、「電話」（〇七二〇）〇三六一、昭和三六年弁護士登録・大阪（七九八二）、大正四年京都帝大法科卒、大正六年判事、昭和五年大阪地裁検事、昭和一三年青森地裁検事正、昭和一九年以降和歌山・神戸・奈良・福岡各検事正（日本弁護士大観 昭和37年）

（三）弁護士の閲歴

①細谷馨

●明治二二年九月一四日生、広島県御調郡栗原村、大正九年七月中央大学法科卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第（人物事典Ⅱ）、大正一〇年一〇月司法官試補・千葉地方裁判所詰（官報 大正10・10・11）、大正一一年七月東京地方裁判所詰（官報 大正11・7・31）、大正一二年六月東京地方裁判所予備検事（官報 大正12・6・25）、大正一二年八月和歌山区裁判所検事（官報 大正12・8・16）、大正一二年一〇月兼和歌山地方裁判所検事（官報 大正12・10・11）、大正一四年一二月退職（官報 大正14・12・23）、大正一五年一月弁護士登録・和歌山（官報 大正15・2・2）、昭和八年和歌山弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和8年）、昭和一五年会长（日本弁護士名簿 昭和15年）

・昭和一九年会長（「和歌山弁護士会小史」昭和51年）、昭和三二年一月一三日登録取消・死亡（「官報」昭和32・11・12）

●従五位、和歌山土地建物（株）社長、阪和住宅、大正写真工芸所、和歌浦土地、勝目鉱業、平和鉱業各（株）取締役、弁護士、和歌山市十二番町一三、電話一六五一、「閲歴」広島県誠一長男、明治二二年九月一日尾道市に生る、大正九年中大法科卒業、高文合格、千葉・東京・和歌山各裁判所歴勤、昭和二年現地に開業す、「趣味」ゴルフ、「宗教」真宗、「家庭」妻静枝（明治二四年八月生）大阪府石田賢亮長女、大阪府立大手前高女卒、長男典穂（大正四年七月生）中大法科卒、女かほり（大正一二年五月生）和歌山高女卒、女壽子（大正一四年五月生）和歌山高女卒、女紀美子（昭和二年三月生）（「大衆人事録 近畿中国四国九州篇・昭和18年、「人事興信録」昭和16年・昭和18年）

●明治二二年九月一日日生、昭和三二年一〇月二三日没、「本籍」和歌山市一二番丁一三番地、「経歴」大正九年七月中央大学法学科卒業、大正一二年任検事、大正一五年一月和歌山弁護士会へ入会、「面影」検事当時は、：東京地、和歌山地・区検を歴任されており、鬼検事としてならされたという。弁護士としては、勿論刑事専門で、戦前、戦後にわたり多くの事件を手掛け、刑事弁護においては最もはやられた方の一人であろう。：長女かほりさんは、加藤龍雄先生の御夫人：（和歌山弁護士会小史）昭和51年）

●細谷馨「奮闘の跡を顧みて」（金光良純編『判検事弁護士試験奮闘録』、法学社・一九三二年一月）

九 おわりに：「追記」

本資料集は、増田が企画編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、加藤、紺谷、三阪の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」、「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」、「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆した。なお、「五〇六」の資料紹介の前書・注も、増田が執筆した。

「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、増田が閲覧謄写申請をし、京都・奈良・大津地方裁判所は増田・加藤・紺谷・三阪、和歌山地方裁判所は増田・加藤・紺谷がデジタルカメラで撮影した。なお、刑事統計年報は、横山の協力により複写を収集した。

「五 刑事判決書」は、増田が閲覧謄写申請をし、京都地方検察庁分は増田が複写された判決書を謄写し、奈良・大津地方検察庁分は増田・加藤・紺谷・三阪が、和歌山は増田・加藤・紺谷がデジタルカメラで撮影した。そして、紺谷が京都、奈良・大津、増田が和歌山における刑事判決書の電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、その予備調査は、横山に依頼して、国会図書館において、主として朝日新聞・地方版で行った。その外、増田・加藤・紺谷が、京都府立資料館、兵庫県立図書館、奈良県立図書館情報館、和歌山県立文書館で調査収集し、その補充調査は、増田が国会図書館で行った。なお、法

律新聞・日本陪審新聞に掲載された陪審公判記事は、増田が調査収集した。そして、紺谷が京都・和歌山、増田が奈良・大津の電磁ファイルを作成した。

「追記」「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究進捗状況報告

「陪審公判新聞記事」は資料収集済、「説示・問書・答申」は電磁ファイル化済、「判決書」は電磁ファイル化済、「判検事・弁護士の感想」は電磁ファイル化済、判検事・弁護士の履歴は資料収集済である。

新聞記事の電磁ファイル化は、東京・横浜が進行中であるが、千葉・浦和・水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟は予定が立っていない。陪審公判新聞記事は分量が膨大であるため、全事件の電磁ファイル化は直ぐには行えないので、事件の概要を作成（公訴事実程度の梗概を電磁ファイル化）した。

この様な調査進捗状況であるが、本年七月三十一日の調査研究期間満了日までには、資料集を完成する予定である。

ところで、従来、布施辰治が弁護した陪審公判は、特高警官殺害事件のみが知られていた（布施辰治「布施辰治外伝―幸徳事件より松川事件まで」『未来社』一九七四年二月、以下「外伝」といふ）、大石進「弁護士布施辰治」西田書店二〇一〇年三月、改定版二〇一一年一〇月、以下「弁護士伝」といふ）、森正「評伝布施辰治」日本評論社二〇一四年一月、以下「評伝」といふ）。しかし、調査中、弁護士布施辰治が弁護した陪審公判は、特高警官殺害事件の外に殺人事件二件（公安事件ではなく一般事件）あることが判明した。しかも、「外伝」・「弁護士伝」（第一版）では、特高警官殺害事件（被告人劉宗煥、同劉祿鐘）においては、布施弁護士の弁護活動が成功して、殺人の主問に対し「然らず」、傷害致死の補問に対し「然り」の答申がなされた

とされていた。ところが、実際は、殺人の主問に「然り」と答申され、宗煥には、死刑の求刑があつて無期懲役の判決がなされ、祿鐘には、懲役一〇年の求刑があつて懲役六年の判決がなされたのである。

そこで、平成二二（二〇一〇）年四月、大石進氏に、「主問」の殺人に「然り」の答申があつて、傷害致死の答申に「然り」の答申は無かつたことを指摘した。そして、資料として、『法律新聞』（昭和七年二月十三日十八頁）、『東京朝日新聞』（昭和七年二月四日夕刊二面）、立会した検事の長谷川瀏「陪審裁判警察官殺害事件の論告―此文を故警視庁巡查小澤長重氏の霊に捧ぐ―」（『警察協会雑誌』第386号・第388号、一九三二年一〇月・十二月）、上告したが棄却された大審院判決（『法律新聞』昭和七年八月十三日十二頁、『大審院刑事判例集』第11巻第12号、936頁）など、があることを連絡した。なお、これらの資料は、増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」（『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月、781・782頁）に記録しておいた。

大石氏は、私の指摘により、「弁護士伝」（改定版）において訂正した（しかし、私から情報の提供を受けたことは記述していない）。更に、平成二七（二〇一五）年一二月、特高警官殺害事件については、東京朝日新聞、東京日日新聞、読売新聞、時事新報、中外新報、都新聞、国民新聞、東京毎日新聞、中央新聞、萬朝報、やまと新聞、二六新報、法律新聞、法律新報に掲載された記事一二〇点、他の二件については、それぞれ一四点、一〇点、などを大石進氏に提供して、次に述べる「評伝」の誤りを正す論文を書かれるように勧めた（更には、大石氏自らの特高警官殺害事件と陪審裁判についての記述を改定する必要があると思われぬ）。

すなわち、「評伝」は、「沈黙の弁論、502～512頁」の項において、特高警官殺害事件を取り上げているが、私が大石進氏に提供した大量の新聞報道や資料情報を検索収集しないで、

資料不足のまま記述されているのである。

「評伝」は、「外伝」が補間に「然り」と答申したのは誤りとしている。しかし、「フルネームは分からないが、公判の裁判長は小林、検事は長谷川であり」(注、小林四郎、長谷川瀧であることは、少し調べれば判明する)、「ベテランの神道寛次と細迫兼光は出廷していなかったのだろう」(注、新聞報道の幾つかでは、両名も出頭と報道している)、「辰治が理屈を捻り出して上告を受理させたのだろうか」(注、上告理由は本件大審院判決を読めば直ぐ判明する)、「陪審員の評議は…僅差で決まったのではないか。裁判長が死刑を選択しなかったのは、…辰治の弁論が裁判長を動かし極刑を回避させたのではないか」と推測して、辰治の弁論(沈黙のパフォーマンス)を高く評価してる(注、しかし、警官殺害事件は、外に東京に一件、大阪に一件あるが、いずれも無期懲役であって、本件特高警官殺害事件が、布施弁護士の弁論によって、特別に死刑が回避されたわけではないと思われる)、そして「陪審裁判制度は一九四三年に廃止され」という(注、陪審法は廃止されず、施行停止で現在に到る)など、調査不十分なため、推測(憶測)と誤りが目立つのである。その外、布施弁護士は、「現に私は刑事事件の殆どすべてについて陪審請求の手段に出て居る」といい、その理由を「法律新報」(昭和5年9月5日5頁)に述べているが、読んでいないようである。

何故、布施柑治(布施辰治の長男)「外伝」は、特高警官殺害事件について、事実に戻して、傷害致死の補間に「然り」と答申があった、と記述をしたかの疑問について、大石進氏(布施辰治の孫)によると、「外伝」は、元は小説として書かれたものであって、他にも事実と異なる記述があるという。そして、同氏は、「外伝」からの孫引きを「私の失態であり、忸怩たるものがある。」(「弁護士伝」³¹⁴頁)という。